

公益法人・一般法人の運営等に関する

アンケート結果

(2023年1月実施分)

報告書

2023年7月

公益財団法人公益法人協会

公益法人・一般法人の運営等に関する

アンケート結果

(2023年1月実施分)

報告書

2023年7月

公益財団法人公益法人協会

目 次

I. アンケートの概要 -----	1
1. 本調査の背景	1
2. 回答法人の概要	3
3. 質問項目	4
4. 公益法人、一般法人の概況	6
II. アンケート結果〔公益法人編〕 -----	9
1. 回答法人の基本的事項	9
2. 法人格について	16
(1) 法人選択に関する意識 (16)	
(2) 法人種類の再選択 (36)	
3. 寄附と税制について	41
(1) 寄附金に対する姿勢 (41)	
(2) 税額控除証明の取得状況等 (45)	
(3) 税制、会計に関する要望事項 (51)	
(4) 会計に関する要望事項 (51)	
4. 行政庁の対応等について	52
(1) 立入検査について (52)	
(2) 変更認定申請の経緯 (54)	
(3) 行政庁の対応 (57)	
(4) 行政庁への要望について (59)	
5. 基金制度と純資産規制による強制解散制度	60
(1) 基金制度について (60)	
(2) 純資産規制による強制解散制度について (60)	
6. 新型コロナウイルス感染拡大への対応等	62
(1) 事業活動への影響と損失状況 (62)	
(2) 法人組織として求めたい支援 (63)	
(3) 法人組織として取り組みたい事項 (65)	
7. 公益法人協会に対する要望事項	67
III. アンケート結果〔一般法人編〕 -----	68
1. 回答法人の基本的事項	68
2. 法人選択の動向	73
(1) 法人選択に関する意識 (73)	

(2) 法人種類の再選択 (79)	
3. 寄附と税制について	83
(1) 寄附金に対する姿勢 (83)	
(2) 寄附の利用の促進について (85)	
(3) 税制に関する要望 (86)	
4. 基金制度と純資産規制による強制解散制度	87
(1) 基金制度について (87)	
(2) 純資産規制による強制解散制度の状況 (88)	
5. 新型コロナウイルス感染拡大への対応等	89
(1) 事業活動への影響と損失状況 (89)	
(2) 法人組織として求めたい支援 (90)	
6. 公益法人協会に対する要望事項	92
IV. まとめ	93
V. 付属資料	94
1. 記述回答〔公益法人編〕	94
(1) 「表 12 2021 年度の主な収益」のその他回答 (94)	
(2) 「表 16 公益法人を選択して良かった点」のその他回答 (95)	
(3) 「表 19 公益法人になって苦労している点」のその他回答 (96)	
(4) 「表 23 収支相償原則に関する具体的な要望や意見」のその他回答 (97)	
(5) 「表 28 遊休財産額規制に関する具体的な要望・意見」のその他回答 (98)	
(6) 「表 33 認定等手続きに関する具体的な要望・意見」のその他回答 (99)	
(7) 「表 37 別表 H についての定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂への対応」の その他回答 (99)	
(8) 「表 39 運営上苦労している点、困っている点に関する記述回答の件数」の記述回答(101)	
(9) 「表 40 法人格を再度選択できた場合の選択する法人類型」のその他回答 (105)	
(10) 「表 45 現状の法人形態と異なる法人格を選択した理由」のその他回答 (106)	
(11) 「表 49 寄附金を募集していない理由」のその他回答 (106)	
(12) 「表 57 税額控除証明を取得していない理由」のその他回答 (107)	
(13) 「表 59 寄附の利用をさらに促進する上で期待すること」のその他回答 (108)	
(14) 「表 62 公益法人をめぐる税制で希望する事項」の記述回答 (108)	
(15) 「表 63 現在の会計制度（平成 20 年度公益法人会計基準）についての意見」の 記述回答 (112)	
(16) 「表 64 立入検査等の状況」のその他回答 (114)	

- (17) 「表 67 変更認定申請・変更届出で困っている点」のその他回答 (116)
- (18) 「表 70 行政庁の指導について」のその他回答 (117)
- (19) 「表 72 行政庁への要望について」の記述回答 (118)
- (20) 「表 73 基金制度の活用状況」のその他回答 (121)
- (21) 「表 74 基金制度について意見・要望等」のその他回答 (121)
- (22) 「表 75 純資産規制による財団法人の強制解散制度」のその他回答 (121)
- (23) 「表 76 純資産規制による強制解散制度についての意見・要望等」のその他回答 (122)
- (24) 「表 79 法人組織として求めたい支援」のその他回答 (122)
- (25) 「表 82 今後法人組織として取り組みたい事項」のその他回答 (122)
- (26) 「表 84 公益法人協会に対する要望事項」の記述回答 (123)

2. 記述回答[一般法人編]

128

- (1) 「表 89 2021 年度の主な収益」のその他回答 (128)
- (2) 「表 93 一般法人を選択して良かった理由」のその他回答 (129)
- (3) 「表 95 一般法人になって苦労している点」のその他回答 (130)
- (4) 「表 99 運営上苦労している点、困っている点」の記述回答 (130)
- (5) 「表 100 再度選択する場合の法人類型」のその他回答 (134)
- (6) 「表 107 寄附金を募集していない理由」のその他回答 (135)
- (7) 「表 109 寄附利用をさらに促進する上で期待する項目」のその他回答 (136)
- (8) 「表 110 税制に関する要望」の記述回答 (136)
- (9) 「表 111 基金制度の活用状況」のその他回答 (138)
- (10) 「表 112 基金制度について意見・要望等」のその他回答 (139)
- (11) 「表 113 純資産規制による財団法人の強制解散制度」のその他回答 (139)
- (12) 「表 114 強制解散制度について意見・要望等」のその他回答 (139)
- (13) 「表 115 コロナ禍による事業の損失状況」のその他回答 (140)
- (14) 「表 117 法人組織として求めたい支援」のその他回答 (142)
- (15) 「表 119 今後法人組織として取り組みたい事項」のその他回答 (142)
- (16) 「表 120 公益法人協会に対する要望事項」の記述回答 (143)

VI. アンケート質問全文-----145

- 1. 公益法人 145
- 2. 一般法人 152

表目次

<公益法人>

表 1	公益法人、一般法人等の基本統計	1
表 2	アンケート回答数・回収率	3
表 3	2008 年度調査以降の回答数と回収率	3
表 4	アンケート質問内容一覧	4
表 5	都道府県別公益法人、一般法人基本統計	7
表 6	回答法人の法人格	9
表 7	法人の形態	9
表 8	行政庁別回答数	10
表 9	回答法人の主たる事業の分野	11
表 10	収益事業の有無	11
表 11	収益事業実施内容	12
表 12	2021 年度の主な収益	12
表 13	主たる事業別の主な収益の割合	14
表 14	2021 年度の収入規模別法人数	15
表 15	主たる事業別の収入規模	15
表 16	公益法人を選択して良かった点	16
表 17	公益法人になって良かった点の収入規模別割合	17
表 18	主たる事業別の公益法人になって良かった点の割合	17
表 19	公益法人になって苦労している点	19
表 20	公益法人になって苦労している点の収入規模別割合	19
表 21	主たる事業別にみる公益法人を選択して苦労している点の割合	20
表 22	公益法人になって苦労している法人の行政庁別割合	21
表 23	収支相償原則に関する具体的要望・意見	23
表 24	収益事業の有無別の収支相償原則に関する要望・意見	24
表 25	収入規模別の収支相償原則に関する要望・意見	24
表 26	主たる事業別の収支相償原則に関する要望・意見	25
表 27	行政庁別の収支相償原則に関する要望・意見	26
表 28	遊休財産額規制に関する具体的要望・意見	27
表 29	収益事業の有無別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見	28
表 30	主たる事業別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見	28
表 31	収入規模別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見	29
表 32	行政庁別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見	30

表 33	認定等手続きに関する具体的要望・意見	31
表 34	主たる事業別の認定等手続きに関する具体的な要望・意見	32
表 35	収入規模別の認定等手続きに関する具体的な要望・意見	33
表 36	行政庁別の認定等手続きに関する具体的な要望・意見	33
表 37	別表 H についての定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂への対応	35
表 38	行政庁別の別表 H についての定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂への対応	35
表 39	運営上苦勞している点、困っている点に関するその他記述回答の件数	36
表 40	再度選択する場合の法人類型	36
表 41	収入規模別の再度選択するとした場合の法人格	37
表 42	行政庁別の再度選択するとした場合の法人格	38
表 43	主たる事業別の法人選択の割合	39
表 44	公益法人以外を選択すると回答した法人の苦勞している点	40
表 45	現状の法人形態と異なる法人格を選択した理由	40
表 46	寄附金の総収入に占める割合	41
表 47	収入規模別寄附金の総収入に占める割合	41
表 48	主たる事業別の総収入に占める寄附金の割合	42
表 49	寄附金を募集していない理由	43
表 50	収入規模別の寄附金を募集していない理由	43
表 51	主たる事業別の寄附募集をしない理由	44
表 52	税額控除証明の取得状況	45
表 53	収入規模別の税額控除証明の取得状況	45
表 54	主たる事業別の税額控除証明取得状況	46
表 55	行政庁別の税額控除証明の取得状況	47
表 56	寄附金の総収入に占める割合別にみる税額控除証明取得状況	47
表 57	税額控除証明を取得していない理由	48
表 58	主たる事業別の税額控除証明を取得していない理由	49
表 59	寄附の利用をさらに促進する上で期待すること	49
表 60	収入規模別の寄附の利用をさらに促進する上で期待すること	50
表 61	主たる事業別の寄附の利用をさらに促進する上で期待すること	50
表 62	公益法人をめぐる税制で希望する事項	51
表 63	現在の会計制度(平成 20 年度公益法人会計基準)についての意見	51
表 64	立入検査等の状況	52
表 65	収入規模別の立入検査など行政庁の監督で困っている点	52
表 66	行政庁別の立入検査など行政庁の監督で困っている点	53
表 67	変更認定申請・変更届出で困っている点	54
表 68	収入規模別の変更認定申請・変更届出で困っている点	55

表 69	行政庁別の変更認定申請・変更届出で困っている点	56
表 70	行政庁の指導について	57
表 71	新制度における行政庁別の行政庁の対応について	58
表 72	行政庁への要望について	59
表 73	基金制度の活用状況(社団のみ)	60
表 74	基金制度について意見・要望等(社団のみ)	60
表 75	純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)	61
表 76	純資産規制による強制解散制度についての意見・要望等(財団のみ)	61
表 77	コロナ禍による事業の損失状況	62
表 78	主たる事業別の事業損失状況	62
表 79	法人組織として求めたい支援	64
表 80	収入規模別の法人組織として求めたい支援	64
表 81	主たる事業別の求めたい支援	65
表 82	今後法人組織として取り組みたい事項	66
表 83	収入規模別の今後法人組織として取り組みたい事項	66
表 84	公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数	67
<一般法人>		
表 85	回答法人の法人格	68
表 86	法人の形態	68
表 87	所在地別回答数	69
表 88	回答法人の主たる事業の分野	69
表 89	2021 年度の主な収益	70
表 90	主たる事業別の主な収益の割合	71
表 91	2021 年度の収入規模別法人数	72
表 92	主たる事業別の収入規模	72
表 93	一般法人を選択して良かった理由	73
表 94	主たる事業別の一般法人になって良かった点の割合	74
表 95	一般法人になって苦勞している点	75
表 96	所在地別の一般法人を選択して苦勞している法人の割合	76
表 97	所在地別の一般法人を選択して苦勞している内容の割合	76
表 98	主たる事業別の一般法人を選択して苦勞している点の割合	78
表 99	運営上苦勞している点、困っている点	79
表100	再度選択する場合の法人類型	79
表 101	収入規模別の再選択できたとしたときに選択する法人格	80
表 102	所在地別の一般法人を再度選択するとした法人の割合	80

表 103	事業別の法人選択の割合	81
表 104	再度選択する場合は公益法人を選択するとした所在地別の法人数	82
表 105	寄附金の総収入に占める割合	83
表 106	主たる事業別の総収入に占める寄附金の割合	84
表 107	寄附金を募集していない理由	84
表 108	事業内容別の寄附募集をしない理由	85
表 109	寄附利用をさらに促進する上で期待する項目	85
表 110	税制に関する要望	86
表 111	基金制度の活用状況(社団のみ)	87
表 112	基金制度について意見・要望等(社団のみ)	87
表 113	純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)	88
表 114	強制解散制度についてのご意見・ご要望(財団のみ)	88
表 115	コロナ禍による事業の損失状況	89
表 116	主たる事業別の事業活動への影響	89
表 117	法人組織として求めたい支援	90
表 118	主たる事業別の求めたい支援	91
表 119	今後法人組織として取り組みたい事項	92
表 120	公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数	92

I. アンケートの概要

1. 本調査の背景

現在の我が国では、自然災害への対応はもとより、少子高齢化、貧困問題、環境問題、労働や人権問題などの社会問題の多様化に伴い、公共サービスの需要が急速に拡大している一方で、行政による対応力の限界が顕在化しつつある。

このような状況下では、現在の地域社会を持続可能なものとするための存続基盤として、公益サービスを柔軟に供給できる公益セクターの存在が欠かせない。その意味で公益法人は、社会的支援や公益サービスを安定供給する社会的責任や使命を有し、それら公益活動を支え発展させていくためにも現在の制度環境の改善が求められているところである。

現状は、行政庁への各種申請や定期報告等に係る事務手続きが公益法人にとって大きな負担となっているうえ、欧米諸国では取り入れられていない財務三基準などの厳しい規制要件の存在もあり、このことが民間の担う公益の増進の最も大きな阻害要因となっており、このことは当協会が毎年実施している定点アンケートからも明らかとなっている。

このように、本来公益活動に利用できるあらゆる資源を規制遵守の為に費消させる傾向は、①組織自体が疲弊し本来事業への影響が深刻化している状況、②公益法人になることを回避する状況、③各種規制によりその時のニーズに合った支援活動を柔軟に展開できないという状況を生む結果に繋がっている。

現在の状況を統計からみると、一般法人は2022年05月から3,621法人の増加がみられたものの、公益事業を主目的とする公益法人の数は、経済の悪化や行き過ぎと思われる規制があつてか伸び悩みが続いており、僅か13法人の増加に止まっている(表1)。一般法人法により設立された89,781法人(公益法人+一般法人)に占める公益法人の割合は10.8%と極めて低く、この状態が続けば10%を切るのも時間の問題である。

表1 公益法人、一般法人等の基本統計

法人類型	法人数 (2023.03.21)		前回調査 (2022.05.27)
	社団	財団	
公益法人	4,161	9,671	9,658
	5,510	(+13)	
一般法人	72,507	80,110	76,489
	7,603	(+3,621)	
特定非営利活動法人	認定	1,264(+23)	1,241
		49,974(-495)	50,469
社会福祉法人		21,198(+20)	21,178

公益法人、一般法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人数は、国税庁法人番号公表サイトより作成。
認定特定非営利活動法人数(2023年2月末現在)は、内閣府NPOホームページを基に作成。

I. アンケートの概要

参考までに、特定非営利活動法人の数は 49,974 法人(2023 年 3 月現在)を数えるが、前回調査時(2022 年 5 月)から 495 法人の減少となっている。ただ、認定特定非営利活動法人については 23 法人の増加がみられ、特定非営利活動法人における認定法人に占める割合が上昇傾向にある。社会福祉法人数は 2023 年 3 月現在で 21,198 法人であり、前回調査から 20 法人増加した。

以上が統計からみた非営利法人の動向であるが、公益法人が置かれている前述の状況を踏まえ、今年度も①以上のような状況に至った経緯、②法人及び事業運営の状況、③制度改善のニーズを把握することを目的にアンケートを実施した。

本アンケートは、社会全体の公益増進の妨げとなっている原因を探り、その制度環境、活動環境の改善を目指す目的で実施したものであり、その結果として公益の増進のための制度改正の機運が高められることを切に期待している。

2. 回答法人の概要

今年度実施したアンケートは、例年どおりウェブ方式とし、発信先は当協会が確度の高い到着数としてメールアドレスを把握している公益法人 7,027 法人、一般法人 7,272 法人に依頼した(表2)。その結果、公益法人から 1,557 件(回収率 22.2%)、一般法人から 750 件(回収率 10.3%)の回答を得た。

これまでの回答率と比較すると、新制度施行直後(2009年)は比較的に高い回収率を維持してきたが、移行期間が終了した2015年以降は回収率の若干の低下がみられる(表3)。一般法人を対象としたアンケートも2014年から実施してきたが、公益法人の回答数と比較すると半分ほどの低い数値となっている。

本調査は、毎年実施することにより、施策の効果等を実証化することも意図しているので、関係者には引き続きのご協力をお願いしたい。

表2 アンケート回答数・回収率

	公益法人		一般法人		
発信件数 ¹	7,027		7,272		
有効回答数(回収率)	1,557 (22.2%)		750 (10.3%)		
社団・財団別回答数	社団	財団	社団	財団	
	692	865	529	221	
公益:行政庁別	内閣府	都道府県	非営利	共益	普通
一般:税制区分別 ²	477	1,080	380	174	196

¹ 発信件数は、想定到着ベース。

² 一般法人は、非営利型(非営利徹底法人)および共益型(共益法人)の場合、法人税法上は公益法人等として取り扱われるが、収益事業は課税対象となる。普通型(特定一般法人)は法人税法上、全所得課税。

表3 2008年度調査以降の回答数と回収率

調査年	公益法人		一般法人		調査年	公益法人		一般法人	
	回答数	回収率	回答数	回収率		回答数	回収率	回答数	回収率
2008	2,079	21.5%	-	-	2016	1,548	24.0%	1,076	13.2%
2009	3,148	33.6%	-	-	2017	1,586	23.3%	703	9.8%
2010	2,955	32.5%	-	-	2018	2,452	26.5%*	1,609	26.5%*
2011	4,416	31.6%	-	-	2019	1,439	23.8%	986	14.7%
2012	3,441	28.1%	-	-	2020	1,515	25.3%	796	12.6%
2013	1,623	24.2%	-	-	2021	1,523	25.3%	791	13.0%
2014	2,103	30.9%	1,711	24.3%	2022	1,557	22.2%	750	10.3%
2015	1,583	22.0%	737	13.0%	-	-	-	-	-+

*2018年度調査は、法人形態別の発信件数(想定到着件数)を区別していないため、それぞれの回収率は厳密には不明であるが、公益法人、一般法人の合計は26.5%である。

I. アンケートの概要

3. 質問項目

アンケートでは、法人選択の動向、組織運営、寄附と税制、ガバナンス・コード、行政庁の対応およびコロナウィルスへの対応について訊いた。質問内容は4のとおりであるが、その内容は公益法人と一般法人とで異なり、質問数は公益法人 28 問、一般法人 15 問とした。質問の全文は、「VI. アンケート質問全文」に収録している。

なお本書では、公益法人および一般法人の制度が構造的に異なるため、公益法人の調査結果については「II. アンケート結果[公益法人編]」、一般法人の調査結果については「III. アンケート結果[一般法人編]」において、それぞれ別に報告することとした。また、前年度と同様、今回もより実態を深く把握するため、可能な限りクロス分析による解析を試みた。

表4 アンケート質問内容一覧

	公益法人		一般法人	
基本情報	回答者のメールアドレス		回答者のメールアドレス	
	法人の別		法人の別	
	法人の形態		法人の形態	
	行政庁の別		所在地	
	-		税法区分	
	事業内容の分類		事業内容の分類	
	収益事業の有無		-	
	収益事業の内容		-	
	2021 年度の主な収益		2021 年度の主な収益	
	2021 年度の収入規模		2021 年度の収入規模	
法人選択	1	公益法人を選択して良かった点	1	一般法人を選択して良かった点
	2	公益法人を選択して苦労している点	2	一般法人を選択して苦労している点
	3	収支相償原則に関する意見、要望	-	-
	4	遊休財産額規制に関する意見、要望	-	-
	5	認定等手続きに関する意見、要望	-	-
	6	その他苦労している点の具体的内容 ¹	3	苦労している点の具体的内容 ¹
	7	定期提出書類の H 表への対応	-	-
	8	再度選択する場合の法人類型	4	再度選択する場合の法人類型
	9	現在の法人類型と異なる法人類型を選択する理由	-	-
寄附・税制等	10	寄附金の総収入に占める割合	5	寄附金の総収入に占める割合
	11	寄附金を募集していない理由	6	寄附金を募集していない理由
	12	税額控除証明への対応	-	-
	13	税額控除証明を取得していない理由	-	-
	14	寄附の利用をさらに促進する上で期待すること	-	-

3. 質問項目

	15	税制への要望 ¹	7	税制への要望 ¹
	16	会計基準についての意見 ¹	-	-
行政庁対応	17	行政庁による監督	-	-
	18	変更認定申請・届出	-	-
	19	行政庁の指導・対応	-	-
	20	行政庁への要望	-	-
その他制度	21	基金制度の活用状況(社団のみ)	8	基金制度の活用状況(社団のみ)
	22	基金制度についての意見(社団のみ)	9	基金制度についての意見(社団のみ)
	23	純資産規制に関する状況(財団のみ)	10	純資産規制に関する状況(財団のみ)
	24	純資産規制による強制解散制度についての意見(財団のみ)	11	純資産規制による強制解散制度についての意見(財団のみ)
コロナ対策	25	事業活動への影響	12	事業活動への影響
	26	法人組織として求めたい支援	13	法人組織として求めたい支援
	27	今後の取り組み	14	今後の取り組み
	28	公法協への要望 ¹	15	公法協への要望 ¹

¹記述式の質問。質問内容の詳細は、「VI. アンケート質問全文」を参照。

4. 公益法人、一般法人の概況

アンケートの結果報告に入る前に、公益法人および一般法人の概況についてみていく。表5は、2023年3月21日時点の公益法人および一般法人の法人数、一般法人法に基づき設立された法人(公益法人+一般法人)に占める公益法人の割合、そして人口1万人当たりの法人数を都道府県別に示したものである。

公益法人数を地域別にみると、最も公益法人が多い都道府県は東京都であり2,331件、全体に占める割合は24.1%であった。2022年調査時の割合は24.0%であったので、0.1ポイント上昇したことになる。2番目に多い大阪府4.4%とのポイント差は19.7に上る。2022年調査時と比較し、公益法人が最も増加した自治体は東京都(10件)であり、大阪府(6件)、埼玉県(3件)、兵庫県(3件)が続く。

公益法人が少ない地域は、秋田県72件(0.7%)、佐賀県72件(0.7%)、鳥取県78件(0.8%)などがあげられる。また、2022年調査時と比較し公益法人が減少した都道府県は13県(北海道、青森県、茨城県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、三重県、京都府、山口県、香川県、大分県、鹿児島県)であり、とくに富山県は減少数が3件と最も多かった。

<公益法人が多い順>

・東京都	2,331件(24.1%)
・大阪府	425件(4.4%)
・神奈川県	369件(3.8%)
・京都府	336件(3.5%)
・福岡県	326件(3.4%)

<公益法人が少ない順>

・秋田県	72件(0.7%)
・佐賀県	72件(0.7%)
・鳥取県	78件(0.8%)
・徳島県	84件(0.9%)
・山梨県、宮崎県	90件(0.9%)

一般法人の多い地域、少ない地域は以下のとおりである。一般法人が最も多い地域も東京都(27,908件)であり、全体に占める割合は34.8%に上るが、前年比で0.1ポイント低下している。一般法人の数は、いずれも都道府県人口に比例した分布形態がみられるものの、東京都の比率のみ極端に高い数値が示されており、これは地元組織に加えて多くの全国組織が都内に立地していることに起因するものである。

2022年5月の法人数と比較し、一般法人が最も増加した自治体は東京都(1,238件)であり、大阪府(294件)、神奈川県(190件)、福岡県(147件)が続く。一方、一般法人が減少した自治体は認められなかった。

<一般法人が多い順>

・東京都	27,908件(34.8%)
・大阪府	6,046件(7.5%)
・神奈川県	3,884件(4.8%)
・愛知県	2,943件(3.7%)
・兵庫県	2,877件(3.6%)

<一般法人が少ない順>

・秋田県	279件(0.3%)
・鳥取県	333件(0.4%)
・高知県	337件(0.4%)
・島根県	349件(0.4%)
・山形県	387件(0.5%)

4. 公益法人、一般法人の概況

表5 都道府県別公益法人、一般法人基本統計

都道府県	公益法人			一般法人			合 計	公益法人 の割合	1万人当り法人数	
	増減	全国比		増減	全国比	公益			一般	
北海道	266	-1	2.8	2,420	92	3.0	2,686	9.9	0.5	4.5
青森県	106	-2	1.1	482	8	0.6	588	18.0	0.8	3.7
岩手県	99	0	1.0	568	27	0.7	667	14.8	0.8	4.4
宮城県	165	1	1.7	1,252	49	1.6	1,417	11.6	0.7	5.4
秋田県	72	0	0.7	279	9	0.3	351	20.5	0.7	2.7
山形県	137	0	1.4	387	16	0.5	524	26.1	1.2	3.4
福島県	157	0	1.6	875	34	1.1	1,032	15.2	0.8	4.6
茨城県	145	-1	1.5	1,005	64	1.3	1,150	12.6	0.5	3.4
栃木県	128	0	1.3	626	28	0.8	754	17.0	0.6	3.2
群馬県	125	1	1.3	695	39	0.9	820	15.2	0.6	3.5
埼玉県	231	3	2.4	2,108	104	2.6	2,339	9.9	0.3	2.9
千葉県	208	2	2.2	1,823	101	2.3	2,031	10.2	0.3	2.9
東京都	2,331	10	24.1	27,908	1,238	34.8	30,239	7.7	1.7	20.6
神奈川県	369	1	3.8	3,884	190	4.8	4,253	8.7	0.4	4.3
新潟県	190	1	2.0	757	21	0.9	947	20.1	0.8	3.3
富山県	141	-3	1.5	443	20	0.6	584	24.1	1.3	4.2
石川県	146	-1	1.5	597	16	0.7	743	19.7	1.3	5.2
福井県	111	0	1.1	454	23	0.6	565	19.6	1.4	5.8
山梨県	90	-1	0.9	511	19	0.6	601	15.0	1.1	6.1
長野県	134	0	1.4	1,102	36	1.4	1,236	10.8	0.6	5.3
岐阜県	131	-2	1.4	859	45	1.1	990	13.2	0.6	4.2
静岡県	197	0	2.0	1,528	71	1.9	1,725	11.4	0.5	4.1
愛知県	311	1	3.2	2,943	126	3.7	3,254	9.6	0.4	3.9
三重県	109	-2	1.1	637	26	0.8	746	14.6	0.6	3.5
滋賀県	143	0	1.5	671	31	0.8	814	17.6	1.0	4.7
京都府	336	-1	3.5	1,866	108	2.3	2,202	15.3	1.3	7.1
大阪府	425	6	4.4	6,046	294	7.5	6,471	6.6	0.5	6.8
兵庫県	278	3	2.9	2,877	121	3.6	3,155	8.8	0.5	5.2
奈良県	104	0	1.1	703	24	0.9	807	12.9	0.8	5.2
和歌山県	93	0	1.0	471	16	0.6	564	16.5	1.0	4.9
鳥取県	78	0	0.8	333	15	0.4	411	19.0	1.4	5.8
島根県	107	1	1.1	349	19	0.4	456	23.5	1.5	5.0
岡山県	168	0	1.7	929	42	1.2	1,097	15.3	0.9	4.8
広島県	188	0	1.9	1,205	49	1.5	1,393	13.5	0.7	4.2
山口県	104	-1	1.1	519	16	0.6	623	16.7	0.7	3.7
徳島県	84	0	0.9	400	19	0.5	484	17.4	1.1	5.3
香川県	139	-1	1.4	496	26	0.6	635	21.9	1.4	5.1
愛媛県	116	2	1.2	516	31	0.6	632	18.4	0.8	3.7
高知県	114	0	1.2	337	13	0.4	451	25.3	1.6	4.6
福岡県	326	0	3.4	2,772	147	3.5	3,098	10.5	0.6	5.4
佐賀県	72	0	0.7	467	14	0.6	539	13.4	0.9	5.6
長崎県	109	0	1.1	637	12	0.8	746	14.6	0.8	4.6
熊本県	91	0	0.9	1,073	33	1.3	1,164	7.8	0.5	6.0
大分県	111	-1	1.1	620	23	0.8	731	15.2	1.0	5.3
宮崎県	90	0	0.9	468	29	0.6	558	16.1	0.8	4.2
鹿児島県	195	-2	2.0	696	46	0.9	891	21.9	1.2	4.2
沖縄県	101	0	1.0	1,516	91	1.9	1,617	6.2	0.7	10.6
合 計			9,671			80,110	89,781	10.8	0.8	6.3

資料：国税庁法人番号公表サイト(2023年3月21日現在)

表中の増減は2022年5月27日時点の法人数との比較による。

I. アンケートの概要

一般法人に対する公益法人の割合が高い地域、低い地域を以下に示した。公益法人の割合が高い地域は山形県 26.1%、高知県 25.3%など人口規模が小さい地域が上位を占める。一方で、公益法人の割合が低い地域は沖縄県 6.2%、大阪府 6.6%、東京都 7.7%、熊本県 7.8%、神奈川県 8.7%、兵庫県 8.8%などであった。

<公益法人の割合が高い地域>

・山形県	26.1%
・高知県	25.3%
・富山県	24.1%
・島根県	23.5%
・香川県、鹿児島県	21.9%

<公益法人の割合が低い地域>

・沖縄県	6.2%
・大阪府	6.6%
・東京都	7.7%
・熊本県	7.8%
・神奈川県	8.7%

人口1万人当りの公益法人数が多い地域の上位、少ない地域の下位は以下に示した。最高値を示す東京都(1.7件)に対して、東京都周辺部はいずれも最低値(埼玉県0.3件、千葉県0.3件、神奈川県0.4件)が示されており、首都圏域では東京都を中心としたストロー現象が顕著にみられる。関西圏では首都圏と比較し異なる様相を呈しており、極めて低い数値が示されている大阪府(0.5件)、兵庫県(0.5件)、奈良県(0.8件)に対し、京都府は1.3件を示しており、関西圏では京都府を中心とした分布形態が顕著である。

他方、北陸地方、山陰地方、四国地方などの地方部では高い数値が示される傾向にある。

<人口1万人当り公益法人数の上位>

・東京都	1.7件
・高知県	1.6件
・島根県	1.5件
・鳥取県	1.4件
・香川県、福井県	1.4件

<人口1万人当り公益法人数の下位>

・埼玉県	0.3件
・千葉県	0.3件
・神奈川県	0.4件
・愛知県	0.4件
・6道府県 ¹	0.5件

¹ 北海道、茨城県、静岡県、大阪府、兵庫県、熊本県

人口1万人当りの一般法人の数が多い地域の上位、少ない地域の下位は以下のとおりである。一般法人においても、東京都(20.6件)は公益法人と同様に圧倒的な求心力を持ち、次に多い沖縄県(10.6件)とは10件の差がある。3番目に多い地域は京都府(7.1件)であり、公益法人に限らず、一般法人の設立も盛んであることが理解できよう。

一方で、人口1万人当りの一般法人の数が少ない地域は、公益法人と同様に埼玉県、千葉県等関東地方に集中する。

<人口1万人当り一般法人数の上位>

・東京都	20.6件
・沖縄県	10.6件
・京都府	7.1件
・大阪府	6.8件
・山梨県	6.1件

<人口1万人当り一般法人数の下位>

・埼玉県	2.9件
・千葉県	2.9件
・秋田県	2.7件
・栃木県	3.2件
・新潟県	3.3件

II. アンケート結果〔公益法人編〕

1. 回答法人の基本的事項

本章では、公益法人の回答結果についてみていく。回答法人の属性は、社団 692 件(44.4%)、財団 865 件(55.6%)で、財団が若干上回る構成となっている(表6)。

表6 回答法人の法人格

法人格	回答法人数	割合
公益社団法人	692	44.4%
公益財団法人	865	55.6%
合計	1,557	—

表7は、回答法人の設立経緯を示したものである。全体の65.3%にあたる1,017法人は特例民法法人(旧民法法人)から移行認定を経て公益法人になった移行法人であり、とりわけ財団の比率が73.2%(633件)と高く、社団とのポイント差は17.7である。また、特例民法法人から一般法人に移行後公益認定を取得した移行法人は53件(3.4%)であった。

一般法人を新規に設立し公益認定を取得した法人は118件(7.6%)にとどまる。任意団体から一般法人に転換後公益認定を取得した法人は259件(16.6%)に上り、とりわけ社団の占める割合が高く25.6%(177件)となっている。

その他法人格からの転換状況をみると、特定非営利活動法人からが24件(1.5%)、営利法人からが4件(0.3%)、その他法人格からが82件(5.3%)であった。

表7 法人の形態

回答項目	公益社団		公益財団		合計		2021年 (%)
		%		%		%	
特例民法法人からの移行	384	55.5	633	73.2	1,017	65.3	67.9
特例民法法人から一般法人に移行後公益法人へ	33	4.8	20	2.3	53	3.4	5.1
新設(2008年12月以降に一般法人設立後公益法人へ)	39	5.6	79	9.1	118	7.6	4.5
任意団体から一般法人に転換後公益法人へ	177	25.6	82	9.5	259	16.6	14.8
特定非営利活動法人から一般法人に転換後公益法人へ	15	2.2	9	1.0	24	1.5	1.6
営利法人(株式会社・合同会社など)から一般法人に転換後公益法人へ	1	0.1	3	0.3	4	0.3	0.1
その他法人から一般法人に転換後公益法人へ	43	6.2	39	4.5	82	5.3	6.2
回答法人数計	692	—	865	—	1,557	—	—

%は回答法人数(公益社団692件、公益財団865件、計1,557件)に占める割合(%)。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表8は、回答法人数を行政庁別に示したものである。内閣府所管法人は477件(30.6%)、都道府県所管法人は1,080件(69.4%)である。都道府県所管法人について地域別にみると、北海道が44件(2.8%)、東北地方6県が112件(7.2%)、関東地方1都6県が267件(17.1%)、甲信越地方3県が55件(3.5%)、北陸地方3県が47件(3.0%)、中部地方4県が109件(7.0%)、近畿地方2府4県が128件(8.2%)、中国地方5県が107件(6.9%)、四国地方4県が50件(3.2%)、九州地方8県が161件(10.3%)である。都道府県別では東京都125件が最も多く、次いで愛知県50件、北海道44件、福岡県43件が続く。

表8 行政庁別回答数

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	44	2.8	石川県	24	1.5	岡山県	26	1.7
青森県	8	0.5	福井県	12	0.8	広島県	37	2.4
岩手県	22	1.4	山梨県	14	0.9	山口県	19	1.2
宮城県	28	1.8	長野県	16	1.0	徳島県	9	0.6
秋田県	10	0.6	岐阜県	14	0.9	香川県	13	0.8
山形県	14	0.9	静岡県	30	1.9	愛媛県	14	0.9
福島県	30	1.9	愛知県	50	3.2	高知県	14	0.9
茨城県	25	1.6	三重県	15	1.0	福岡県	43	2.8
栃木県	19	1.2	滋賀県	21	1.3	佐賀県	19	1.2
群馬県	12	0.8	京都府	27	1.7	長崎県	13	0.8
埼玉県	28	1.8	大阪府	34	2.2	熊本県	9	0.6
千葉県	19	1.2	兵庫県	27	1.7	大分県	15	1.0
東京都	125	8.0	奈良県	11	0.7	宮崎県	18	1.2
神奈川県	39	2.5	和歌山県	8	0.5	鹿児島県	31	2.0
新潟県	25	1.6	鳥取県	14	0.9	沖縄県	13	0.8
富山県	11	0.7	島根県	11	0.7	内閣府	477	30.6

%は回答法人数(1,557件)に占める割合(%)。

次に、回答法人が実施する主たる事業の分野について表9に示した。最も多かった事業分野は、「その他」(215件、13.8%)を除くと「助成・表彰」138件(8.9%)であり、「地域社会貢献団体」106件(6.8%)、「芸術・文化関係」106件(6.8%)、「教育関係」104件(6.7%)の事業を実施する法人も比較的にかつた。

一方で、「趣味・愛好会・同好会」、「情報化社会」および「精神修養団体」は、該当する法人がみられず、「新聞その他メディア」1件、「祭祀・慰霊」2件、「生活・権利保護支援」3件においてもごく少数であった。

本報告では、主たる事業および他の回答とのクロス分析を行うにあたり、母数が10件未満のカテゴリについては「10件未満事業群」に集約することとする。母数が9件を下回るカテゴリは、「動物愛護」7件、「生活・権利保護支援」3件、「人権・平和」8件、「男女共同参画社会」5件、「免許・資格付与・検査・検定」9件、「祭祀・慰霊」2件、「新聞その他メディア」1件であり、これらの合計は35件である。

表9 回答法人の主たる事業の分野

主たる事業	社団	財団	合計	主たる事業	社団	財団	合計
社会福祉関係	48	28	76	動物愛護*	7	0	7
福祉関係の助成	7	16	23	生活・権利保護支援*	3	0	3
健康維持・増進団体等	36	27	63	人権・平和*	2	6	8
医療施設、病院等	7	17	24	国際協力	6	32	38
教育関係	38	66	104	男女共同参画社会*	0	5	5
学会・学術団体	58	9	67	情報化社会*	0	0	0
研究・分析機関	7	43	50	産業創造・企業経営、 起業支援	6	17	23
助成・表彰	12	126	138	業界団体	44	11	55
奨学	7	71	78	同一資格者団体	23	0	23
児童・青少年の健全育成	8	28	36	免許・資格付与・検 査・検定*	7	2	9
美術館・博物館・動物 園・水族館・公園・庭園	2	55	57	互助・共済、親睦団体	2	9	11
芸術・文化関係	16	90	106	精神修養団体*	0	0	0
スポーツ関係	25	51	76	祭祀・慰霊*	0	2	2
趣味・愛好会・同好会*	0	0	0	会館運営	1	10	11
地域社会貢献活動・団 体	94	12	106	新聞その他メディア*	1	0	1
環境保護	16	24	40	行政関連	34	36	70
災害・地域安全	13	3	16	非営利活動支援団体	8	8	16
				その他	154	61	215
				回答法人数計	692	865	1,557

*本報告のクロス分析で「10件未満事業群」として扱う回答母数が10件未満の主たる事業。

表10は、収益事業の有無について示したものである。同表によると、490件(31.5%)が収益事業を実施しており、税法上の収益事業でも公益目的事業として認定され実施している法人は95件(6.1%)であった。また、税法上の収益事業および公益目的事業として実施している税法上の収益事業の両方を実施している法人は、42件(2.7%)にとどまった。一方で、収益事業を全く実施していないとする法人は930件(59.7%)と半数を上回った。

表10 収益事業の有無

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
		%		%		%
会計区分の上、収益事業として実施している	203	29.3	287	33.2	490	31.5
法人税法上の収益事業34業種に該当するが、 公益目的事業として認定され実施している	55	7.9	40	4.6	95	6.1
上記の両収益事業を実施している	25	3.6	17	2.0	42	2.7
実施していない	409	59.1	521	60.2	930	59.7
回答法人数計	692	-	865	-	1,557	-

会計区分上の収益事業あるいは公益目的事業として実施している税法上の収益事業のどちらか(両方を含む)を実施している法人に対して、実施している税法上の収益事業の内容について伺ったところ、物品販売業が最も多く157件(30.7%)であり、不動産貸付業80件(15.7%)、請負業77件(15.0%)が続く(表11)。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 11 収益事業実施内容

主たる事業内容	社団	財団	合計	主たる事業内容	社団	財団	合計
物品販売業	54	103	157	代理業	10	4	14
不動産販売業	1	2	3	仲立業	1	2	3
金銭貸付業	1	0	1	問屋業	0	0	0
物品貸付業	1	5	6	鉱業	0	0	0
不動産貸付業	26	54	80	土石採取業	0	0	0
製造業		2	2	浴場業	0	1	1
通信業	1	2	3	理容業	0	0	0
運送業	0	0	0	美容業	0	0	0
倉庫業	1	0	1	興行業	1	12	13
請負業	45	32	77	遊技所業	1	3	4
印刷業	0	1	1	遊覧所業	0	3	3
出版業	16	5	21	医療保健業	17	5	22
写真業	0	2	2	技芸教授業	5	6	11
席貸業	2	15	17	駐車場業	6	17	23
旅館業	0	1	1	信用保証業	0	1	1
料理店業その他の飲食店業	3	6	9	無体財産権の提供等業	2	3	5
周旋業	7	0	7	労働者派遣業	22	0	22
回答法人数計					223	287	510

回答法人の主な収益をみると、「会費収入」を主な収益とする法人の割合が最も高く、5割を超えた。「公益目的事業からの収益」および「行政機関からの補助金」も比較的に高く、それぞれ42.6%(664件)および32.9%(513件)であった(表12)。

法人類型別にみると、社団の場合は8割以上(81.9%、567件)が「会費収入」であり、また「公益目的事業からの収益」、「行政機関からの補助金」を主な収益とする法人も多くみられ、それぞれ54.2%(375件)、41.0%(284件)であった。一方で、財団の場合で比較的に高かったのは、「資金運用益」35.3%(305件)、「公益目的事業からの収益」33.4%(289件)、「会費収入」27.6%(239件)、「委託費・指定管理料」27.3%(236件)、「行政機関からの補助金」26.5%(229件)であった。

表 12 2021 年度の主な収益(複数回答)

主な収益	公益社団		公益財団		合計	
		%		%		%
会費収入	567	81.9	239	27.6	806	51.8
個人による寄附金	84	12.1	158	18.3	242	15.5
親会社等による資金拠出	12	1.7	83	9.6	95	6.1
公益目的事業からの収益	375	54.2	289	33.4	664	42.6
収益事業の実施による収益	112	16.2	173	20.0	285	18.3
民間機関からの助成金	73	10.5	57	6.6	130	8.3
行政機関からの補助金	284	41.0	229	26.5	513	32.9
委託費・指定管理料	130	18.8	236	27.3	366	23.5
資金運用益	50	7.2	305	35.3	355	22.8
その他(記述回答)	26	3.8	71	8.2	97	6.2
回答法人数計	1,713	—	1,840	—	3,553	—

%は、回答法人数 1,557 件(社団 692 件、財団 865 件)に占める割合。「その他」記述回答の内容は、V. 1.(1)参照。

1. 回答法人の基本的事項

次に、事業による収入源の傾向を把握するため、回答法人の主な収益を事業分野別にみてみた(表13)。

「会費収入」に依存する法人が50%以上を占める事業は14事業に上り、なかでも「同一資格者団体」100%、「学会・学術団体」92.5%、「互助・共済、親睦団体」90.9%、「災害・地域安全」87.5%、「地域社会貢献活動・団体」81.1%、「業界団体」80.0%については8割を超えている。

「公益目的事業からの収益」については、「医療施設、病院等」87.5%、「学会・学術団体」67.2%、「美術館・博物館・動物園等」64.9%を含む9事業が、「行政機関からの補助金」については、「互助・共済、親睦団体」63.6%、「スポーツ関係」60.5%を含む6事業が、「資金運用益」については、「助成・表彰」68.1%、「奨学」67.9%の2事業が50%を超えている。「委託費・指定管理料」では、「スポーツ関係」56.6%が唯一過半数を超えた。

個人寄附に依存している法人の割合が高い事業は、「非営利活動支援団体」37.5%、「環境保護」27.5%、「美術館・博物館・動物園等」26.3%、「スポーツ関係」26.3%であり、この他に主な収益で高い数値が示された事業は、「親会社等による資金拠出」の場合「助成・表彰」25.4%および「奨学」14.1%、「収益事業の実施による収益」の場合「会館運営」63.6%、「互助・共済・親睦団体」45.5%、「民間機関からの助成金」の場合「非営利活動支援団体」31.3%および「地域社会貢献活動団体」18.9%であった。

回答法人の収入規模については表14に示している通りである。全体に占める割合が最も高い収入規模は「1億円～5億円」であり30.4%(474件)に上る。次いで「1千万円～5千万円」26.3%(410件)、「5千万円～1億円」15.9%(248件)、「1千万円未満」11.8%(183件)、「10億円以上」8.3%(130件)、「5億円～10億円」7.2%(112件)が続く。また、5億円以上の収入規模を有する法人のうち財団法人が多いことが分かる。

表15は収入規模を事業分野別にみたものであり、主たる事業毎の全回答に占める割合の最高値は太字で示した。表によると、収入規模「1億円～5億円」において最高値が示された事業は「社会福祉関係」46.1%、「研究分析機関」46.0%、「互助・共済・親睦団体」45.5%、「会館運営」45.5%を含む15事業が該当する。

5千万円未満を小規模法人、5千万円～5億円を中規模法人、5億円以上を大規模法人と仮定した場合、小規模法人の割合が高い事業は「災害・地域安全」56.3%、「奨学」55.2%、「地域社会貢献活動・団体」52.9%、「非営利活動支援団体」50.1%、中規模法人の割合が高い事業は「互助・共済、親睦団体」72.8%、「会館運営」72.8%、「研究・分析機関」62.0%、「福祉関係の助成」60.8%、「10件未満事業群」60.0%、大規模法人の割合が高い事業は「医療施設、病院等」66.7%であった。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 13 主たる事業別の主な収益の割合(複数回答)

(%)

主たる事業 (回答法人数)	会費 収入	個人 寄附	資金 拠出	公益 事業	収益 事業	民間 助成	行政 補助	委託 費等	資金 運用	その 他
社会福祉関係(76)	68.4	18.4	2.6	60.5	10.5	3.9	47.4	26.3	3.9	5.3
福祉関係の助成(23)	30.4	21.7	8.7	30.4	21.7	0.0	26.1	13.0	39.1	13.0
健康維持・増進団体等(63)	69.8	12.7	4.8	41.3	7.9	6.3	33.3	17.5	14.3	0.0
医療施設、病院等(24)	25.0	0.0	0.0	87.5	12.5	4.2	37.5	12.5	4.2	0.0
教育関係(104)	46.2	24.0	8.7	43.3	20.2	5.8	23.1	11.5	35.6	6.7
学会・学術団体(67)	92.5	14.9	0.0	67.2	22.4	7.5	7.5	4.5	11.9	1.5
研究・分析機関(50)	34.0	8.0	12.0	40.0	20.0	12.0	16.0	16.0	28.0	18.0
助成・表彰(138)	13.0	18.8	25.4	3.6	5.8	2.9	2.9	3.6	68.1	11.6
奨学(78)	9.0	23.1	14.1	1.3	5.1	1.3	3.8	0.0	67.9	10.3
児童・青少年の健全育成(36)	36.1	22.2	11.1	33.3	22.2	13.9	16.7	27.8	16.7	8.3
美術館・博物館・動物園等(57)	26.3	26.3	12.3	64.9	35.1	3.5	24.6	36.8	17.5	7.0
芸術・文化関係(106)	36.8	17.0	6.6	50.0	28.3	14.2	34.0	48.1	13.2	4.7
スポーツ関係(76)	63.2	26.3	1.3	43.4	35.5	15.8	60.5	56.6	13.2	2.6
地域社会貢献活動・団体(106)	81.1	5.7	0.0	43.4	13.2	18.9	46.2	16.0	6.6	5.7
環境保護(40)	52.5	27.5	5.0	37.5	12.5	12.5	30.0	27.5	10.0	15.0
災害・地域安全(16)	87.5	25.0	0.0	56.3	25.0	6.3	43.8	18.8	18.8	6.3
国際協力(38)	60.5	18.4	2.6	44.7	7.9	10.5	39.5	42.1	31.6	7.9
産業創造・企業経営、起業支援(23)	34.8	0.0	0.0	21.7	26.1	13.0	56.5	34.8	17.4	0.0
業界団体(55)	80.0	3.6	0.0	36.4	21.8	7.3	36.4	21.8	9.1	3.6
同一資格者団体(23)	100.0	4.3	8.7	43.5	4.3	0.0	21.7	30.4	0.0	0.0
互助・共済、親睦団体(11)	90.9	9.1	0.0	63.6	45.5	0.0	63.6	27.3	27.3	9.1
会館運営(11)	45.5	9.1	0.0	54.5	63.6	0.0	45.5	45.5	9.1	9.1
行政関連(70)	37.1	4.3	0.0	48.6	20.0	10.0	50.0	30.0	17.1	2.9
非営利活動支援団体(16)	62.5	37.5	0.0	37.5	12.5	31.3	56.3	31.3	6.3	6.3
10件未満事業群(35)	60.0	17.1	0.0	45.7	37.1	2.9	20.0	31.4	8.6	2.9
その他(215)	64.7	10.7	1.4	56.7	16.3	7.4	51.6	26.5	14.9	5.1
合計(1,557)	51.8	15.5	6.1	42.6	18.3	8.3	32.9	23.5	22.8	6.2

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は50%以上。

美術館・博物館・動物園等:美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

会費収入:会費収入 個人寄附:個人による寄附金 資金拠出:親会社等による資金拠出 公益事業:公益目的事業からの収益 収益事業:収益事業の実施による収益 民間助成:民間機関からの助成金 行政補助:行政機関からの補助金 委託費等:委託費・指定管理料 借入れ:金融機関からの借入れ 資金運用:資金運用益

1. 回答法人の基本的事項

表 14 2021 年度の収入規模別法人数

収入規模	公益社団		公益財団		合計		2021 年 (%)
		%		%		%	
1千万円未満	75	10.8	108	12.5	183	11.8	9.5
1千万円以上5千万円未満	199	28.8	211	24.4	410	26.3	28.8
5千万円以上1億円未満	123	17.8	125	14.5	248	15.9	15.2
1億円以上5億円未満	211	30.5	263	30.4	474	30.4	31.8
5億円以上 10 億円未満	44	6.4	68	7.9	112	7.2	7.1
10 億円以上	40	5.8	90	10.4	130	8.3	7.7
回答法人数計	692	—	865	—	1,557	—	—

%は、回答法人数 1,557 件(社団 692 件、財団 865 件)に占める割合。

表 15 主たる事業別の収入規模

(%)

主たる事業 (回答法人数)	1 千万 円未満	1 千万～ 5 千万円	5 千万円 ～1 億円	1 億円～ 5 億円	5 億円～ 10 億円	10 億円 以上
社会福祉関係(76)	3.9	25.0	13.2	46.1	10.5	1.3
福祉関係の助成(23)	13.0	26.1	21.7	39.1	0.0	0.0
健康維持・増進団体等(63)	11.1	36.5	7.9	28.6	4.8	11.1
医療施設、病院等(24)	4.2	12.5	0.0	16.7	12.5	54.2
教育関係(104)	14.4	27.9	12.5	26.9	8.7	9.6
学会・学術団体(67)	13.4	26.9	19.4	25.4	7.5	7.5
研究・分析機関(50)	10.0	12.0	16.0	46.0	10.0	6.0
助成・表彰(138)	16.7	29.0	18.8	26.1	5.8	3.6
奨学(78)	23.1	32.1	17.9	17.9	6.4	2.6
児童・青少年の健全育成(36)	19.4	25.0	11.1	25.0	2.8	16.7
美術館・博物館・動物園等(57)	15.8	26.3	17.5	21.1	8.8	10.5
芸術・文化関係(106)	10.4	14.2	12.3	37.7	12.3	13.2
スポーツ関係(76)	3.9	19.7	11.8	44.7	10.5	9.2
地域社会貢献活動・団体(106)	18.9	34.0	16.0	26.4	3.8	0.9
環境保護(40)	10.0	30.0	27.5	20.0	5.0	7.5
災害・地域安全(16)	6.3	50.0	6.3	25.0	6.3	6.3
国際協力(38)	15.8	26.3	21.1	28.9	2.6	5.3
産業創造・企業経営、起業支援(23)	8.7	26.1	4.3	26.1	17.4	17.4
業界団体(55)	3.6	45.5	29.1	10.9	9.1	1.8
同一資格者団体(23)	8.7	26.1	21.7	34.8	4.3	4.3
互助・共済、親睦団体(11)	0.0	18.2	27.3	45.5	0.0	9.1
会館運営(11)	0.0	18.2	27.3	45.5	0.0	9.1
行政関連(70)	5.7	24.3	10.0	38.6	7.1	14.3
非営利活動支援団体(16)	6.3	43.8	25.0	18.8	6.3	0.0
10 件未満事業群(35)	5.7	17.1	25.7	34.3	8.6	8.6
その他(215)	11.6	23.3	15.3	33.5	5.6	10.7
全体(1,557)	11.8	26.3	15.9	30.4	7.2	8.3

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は主たる事業ごとの回答割合の最高値。

美術館・博物館・動物園等:美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

2. 法人格について

(1) 法人選択に関する意識

a) 公益法人になって良かった点

公益法人を選択して良かった理由で、最も高い割合を示したのは社会的な信用で 75.6%(1,177 件)であり、公益目的事業が非課税と回答した法人も 54.7%(851 件)に上った(表 16)。「公益法人になって良かった点は特になし」とする回答は 8.2%(128 件)にとどまるが、2020 年以降のその回答割合は上昇傾向にある。「その他」の内容(記述回答)については、V. 1. (2)を参照されたい。

表 16 公益法人を選択して良かった点 (複数回答)

良かった点	公益社団	公益財団	合計	2021 年	2020 年
社会的な信用が一般法人よりも高い	551 79.6%	626 72.4%	1,177 75.6%	74.1%	75.8%
補助金・助成金・指定管理が受けやすい	184 26.6%	159 18.4%	343 22.0%	26.9%	25.6%
公益目的事業が非課税	330 47.7%	521 60.2%	851 54.7%	55.8%	55.8%
法人本体に係る利子等(源泉所得税)非課税 やみなし寄附金などの税制優遇措置	30 4.3%	76 8.8%	106 6.8%	7.9%	6.8%
寄附金控除の優遇措置	65 9.4%	217 25.1%	282 18.1%	16.1%	16.5%
公益法人になって良かった点は特になし	71 10.3%	57 6.6%	128 8.2%	7.7%	7.2%
その他(記述回答)	7 1.0%	10 1.2%	17 1.1%	1.4%	0.6%
回答法人数計	692	865	1,557	-	-

上段は回答数。下段は各法人格の回答法人数 1,557 件(社団 692 件、財団 865 件)に占める割合。
「その他」の記述回答の内容は、V. 1.(2)参照。

表 17 は、公益法人になって良かった理由を収入規模別で表したものである。「社会的な信用が一般法人よりも高い」ことをメリットと感じている法人は、全てのカテゴリーにおいて 70%を超えており、とりわけ「5 億円～10 億円」においては 80.4%(90 件)を示した。以下表 17 と合わせ表 16 も参照。

「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」をメリットと感じている法人は 22.0%(343 件)であり、規模が増すほどその割合が上昇する傾向にあり、とりわけ「1 億円～5 億円」では 30.2%(143 件)を示している。

公益法人の場合は、収益事業 34 業種に該当しても公益目的事業として公益認定を受けた場合は非課税となる。この「公益目的事業が非課税」をメリットと感じている法人は比較的多く全体の 54.7%(851 件)を占め、収入規模が増すほどその割合が高くなる傾向にある。特に「5 億円～10 億円」67.9%および「10 億円以上」66.2%はいずれも 60%台を示している。「法人本体に係る税制優遇措置が充実」についてメリットと感じている法人の割合は低く 6.8%(106 件)となっている。「寄附金控除の優遇措置」と回答した法人も 18.1%(282 件)にとどまるが、収入規模が小さい法人はその割合が比較的が高く、5 千万円未満はいずれも 20%を超えている。「公益法人になって良かった点は特になし」と回答した法人の割合については、全体の 8.2%(128 件)と低い数値となっている。

表 17 公益法人になって良かった点(複数回答)の収入規模別割合

良かった点	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
社会的な信用が一般法人よりも高い	132 72.1%	299 72.9%	192 77.4%	363 76.6%	90 80.4%	101 77.7%
補助金・助成金・指定管理が受けやすい	20 10.9%	74 18.0%	54 21.8%	143 30.2%	25 22.3%	27 20.8%
公益目的事業が非課税	78 42.6%	208 50.7%	144 58.1%	259 54.6%	76 67.9%	86 66.2%
法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している	10 5.5%	23 5.6%	18 7.3%	34 7.2%	8 7.1%	13 10.0%
寄附金控除の優遇	48 26.2%	93 22.7%	46 18.5%	64 13.5%	12 10.7%	19 14.6%
公益法人になって良かった点は特になし	19 10.4%	43 10.5%	15 6.0%	40 8.4%	4 3.6%	7 5.4%
その他	2 1.1%	5 1.2%	1 0.4%	5 1.1%	3 2.7%	1 0.8%
回答法人数計	183	410	248	474	112	130

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合(%)。

表 18 は、公益法人になってよかった点の主たる事業の分野別割合を示したものである。公益法人になってよかった点として、「社会的な信用が一般法人よりも高い」と回答した法人の割合は、全ての事業の分野で60%を超えており、中でも「災害・地域安全」87.5%、「非営利活動支援団体」87.5%、「産業創造・企業経営、起業支援」87.0%、「研究・分析機関」86.0%、「10件未満事業群」85.7%は85%以上を示している。

また、「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」をメリットと感じている法人について、「互助・共済、親睦団体」63.6%以外のすべての事業の分野は40%を下回る結果となった。「公益目的事業が非課税」については全体的に高い数値が示されており、特に「教育関係」は65.4%、「美術館・博物館・動物園等」および「スポーツ関係」は63.2%を占めた。

表 18 主たる事業別の公益法人になって良かった点(複数回答)の割合

(%)

主たる事業 (回答法人数)	社会的信用が高い	補助金・指定管理等	公益目的事業非課税	その他税制優遇	寄附金控除の優遇	特になし	その他
社会福祉関係(76)	80.3	39.5	47.4	1.3	21.1	10.5	1.3
福祉関係の助成(23)	78.3	26.1	47.8	13.0	13.0	13.0	0.0
健康維持・増進団体等(63)	82.5	20.6	57.1	3.2	11.1	9.5	0.0
医療施設、病院等(24)	70.8	12.5	62.5	4.2	25.0	8.3	4.2
教育関係(104)	74.0	14.4	65.4	8.7	28.8	4.8	1.0
学会・学術団体(67)	80.6	4.5	55.2	4.5	14.9	6.0	0.0
研究・分析機関(50)	86.0	14.0	60.0	8.0	26.0	4.0	2.0
助成・表彰(138)	79.7	2.9	62.3	10.1	28.3	2.2	0.7
奨学(78)	67.9	1.3	48.7	12.8	24.4	5.1	2.6
児童・青少年の健全育成(36)	83.3	13.9	61.1	16.7	22.2	5.6	0.0
美術館・博物館・動物園等(57)	66.7	24.6	63.2	8.8	35.1	12.3	0.0
芸術・文化関係(106)	77.4	29.2	60.4	11.3	23.6	7.5	1.9
スポーツ関係(76)	69.7	38.2	63.2	9.2	27.6	6.6	2.6

II. アンケート結果〔公益法人編〕

地域社会貢献活動・団体(106)	71.7	39.6	46.2	3.8	3.8	11.3	0.9
環境保護(40)	67.5	12.5	62.5	5.0	27.5	12.5	0.0
災害・地域安全(16)	87.5	6.3	62.5	0.0	25.0	6.3	0.0
国際協力(38)	65.8	31.6	44.7	7.9	34.2	5.3	2.6
産業創造・企業経営、起業支援(23)	87.0	39.1	43.5	8.7	4.3	4.3	0.0
業界団体(55)	76.4	18.2	41.8	0.0	1.8	16.4	0.0
同一資格者団体(23)	82.6	8.7	47.8	4.3	0.0	17.4	0.0
互助・共済、親睦団体(11)	72.7	63.6	45.5	0.0	0.0	0.0	0.0
会館運営(11)	81.8	9.1	54.5	9.1	9.1	9.1	0.0
行政関連(70)	77.1	22.9	45.7	7.1	4.3	7.1	2.9
非営利活動支援団体(16)	87.5	18.8	43.8	0.0	18.8	0.0	6.3
10件未満事業群(35)	85.7	14.3	57.1	8.6	22.9	2.9	0.0
その他(215)	70.2	32.1	50.7	3.7	7.4	13.0	0.5
全体(1,557)	75.6	22.0	54.7	6.8	18.1	8.2	1.1

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は50%以上。

美術館・博物館・動物園等:美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

社会的信用:社会的な信用が一般法人よりも高い 補助金・助成金等:補助金・助成金・指定管理が受けやすい 公益目的事業非課税:公益目的事業が非課税 その他税制優遇:公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している 寄附金控除:寄附金控除の優遇措置

b) 公益法人になって苦勞している点

公益法人になって苦勞している点については(表19)、「収支相償で事業活動が制限される」および「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」と回答した法人の割合が過半数を超え、それぞれ54.4%(847件)および53.2%(829件)であり、「毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい」においても47.3%(736件)と比較的高く、これら3項目の占める回答割合は2020年以降上昇傾向にある。「変更認定申請・変更届出の手続き」36.3%(565件)、「立入検査など行政庁の監督が続く」34.9%(543件)および「遊休財産規制」29.5%(460件)においても比較的に高い数値が示されており、同じく2020年以降上昇傾向にある。

一方で、「苦勞している点は特になし」とする回答割合は9.1%(141件)で2020年以降は下降傾向にあり、2020年以降の収支相償や定期提出書類等の規制要件等で苦勞している公益法人の増加傾向と反比例する結果がみられる。

表20は、公益法人になって苦勞している点の収入規模別割合をみたものである。収支相償で苦勞している法人の割合は収入規模が大きいほど高くなる傾向にあり、とりわけ「5～10億円」は63.4%(71件)、「10億円以上」は65.4%(85件)に上る。最も低かったのは「1千万円未満」の39.9%(73件)であった。

公益目的事業比率で苦勞している法人の割合は収入規模が小さいほど高くなる傾向にあり、最高値は「1千万円未満」の24.6%(45件)である。遊休財産規制で困っている法人の割合は、特徴的な傾向はみられないものの、全体的に一定程度の数値的な高さがみられ、最高値は「5千万～1億円」の35.5%(88件)、最低値は「10億円以上」の22.3%(29件)であった。また、「立入検査など行政庁の監督が続く」については、全体的に30～40%と比較的に高い数値が示されており、規模による特徴的な傾向はみられない。最高値は「1千万円未満」の40.4%(74件)、最低値は「1～5億円」の30.0%(142件)および「10億円以上」の30.0%(39件)であった。

表 19 公益法人になって苦労している点（複数回答）

苦労している点	公益社団	公益財団	合計	2021年	2020年
収支相償で事業活動が制限される	406 58.7%	441 51.0%	847 54.4%	52.9%	49.3%
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	138 19.9%	104 12.0%	242 15.5%	15.4%	16.3%
遊休財産額規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができない	210 30.3%	250 28.9%	460 29.5%	24.3%	20.7%
立入検査など行政庁による指導監督の負担がある	275 39.7%	268 31.0%	543 34.9%	26.0%	23.2%
毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい	395 57.1%	341 39.4%	736 47.3%	38.4%	39.8%
変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい	261 37.7%	304 35.1%	565 36.3%	25.8%	25.3%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	400 57.8%	429 49.6%	829 53.2%	45.6%	47.9%
適正とされる機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい	89 12.9%	132 15.3%	221 14.2%	10.6%	12.7%
苦労している点、困っている点は特になし	38 5.5%	103 11.9%	141 9.1%	15.2%	16.2%
その他（記述回答）	13 1.9%	20 2.3%	33 2.1%	2.7%	2.8%
回答法人数計	692	865	1,557	—	—

上段は回答数。下段は回答法人数（社団 692 件、財団 865 件、計 1,557 件）に占める割合(%)。

「その他」の記述回答の内容は、V. 1.(3) 参照。

表 20 公益法人になって苦労している点（複数回答）の収入規模別割合

苦労している点	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
収支相償により、事業活動が制限される	73 39.9%	198 48.3%	136 54.8%	284 59.9%	71 63.4%	85 65.4%
公益目的事業比率の制限により、事業活動が制限される	45 24.6%	82 20.0%	44 17.7%	50 10.5%	7 6.3%	14 10.8%
遊休財産額規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができない	47 25.7%	134 32.7%	88 35.5%	127 26.8%	35 31.3%	29 22.3%
立入検査など行政庁による指導監督の負担がある	74 40.4%	156 38.0%	95 38.3%	142 30.0%	37 33.0%	39 30.0%
毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい	103 56.3%	208 50.7%	111 44.8%	214 45.1%	48 42.9%	52 40.0%
変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい	60 32.8%	153 37.3%	89 35.9%	173 36.5%	37 33.0%	53 40.8%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	103 56.3%	228 55.6%	120 48.4%	246 51.9%	60 53.6%	72 55.4%
適正とされる機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい	32 17.5%	65 15.9%	31 12.5%	55 11.6%	19 17.0%	19 14.6%
苦労している点、困っている点は特になし	20 10.9%	32 7.8%	25 10.1%	44 9.3%	8 7.1%	12 9.2%
その他	1 0.5%	10 2.4%	0 0.0%	16 3.4%	1 0.9%	5 3.8%
回答法人数計	183	410	248	474	112	130

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合(%)。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

事業報告、計算書類の面で苦勞している法人の割合は、収入規模が小さいほど高くなる傾向があり、「1千万円未満」に至っては56.3%(103件)となっている。「変更認定申請・変更届の手続き」は、規模による特徴的な傾向はみられないが、全てのカテゴリーにおいて30%以上を示しており、最高値は「10億円以上」の40.8%(53件)、最低値は「1千万円未満」の32.8%(60件)であった。

定期提出書類の事務負担で苦勞している法人の収入規模別割合をみると、全体的に高い数値が示されているものの収入規模による特徴的な傾向はみられない。最高値は「1千万円未満」の56.3%(103件)、最低値は「5千万～1億円」の48.4%(120件)である。「機関運営」および「苦勞している点は特になし」については、全体的に低い数値となっており、同じく収入規模による特

表 21 主たる事業別にみる公益法人を選択して苦勞している点の割合(複数回答) (%)

主たる事業 (回答法人数)	収支 相償	公益 事業 比率	遊休 財産 規制	行政 庁の 監督	報告 計算 書類	変更 認定 届類	定期 提出 書類	機関 運営	特になし	その他
社会福祉関係(76)	65.8	17.1	21.1	32.9	48.7	32.9	56.6	19.7	10.5	2.6
福祉関係の助成(23)	34.8	4.3	26.1	17.4	43.5	34.8	43.5	17.4	26.1	0.0
健康維持・増進団体等(63)	57.1	9.5	27.0	38.1	52.4	38.1	52.4	11.1	12.7	1.6
医療施設、病院等(24)	66.7	12.5	4.2	45.8	50.0	50.0	54.2	29.2	20.8	0.0
教育関係(104)	43.3	11.5	41.3	34.6	53.8	36.5	54.8	11.5	12.5	1.0
学会・学術団体(67)	59.7	19.4	55.2	50.7	61.2	46.3	58.2	9.0	1.5	0.0
研究・分析機関(50)	52.0	2.0	36.0	24.0	30.0	28.0	38.0	4.0	12.0	2.0
助成・表彰(138)	43.5	7.2	30.4	26.8	26.1	34.1	37.0	10.9	15.2	2.9
奨学(78)	44.9	7.7	24.4	37.2	37.2	25.6	44.9	17.9	14.1	5.1
児童・青少年の健全育成(36)	41.7	11.1	36.1	36.1	47.2	38.9	50.0	8.3	8.3	0.0
美術館・博物館・動物園等(57)	56.1	24.6	33.3	33.3	49.1	36.8	63.2	28.1	10.5	3.5
芸術・文化関係(106)	52.8	10.4	34.9	28.3	48.1	37.7	54.7	14.2	11.3	1.9
スポーツ関係(76)	52.6	21.1	17.1	34.2	50.0	39.5	59.2	17.1	5.3	3.9
地域社会貢献活動・団体(106)	67.9	29.2	34.9	41.5	56.6	28.3	55.7	13.2	2.8	0.9
環境保護(40)	55.0	15.0	22.5	32.5	55.0	47.5	62.5	12.5	5.0	2.5
災害・地域安全(16)	18.8	6.3	43.8	37.5	37.5	50.0	62.5	18.8	0.0	6.3
国際協力(38)	55.3	15.8	31.6	26.3	39.5	50.0	63.2	13.2	5.3	2.6
産業創造・企業経営、起業支援(23)	52.2	17.4	13.0	34.8	52.2	39.1	52.2	17.4	4.3	4.3
業界団体(55)	60.0	29.1	30.9	45.5	54.5	43.6	54.5	7.3	5.5	0.0
同一資格者団体(23)	60.9	30.4	34.8	43.5	65.2	30.4	73.9	17.4	0.0	8.7
互助・共済、親睦団体(11)	81.8	27.3	9.1	36.4	27.3	45.5	63.6	9.1	0.0	0.0
会館運営(11)	63.6	27.3	45.5	27.3	54.5	36.4	18.2	18.2	0.0	9.1
行政関連(70)	64.3	14.3	21.4	31.4	44.3	38.6	51.4	17.1	2.9	1.4
非営利活動支援団体(16)	62.5	12.5	25.0	43.8	56.3	37.5	43.8	12.5	12.5	6.3
10件未満事業群(35)	48.6	20.0	28.6	25.7	37.1	42.9	57.1	11.4	8.6	2.9
その他(215)	57.2	16.7	23.7	38.1	51.6	31.6	57.2	14.9	8.8	0.9
全体(1,557)	54.4	15.5	29.5	34.9	47.3	36.3	53.2	14.2	9.1	2.1

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は各事業の最も高い数値。
美術館・博物館・動物園等：美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園

徴的な傾向はみられない。

表21は、公益法人を選択して苦勞している法人の割合について事業分野別にみたものである。同表によると、収支相償は26事業中「互助・共済、親睦団体」81.8%、「地域社会貢献活動・団体」67.9%など9事業が60%以上を占める。事業報告、計算書類等の作成については「学会・学術団体」61.2%、定期提出書類の作成は「同一資格者団体」73.9%などの6事業が60%を超えた。

公益法人になって苦勞している点を行政庁別にみると、全ての法人が苦勞していると回答した行政庁は茨城県、山梨県、島根県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県および大分県であり、苦勞している法人の割合が最も低い行政庁は福井県(66.7%)であった(表22)。苦勞している内容ごとにみていくと、収支相償で苦勞している法人の割合が最も高い行政庁は千葉県(94.4%)であり、公益目的事業比率では山形県(50.0%)、遊休財産規制では愛媛県(84.6%)、行政庁の監督では大分県(86.7%)、事業報告、計算書類では山形県(91.7%)、変更認定、届出等では高知県(85.7%)、定期提出書類では青森県(100%)、機関運営では青森県および長野県(42.9%)であった。

表22 公益法人になって苦勞している法人の行政庁別割合(複数回答)

行政庁 (回答法人数)	苦勞している法人		苦勞していると回答した法人に占める苦勞している内容の割合(%)									
	回答数	割合(%)	収支相償	公益目的比率	遊休財産規制	行政庁の監督	報告計算書類	変更認定届等	定期提出書類	機関運営	その他	
北海道(44)	40	90.9	65.0	25.0	25.0	30.0	55.0	42.5	67.5	5.0	0.0	
青森県(8)	7	87.5	57.1	42.9	28.6	42.9	71.4	57.1	100.0	42.9	14.3	
岩手県(22)	20	90.9	60.0	15.0	40.0	55.0	70.0	50.0	75.0	20.0	10.0	
宮城県(28)	25	89.3	64.0	20.0	16.0	52.0	64.0	48.0	60.0	12.0	0.0	
秋田県(10)	8	80.0	62.5	37.5	37.5	62.5	62.5	75.0	75.0	12.5	12.5	
山形県(14)	12	85.7	58.3	50.0	41.7	25.0	91.7	58.3	66.7	25.0	0.0	
福島県(30)	28	93.3	39.3	14.3	25.0	35.7	64.3	42.9	78.6	14.3	0.0	
茨城県(25)	25	100.0	64.0	4.0	28.0	36.0	48.0	32.0	68.0	12.0	0.0	
栃木県(19)	17	89.5	64.7	29.4	35.3	52.9	64.7	35.3	64.7	23.5	0.0	
群馬県(12)	10	83.3	60.0	30.0	30.0	70.0	50.0	10.0	70.0	30.0	0.0	
埼玉県(28)	25	89.3	76.0	20.0	20.0	36.0	56.0	44.0	64.0	8.0	4.0	
千葉県(19)	18	94.7	94.4	11.1	38.9	61.1	77.8	55.6	66.7	16.7	0.0	
東京都(125)	115	92.0	62.6	19.1	27.8	47.0	47.0	34.8	55.7	17.4	0.0	
神奈川県(39)	36	92.3	66.7	33.3	27.8	44.4	58.3	44.4	52.8	16.7	0.0	
新潟県(25)	21	84.0	66.7	23.8	23.8	23.8	52.4	33.3	47.6	23.8	0.0	
富山県(11)	9	81.8	66.7	44.4	33.3	11.1	55.6	11.1	66.7	22.2	11.1	
石川県(24)	20	83.3	45.0	10.0	30.0	25.0	65.0	25.0	60.0	15.0	0.0	
福井県(12)	8	66.7	62.5	0.0	37.5	37.5	50.0	37.5	50.0	25.0	0.0	
山梨県(14)	14	100.0	50.0	28.6	57.1	28.6	57.1	35.7	64.3	7.1	0.0	
長野県(16)	14	87.5	64.3	21.4	7.1	50.0	78.6	35.7	35.7	42.9	7.1	
岐阜県(14)	13	92.9	46.2	7.7	15.4	38.5	61.5	15.4	84.6	7.7	7.7	
静岡県(30)	28	93.3	60.7	28.6	21.4	32.1	39.3	53.6	57.1	17.9	3.6	
愛知県(50)	42	84.0	57.1	9.5	16.7	35.7	50.0	42.9	61.9	33.3	4.8	
三重県(15)	14	93.3	64.3	14.3	28.6	50.0	71.4	42.9	71.4	21.4	0.0	
滋賀県(21)	20	95.2	60.0	25.0	25.0	40.0	70.0	35.0	65.0	15.0	0.0	

II. アンケート結果〔公益法人編〕

行政庁 (回答法人数)	苦勞している法人		苦勞していると回答した法人に占める苦勞している内容の割合(%)								
	回答 数	割合 (%)	収支 相償	公益 目的 比率	遊休 財産 規制	行政 庁の 監督	報告 計算 書類	変更 認定 届等	定期 提出 書類	機関 運営	その 他
京都府(27)	26	96.3	42.3	7.7	19.2	42.3	46.2	26.9	61.5	3.8	0.0
大阪府(34)	29	85.3	72.4	10.3	31.0	37.9	55.2	48.3	58.6	24.1	6.9
兵庫県(27)	23	85.2	47.8	26.1	21.7	21.7	34.8	21.7	39.1	17.4	4.3
奈良県(11)	10	90.9	60.0	20.0	10.0	20.0	50.0	50.0	70.0	20.0	10.0
和歌山県(8)	6	75.0	33.3	16.7	50.0	50.0	50.0	66.7	33.3	0.0	0.0
鳥取県(14)	13	92.9	76.9	15.4	7.7	46.2	53.8	38.5	69.2	15.4	0.0
島根県(11)	11	100.0	36.4	9.1	18.2	36.4	36.4	27.3	72.7	0.0	9.1
岡山県(26)	25	96.2	64.0	24.0	28.0	12.0	52.0	16.0	76.0	12.0	4.0
広島県(37)	34	91.9	44.1	20.6	26.5	44.1	52.9	38.2	64.7	8.8	2.9
山口県(19)	19	100.0	63.2	21.1	42.1	63.2	68.4	42.1	68.4	15.8	0.0
徳島県(9)	7	77.8	42.9	14.3	28.6	28.6	71.4	42.9	42.9	0.0	0.0
香川県(13)	13	100.0	61.5	23.1	7.7	23.1	46.2	61.5	61.5	38.5	0.0
愛媛県(14)	13	92.9	76.9	30.8	84.6	7.7	53.8	38.5	61.5	23.1	0.0
高知県(14)	14	100.0	50.0	7.1	14.3	28.6	64.3	85.7	64.3	28.6	0.0
福岡県(43)	41	95.3	63.4	19.5	26.8	39.0	53.7	46.3	68.3	17.1	4.9
佐賀県(19)	19	100.0	73.7	36.8	21.1	42.1	57.9	52.6	73.7	26.3	0.0
長崎県(13)	13	100.0	76.9	30.8	30.8	30.8	53.8	30.8	30.8	7.7	0.0
熊本県(9)	7	77.8	71.4	0.0	42.9	28.6	28.6	14.3	57.1	28.6	0.0
大分県(15)	15	100.0	53.3	33.3	60.0	86.7	66.7	26.7	66.7	6.7	0.0
宮崎県(18)	16	88.9	50.0	6.3	18.8	25.0	68.8	25.0	43.8	12.5	0.0
鹿児島県(31)	27	87.1	66.7	33.3	37.0	29.6	63.0	40.7	59.3	22.2	0.0
沖縄県(13)	12	92.3	50.0	25.0	33.3	50.0	50.0	41.7	58.3	8.3	0.0
内閣府(477)	434	91.0	58.1	9.2	43.1	36.6	42.9	40.8	50.9	12.2	3.0
全体(1,557)	1416	90.9	59.8	17.1	32.5	38.3	52.0	39.9	58.5	15.6	2.3

苦勞している法人は、「苦勞している点、困っている点は特になし」と回答した法人以外の法人。割合太字は70%以上。
 収支相償：収支相償により、事業活動が制限される　公益目的比率：公益目的事業比率の制限により、事業活動が制限される　遊休財産規制：遊休財産額規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができない　行政庁の監督：立入検査など行政庁による指導監督の負担がある　報告計算書類：毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい　変更認定届等：変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい　定期提出書類：毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい　機関運営：適正とされる機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい

表 19 によると、収支相償原則で苦勞している公益法人の割合は過半数を占めるが、その収支相償原則について要望や意見を訊いたところ、「収支相償原則は、根本から見直してほしい」および「収支相償の判定を毎年度行うことを見直してほしい」とする意見が最も多く、それぞれ36.9%(575件)および36.0%(560件)であった(表 23)。「資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい」および「収支相償の定義や計算方法をわかりやすくしてほしい」とする意見も一定数みられ、それぞれ29.8%(464件)および27.9%(434件)であった。

表 23 収支相償原則に関する具体的要望・意見(複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合計
収支相償の定義や計算方法をわかりやすくしてほしい	200	234	434
	28.9%	27.1%	27.9%
収支相償原則は、根本から見直してほしい	258	317	575
	37.3%	36.6%	36.9%
収支相償の判定を毎年度行うことを見直してほしい	249	311	560
	36.0%	36.0%	36.0%
資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい	214	250	464
	30.9%	28.9%	29.8%
一定規模以下の法人に対し、現行の定期提出書類別表Aの提出を簡略化してほしい	135	146	281
	19.5%	16.9%	18.0%
その他(記述回答)	22	23	45
	3.2%	2.7%	2.9%
回答法人数計	692	865	1,557

上段は回答数。下段は回答法人数1,557件(社団692件、財団865件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(4)参照。

収益事業の有無別にみると、課税対象収益事業を実施している法人では「収支相償原則は、根本から見直してほしい」および「収支相償の判定を毎年度行うことを見直してほしい」とする回答割合がいずれも43%を超えており、「資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい」とする回答も37.7%(153件)に上った(表24)。

公益目的事業として税法上の収益事業を実施している法人では、同じく「収支相償原則は、根本から見直してほしい」および「収支相償の判定を毎年度行うことを見直してほしい」とする回答が最も高く40%を超えており、「収支相償の定義や計算方法をわかりやすくしてほしい」とする回答も39.5%(30件)みられた。

両収益事業を実施する法人の場合、「資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい」と回答した法人の割合が56%を超えており、「収支相償の判定を毎年度行うことを見直してほしい」48.6%(18件)、「収支相償の定義や計算方法をわかりやすくしてほしい」48.6%(18件)についても比較的高い数値が示されている。

収益事業を全く実施していないとする法人の回答割合は、「収支相償原則は、根本から見直してほしい」が最も高く47.5%(355件)であり、「収支相償の判定を毎年度行うことを見直してほしい」とする回答も44.6%(333件)みられた。

収支相償原則に関する要望・意見を収入規模別にみると(表25)、「収支相償の定義や計算方法をわかりやすくしてほしい」とする意見は、収入規模による特徴的な傾向はみられないものの、「一定規模以下の法人に対し、現行の定期提出書類別表Aの提出を簡略化してほしい」とする意見は、収入規模が小さいほどその回答割合は当然高くなる傾向があり、「1千万円未満」37.2%および「10億円以上」6.5%のポイント差は30.7に及ぶ。

「収支相償原則は、根本から見直してほしい」、「収支相償の判定を毎年度行うことを見直してほしい」および「資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい」は、収入規模が大きいほどその回答割合が高くなる傾向にある。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 24 収益事業の有無別の収支相償原則に関する要望・意見（複数回答）

回答項目	課税対象収益事業実施	公益目的事業として税法上の収益事業実施	両収益事業を実施	実施していない
収支相償の定義や計算方法をわかりやすくしてほしい	138 34.0%	30 39.5%	18 48.6%	248 33.2%
収支相償原則は、根本から見直してほしい	177 43.6%	32 42.1%	11 29.7%	355 47.5%
収支相償の判定を毎年度行うことを見直してほしい	178 43.8%	31 40.8%	18 48.6%	333 44.6%
資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい	153 37.7%	23 30.3%	21 56.8%	267 35.7%
一定規模以下の法人に対し、現行の定期提出書類別表 A の提出を簡略化してほしい	92 22.7%	18 23.7%	13 35.1%	158 21.2%
その他	14 3.4%	1 1.3%	0 0.0%	30 4.0%
回答法人数	406	76	37	747

%は、各収益事業の実施別の回答法人数に占める割合。

表 25 収入規模別の収支相償原則に関する要望・意見（複数回答）

回答内容	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
収支相償の定義や計算方法をわかりやすくしてほしい	49 35.8%	124 37.7%	71 35.9%	133 33.7%	27 27.0%	30 28.0%
収支相償原則は、根本から見直してほしい	41 29.9%	128 38.9%	91 46.0%	204 51.6%	56 56.0%	55 51.4%
収支相償の判定を毎年度行うことを見直してほしい	41 29.9%	126 38.3%	103 52.0%	187 47.3%	47 47.0%	56 52.3%
資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい	36 26.3%	103 31.3%	74 37.4%	156 39.5%	46 46.0%	49 45.8%
一定規模以下の法人に対し、現行の定期提出書類別表 A の提出を簡略化してほしい	51 37.2%	107 32.5%	43 21.7%	64 16.2%	9 9.0%	7 6.5%
その他	8 5.8%	11 3.3%	4 2.0%	16 4.1%	2 2.0%	4 3.7%
回答法人数	137	329	198	395	100	107

%は、各要望・意見の回答法人数に占める割合(%)。割合太字は50%以上。

収支相償原則に関する要望等の回答結果を事業分野別にみると、「収支相償の定義や計算方法をわかりやすくしてほしい」と望む法人が半数を超えていたのは、「医療施設、病院等」50.0%、「同一資格者団体」50.0%であった(表 26)。

「根本から見直してほしい」という要望は「環境保護」56.7%、「10件未満事業群」55.6%、「社会福祉関係」53.7%、「国際協力」53.6%など9事業、「判定を毎年度行うことの見直し」という要望は「行政関連」57.9%、「国際協力」57.1%、「環境保護」56.7%など5事業、「資産取得・特定準備資金の積立の要件緩和」という要望は「会館運営」55.6%が半数を上回った。「小規模法人の別表 A の提出簡略化」に関する要望、の最高値は「美術館・博物館・動物園等」34.7%であった。

表 26 主たる事業別の収支相償原則に関する要望・意見（複数回答）

（%）

主たる事業 (回答法人数)	定義や計 算方法を わかりや すく	根本から 見直して ほしい	判定を毎 年度行う ことの見 直し	資産取得・ 特定準備 資金の積 立の要件 緩和	小規模法 人の別表 Aの提出 簡略化	その他
社会福祉関係(67)	40.3	53.7	40.3	40.3	29.9	4.5
福祉関係の助成(18)	33.3	44.4	44.4	44.4	11.1	5.6
健康維持・増進団体等(50)	38.0	46.0	38.0	38.0	22.0	2.0
医療施設、病院等(20)	50.0	50.0	45.0	20.0	10.0	0.0
教育関係(82)	40.2	34.1	47.6	37.8	26.8	2.4
学会・学術団体(54)	33.3	31.5	48.1	44.4	25.9	3.7
研究・分析機関(42)	26.2	52.4	42.9	31.0	9.5	2.4
助成・表彰(111)	27.0	37.8	45.0	30.6	18.0	8.1
奨学(61)	24.6	47.5	32.8	37.7	27.9	1.6
児童・青少年の健全育成(30)	23.3	36.7	50.0	46.7	26.7	6.7
美術館・博物館・動物園等(49)	42.9	40.8	36.7	36.7	34.7	4.1
芸術・文化関係(82)	30.5	45.1	47.6	41.5	22.0	2.4
スポーツ関係(58)	41.4	48.3	39.7	36.2	24.1	3.4
地域社会貢献活動・団体(90)	40.0	52.2	36.7	37.8	22.2	0.0
環境保護(30)	20.0	56.7	56.7	36.7	23.3	3.3
災害・地域安全(11)	27.3	36.4	45.5	36.4	18.2	0.0
国際協力(28)	32.1	53.6	57.1	32.1	14.3	3.6
産業創造・企業経営、起業支援(17)	41.2	41.2	41.2	23.5	0.0	0.0
業界団体(47)	36.2	38.3	42.6	34.0	23.4	4.3
同一資格者団体(18)	50.0	44.4	33.3	38.9	33.3	11.1
互助・共済、親睦団体(11)	27.3	36.4	45.5	18.2	9.1	0.0
会館運営(9)	44.4	33.3	44.4	55.6	33.3	0.0
行政関連(57)	33.3	47.4	57.9	26.3	12.3	3.5
非営利活動支援団体(16)	43.8	50.0	56.3	37.5	6.3	6.3
10件未満事業群(27)	25.9	55.6	48.1	40.7	22.2	7.4
その他(181)	33.7	50.3	44.8	38.7	24.3	3.3
全体(1,266)	34.3	45.4	44.2	36.7	22.2	3.6

美術館・博物館・動物園等：美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園
 数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。割合太字は50%以上。

表 27 は、収支相償原則に関する要望等について行政庁別に示したものである。同表によると、半数以上の法人が要望している行政庁別法人は、「定義や計算方法をわかりやすく」は青森県 75.0%、長崎県 69.2%、福井県 60.0%、岩手県 55.6%、石川県 52.9%の 5 県、「根本から見直してほしい」は新潟県 76.2%、鳥取県 75.0%、千葉県 73.7%、愛媛県 69.2%、茨城県 65.0%、三重県 61.5% など 18 都県、「判定を毎年度行うことの見直し」は三重県 76.9%、和歌山県 75.0%、埼玉県 59.3%、沖縄県 58.3%、熊本県 57.1% など 14 都県、「資産取得資金・特定費用準備資金の積立の要件緩和」は三重県 61.5%、神奈川県 57.1%、熊本県 57.1%、岐阜県 54.5%、静岡県 53.8%、滋賀県 53.8%、愛媛県 53.8% など 12 県、「一定規模以下の法人に対し、別表 A の提出を簡略化」は島根県 57.1% の 1 県であった。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 27 行政庁別の収支相償原則に関する要望・意見（複数回答）

(%)

行政庁 (回答法人数)	定義や計算 方法をわか りやすく	根本から見 直してほし い	判定を毎年 度行うこと を見直しを	資産取得資 金・特定費 用準備資金 の積立の要 件緩和	一定規模以 下の法人に 対し、別表 Aの提出を 簡略化	その他
北海道(37)	32.4	43.2	43.2	37.8	21.6	0.0
青森県(8)	75.0	37.5	37.5	0.0	25.0	0.0
岩手県(18)	55.6	50.0	50.0	27.8	27.8	0.0
宮城県(24)	16.7	54.2	29.2	25.0	25.0	0.0
秋田県(6)	33.3	33.3	50.0	33.3	16.7	50.0
山形県(10)	20.0	40.0	40.0	40.0	30.0	0.0
福島県(29)	48.3	37.9	41.4	41.4	31.0	10.3
茨城県(20)	15.0	65.0	35.0	50.0	25.0	10.0
栃木県(18)	16.7	50.0	44.4	44.4	16.7	0.0
群馬県(8)	25.0	50.0	37.5	50.0	25.0	0.0
埼玉県(27)	33.3	44.4	59.3	25.9	14.8	0.0
千葉県(19)	36.8	73.7	57.9	42.1	5.3	10.5
東京都(97)	49.5	42.3	52.6	32.0	16.5	3.1
神奈川県(35)	28.6	40.0	25.7	57.1	31.4	0.0
新潟県(21)	42.9	76.2	33.3	28.6	9.5	0.0
富山県(10)	30.0	50.0	20.0	40.0	0.0	0.0
石川県(17)	52.9	23.5	29.4	17.6	17.6	5.9
福井県(10)	60.0	30.0	40.0	30.0	40.0	0.0
山梨県(12)	25.0	41.7	33.3	33.3	33.3	0.0
長野県(11)	27.3	45.5	45.5	36.4	27.3	0.0
岐阜県(11)	18.2	54.5	36.4	54.5	9.1	0.0
静岡県(26)	46.2	30.8	50.0	53.8	15.4	3.8
愛知県(38)	31.6	42.1	44.7	52.6	31.6	0.0
三重県(13)	46.2	61.5	76.9	61.5	30.8	0.0
滋賀県(13)	38.5	46.2	53.8	53.8	30.8	7.7
京都府(20)	45.0	35.0	35.0	30.0	20.0	15.0
大阪府(29)	34.5	44.8	37.9	44.8	24.1	0.0
兵庫県(21)	28.6	23.8	23.8	19.0	23.8	9.5
奈良県(9)	44.4	55.6	33.3	22.2	11.1	0.0
和歌山県(4)	25.0	25.0	75.0	50.0	0.0	0.0
鳥取県(12)	41.7	75.0	33.3	25.0	41.7	0.0
島根県(7)	42.9	42.9	42.9	28.6	57.1	14.3
岡山県(20)	20.0	55.0	55.0	20.0	20.0	10.0
広島県(28)	32.1	60.7	42.9	28.6	32.1	3.6
山口県(19)	26.3	42.1	52.6	36.8	21.1	0.0
徳島県(7)	14.3	14.3	28.6	28.6	28.6	0.0
香川県(10)	30.0	50.0	30.0	30.0	40.0	0.0
愛媛県(13)	23.1	69.2	38.5	53.8	0.0	7.7
高知県(12)	16.7	33.3	33.3	25.0	33.3	0.0

2. 法人格について

行政庁 (回答法人数)	定義や計算 方法をわかりやすく	根本から見 直してほしい	判定を毎年 度行うことを見直しを	資産取得資金・特定費用準備資金の積立の要件緩和	一定規模以下の法人に対し、別表Aの提出を簡略化	その他
福岡県(39)	38.5	46.2	38.5	41.0	30.8	2.6
佐賀県(16)	31.3	25.0	56.3	25.0	18.8	0.0
長崎県(13)	69.2	53.8	30.8	23.1	23.1	0.0
熊本県(7)	0.0	14.3	57.1	57.1	28.6	14.3
大分県(12)	41.7	58.3	25.0	41.7	41.7	0.0
宮崎県(13)	38.5	30.8	46.2	38.5	0.0	0.0
鹿児島県(24)	45.8	45.8	41.7	45.8	20.8	0.0
沖縄県(12)	16.7	41.7	58.3	50.0	25.0	0.0
内閣府(381)	30.2	45.4	47.8	35.2	20.5	4.5
全体(1,266)	34.3	45.4	44.2	36.7	22.2	3.6

数値は各行政庁のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。割合太字は50%以上。

遊休財産規制に関する要望等については、「法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む」とする意見が最も多く36.3%(565件)であり、「現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい」、「資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい」、「遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい」についても、いずれもほぼ4分の1を占めた(表28)。

表28 遊休財産額規制に関する具体的要望・意見(複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合計
遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい	171 24.7%	201 23.2%	372 23.9%
現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい	164 23.7%	232 26.8%	396 25.4%
法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む	270 39.0%	295 34.1%	565 36.3%
資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい	177 25.6%	207 23.9%	384 24.7%
一定規模以下の法人に対して、現行の定期提出書類別表Cの提出を簡略化して欲しい	108 15.6%	133 15.4%	241 15.5%
その他(記述回答)	18 2.6%	24 2.8%	42 2.7%
回答法人数	692	865	1,557

%は、回答法人数1,557件(社団692件、財団865件)に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V.1.(5)参照。

遊休財産規制に関する要望等を収益事業の有無別にみると、課税対象収益事業実施法人、公益目的事業としての税法上の収益事業実施法人および、いずれの収益事業も実施していない法人は、「法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む」と回答した法人が最も多かった(表29)。収益事業および公益目的事業としての税法上の収益事業の両方を実施する法人の場合は、「資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい」とする要望が最も多かった。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 29 収益事業の有無別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見（複数回答）

回答項目	課税対象収益事業実施	公益目的事業として税法上の収益事業実施	両収益事業を実施	実施していない
遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい	127 36.7%	22 37.9%	11 34.4%	212 35.3%
現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい	148 42.8%	16 27.6%	11 34.4%	221 36.8%
法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む	197 56.9%	37 63.8%	18 56.3%	313 52.2%
資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい	127 36.7%	22 37.9%	19 59.4%	216 36.0%
一定規模以下の法人に対して、現行の定期提出書類別表Cの提出を簡略化して欲しい	80 23.1%	14 24.1%	9 28.1%	138 23.0%
その他	10 2.9%	2 3.4%	2 6.3%	28 4.7%
回答法人数	346	58	32	600

%は、収益実施の有無別の回答法人数に占める割合。

遊休財産規制に関する要望等について事業別にみると、最も多くの事業分野が要望しているのは、「一定程度自由に使える積立金制度の創設」であり、「環境保護」68.0%、「業界団体」66.7%、「10件未満事業群」66.7%、「学会・学術団体」66.0%など半数以上が19事業である(表30)。

その他の要望事項については、「定義・計算方法をわかりやすく」は「医療施設、病院等」57.1%の1事業、「現行の保有上限の大幅緩和」は「学会・学術団体」64.2%、「災害・地域安全」62.5%、「研究・分析機関」53.7%の3事業、「資産取得資金・特定費用準備資金を使いやすく」は「健康維持・増進団体等」52.5%の1事業が、半数以上の法人がそのように望んでいるということであった。

表 30 主たる事業別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見（複数回答）

(%)

主たる事業 (回答法人数)	定義・計算方法をわかりやすく	現行の保有上限の大幅緩和	一定程度自由に使える積立金制度の創設	資産取得資金・特定費用準備資金を使いやすく	小規模法人に対する別表Cの簡略化	その他
社会福祉関係(48)	27.1	25.0	56.3	35.4	29.2%	6.3
福祉関係の助成(13)	23.1	46.2	53.8	23.1	15.4%	15.4
健康維持・増進団体等(40)	37.5	22.5	52.5	52.5	20.0%	7.5
医療施設、病院等(14)	57.1	42.9	64.3	35.7	7.1%	0.0
教育関係(73)	45.2	46.6	56.2	32.9	23.3%	4.1
学会・学術団体(53)	43.4	64.2	66.0	41.5	22.6%	1.9
研究・分析機関(41)	41.5	53.7	36.6	22.0	12.2%	0.0
助成・表彰(94)	27.7	40.4	45.7	27.7	23.4%	5.3
奨学(52)	26.9	44.2	51.9	40.4	26.9%	3.8
児童・青少年の健全育成(28)	25.0	39.3	57.1	28.6	25.0%	3.6
美術館・博物館・動物園等(38)	47.4	34.2	55.3	36.8	31.6%	0.0

2. 法人格について

芸術・文化関係(70)	44.3	40.0	65.7	32.9	17.1%	4.3
スポーツ関係(42)	47.6	28.6	54.8	33.3	26.2%	7.1
地域社会貢献活動・団体(72)	37.5	38.9	55.6	41.7	22.2%	1.4
環境保護(25)	28.0	36.0	68.0	40.0	24.0%	4.0
災害・地域安全(8)	12.5	62.5	37.5	37.5	25.0%	0.0
国際協力(22)	13.6	45.5	54.5	40.9	31.8%	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(11)	36.4	27.3	54.5	45.5	18.2%	18.2
業界団体(36)	22.2	41.7	66.7	27.8	36.1%	11.1
同一資格者団体(17)	23.5	35.3	41.2	41.2	35.3%	0.0
互助・共済、親睦団体(8)	12.5	25.0	37.5	25.0	25.0%	25.0
会館運営(11)	27.3	27.3	45.5	45.5	27.3%	0.0
行政関連(41)	39.0	26.8	61.0	31.7	17.1%	2.4
非営利活動支援団体(11)	27.3	18.2	54.5	45.5	27.3%	9.1
10件未満事業群(27)	37.0	48.1	66.7	44.4	22.2%	0.0
その他(141)	40.4	29.1	48.2	46.8	22.0%	2.8
全体(1,036)	35.9	38.2	54.5	37.1	23.3%	4.1

美術館・博物館・動物園等：美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園
 数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。割合太字は50%以上。

遊休財産規制に関する要望等について収入規模別にみると(表31)、「遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい」および「現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい」とする要望はいずれも規模による特徴的な傾向はみられない。「法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む」と回答した法人の割合は全体的に高く、とくに収入規模が多いほどその割合は高まる傾向にある。

「資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい」についても収入規模が多いほど割合が高まる傾向にあり、他方、「一定規模以下の法人に対して、現行の定期提出書類別表Cの提出を簡略化してほしい」は当然収入規模が多いほど低くなるという状況を読み取ることができる。

表31 収入規模別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見(複数回答)

回答内容	1千万円未満	1~5千万円	5千万~1億円	1~5億円	5~10億円	10億円以上
遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい	39 34.5%	100 37.6%	61 34.7%	111 34.3%	33 42.9%	28 35.0%
現行の遊休財産額保有上限(事業費の1年分)を大幅に緩和してほしい	45 39.8%	105 39.5%	74 42.0%	114 35.2%	27 35.1%	31 38.8%
法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む	43 38.1%	144 54.1%	102 58.0%	183 56.5%	42 54.5%	51 63.8%
資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい	25 22.1%	95 35.7%	67 38.1%	131 40.4%	34 44.2%	32 40.0%
一定規模以下の法人に対して、現行の定期提出書類別表Cの提出を簡略化してほしい	41 36.3%	89 33.5%	46 26.1%	54 16.7%	6 7.8%	5 6.3%
その他	5 4.4%	12 4.5%	6 3.4%	15 4.6%	3 3.9%	1 1.3%
回答法人数	113	266	176	324	77	80

数値は各要望・意見の回答法人数に占める割合(%)。割合太字は50%以上。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 32 は、遊休財産規制に関する要望等について行政庁別にみたものである。同表によると、「定義・計算方法をわかりやすく」と回答した法人が半数以上を占めたのは新潟県 61.5%、福島県 54.5%、沖縄県 54.5%など 5 道県、「現行の保有上限の大幅緩和」は佐賀県 66.7%、沖縄県 63.6%など 6 県および内閣府、「一定程度自由に使える積立金制度の創設」は福井県 85.7%、和歌山県 80.0%、千葉県 76.9%、北海道 76.7%など 30 道府県、「資産取得資金・特定費用準備資金を使いやすく」は千葉県 76.9%、三重県 66.7%、徳島県 66.7%など 14 県、「小規模法人に対する別表 C の簡略化」は岐阜県 60.6%、広島県 54.5%など 5 県であった。

表 32 行政庁別の遊休財産規制に関する具体的要望・意見（複数回答）

(%)

行政庁 (回答法人数)	定義・計算方法をわかりやすく	現行の保有上限の大幅緩和	一定程度自由に使える積立金制度の創設	資産取得資金・特定費用準備資金を使いやすく	小規模法人に対する別表 C の簡略化	その他
北海道(30)	36.7	46.7	76.7	40.0	13.3	0.0
青森県(6)	33.3	0.0	33.3	50.0	50.0	0.0
岩手県(16)	37.5	18.8	62.5	31.3	31.3	6.3
宮城県(18)	22.2	11.1	61.1	22.2	27.8	0.0
秋田県(6)	16.7	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3
山形県(11)	18.2	36.4	45.5	36.4	45.5	9.1
福島県(22)	54.5	27.3	59.1	36.4	13.6	4.5
茨城県(18)	22.2	22.2	38.9	50.0	33.3	5.6
栃木県(14)	35.7	35.7	50.0	42.9	7.1	14.3
群馬県(7)	14.3	28.6	57.1	57.1	28.6	0.0
埼玉県(19)	42.1	21.1	36.8	26.3	21.1	5.3
千葉県(13)	46.2	46.2	76.9	76.9	0.0	0.0
東京都(75)	48.0	36.0	49.3	41.3	22.7	5.3
神奈川県(28)	28.6	39.3	46.4	46.4	28.6	3.6
新潟県(13)	61.5	38.5	61.5	23.1	15.4	0.0
富山県(9)	33.3	22.2	55.6	33.3	0.0	11.1
石川県(10)	40.0	40.0	50.0	30.0	10.0	0.0
福井県(7)	42.9	0.0	85.7	14.3	28.6	0.0
山梨県(12)	41.7	50.0	41.7	50.0	33.3	0.0
長野県(7)	28.6	14.3	42.9	42.9	42.9	0.0
岐阜県(5)	40.0	40.0	40.0	40.0	60.0	0.0
静岡県(23)	34.8	13.0	47.8	47.8	17.4	8.7
愛知県(30)	23.3	33.3	53.3	53.3	36.7	6.7
三重県(9)	33.3	22.2	55.6	66.7	33.3	11.1
滋賀県(14)	35.7	21.4	57.1	35.7	28.6	7.1
京都府(15)	26.7	33.3	46.7	46.7	13.3	13.3
大阪府(23)	43.5	34.8	52.2	26.1	17.4	4.3
兵庫県(17)	23.5	23.5	41.2	17.6	23.5	5.9
奈良県(6)	33.3	0.0	50.0	33.3	0.0	0.0
和歌山県(5)	40.0	40.0	80.0	60.0	20.0	0.0
鳥取県(6)	50.0	0.0	66.7	50.0	50.0	0.0

2. 法人格について

行政庁 (回答法人数)	定義・計算方 法をわかりや すく	現行の保有 上限の大幅 緩和	一定程度自由 に使える積立 金制度の創設	資産取得資 金・特定費用 準備資金を使 いやすく	小規模法人 に対する別表 Cの簡略化	その他
島根県(6)	16.7	50.0	0.0	33.3	50.0	0.0
岡山県(14)	28.6	42.9	57.1	35.7	28.6	7.1
広島県(22)	40.9	40.9	63.6	27.3	54.5	0.0
山口県(14)	42.9	21.4	57.1	28.6	28.6	0.0
徳島県(3)	0.0	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0
香川県(5)	20.0	40.0	60.0	60.0	20.0	0.0
愛媛県(12)	33.3	50.0	75.0	50.0	8.3	8.3
高知県(11)	45.5	27.3	54.5	27.3	36.4	0.0
福岡県(33)	30.3	42.4	54.5	48.5	30.3	3.0
佐賀県(9)	33.3	66.7	66.7	44.4	22.2	0.0
長崎県(8)	37.5	25.0	62.5	50.0	37.5	0.0
熊本県(7)	28.6	28.6	42.9	14.3	28.6	0.0
大分県(13)	30.8	46.2	46.2	30.8	30.8	0.0
宮崎県(12)	25.0	8.3	41.7	25.0	8.3	8.3
鹿児島県(20)	50.0	25.0	70.0	50.0	25.0	5.0
沖縄県(11)	54.5	63.6	54.5	27.3	9.1	0.0
内閣府(342)	35.1	50.6	56.1	31.9	20.2	3.5
全体(1036)	35.9	38.2	54.5	37.1	23.3	4.1

数値は各行政庁のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。割合太字は50%以上。

表 33 は、認定手続きや変更認定手続きに関する要望や意見を示したものである。半数近く(48.4%、754件)の法人が「重要な変更以外は、届出で済む制度にしてほしい」と回答しており、「認定と届出に係る事務負担を軽減してほしい」とする回答割合も41.6%(647件)に上った。「認定と届出の基準を、解釈の相違がないよう明確にしてほしい」とする回答は、19.3%(300件)あった。「その他」の記述回答については、V.1.(6)を参照されたい。

表 33 認定等手続きに関する具体的要望・意見(複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合計
重要な変更以外は、届出で済む制度にしてほしい	333 48.1%	421 48.7%	754 48.4%
認定と届出の基準を、解釈の相違がないよう、明確にしてほしい	115 16.6%	185 21.4%	300 19.3%
認定と届出に係る事務負担を軽減してほしい	290 41.9%	357 41.3%	647 41.6%
手続きに要する時間を短縮し、迅速に対応してほしい	105 15.2%	152 17.6%	257 16.5%
その他(記述回答)	9 1.3%	14 1.6%	23 1.5%
回答法人数	692	865	1,557

%は、回答法人数1,557件(社団692件、財団865件)に占める割合。

「その他」(記述回答)の内容は、V.1.(6)参照。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

認定手続きに関する具体的な要望・意見を事業分野別にみると(表 34)、全ての事業分野において「重要な変更以外は届け出だけで」と回答した法人が半数以上を占め、とりわけ「災害・地域安全」91.7%、「同一資格者団体」87.5%、「医療施設・病院等」83.3%は80%を超えた。「認定と届出の事務負担の軽減」を望む法人の割合が半数を超えたのは「環境保護」76.0%、「互助・共済、親睦団体」75.0%、「業界団体」73.7%など22事業であった。「認定と届出の解釈の相違の解消」および「手続き時間の短縮と迅速な対応」については、回答が半数を超える事業はみられなかった。

表 34 主たる事業別の認定等手続きに関する具体的な要望・意見(複数回答) (%)

主たる事業 (回答法人数)	重要な変更 以外は届出 だけで	認定と届出 の解釈の相 違の解消	認定と届出 の事務負 担の軽減	手続き時間 の短縮と迅 速な対応	その他
社会福祉関係(55)	58.2	27.3	63.6	18.2	3.6
福祉関係の助成(17)	64.7	5.9	52.9	11.8	5.9
健康維持・増進団体等(41)	63.4	24.4	51.2	26.8	7.3
医療施設、病院等(18)	83.3	27.8	61.1	33.3	0.0
教育関係(72)	72.2	30.6	54.2	29.2	2.8
学会・学術団体(52)	75.0	26.9	51.9	19.2	3.8
研究・分析機関(33)	54.5	36.4	51.5	33.3	0.0
助成・表彰(91)	64.8	34.1	47.3	26.4	4.4
奨学(52)	67.3	32.7	46.2	26.9	1.9
児童・青少年の健全育成(29)	69.0	17.2	51.7	20.7	3.4
美術館・博物館・動物園等(44)	63.6	20.5	70.5	25.0	0.0
芸術・文化関係(82)	63.4	37.8	63.4	19.5	1.2
スポーツ関係(56)	60.7	39.3	58.9	26.8	1.8
地域社会貢献活動・団体(73)	75.3	16.4	49.3	12.3	0.0
環境保護(25)	68.0	20.0	76.0	24.0	0.0
災害・地域安全(12)	91.7	25.0	58.3	8.3	0.0
国際協力(32)	68.8	25.0	68.8	18.8	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(16)	75.0	25.0	62.5	18.8	6.3
業界団体(38)	73.7	34.2	73.7	21.1	0.0
同一資格者団体(16)	87.5	18.8	68.8	18.8	0.0
互助・共済、親睦団体(8)	75.0	12.5	75.0	37.5	0.0
会館運営(10)	60.0	30.0	60.0	30.0	0.0
行政関連(50)	64.0	22.0	62.0	18.0	0.0
非営利活動支援団体(13)	69.2	15.4	46.2	38.5	0.0
10件未満事業群(29)	69.0	27.6	69.0	31.0	3.4
その他(148)	68.2	22.3	59.5	23.6	2.0
全体(1,112)	67.8	27.0	58.2	23.1	2.1

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。割合太字は50%以上。

表 35 は、認定等手続きに関する要望・意見について収入規模別に示したものである。同表によると、「重要な変更以外は、届出で済む制度にしてほしい」および「認定と届出に係る事務負担を軽減してほしい」と回答した法人の割合は全般的に高かったものの、その他の回答も含め、いずれも収入規模による特徴的な傾向はみられなかった。

2. 法人格について

表 35 収入規模別の認定等手続きに関する具体的な要望・意見(複数回答)

回答項目	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
重要な変更以外は、届出で済む制度にしてほしい	84 61.3%	197 71.1%	121 67.2%	228 66.9%	54 63.5%	70 76.1%
認定と届出の基準を、解釈の相違がないよう、明確にしてほしい	28 20.4%	78 28.2%	53 29.4%	91 26.7%	22 25.9%	28 30.4%
認定と届出に係る事務負担を軽減してほしい	83 60.6%	150 54.2%	107 59.4%	204 59.8%	46 54.1%	57 62.0%
手続きに要する時間を短縮し、迅速に対応してほしい	28 20.4%	67 24.2%	48 26.7%	78 22.9%	14 16.5%	22 23.9%
その他	6 4.4%	6 2.2%	5 2.8%	4 1.2%	2 2.4%	0 0.0%
回答法人数	137	277	180	341	85	92

数値は各要望・意見の回答法人数に占める割合(%)。割合太字は50%以上。

次に行政庁別にみると、「重要な変更以外は、届出で済む制度にしてほしい」と回答した法人の割合が特に高かったのは、青森県、島根県、長崎県の87.5%、栃木県86.7%、奈良県85.7%であった(表36)。「認定と届出に係る事務負担を軽減してほしい」については、三重県100%、山形県90.9%、長野県88.9%で高い数値が示された。「認定と届出の基準を、解釈の相違がないよう、明確にしてほしい」および「手続きに要する時間を短縮し、迅速に対応してほしい」と回答した法人の割合が最も高かった行政庁は、それぞれ大分県41.7%および佐賀県42.9%であった。

表 36 行政庁別の認定等手続きに関する具体的な要望・意見(複数回答)

(%)

行政庁 (回答法人数)	重要な変更以外は届出だけで	認定と届出の解釈の相違の解消	認定と届出の事務負担の軽減	手続き時間の短縮と迅速な対応	その他
北海道(33)	72.7	33.3	54.5	18.2	0.0
青森県(8)	87.5	25.0	62.5	25.0	0.0
岩手県(17)	70.6	29.4	82.4	17.6	0.0
宮城県(17)	76.5	23.5	64.7	17.6	0.0
秋田県(10)	80.0	20.0	40.0	30.0	0.0
山形県(11)	45.5	18.2	90.9	9.1	0.0
福島県(25)	64.0	4.0	64.0	28.0	8.0
茨城県(19)	47.4	5.3	73.7	10.5	0.0
栃木県(15)	86.7	26.7	80.0	33.3	0.0
群馬県(5)	60.0	20.0	40.0	0.0	0.0
埼玉県(20)	65.0	5.0	60.0	20.0	0.0
千葉県(17)	64.7	23.5	76.5	35.3	0.0
東京都(83)	67.5	28.9	56.6	22.9	2.4
神奈川県(34)	73.5	20.6	55.9	23.5	0.0
新潟県(16)	75.0	18.8	56.3	18.8	0.0
富山県(10)	60.0	30.0	50.0	10.0	10.0
石川県(12)	58.3	0.0	58.3	8.3	0.0
福井県(8)	37.5	12.5	62.5	12.5	0.0

II. アンケート結果〔公益法人編〕

行政庁 (回答法人数)	重要な変更以外は届出だけで	認定と届出の解釈 の相違の解消	認定と届出の事 務負担の軽減	手続き時間の短 縮と迅速な対応	その他
山梨県(10)	70.0	30.0	30.0	10.0	0.0
長野県(9)	66.7	22.2	88.9	22.2	0.0
岐阜県(8)	37.5	37.5	50.0	12.5	0.0
静岡県(23)	60.9	34.8	69.6	26.1	4.3
愛知県(34)	44.1	14.7	73.5	26.5	8.8
三重県(10)	70.0	30.0	100.0	20.0	0.0
滋賀県(17)	58.8	11.8	70.6	23.5	5.9
京都府(15)	66.7	40.0	53.3	13.3	0.0
大阪府(25)	76.0	32.0	48.0	16.0	8.0
兵庫県(18)	50.0	33.3	38.9	5.6	5.6
奈良県(7)	85.7	14.3	71.4	0.0	0.0
和歌山県(6)	33.3	33.3	50.0	33.3	0.0
鳥取県(9)	77.8	22.2	55.6	11.1	0.0
島根県(8)	87.5	37.5	75.0	0.0	0.0
岡山県(16)	68.8	31.3	43.8	31.3	0.0
広島県(30)	60.0	20.0	70.0	16.7	0.0
山口県(13)	53.8	7.7	76.9	7.7	0.0
徳島県(7)	71.4	0.0	42.9	28.6	0.0
香川県(11)	81.8	9.1	45.5	18.2	0.0
愛媛県(10)	80.0	20.0	50.0	20.0	10.0
高知県(12)	75.0	16.7	75.0	33.3	0.0
福岡県(31)	77.4	19.4	64.5	29.0	3.2
佐賀県(14)	78.6	21.4	57.1	42.9	0.0
長崎県(8)	87.5	12.5	25.0	25.0	0.0
熊本県(7)	42.9	14.3	71.4	14.3	14.3
大分県(12)	83.3	41.7	66.7	8.3	0.0
宮崎県(12)	66.7	25.0	33.3	0.0	8.3
鹿児島県(20)	80.0	35.0	50.0	10.0	5.0
沖縄県(9)	77.8	22.2	44.4	22.2	0.0
内閣府(341)	69.2	36.7	52.5	30.2	1.5
全体(1,112)	67.8	27.0	58.2	23.1	2.1

数値は各行政庁のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。割合太字は50%以上。

別表 H についての定期提出書類の手引きの改訂への対応については、8割以上(81.8%、1,274件)が手引きの改訂どおりに対応しており、「従来どおり、別表 H を作成した」とする回答は14.8%(231件)にとどまった(表 37)。

定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂への対応について行政庁別にみると(表 38)、全ての法人が改定どおり作成した行政庁は、茨城県、群馬県、佐賀県の3県であった。H表を従来通り作成した法人の割合が30%を超えたのは、香川県30.8%および沖縄県30.8%であった。

表 37 別表 H についての定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂への対応(複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合計
手引きの改定どおり、別表 H を作成した	567 81.9%	707 81.7%	1,274 81.8%
手引きの改定とは異なり、従来通りに、別表 H を作成した	104 15.0%	127 14.7%	231 14.8%
その他(記述回答)	30 4.3%	44 5.1%	74 4.8%
回答法人数	692	865	1,557

%は、回答法人数 1,557 件(社団 692 件、財団 865 件)に占める割合。複数回答 22 件「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(7)参照。

表 38 行政庁別の別表 H についての定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂への対応(複数回答)

行政庁 (回答法人数)	改定どおり作成	従来通り作成	その他	行政庁 (回答法人数)	改定どおり作成	従来通り作成	その他
北海道(44)	77.3	22.7	0.0	滋賀県(21)	90.5	4.8	4.8
青森県(8)	75.0	25.0	0.0	京都府(27)	74.1	22.2	3.7
岩手県(22)	63.6	22.7	9.1	大阪府(34)	79.4	17.6	2.9
宮城県(28)	82.1	17.9	0.0	兵庫県(27)	88.9	11.1	0.0
秋田県(10)	80.0	10.0	10.0	奈良県(11)	81.8	18.2	0.0
山形県(14)	85.7	14.3	0.0	和歌山県(8)	75.0	25.0	0.0
福島県(30)	83.3	13.3	6.7	鳥取県(14)	85.7	7.1	14.3
茨城県(25)	100.0	0.0	0.0	島根県(11)	81.8	9.1	18.2
栃木県(19)	94.7	5.3	0.0	岡山県(26)	69.2	26.9	7.7
群馬県(12)	100.0	0.0	0.0	広島県(37)	81.1	18.9	2.7
埼玉県(28)	89.3	10.7	3.6	山口県(19)	84.2	10.5	5.3
千葉県(19)	78.9	10.5	10.5	徳島県(9)	77.8	11.1	11.1
東京都(125)	85.6	8.0	6.4	香川県(13)	69.2	30.8	0.0
神奈川県(39)	79.5	17.9	2.6	愛媛県(14)	78.6	21.4	0.0
新潟県(25)	84.0	8.0	12.0	高知県(14)	78.6	21.4	0.0
富山県(11)	81.8	18.2	0.0	福岡県(43)	86.0	11.6	2.3
石川県(24)	70.8	25.0	4.2	佐賀県(19)	100.0	0.0	0.0
福井県(12)	91.7	8.3	0.0	長崎県(13)	92.3	7.7	0.0
山梨県(14)	64.3	28.6	7.1	熊本県(9)	77.8	11.1	11.1
長野県(16)	75.0	18.8	12.5	大分県(15)	80.0	13.3	6.7
岐阜県(14)	92.9	0.0	7.1	宮崎県(18)	88.9	11.1	0.0
静岡県(30)	76.7	23.3	0.0	鹿児島県(31)	83.9	16.1	3.2
愛知県(50)	70.0	24.0	6.0	沖縄県(13)	53.8	30.8	7.7
三重県(15)	73.3	26.7	6.7	内閣府(477)	82.6	14.5	5.9
				全体(1,557)	81.8	14.8	4.8

複数回答 22 件。数値は各行政庁のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。

表 39 は、組織を運営するにあたり苦勞している点についての記述回答の件数を示したものである。回答件数 82 件のうち、最も多かった回答は「変更認定等手続き関連」28 件であり、次に多かったのは「財務 3 基準関連」26 件であった。「行政庁対応関連」においても 19 件の記述回答があった。記述回答の全文は V. 1. (8) を参照されたい。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 39 運営上苦勞している点、困っている点に関するその他記述回答の件数

回答項目	公益社団	公益財団	合計
財務 3 基準関連	11	15	26
変更認定等手続き関連	12	16	28
機関運営	0	6	6
行政庁対応関連	10	9	19
その他	1	2	3
回答数計	34	48	82

上段は回答数。下段は回答法人数（社団 208 件、財団 88 件、計 296 件）に占める割合(%)。
記述回答の内容は、V. 1.(8)参照。

(2) 法人種類の再選択

再度選択する場合に選択する法人格について訊いたところ、81.9%(1,275 件)が再度公益法人を選択すると回答しており、一般法人への転換を望む法人も 14.1%(219 件)と一定数みられた(表 40)。認定法人を含む特定非営利活動法人への転換を望む法人は 0.8%(13 件)にとどまった。

法人類型別にみると、社団の場合 4 分の 1(24.1%、167 件)が他法人格への転換を望んでおり、なかでも一般法人は 2 割(19.5%、135 件)に上る。財団の場合は 13.3%(115 件)が他法人格への転換を望んでいるという結果であった。

表 40 再度選択する場合の法人類型

法人格	公益社団	公益財団	合計	2021 年	2020 年
やはり公益法人	525	750	1,275	80.6%	81.8%
	75.9%	86.7%	81.9%		
一般法人	135	84	219	16.5%	14.9%
	19.5%	9.7%	14.1%		
特定非営利活動法人	3	5	8	0.8%	0.5%
	0.4%	0.6%	0.5%		
認定特定非営利活動法人	4	1	5	0.1%	0.4%
	0.6%	0.1%	0.3%		
社会福祉法人	1	1	2	0.1%	0.3%
	0.1%	0.1%	0.1%		
営利法人(株式会社・合同会社など)	1	5	6	0.4%	0.1%
	0.1%	0.6%	0.4%		
労働者協同組合、特定労働者協同組合	1	0	1	-	-
	0.1%	0.0%	0.1%		
その他の法人(記述回答)	22	19	41	1.6%	2.0%
	3.3%	2.2%	2.6%		
回答法人数計	692	865	1,557	-	-

上段は回答数。下段は回答法人数 1,557 件(社団 692 件、財団 865 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(9)参照。

再度選択するとした場合の法人格について収入規模別にみると、収入規模が大きいほど公益法人を選択する法人の割合が高くなり、とりわけ「10 億円以上」は 87.7%(114 件)と最も高い数値が示されている(表 41)。一方で「1 千万円未満」は 74.9%(137 件)であり、4 分の 1 が他法人格を

選択する傾向にある。

「一般法人」と回答した法人の収入規模別の割合は、公益法人の傾向とは対照的であり、収入規模が小さいほどその割合は高くなる傾向にある。とりわけ「1千万円未満」の小規模法人の場合は、その2割(19.7%、36件)が一般法人を選択するとしており、「10億円以上」の大規模法人は9.2%(12件)であった。

表 41 収入規模別の再度選択するとした場合の法人格

法人格	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
やはり公益法人	137 74.9%	319 77.8%	202 81.5%	407 85.9%	96 85.7%	114 87.7%
一般法人	36 19.7%	73 17.8%	34 13.7%	53 11.2%	11 9.8%	12 9.2%
NPO法人(含認定)	3 1.6%	5 1.2%	3 1.2%	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%
その他の法人	7 3.8%	13 3.2%	9 3.6%	12 2.5%	5 4.5%	4 3.1%
回答法人数計	183	410	248	474	112	130

上段は回答数。下段は、各収入規模別の回答法人数計に占める割合(%)。

「その他の法人」は、社会福祉法人、営利法人(株式会社、合同会社等)、その他回答を含む。

表 42 は、再度選択するとした場合の法人格について行政庁別にみたものである。公益法人を再選択するとした法人の割合が高かったのは、福井県 100%、長野県 93.8%、山梨県 92.9%、愛媛県 92.9%、長崎県 92.3%などであった。他法人格への転換を望む法人の割合が高かったのは、秋田県 50.0%、大分県 46.6%および奈良県 45.4%であった、一般法人への転換を望む公益法人の割合が高いのは、秋田県 50.0%および佐賀県 36.8%であり、特定非営利活動法人の場合は奈良県 18.2%が最も高かった。

次に、公益法人を再度選択すると回答した法人の割合を事業分野別にみよ(表 43)。公益法人を選択したいとする法人の割合が90%を超えたのは、上位より「医療施設、病院等」95.8%、「産業創造・企業経営、起業支援」95.7%、「助成・表彰」93.5%、「会館運営」90.9%であった。他方、その他法人格への転換を望む法人の割合が高かった事業は、「同一資格者団体」39.1%、「互助・共済、親睦団体」36.4%、「学会・学術団体」32.8%、「業界団体」32.7%であった。

再度選択できるとした場合に一般法人と回答した法人の割合が最も高かった事業は、「互助・共済、親睦団体」27.3%であり、公益法人および一般法人以外を選択する法人は「同一資格者団体」13.0%が最も高かった。

公益法人以外を選択したいとする法人(282件)のみを対象に苦労している点を訊いたところ(表 44)、「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」と回答した法人が71.3%(201件)、「収支償で事業活動が制限される」が67.4%(190件)と回答しており、「毎年の事業報告・計算書類等の作成」が63.8%(180件)みられた。つまり、この3項目が公益法人として事業運営することの困難性を引き起こしている主な原因であると捉えることができる。

前年比でみると、苦労している点の全ての 카테고리について上昇傾向にあり、とりわけ「毎

II. アンケート結果〔公益法人編〕

年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」が 18.9 ポイント、「変更認定申請・変更届出の手続き」が 17 ポイント、「立入検査など行政庁の監督が続く」が 11.2 ポイントそれぞれ上昇した。

法人格別にみると、一般法人への転換を希望する 72.3%(159 件)は「毎年の定期提出書類の作成義務負担が大きい」と回答しており、「収支相償で事業活動が制限される」および「毎年の事業報告・計算書類等の作成」と回答した法人も 65.0%(143 件)みられた。特定非営利活動法人への転換を希望する法人で回答割合が最も高かったのは「立入検査など行政庁の監督が続く」であり 75.0%(6 件)であった。認定特定非営利活動法人への転換を希望する法人については、全ての法人が「収支相償で事業活動が制限される」と回答している。

表 42 行政庁別の再度選択するとした場合の法人格 (%)

行政庁	やはり 公益 法人	一般 法人	特活法 人(認定 含む)	その他 の法人	行政庁	やはり 公益 法人	一般 法人	特活法 人(認定 含む)	その他 の法人
北海道(44)	77.3	15.9	0.0	6.8	滋賀県(21)	90.5	9.5	0.0	0.0
青森県(8)	62.5	25.0	12.5	0.0	京都府(27)	85.2	11.1	0.0	3.7
岩手県(22)	81.8	13.6	0.0	4.5	大阪府(34)	91.2	5.9	2.9	0.0
宮城県(28)	75.0	25.0	0.0	0.0	兵庫県(27)	85.2	14.8	0.0	0.0
秋田県(10)	50.0	50.0	0.0	0.0	奈良県(11)	54.5	18.2	18.2	9.1
山形県(14)	85.7	7.1	0.0	7.1	和歌山県(8)	75.0	25.0	0.0	0.0
福島県(30)	86.7	13.3	0.0	0.0	鳥取県(14)	57.1	35.7	0.0	7.1
茨城県(25)	84.0	16.0	0.0	0.0	島根県(11)	72.7	18.2	0.0	9.1
栃木県(19)	84.2	10.5	0.0	5.3	岡山県(26)	76.9	19.2	0.0	3.8
群馬県(12)	91.7	0.0	8.3	0.0	広島県(37)	83.8	16.2	0.0	0.0
埼玉県(28)	85.7	10.7	0.0	3.6	山口県(19)	73.7	26.3	0.0	0.0
千葉県(19)	73.7	21.1	0.0	5.3	徳島県(9)	77.8	11.1	0.0	11.1
東京都(125)	77.6	12.8	2.4	7.2	香川県(13)	84.6	15.4	0.0	0.0
神奈川県(39)	66.7	28.2	0.0	5.1	愛媛県(14)	92.9	7.1	0.0	0.0
新潟県(25)	80.0	20.0	0.0	0.0	高知県(14)	64.3	21.4	0.0	14.3
富山県(11)	90.9	9.1	0.0	0.0	福岡県(43)	81.4	16.3	0.0	2.3
石川県(24)	91.7	8.3	0.0	0.0	佐賀県(19)	57.9	36.8	0.0	5.3
福井県(12)	100.0	0.0	0.0	0.0	長崎県(13)	92.3	7.7	0.0	0.0
山梨県(14)	92.9	7.1	0.0	0.0	熊本県(9)	88.9	11.1	0.0	0.0
長野県(16)	93.8	0.0	0.0	6.3	大分県(15)	53.3	33.3	0.0	13.3
岐阜県(14)	64.3	35.7	0.0	0.0	宮崎県(18)	77.8	22.2	0.0	0.0
静岡県(30)	86.7	13.3	0.0	0.0	鹿児島県(31)	87.1	9.7	0.0	3.2
愛知県(50)	88.0	10.0	0.0	2.0	沖縄県(13)	69.2	23.1	7.7	0.0
三重県(15)	86.7	13.3	0.0	0.0	内閣府(477)	85.5	10.3	0.8	3.4
					全体(1,557)	81.9	14.1	0.8	3.2

数値は各行政庁の回答法人数に占める割合(%)。太字は「公益法人以外」選択で20%以上を示す。

表 43 主たる事業別の法人選択の割合 (%)

主たる事業 (回答法人数)	やはり 公益法人	一般法人	特活法人 (認定含む)	その他の 法人
社会福祉関係(76)	84.2	11.8	1.3	2.6
福祉関係の助成(23)	87.0	8.7	4.3	0.0
健康維持・増進団体等(63)	87.3	7.9	0.0	4.8
医療施設、病院等(24)	95.8	0.0	0.0	4.2
教育関係(104)	85.6	8.7	0.0	5.8
学会・学術団体(67)	67.2	25.4	0.0	7.5
研究・分析機関(50)	88.0	6.0	0.0	6.0
助成・表彰(138)	93.5	5.1	0.0	1.4
奨学(78)	89.7	5.1	2.6	2.6
児童・青少年の健全育成(36)	83.3	11.1	5.6	0.0
美術館・博物館・動物園等(57)	77.2	15.8	1.8	5.3
芸術・文化関係(106)	84.0	13.2	0.9	1.9
スポーツ関係(76)	76.3	23.7	0.0	0.0
地域社会貢献活動・団体(106)	72.6	22.6	0.9	3.8
環境保護(40)	80.0	20.0	0.0	0.0
災害・地域安全(16)	87.5	12.5	0.0	0.0
国際協力(38)	84.2	10.5	2.6	2.6
産業創造・企業経営、起業支援(23)	95.7	0.0	0.0	4.3
業界団体(55)	67.3	23.6	1.8	7.3
同一資格者団体(23)	60.9	26.1	4.3	8.7
互助・共済、親睦団体(11)	63.6	27.3	0.0	9.1
会館運営(11)	90.9	0.0	0.0	9.1
行政関連(70)	87.1	11.4	0.0	1.4
非営利活動支援団体(16)	87.5	6.3	6.3	0.0
10件未満事業群(35)	88.6	8.6	0.0	2.9
その他(215)	76.3	21.4	0.0	2.3
全体(1,557)	81.9	14.1	0.8	3.2

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。割合太字は20%以上。
太字は「公益法人以外」選択で20%以上を示す。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 44 公益法人以外を選択すると回答した法人の苦勞している点（複数回答）

苦勞している点	一般法人	特活法人	認定特活	社福法人	営利法人	その他	合計	2021年
収支相償で事業活動が制限される	143 65.0%	4 50.0%	5 100.0%	1 50.0%	6 85.7%	31 77.5%	190 67.4%	62.5%
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	69 31.4%	1 12.5%	1 20.0%	1 50.0%	4 57.1%	13 32.5%	89 31.6%	27.7%
遊休財産の規制がある	79 35.9%	2 25.0%	2 40.0%	0 0.0%	6 85.7%	22 55.0%	111 39.4%	32.8%
立入検査など行政庁の監督が続く	119 54.1%	6 75.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 28.6%	16 40.0%	144 51.1%	39.9%
毎年の事業報告・計算書類等の作成	143 65.0%	5 62.5%	2 40.0%	1 50.0%	2 28.6%	27 67.5%	180 63.8%	60.1%
変更認定申請・変更届出の手続き	120 54.5%	1 12.5%	3 60.0%	0 0.0%	4 57.1%	19 47.5%	147 52.1%	35.1%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	159 72.3%	4 50.0%	3 60.0%	1 50.0%	4 57.1%	30 75.0%	201 71.3%	52.4%
適正な機関運営が難しい	47 21.4%	3 37.5%	1 20.0%	1 50.0%	3 42.9%	7 17.5%	62 22.0%	19.3%
特になし	2 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.5%	3 1.1%	4.7%
その他(記述回答)	4 1.8%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.0%	7 2.5%	4.7%
回答法人数計	220	8	5	2	7	40	282	-

上段は回答数。下段は公益法人以外を選択するとして対象法人の回答数計ごとに占める割合(%)。

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1. (3)参照。

公益法人以外の法人格への転換を望む理由については、85.7%(221件)の法人が「法人運営での自由度が高い」と回答した(表 45)。また、「行政による監督がなく、実施事業に専念できる」とした意見も 53.5%(138件)に上り、「より地域に根ざした活動がしやすい」とする回答も 18.6%(48件)みられた。

表 45 現状の法人形態と異なる法人格を選択した理由(複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合計
法人運営での自由度が高い	131 85.1%	90 86.5%	221 85.7%
行政による監督がなく、実施事業に専念できる	76 49.4%	62 59.6%	138 53.5%
より地域に根ざした活動がしやすい	30 19.5%	18 17.3%	48 18.6%
資金調達容易である	16 10.4%	15 14.4%	31 12.0%
その他(記述回答)	10 6.5%	4 3.8%	14 5.4%
回答法人数	154	104	258

上段は「やはり公益法人」を選択しなかった法人からの回答数、下段は回答法人数 258 件(社団 154 件、財団 104 件)に占める割合。なお、本問無回答の 25 件は含まれていない。

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1. (10)参照。

3. 寄附と税制について

(1) 寄附金に対する姿勢

本節では、寄附および税制に関する質問の回答結果を報告する。法人の総収入に占める寄附金の割合は、寄附金収入がないとする回答が最も多く全体の半数弱(47.0%、732件)を占め、「10%未満」とする回答も30.4%(474件)に上った(表46)。「0%」と「10%未満」を合わせると77.4%(1,206件)にもなり、社団のみで9割近い数値(88.5%、612件)が示されている。次に高かった回答割合は「50%以上」の10.3%(161件)であった。

法人格別にみると、財団は社団と比較し寄附金収入の割合が相対的に高く、とくに寄附金収入の割合が50%以上を占める財団が16.3%(141件)にも及ぶことは特筆される。

表46 寄附金の総収入に占める割合

寄附金の割合	公益社団	公益財団	合計	2021年	2020年
0%	417	315	732	53.9%	51.3%
	60.3%	36.4%	47.0%		
10%未満	195	279	474	28.4%	29.8%
	28.2%	32.3%	30.4%		
10%以上 20%未満	29	57	86	4.0%	4.2%
	4.2%	6.6%	5.5%		
20%以上 30%未満	14	36	50	3.0%	2.8%
	2.0%	4.2%	3.2%		
30%以上 50%未満	17	37	54	3.1%	3.6%
	2.5%	4.3%	3.5%		
50%以上	20	141	161	7.7%	8.4%
	2.9%	16.3%	10.3%		
回答法人数計	692	865	1,557	-	-

上段は回答数、下段は回答法人数1,557件(社団692件、財団865件)に占める割合(%)。

表47 収入規模別寄附金の総収入に占める割合

寄附金の割合	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
0%	63	167	124	248	57	73
	34.4%	40.7%	50.0%	52.3%	50.9%	56.2%
10%未満	44	110	73	151	47	49
	24.0%	26.8%	29.4%	31.9%	42.0%	37.7%
10%～20%未満	14	37	7	23	2	3
	7.7%	9.0%	2.8%	4.9%	1.8%	2.3%
20%以上 30%未満	12	22	7	9	0	0
	6.6%	5.4%	2.8%	1.9%	0.0%	0.0%
30%以上 50%未満	8	21	11	13	1	0
	4.4%	5.1%	4.4%	2.7%	0.9%	0.0%
50%以上	42	53	26	30	5	5
	23.0%	12.9%	10.5%	6.3%	4.5%	3.8%
回答法人数計	183	410	248	474	112	130

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合(%)。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 47 は、総収入に占める寄附金の割合を収入規模別に示したものである。収入規模が 5 千万円以上の法人は、寄附金収入ゼロの法人が 5 割を超えており、収入規模が大きいほど総収入に占める寄附金収入の割合が小さく、収入規模が小さいほど総収入に占める寄附金収入の割合が大きくなる傾向にある。

次に、総収入に占める寄附金の割合を事業分野別にみよめる(表 48)。寄附金がないとする回答の割合が高かったのは、「互助・共済、親睦団体」81.8%、「行政関連」81.4%、「地域社会貢献活動・団体」74.5%、「会館運営」72.7%、「業界団体」70.9%であった。

一方、寄附金が総収入の 50%以上を占めている法人の割合が高かったのは、「助成・表彰」31.9%、「奨学」26.9%、「環境保護」22.5%、「研究・分析機関」22.0%であった。

表 48 主たる事業別の総収入に占める寄附金の割合 (%)

主たる事業 (回答法人数)	0%	10% 未満	10%～ 20%	20%～ 30%	30%～ 50%	50% 以上
社会福祉関係(76)	44.7	31.6	5.3	1.3	5.3	11.8
福祉関係の助成(23)	34.8	34.8	4.3	8.7	4.3	13.0
健康維持・増進団体等(63)	50.8	30.2	0.0	7.9	3.2	7.9
医療施設、病院等(24)	29.2	70.8	0.0	0.0	0.0	0.0
教育関係(104)	40.4	25.0	7.7	7.7	4.8	14.4
学会・学術団体(67)	29.9	58.2	3.0	3.0	3.0	3.0
研究・分析機関(50)	34.0	26.0	6.0	4.0	8.0	22.0
助成・表彰(138)	34.1	18.1	7.2	4.3	4.3	31.9
奨学(78)	37.2	19.2	7.7	2.6	6.4	26.9
児童・青少年の健全育成(36)	36.1	36.1	11.1	0.0	5.6	11.1
美術館・博物館・動物園等(57)	17.5	45.6	8.8	3.5	7.0	17.5
芸術・文化関係(106)	25.5	50.9	9.4	2.8	2.8	8.5
スポーツ関係(76)	30.3	57.9	7.9	2.6	1.3	0.0
地域社会貢献活動・団体(106)	74.5	20.8	3.8	0.0	0.0	0.9
環境保護(40)	45.0	17.5	5.0	7.5	2.5	22.5
災害・地域安全(16)	37.5	18.8	18.8	6.3	18.8	0.0
国際協力(38)	21.1	50.0	2.6	7.9	2.6	15.8
産業創造・企業経営、起業支援(23)	65.2	26.1	4.3	0.0	4.3	0.0
業界団体(55)	70.9	23.6	5.5	0.0	0.0	0.0
同一資格者団体(23)	56.5	39.1	4.3	0.0	0.0	0.0
互助・共済、親睦団体(11)	81.8	9.1	0.0	0.0	9.1	0.0
会館運営(11)	72.7	18.2	9.1	0.0	0.0	0.0
行政関連(70)	81.4	12.9	0.0	0.0	4.3	1.4
非営利活動支援団体(16)	31.3	31.3	6.3	12.5	6.3	12.5
10 件未満事業群(35)	57.1	31.4	2.9	2.9	2.9	2.9
その他(215)	67.9	20.5	4.2	2.3	1.4	3.7
全体(1,557)	47.0	30.4	5.5	3.2	3.5	10.3

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は各事業内での最高値。

3. 寄附と税制について

次に、寄附を募集していない850法人にその理由を訊いたところ、「事業収入や運用収入で間に合っている」とする回答割合が半数弱(47.1%、400件)を占め、寄附募集のノウハウがないとする回答も43.6%(371件)と比較的に多かった(表49)。法人格別にみると、「事業収入や運用収入で間に合っている」と回答した財団は53.1%(203件)と極めて高く、社団とのポイント差は11である。一方で「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」と回答した法人は社団の方が多く48.3%(226件)であり、財団とのポイント差は10.3であった。

表49 寄附金を募集していない理由(複数回答)

寄附金を募集しない理由	公益社団	公益財団	合計	2021年	2020年
事業収入や運用収入で間に合っているため	197	203	400	53.5%	55.8%
	42.1%	53.1%	47.1%		
寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない	226	145	371	41.6%	43.9%
	48.3%	38.0%	43.6%		
寄附金を募集した後の事務負担が大きい	88	63	151	16.8%	15.3%
	18.8%	16.5%	17.8%		
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない	66	32	98	12.3%	10.2%
	14.1%	8.4%	11.5%		
寄附金を募集しても集まらない	102	80	182	—	—
	21.8%	20.9%	21.4%		
その他(記述回答)	17	20	37	8.2%	7.8%
	3.6%	5.2%	4.4%		
回答法人数計	468	382	850	—	—

上段は回答数、下段は回答法人数850件(社団468件、財団382件)に占める割合(%)。

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(11)参照。

次に、寄附金を募集していない理由について収入規模別にみると、収入規模が大きいほど「事業収入や運用収入で間に合っているため」と回答する法人の割合は高くなる傾向にあり、「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」および「寄附金を募集しても集まらない」とする回答割合については、収入規模が大きいほど低くなる傾向にあることが明らかである(表50)。

表50 収入規模別の寄附金を募集していない理由

回答項目	1千万円未満	1~5千万円	5千万~1億円	1~5億円	5~10億円	10億円以上
事業収入や運用収入で間に合っている。	19	92	64	135	43	47
	23.2%	45.5%	46.7%	48.2%	62.3%	58.8%
寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない。	39	91	61	127	27	26
	47.6%	45.0%	44.5%	45.4%	39.1%	32.5%
寄附金を募集した後の事務負担が大きい。	21	31	24	46	11	18
	25.6%	15.3%	17.5%	16.4%	15.9%	22.5%
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない。	12	22	13	35	8	8
	14.6%	10.9%	9.5%	12.5%	11.6%	10.0%
寄附金を募集しても集まらない。	24	44	31	53	15	15
	29.3%	21.8%	22.6%	18.9%	21.7%	18.8%
その他(記述回答)	4	13	5	8	2	5
	4.9%	6.4%	3.6%	2.9%	2.9%	6.3%
回答法人数	82	202	137	280	69	80

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合(%)。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 51 は、主たる事業別の寄附を募集しない理由を示したものである。「事業収入や運用収入で間に合っているため」と回答した法人の割合が 50%以上を占める事業分野は、「研究・分析機関」84.2%および「奨学」70.3%を含め 12 事業に上る。「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」で 50%以上を占めている事業は、「美術館・博物館・動物園等」73.3%、「会館運営」71.4%および「医療施設、病院等」62.5%など 11 事業が該当した。

表 51 主たる事業別の寄附募集をしない理由(複数回答) (%)

主たる事業 (回答法人数)	収入が間に合っている	寄附募集 ノウハウがない	募集後の 事務負担 が大きい	報告や説明責任が 大変	募集しても集まらない	その他
社会福祉関係(39)	30.8	53.8	25.6	15.4	23.1	2.6
福祉関係の助成(13)	46.2	53.8	15.4	7.7	15.4	0.0
健康維持・増進団体等(37)	54.1	43.2	16.2	16.2	18.9	5.4
医療施設、病院等(8)	37.5	62.5	62.5	62.5	75.0	0.0
教育関係(54)	53.7	35.2	18.5	11.1	27.8	0.0
学会・学術団体(27)	33.3	37.0	37.0	11.1	29.6	7.4
研究・分析機関(19)	84.2	21.1	10.5	5.3	10.5	0.0
助成・表彰(64)	59.4	29.7	15.6	1.6	14.1	6.3
奨学(37)	70.3	24.3	10.8	5.4	16.2	2.7
児童・青少年の健全育成(16)	50.0	56.3	12.5	18.8	43.8	0.0
美術館・博物館・動物園等(15)	33.3	73.3	46.7	13.3	26.7	6.7
芸術・文化関係(43)	41.9	48.8	18.6	16.3	20.9	4.7
スポーツ関係(29)	24.1	55.2	24.1	10.3	27.6	17.2
地域社会貢献活動・団体(86)	34.9	52.3	16.3	14.0	14.0	4.7
環境保護(20)	65.0	35.0	10.0	0.0	10.0	5.0
災害・地域安全(6)	50.0	50.0	0.0	0.0	16.7	16.7
国際協力(10)	30.0	50.0	0.0	10.0	0.0	10.0
産業創造・企業経営、起業支援(16)	37.5	37.5	12.5	6.3	18.8	12.5
業界団体(46)	52.2	47.8	15.2	17.4	10.9	6.5
同一資格者団体(17)	58.8	41.2	5.9	11.8	23.5	0.0
互助・共済、親睦団体(9)	55.6	55.6	0.0	0.0	0.0	22.2
会館運営(7)	14.3	71.4	28.6	14.3	28.6	0.0
行政関連(55)	49.1	36.4	10.9	9.1	21.8	5.5
非営利活動支援団体(7)	28.6	57.1	0.0	0.0	42.9	0.0
10件未満事業群(21)	61.9	38.1	14.3	4.8	14.3	0.0
その他(149)	44.3	45.0	20.8	14.1	28.9	1.3
全体(850)	47.1	43.6	17.8	11.5	21.4	4.4

数値は各事業の回答法人数(無回答を除く)に占める割合(%)。太字は 50%以上。

間に合っているため:事業収入や運用収入で間に合っているため 経験・ノウハウがない:寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない 後の事務負担が大きい:寄附金を募集した後の事務負担が大きい 報告・説明責任が大変:募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない。

(2) 税額控除証明の取得状況等

税額控除証明の取得状況については 24.4%(380 件)が取得済みと回答しており、「税額控除の制度は知っているが、取得していない」および「制度自体を知らない」の回答割合は、それぞれ 39.2%(611 件)および 36.4%(566 件)に上った(表 52)。2020 年との比較でみると、「取得済み」と回答した法人の割合は 3.6 ポイント減少しており、「制度は知っているが、取得していない」についても 5.9 ポイントの減少がみられた。一方で、「制度自体を知らない」と回答した法人の割合は 7.7 ポイント増加し、税額控除証明の存在を知らない法人が増加傾向にある。

表 52 税額控除証明の取得状況

取得状況	公益社団	公益財団	合計	2021 年	2020 年
取得済み	142	238	380	27.1%	28.0%
	20.5%	27.5%	24.4%		
制度は知っているが、取得していない	234	377	611	44.3%	45.1%
	33.8%	43.6%	39.2%		
制度自体を知らない	316	250	566	28.7%	26.9%
	45.7%	28.9%	36.4%		
回答法人数計	692	865	1,557	1,523	1,515

上段は回答数、下段は回答法人数 1,557 件(社団 692 件、財団 865 件)に占める割合(%)。

次に、税額控除証明の取得状況について収入規模別にみてる(表 53)。全体的には、収入規模が小さいほど税額控除証明を取得する傾向にあり、とりわけ 5 千万円未満の法人は、30%を超えている。また、収入規模が大きいほど税額控除証明の取得率が低下する傾向にあり、収入規模 10 億円以上の法人に至っては 12.3%(16 件)という状況である。「制度は知っているが取得していない」と回答した法人の割合は、収入規模が大きいほど高い。収入規模「10 億円以上」の場合、5 割以上(51.5%)が「制度は知っているが取得していない」と回答している。

表 53 収入規模別の税額控除証明の取得状況

税額控除取得状況 (回答法人数)	1 千万 円未満	1~5 千 万円	5 千万~ 1 億円	1~5 億 円	5~10 億円	10 億円 以上
取得済み。(申請書提出済 み・準備中を含む)(380)	62	123	53	102	24	16
	33.9%	30.0%	21.4%	21.5%	21.4%	12.3%
制度は知っているが、取 得していない(611)	61	135	104	197	47	67
	33.3%	32.9%	41.9%	41.6%	42.0%	51.5%
制度自体を知らない(566)	60	152	91	175	41	47
	32.8%	37.1%	36.7%	36.9%	36.6%	36.2%
回答法人数計(1,557)	183	410	248	474	112	130

上段は回答数。下段は各収入規模に占める割合(%)。

表 54 は税額控除証明の取得状況について主たる事業の分野別にみたものである。同表によると、税額控除証明を「取得済み」と回答した法人の割合が最も高い事業は、「国際協力」47.4%であり、「災害・地域安全」および「非営利活動支援団体」においても、いずれも 43.8%と比較的に高い数値が示された。「制度は知っているが、取得していない」と回答した法人の割合が高かったのは「互助・共済、親睦団体」81.8%、「芸術・文化関係」54.7%、「制度自体を知らない」については「地域社会貢献活動・団体」61.3%、「業界団体」56.4%が高い割合を示した。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 54 主たる事業別の税額控除証明取得状況

(%)

主たる事業 (回答法人数)	取得済み(申請中・ 準備中含む)	制度は知っている が取得していない	制度自体を知らない
社会福祉関係(76)	26.3	34.2	39.5
福祉関係の助成(23)	26.1	34.8	39.1
健康維持・増進団体等(63)	22.2	41.3	36.5
医療施設、病院等(24)	29.2	41.7	29.2
教育関係(104)	39.4	29.8	30.8
学会・学術団体(67)	26.9	47.8	25.4
研究・分析機関(50)	26.0	44.0	30.0
助成・表彰(138)	21.0	49.3	29.7
奨学(78)	26.9	46.2	26.9
児童・青少年の健全育成(36)	38.9	36.1	25.0
美術館・博物館・動物園等(57)	21.1	42.1	36.8
芸術・文化関係(106)	22.6	54.7	22.6
スポーツ関係(76)	34.2	46.1	19.7
地域社会貢献活動・団体(106)	13.2	25.5	61.3
環境保護(40)	37.5	30.0	32.5
災害・地域安全(16)	43.8	37.5	18.8
国際協力(38)	47.4	39.5	13.2
産業創造・企業経営、起業支援(23)	17.4	43.5	39.1
業界団体(55)	18.2	25.5	56.4
同一資格者団体(23)	17.4	43.5	39.1
互助・共済、親睦団体(11)	9.1	81.8	9.1
会館運営(11)	27.3	36.4	36.4
行政関連(70)	8.6	41.4	50.0
非営利活動支援団体(16)	43.8	31.3	25.0
10件未満事業群(35)	22.9	37.1	40.0
その他(215)	17.7	31.6	50.7
全体(1,557)	24.4	39.2	36.4

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は各事業の最高値。

税額控除証明の取得状況について行政庁別にみると、税額控除証明を取得している法人の割合が高かった行政庁は、上位から熊本県 44.4%、石川県 41.7%、沖縄県 38.5%、山口県 36.8%、富山県 36.4%であり、最下位は税額控除証明の取得法人がゼロである千葉県、福井県および奈良県であった(表 55)。「制度は知っているが取得していない」とする法人の割合が半数を超えたのは、上位から福井県 66.7%、山梨県 64.3%、岐阜県および鳥取県 57.1%、奈良県 54.5%など 7 県であり、「制度自体を知らない」とする法人の割合が半数を超えたのは、上位から大分県 73.3%、山形県および愛媛県 64.3%、千葉県 63.2%、香川県 61.5%、宮崎県 61.1%など 14 府県に上った。

表 56 は、寄附金の総収入に占める割合ごとに税額控除証明の取得状況をみたものである。当然のことながら、寄附金の割合が高いほど税額控除証明を取得している傾向にあり、とりわけ「20%~30%」および「50%以上」は半数を超えており、それぞれ 62.0%および 52.2%となっている。

表 51 で、税額控除証明を取得していない 669 法人に対し、その理由を訊いたところ、「PST(Public Support Test)を満たすことが困難」とした回答割合が最も高く 34.5%(231 件)で

表 55 行政庁別の税額控除証明の取得状況

(%)

行政庁 (回答法人数)	取得済み (申請中・ 準備中含 む)	制度は知 っている が取得し ていない	制度自体 を知らな い	行政庁 (回答法人数)	取得済み (申請中・ 準備中含 む)	制度は知 っている が取得し ていない	制度自体 を知らな い
北海道(44)	22.7	38.6	38.6	滋賀県(21)	23.8	28.6	47.6
青森県(8)	12.5	37.5	50.0	京都府(27)	18.5	29.6	51.9
岩手県(22)	9.1	31.8	59.1	大阪府(34)	29.4	41.2	29.4
宮城県(28)	21.4	32.1	46.4	兵庫県(27)	29.6	37.0	33.3
秋田県(10)	20.0	40.0	40.0	奈良県(11)	0.0	54.5	45.5
山形県(14)	28.6	7.1	64.3	和歌山県(8)	25.0	50.0	25.0
福島県(30)	30.0	30.0	40.0	鳥取県(14)	7.1	57.1	35.7
茨城県(25)	20.0	28.0	52.0	島根県(11)	27.3	27.3	45.5
栃木県(19)	21.1	36.8	42.1	岡山県(26)	34.6	34.6	30.8
群馬県(12)	25.0	41.7	33.3	広島県(37)	16.2	43.2	40.5
埼玉県(28)	25.0	46.4	28.6	山口県(19)	36.8	42.1	21.1
千葉県(19)	0.0	36.8	63.2	徳島県(9)	11.1	33.3	55.6
東京都(125)	28.0	35.2	36.8	香川県(13)	15.4	23.1	61.5
神奈川県(39)	23.1	35.9	41.0	愛媛県(14)	21.4	14.3	64.3
新潟県(25)	24.0	32.0	44.0	高知県(14)	21.4	35.7	42.9
富山県(11)	36.4	36.4	27.3	福岡県(43)	23.3	34.9	41.9
石川県(24)	41.7	29.2	29.2	佐賀県(19)	10.5	36.8	52.6
福井県(12)	0.0	66.7	33.3	長崎県(13)	15.4	30.8	53.8
山梨県(14)	21.4	64.3	14.3	熊本県(9)	44.4	22.2	33.3
長野県(16)	12.5	31.3	56.3	大分県(15)	13.3	13.3	73.3
岐阜県(14)	14.3	57.1	28.6	宮崎県(18)	11.1	27.8	61.1
静岡県(30)	16.7	50.0	33.3	鹿児島県(31)	25.8	35.5	38.7
愛知県(50)	28.0	30.0	42.0	沖縄県(13)	38.5	46.2	15.4
三重県(15)	20.0	33.3	46.7	内閣府(477)	28.1	46.8	25.2
				全体(1,557)	24.4	39.2	36.4

数値は各行政庁の回答法人数に占める割合(%)。太字は50%以上を示す。

表 56 寄附金の総収入に占める割合別にみる税額控除証明取得状況

税額控除証明取得状況 (回答法人数)	寄附金の総収入に占める割合					
	0%	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上
取得済み。(申請書提出済 み・準備中を含む)(380)	59 8.1%	142 30.0%	40 46.5%	31 62.0%	24 44.4%	84 52.2%
制度は知っているが、取 得していない(611)	294 40.2%	211 44.5%	27 31.4%	12 24.0%	18 33.3%	49 30.4%
制度自体を知らない(566)	379 51.8%	121 25.5%	19 22.1%	7 14.0%	12 22.2%	28 17.4%
回答法人数計(1,557)	732	474	86	50	54	161

上段は回答数。下段は寄附金の総収入に占める割合ごとの割合(%)。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

あり、「個人からの寄附は考えていない」および「当法人にとってあまりメリットがない」においてもそれぞれ 26.9%(180 件)および 19.1%(128 件)と一定数みられた(表 57)。

表 57 税額控除証明を取得していない理由

税額控除証明を取得しない理由	公益社団	公益財団	合計	2021 年	2020 年
PST 要件を満たすことが困難	87 33.0%	144 35.6%	231 34.5%	34.9%	37.5%
当法人にとってはあまりメリットがない	47 17.8%	81 20.0%	128 19.1%	21.3%	18.6%
手続きが複雑で面倒	35 13.3%	38 9.4%	73 10.9%	9.0%	10.5%
個人からの寄附は考えていない	76 28.8%	104 25.7%	180 26.9%	26.8%	25.0%
所得控除だけで十分	10 3.8%	21 5.2%	31 4.6%	3.9%	4.5%
その他(記述回答)	9 3.4%	17 4.2%	26 3.9%	4.2%	3.8%
回答法人数計	264	405	669	-	-

上段は回答数。下段は回答法人数(社団 264 件、財団 405 件、計 669 件)に占める割合(%)。

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(12)参照。

表 58 は、税額控除証明を取得していない理由について、事業分野別に示したものである。「PST 要件を満たすことが困難」と回答した法人の割合が最も高い事業は、「医療施設、病院等」80.0%であり、「芸術・文化関係」64.4%、「福祉関係の助成」63.6%が続く。「メリットがない」と回答した法人の割合が最も高かった事業は、「互助・共済、親睦団体」50.0%、「手続きが面倒」は「スポーツ関係」22.2%。「個人寄附は不要」は「会館運営」50.0%、「所得控除で十分」は「災害・地域安全」14.3%であった。

表 59 は、寄附の利用をさらに促進する上で期待する内容を示したものである。同表によると、「企業による寄附」と回答した割合が最も高く半数弱(48.6%、401 件)を占めた。また、「多数の個人による小口現金の寄附」および「資産家等の個人による大口の現金寄附」についても、それぞれ 33.5%(276 件)および 25.8%(213 件)みられた。

表 60 に示しているとおりの収入規模別にみると、「資産家等の個人による大口の現金寄附」および「企業による寄附」については、収入規模が大きいかほどその割合は高くなる傾向にあり、その他の回答については、収入規模による特徴的な傾向はみられなかった。

表 61 は、寄附の利用をさらに促進する上で期待することについて事業分野別にみたものである。同表によると、「多数の個人による小口現金の寄附」と回答した法人の割合が半数を超えた事業は、「会館運営」66.7%、「児童・青少年の健全育成」64.7%など 11 事業であり、「資産家等の個人による大口の現金寄附」については「災害・地域安全」77.8%、「非営利活動支援団体」66.7%など 5 事業、「企業による寄附」については「災害・地域安全」100%、「スポーツ関係」89.4%、「環境保護」84.2%など 21 事業が該当した。「資産家等の個人による大口の現物資産の寄附」と回答した法人の割合が最も高かった事業は「災害・地域安全」および「非営利活動支援団体」の 22.2%であり、「寄附より助成金等」については「互助・共済、親睦団体」の 50.0%であった。

3. 寄附と税制について

表 58 主たる事業別の税額控除証明を取得していない理由(複数回答)

(%)

主たる事業 (回答法人数)	PST 要件 が困難	メリットが ない	手続きが 面倒	個人寄 附は不要	所得控 除で十分	その他
社会福祉関係(28)	42.9	17.9	0.0	25.0	7.1	7.1
福祉関係の助成(11)	63.6	0.0	9.1	18.2	0.0	9.1
健康維持・増進団体等(26)	23.1	19.2	15.4	30.8	7.7	3.8
医療施設、病院等(10)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育関係(32)	31.3	6.3	18.8	37.5	0.0	6.3
学会・学術団体(32)	43.8	21.9	15.6	9.4	6.3	3.1
研究・分析機関(28)	28.6	21.4	7.1	32.1	7.1	3.6
助成・表彰(77)	19.5	22.1	11.7	36.4	9.1	1.3
奨学(43)	20.9	27.9	11.6	27.9	2.3	9.3
児童・青少年の健全育成(14)	42.9	14.3	14.3	28.6	0.0	0.0
美術館・博物館・動物園等(28)	57.1	17.9	10.7	7.1	3.6	3.6
芸術・文化関係(59)	64.4	13.6	8.5	8.5	5.1	0.0
スポーツ関係(36)	38.9	19.4	22.2	11.1	2.8	5.6
地域社会貢献活動・団体(37)	27.0	13.5	10.8	40.5	8.1	0.0
環境保護(11)	36.4	9.1	9.1	36.4	9.1	0.0
災害・地域安全(7)	28.6	14.3	0.0	28.6	14.3	14.3
国際協力(13)	53.8	23.1	7.7	7.7	0.0	7.7
産業創造・企業経営、起業支援(10)	30.0	20.0	10.0	30.0	0.0	10.0
業界団体(15)	40.0	13.3	20.0	20.0	6.7	0.0
同一資格者団体(11)	36.4	36.4	9.1	18.2	0.0	0.0
互助・共済、親睦団体(8)	0.0	50.0	0.0	25.0	0.0	25.0
会館運営(4)	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
行政関連(35)	28.6	20.0	2.9	40.0	2.9	5.7
非営利活動支援団体(5)	20.0	20.0	20.0	40.0	0.0	0.0
10件未満事業群(14)	14.3	21.4	21.4	28.6	0.0	14.3
その他(75)	22.7	22.7	9.3	40.0	4.0	1.3
回答法人数計(669)	34.5	19.1	10.9	26.9	4.6	3.9

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は各事業内での最高値。

表 59 寄附の利用をさらに促進する上で期待すること(複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合計
多数の個人による小口現金の寄附	83	193	276
	30.2%	35.1%	33.5%
資産家等の個人による大口の現金寄附	60	153	213
	21.8%	27.8%	25.8%
資産家等の個人による大口の現物資産の寄附(みなし譲渡所得税非課税の承認特例)	11	38	49
	4.0%	6.9%	5.9%
企業による寄附	125	276	401
	45.5%	50.2%	48.6%
寄附よりも、助成金等	45	78	123
	16.4%	14.2%	14.9%
その他(記述回答)	4	23	27
	1.5%	4.2%	3.3%
回答法人数	275	550	825

%は、寄附を募集していると回答した法人数 825 件(社団 275 件、財団 550 件)に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(13)参照。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 60 収入規模別の寄附の利用をさらに促進する上で期待すること (%)

回答項目	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億	1～5億円	5～10億円	10億円以上
多数の個人による小口現金の寄附	45	79	42	73	18	19
	47.4%	42.5%	45.7%	44.5%	45.0%	51.4%
資産家等の個人による大口の現金寄附	30	68	30	56	15	14
	31.6%	36.6%	32.6%	34.1%	37.5%	37.8%
資産家等の個人による大口の現物資産の寄附(みなし譲渡所得税非課税の承認特例)	4	14	8	17	5	1
	4.2%	7.5%	8.7%	10.4%	12.5%	2.7%
企業による寄附	52	115	64	113	28	29
	54.7%	61.8%	69.6%	68.9%	70.0%	78.4%
寄附よりも、助成金等	16	41	16	31	11	8
	16.8%	22.0%	17.4%	18.9%	27.5%	21.6%
その他(記述回答)	4	10	4	7	1	1
	4.2%	5.4%	4.3%	4.3%	2.5%	2.7%
回答法人数	95	186	92	164	40	37

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合(%)。

表 61 主たる事業別の寄附の利用をさらに促進する上で期待すること(複数回答) (%)

主な事業 (回答法人数)	多数の個人の小口現金寄附	資産家等の大口現金寄附	資産家等の大口現物寄附	企業による寄附	寄附よりも、助成金等	その他
社会福祉関係(29)	51.7	34.5	0.0	65.5	24.1	6.9
福祉関係の助成(11)	36.4	36.4	0.0	54.5	27.3	9.1
健康維持・増進団体等(21)	38.1	28.6	4.8	71.4	28.6	9.5
医療施設、病院等(12)	50.0	41.7	0.0	83.3	25.0	0.0
教育関係(45)	57.8	42.2	6.7	62.2	20.0	0.0
学会・学術団体(31)	48.4	32.3	6.5	48.4	9.7	6.5
研究・分析機関(25)	32.0	32.0	8.0	76.0	20.0	4.0
助成・表彰(59)	30.5	42.4	11.9	62.7	6.8	8.5
奨学(30)	46.7	33.3	6.7	53.3	3.3	13.3
児童・青少年の健全育成(17)	64.7	35.3	11.8	58.8	23.5	5.9
美術館・博物館・動物園等(35)	54.3	51.4	11.4	77.1	8.6	2.9
芸術・文化関係(61)	47.5	37.7	16.4	65.6	31.1	1.6
スポーツ関係(47)	42.6	21.3	6.4	89.4	21.3	2.1
地域社会貢献活動・団体(19)	36.8	26.3	0.0	52.6	26.3	5.3
環境保護(19)	52.6	52.6	15.8	84.2	21.1	0.0
災害・地域安全(9)	44.4	77.8	22.2	100.0	22.2	0.0
国際協力(25)	64.0	40.0	12.0	68.0	12.0	12.0
産業創造・企業経営、起業支援(6)	16.7	16.7	0.0	33.3	33.3	16.7
業界団体(11)	27.3	27.3	0.0	45.5	45.5	0.0
同一資格者団体(5)	0.0	20.0	0.0	80.0	20.0	0.0
互助・共済、親睦団体(2)	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
会館運営(3)	66.7	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
行政関連(12)	25.0	8.3	0.0	58.3	33.3	0.0
非営利活動支援団体(9)	55.6	66.7	22.2	55.6	0.0	0.0
10件未満事業群(12)	50.0	50.0	8.3	58.3	33.3	0.0
その他(59)	42.4	15.3	3.4	57.6	23.7	1.7
全体(614)	45.0	34.7	8.0	65.3	20.0	4.4

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は50%以上を示す。

(3) 税制、会計に関する要望事項

次に、税制に関する要望について回答を求めたところ、回答法人数 1,557 件の 10.1%に当たる 158 件から記述回答を得た(表 62)。最も多かった回答は消費税関連で 80 件に上り、その半数はインボイス制度に関するものであった。固定資産税に関する回答は 42 件、印紙税は 22 件、寄附税制は 10 件であった。記述回答全文については、V. 1. (14)を参照されたい。

表 62 公益法人をめぐる税制で希望する事項(記述回答数)

項目	公益社団	公益財団	合計
消費税関連(インボイス制度関連含む)	51	29	80
印紙税関連	9	13	22
固定資産税関連	8	34	42
その他税	3	11	14
回答法人数計	71	87	158

記述回答の内容は、V. 1. (14)参照。

(4) 会計に関する要望事項

公益法人会計基準では、財務諸表と呼ばれる「貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書」と附属明細書、財産目録を作成しなければならないが、その内容は一般的な企業会計とは異なり、かなり複雑であり、公益法人の税務会計に精通する人材や専門家を確保することが困難といわれている。今回も公益法人会計基準についての要望や意見を訊いたところ、63 件の記述回答があった(表 63)。最も多かった回答は「複雑性等」17 件、「企業会計との対比関連」13 件であり、「財務三基準関連」および「区分経理関連」はいずれも 12 件であった。記述回答全文については、V. 1. (15)を参考にされたい。

表 63 現在の会計制度(平成 20 年度公益法人会計基準)についての意見(記述回答数)

項目	公益社団	公益財団	合計
財務三基準関連	7	5	12
区分経理関連	5	7	12
企業会計との対比関連	3	10	13
旧基準との対比関連	2	4	6
複雑性等	10	7	17
その他	0	3	3
回答法人数計	27	36	63

記述回答の内容は、V. 1. (15)参照。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

4. 行政庁の対応等について

(1) 立入検査について

行政庁の立入検査について訊いたところ、過半数(52.5%)が「特になし」とする回答であったが、「指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘して欲しい」や「担当官によって趣旨一貫していない面がある」とする回答も一定数みられ、それぞれ 25.2%(392 件)および 25.0%(390 件)であった(表 64)。

表 64 立入検査等の状況 (複数回答)

回答項目	公益社団	公益財団	合計
指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘して欲しい	180 26.0%	212 24.5%	392 25.2%
担当官によって趣旨一貫していない面がある	173 25.0%	217 25.1%	390 25.0%
立入検査のインターバルが短い	99 14.3%	120 13.9%	219 14.1%
特になし	354 51.2%	463 53.5%	817 52.5%
その他(記述回答)	20 2.9%	30 3.5%	50 3.2%
回答法人数計	692	865	1,557

上段は回答件数。下段は回答法人数 1,557 件(社団 692 件、財団 865 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(16)参照。

行政庁による立入検査等について収入規模別にみると、収入規模による特徴的な傾向はみられなかった(表 65)。

表 65 収入規模別の立入検査など行政庁の監督で困っている点 (複数回答)

回答項目	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘して欲しい	47 25.7%	113 27.6%	59 23.8%	119 25.1%	30 26.8%	24 18.5%
担当官によって趣旨一貫していない面がある	37 20.2%	104 25.4%	76 30.6%	112 23.6%	26 23.2%	35 26.9%
立入検査のインターバルが短い	25 13.7%	58 14.1%	37 14.9%	70 14.8%	11 9.8%	18 13.8%
特になし	101 55.2%	219 53.4%	112 45.2%	245 51.7%	67 59.8%	73 56.2%
その他	2 1.1%	13 3.2%	9 3.6%	21 4.4%	3 2.7%	2 1.5%
回答法人数	183	410	248	474	112	130

上段は回答件数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合(%)。

立入検査など行政庁の監督で困っている点について行政庁別(表 66)にみると、「指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘して欲しい」とする回答割合が高かったのは、大分県が半数を超え 53.3%、次いで大阪府 47.1%、徳島県 44.4%、山口県 42.1%であり、最も回答割合が低

4. 行政庁の対応等について

かったのは和歌山県 0.0%であった。「担当官によって趣旨一貫していない面がある」とする回答割合については、同じく大分県が 60.0%と高く、次いで千葉県 47.4%、徳島県 44.4%、岐阜県 42.9%であり、最も低かった行政庁は愛媛県および長崎県の 0.0%であった。「立入検査の間隔が短い」については群馬県が最も高く過半数を占めた。

特に困っている点はないとする回答割合が7割を超えたのは、熊本県 88.9%、石川県 79.2%、福井県 75.0%など8県が該当した。逆に40%を下回ったのは、大分県 20.0%、千葉県 31.6%、大阪府 35.5%、青森県 37.5%であった。

表 66 行政庁別の立入検査など行政庁の監督で困っている点（複数回答）

(%)

行政庁 (回答法人数)	指摘事項が細かい。重要・本質的なことを希望	担当官によって趣旨一貫していない面あり	立入検査の間隔が短い	特になし	その他
北海道(44)	13.6	22.7	13.6	59.1	0.0
青森県(8)	25.0	37.5	25.0	37.5	0.0
岩手県(22)	22.7	27.3	9.1	59.1	0.0
宮城県(28)	35.7	28.6	10.7	42.9	3.6
秋田県(10)	20.0	40.0	20.0	50.0	0.0
山形県(14)	14.3	7.1	21.4	57.1	0.0
福島県(30)	13.3	13.3	23.3	63.3	0.0
茨城県(25)	28.0	20.0	20.0	52.0	0.0
栃木県(19)	21.1	31.6	15.8	57.9	0.0
群馬県(12)	8.3	16.7	50.0	41.7	0.0
埼玉県(28)	17.9	10.7	25.0	60.7	3.6
千葉県(19)	26.3	47.4	15.8	31.6	5.3
東京都(125)	32.0	31.2	15.2	46.4	4.8
神奈川県(39)	33.3	28.2	12.8	43.6	0.0
新潟県(25)	8.0	16.0	8.0	64.0	8.0
富山県(11)	27.3	9.1	18.2	45.5	0.0
石川県(24)	8.3	12.5	12.5	79.2	0.0
福井県(12)	8.3	16.7	8.3	75.0	0.0
山梨県(14)	14.3	14.3	14.3	71.4	0.0
長野県(16)	37.5	6.3	6.3	56.3	0.0
岐阜県(14)	28.6	42.9	7.1	50.0	7.1
静岡県(30)	26.7	20.0	26.7	56.7	0.0
愛知県(50)	20.0	22.0	20.0	56.0	4.0
三重県(15)	26.7	20.0	20.0	46.7	6.7
滋賀県(21)	23.8	19.0	4.8	52.4	4.8
京都府(27)	22.2	18.5	7.4	59.3	0.0
大阪府(34)	47.1	26.5	23.5	35.3	5.9
兵庫県(27)	14.8	18.5	3.7	74.1	3.7
奈良県(11)	9.1	18.2	0.0	72.7	0.0
和歌山県(8)	0.0	25.0	12.5	62.5	0.0
鳥取県(14)	14.3	35.7	21.4	42.9	7.1
島根県(11)	36.4	18.2	0.0	63.6	0.0
岡山県(26)	19.2	30.8	15.4	53.8	0.0

II. アンケート結果〔公益法人編〕

行政庁 (回答法人数)	指摘事項が細かい。重要・本質的なことを希望	担当官によって趣旨一貫していない面あり	立入検査の間隔が短い	特になし	その他
広島県(37)	27.0	32.4	10.8	51.4	5.4
山口県(19)	42.1	21.1	15.8	42.1	5.3
徳島県(9)	44.4	44.4	22.2	44.4	0.0
香川県(13)	30.8	38.5	7.7	53.8	0.0
愛媛県(14)	28.6	0.0	0.0	71.4	0.0
高知県(14)	21.4	28.6	0.0	71.4	0.0
福岡県(43)	27.9	11.6	11.6	58.1	2.3
佐賀県(19)	36.8	31.6	15.8	47.4	5.3
長崎県(13)	15.4	0.0	7.7	69.2	7.7
熊本県(9)	11.1	11.1	0.0	88.9	0.0
大分県(15)	53.3	60.0	26.7	20.0	6.7
宮崎県(18)	27.8	16.7	11.1	55.6	0.0
鹿児島県(31)	19.4	19.4	12.9	54.8	3.2
沖縄県(13)	38.5	7.7	23.1	46.2	0.0
内閣府(477)	25.6	28.9	12.8	48.8	4.6
全体(1,557)	25.2	25.0	14.1	52.5	3.2

太字は、各行政庁ごとの回答割合が30%以上。

(2) 変更認定申請の経緯

変更認定申請の経緯については、半数が「特になし」と回答しており、一方で「記載事項が多く、事務手続きにかなりの負荷を伴う」および「書類で細かなチェックが多い」とする意見も一定数みられ、それぞれ33.2%(517件)および20.3%(316件)であった(表67)。「事業拡大のための変更認定申請等で、時間がかかる」および「担当官によって、届出および変更認定の見解が異なる」の回答割合については、それぞれ14.1%(220件)および11.7%(182件)にとどまった。

表67 変更認定申請・変更届出で困っている点(複数回答)

変更申請の経緯	公益社団	公益財団	合計
事業拡大のための変更認定申請等で、時間がかかる	99 14.3%	121 14.0%	220 14.1%
担当官によって、届出および変更認定の見解が異なる	88 12.7%	94 10.9%	182 11.7%
記載事項が多く、事務手続きにかなりの負荷を伴う	242 35.0%	275 31.8%	517 33.2%
書類で細かなチェックが多い	147 21.2%	169 19.5%	316 20.3%
特になし	327 47.3%	442 51.1%	769 49.4%
その他(記述回答)	19 2.7%	23 2.7%	42 2.7%
回答法人数計	692	865	1,557

上段は回答数。下段は回答法人数1,557件(社団692件、財団865件)に占める割合(%)。「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(17)参照。

4. 行政庁の対応等について

変更認定申請・変更届出で困っている点について収入規模別にみると、「事業拡大のための変更認定申請等で、時間がかかる」および「担当官によって、届出および変更認定の見解が異なる」の回答割合は、収入規模が大きいほど若干高くなっている程度であった(表 68)。

表 68 収入規模別の変更認定申請・変更届出で困っている点

回答項目	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
事業拡大のための変更認定申請等で、時間がかかる	13 7.1%	56 13.7%	35 14.1%	71 15.0%	16 14.3%	29 22.3%
担当官によって、届出および変更認定の見解が異なる	15 8.2%	48 11.7%	36 14.5%	47 9.9%	15 13.4%	21 16.2%
記載事項が多く、事務手続きにかなりの負荷を伴う	52 28.4%	142 34.6%	88 35.5%	163 34.4%	31 27.7%	41 31.5%
書類で細かなチェックが多い	32 17.5%	89 21.7%	42 16.9%	109 23.0%	17 15.2%	27 20.8%
特になし	103 56.3%	206 50.2%	116 46.8%	228 48.1%	59 52.7%	57 43.8%
その他	3 1.6%	12 2.9%	7 2.8%	15 3.2%	3 2.7%	2 1.5%
回答法人数	183	410	248	474	112	130

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合(%)。

表 69 は、変更認定申請・変更届出で困っている点について行政庁別にみたものである。同表によると、「事業拡大の変更認定申請等で時間がかかる」で困っている法人の回答割合が高い行政庁は、和歌山県 37.5%、神奈川県 28.2%、大阪府 23.5%であり、同回答の内容で困っている法人がない行政庁は富山県、長野県、熊本県であった。

「担当官により届出・変更認定の見解が異なる」については、大分県 33.3%、秋田県 30.0%、鳥取県 28.6%が比較的に高い数値が示されており、一方で福井県、和歌山県、島根県、長崎県、熊本県、宮崎県は、同回答の内容で困っている法人の該当はなかった。

「記載事項が多く事務手続きに大きな負荷を伴う」で困っている法人の回答割合が過半数を上回っているのは、青森県 62.5%、長野県 56.3%、岩手県 54.5%、島根県 54.5%、香川県 53.8%であり、最低値は山梨県の 7.1%であった。また、「書類で細かなチェックが多い」については香川県 38.5%、青森県 37.5%、長野県 37.5%、茨城県 36.0%など 8 県が 3 割を超えている。

他方、困っていることは特になしとする回答が多くみられたのは、上位から熊本県 88.9%、京都府 77.8%、埼玉県 64.3%、山梨県 64.3%、新潟県 64.0%などであり、困っている法人が多い行政庁、つまり低い数値が示されているのは下位から神奈川県 28.2%、鳥取県 28.6%、山口県 31.6%、三重県 33.3%であった。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 69 行政庁別の変更認定申請・変更届出で困っている点

(%)

行政庁 (回答法人数)	事業拡大の 変更認定申 請等で時間 がかかる	担当官により 届出・変更認 定の見解が 異なる	記載事項が 多く事務手 続きに大きな 負荷を伴う	書類で細か なチェックが 多い	特になし	その他
北海道(44)	9.1	11.4	25.0	18.2	47.7	4.5
青森県(8)	12.5	25.0	62.5	37.5	37.5	12.5
岩手県(22)	4.5	4.5	54.5	18.2	36.4	4.5
宮城県(28)	10.7	25.0	42.9	32.1	46.4	0.0
秋田県(10)	20.0	30.0	40.0	20.0	40.0	0.0
山形県(14)	7.1	14.3	28.6	21.4	50.0	0.0
福島県(30)	16.7	6.7	33.3	20.0	53.3	3.3
茨城県(25)	12.0	12.0	40.0	36.0	40.0	0.0
栃木県(19)	21.1	10.5	31.6	21.1	57.9	0.0
群馬県(12)	8.3	8.3	25.0	16.7	58.3	0.0
埼玉県(28)	3.6	7.1	32.1	17.9	64.3	0.0
千葉県(19)	15.8	15.8	47.4	31.6	42.1	5.3
東京都(125)	16.8	14.4	33.6	20.0	50.4	1.6
神奈川県(39)	28.2	15.4	35.9	25.6	28.2	5.1
新潟県(25)	4.0	8.0	20.0	8.0	64.0	4.0
富山県(11)	0.0	9.1	27.3	0.0	63.6	0.0
石川県(24)	4.2	4.2	33.3	12.5	54.2	4.2
福井県(12)	8.3	0.0	16.7	25.0	58.3	0.0
山梨県(14)	7.1	14.3	7.1	7.1	64.3	14.3
長野県(16)	0.0	6.3	56.3	37.5	43.8	0.0
岐阜県(14)	7.1	14.3	35.7	7.1	42.9	7.1
静岡県(30)	20.0	10.0	26.7	20.0	43.3	13.3
愛知県(50)	12.0	8.0	38.0	22.0	52.0	4.0
三重県(15)	6.7	6.7	46.7	33.3	33.3	6.7
滋賀県(21)	14.3	14.3	33.3	19.0	38.1	4.8
京都府(27)	7.4	7.4	18.5	14.8	77.8	0.0
大阪府(34)	23.5	11.8	47.1	20.6	41.2	2.9
兵庫県(27)	3.7	7.4	25.9	11.1	63.0	3.7
奈良県(11)	9.1	9.1	36.4	27.3	45.5	0.0
和歌山県(8)	37.5	0.0	12.5	0.0	62.5	0.0
鳥取県(14)	21.4	28.6	42.9	7.1	28.6	0.0
島根県(11)	18.2	0.0	54.5	27.3	36.4	0.0
岡山県(26)	7.7	11.5	23.1	19.2	57.7	0.0
広島県(37)	18.9	10.8	35.1	13.5	45.9	2.7
山口県(19)	15.8	15.8	47.4	26.3	31.6	0.0
徳島県(9)	11.1	11.1	22.2	22.2	44.4	0.0
香川県(13)	7.7	7.7	53.8	38.5	38.5	0.0
愛媛県(14)	7.1	7.1	42.9	14.3	57.1	0.0
高知県(14)	14.3	21.4	28.6	28.6	50.0	0.0
福岡県(43)	9.3	9.3	39.5	25.6	53.5	0.0

4. 行政庁の対応等について

行政庁 (回答法人数)	事業拡大の 変更認定申 請等で時間 がかかる	担当官により 届出・変更認 定の見解が 異なる	記載事項が 多く事務手 続きに大きな 負荷を伴う	書類で細か なチェックが 多い	特になし	その他
佐賀県(19)	15.8	5.3	36.8	31.6	47.4	0.0
長崎県(13)	15.4	0.0	23.1	0.0	61.5	0.0
熊本県(9)	0.0	0.0	11.1	0.0	88.9	0.0
大分県(15)	20.0	33.3	33.3	13.3	40.0	0.0
宮崎県(18)	5.6	0.0	38.9	11.1	55.6	0.0
鹿児島県(31)	9.7	9.7	19.4	12.9	61.3	0.0
沖縄県(13)	7.7	15.4	30.8	15.4	53.8	0.0
内閣府(477)	17.6	12.8	31.4	21.4	48.2	3.4
全体(1557)	14.1	11.7	33.2	20.3	49.4	2.7

太字は、困った点の30%以上を示す。

(3) 行政庁の対応

行政庁の指導については、問題ないとする回答が最も多く74.8%(1,164件)に上り、「やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし」および「旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い」と回答した法人も少なからずみられ、それぞれ16.7%(260件)および5.7%(89件)であった(表70)。

経年変化をみると、「おおむねこの理念に即して監督しているので問題はない」の回答割合は2021年調査時と比較し下降傾向にあり、また、「旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い」の回答割合は上昇している。逆に、「やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし」の回答割合は上昇している。

表70 行政庁の指導について(複数回答)

行政庁の指導	公益社団	公益財団	合計	2021年
おおむねこの理念に即して監督しているので問題はない	527	637	1,164	82.2%
やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし	112	148	260	11.5%
旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い	39	50	89	4.1%
その他(記述回答)	14	30	44	2.7%
回答法人数	692	865	1,557	

%は回答法人数1,557件(社団692件、財団865件)に占める割合(%)。

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(18)参照。

行政庁の対応について行政庁別にみると、「おおむね問題はない」とする回答割合が高かったのは、上位から熊本県100%、山形県92.9%、兵庫県92.6%、石川県91.7%、鹿児島県90.3%であり、回答割合が低かった行政庁は下位から高知県50.0%、秋田県60.0%、香川県61.5%、千葉県63.2%、島根県63.6%などであった(表71)。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

「細かい指導があるが旧制度よりまし」とする回答割合が高いのは、上位から島根県 36.4%、秋田県 30.0%、三重県 26.7%などであり、青森県、熊本県および宮崎県においては全ての法人が問題ないとする回答であった。「内部自治に介入する傾向が依然強い」については、高知県 21.4%、千葉県 21.1%、香川県 15.4%等において高い数値が示されており、一方で全ての法人が問題ないと回答した行政庁は岩手県、秋田県、山形県など 18 県みられた。

表 71 新制度における行政庁別の行政庁の対応について (%)

行政庁 (回答法人数)	回答数に占める割合			
	おおむね問題 はない	細かい指導が あるが旧制度 よりまし	内部自治に介 入する傾向が 依然強い	その他
北海道(44)	79.5	11.4	6.8	2.3
青森県(8)	87.5	0.0	12.5	0.0
岩手県(22)	68.2	22.7	0.0	9.1
宮城県(28)	75.0	17.9	7.1	0.0
秋田県(10)	60.0	30.0	0.0	10.0
山形県(14)	92.9	7.1	0.0	0.0
福島県(30)	86.7	13.3	0.0	0.0
茨城県(25)	88.0	4.0	8.0	0.0
栃木県(19)	78.9	5.3	10.5	5.3
群馬県(12)	83.3	8.3	0.0	8.3
埼玉県(28)	75.0	10.7	14.3	0.0
千葉県(19)	63.2	15.8	21.1	0.0
東京都(125)	74.4	16.8	6.4	2.4
神奈川県(39)	66.7	23.1	2.6	7.7
新潟県(25)	88.0	4.0	8.0	0.0
富山県(11)	81.8	9.1	9.1	0.0
石川県(24)	91.7	8.3	0.0	0.0
福井県(12)	75.0	16.7	8.3	0.0
山梨県(14)	78.6	14.3	0.0	7.1
長野県(16)	81.3	18.8	0.0	0.0
岐阜県(14)	64.3	21.4	7.1	7.1
静岡県(30)	80.0	13.3	6.7	0.0
愛知県(50)	88.0	10.0	2.0	0.0
三重県(15)	66.7	26.7	0.0	6.7
滋賀県(21)	66.7	23.8	9.5	0.0
京都府(27)	85.2	7.4	3.7	3.7
大阪府(34)	67.6	23.5	5.9	2.9
兵庫県(27)	92.6	7.4	0.0	0.0
奈良県(11)	81.8	18.2	0.0	0.0
和歌山県(8)	87.5	12.5	0.0	0.0
鳥取県(14)	64.3	14.3	14.3	7.1
島根県(11)	63.6	36.4	0.0	0.0
岡山県(26)	80.8	11.5	3.8	3.8

行政庁 (回答法人数)	回答数に占める割合			
	おおむね問題 はない	細かい指導が あるが旧制度 よりまし	内部自治に介 入する傾向が 依然強い	その他
広島県(37)	81.1	8.1	10.8	0.0
山口県(19)	78.9	10.5	5.3	5.3
徳島県(9)	88.9	11.1	0.0	0.0
香川県(13)	61.5	23.1	15.4	0.0
愛媛県(14)	85.7	7.1	7.1	0.0
高知県(14)	50.0	21.4	21.4	7.1
福岡県(43)	72.1	11.6	14.0	2.3
佐賀県(19)	84.2	5.3	10.5	0.0
長崎県(13)	84.6	7.7	0.0	7.7
熊本県(9)	100.0	0.0	0.0	0.0
大分県(15)	80.0	13.3	0.0	6.7
宮崎県(18)	88.9	0.0	11.1	0.0
鹿児島県(31)	90.3	3.2	3.2	3.2
沖縄県(13)	69.2	23.1	0.0	7.7
内閣府(477)	66.9	24.3	5.0	3.8
合計(1,557)	74.8	16.7	5.7	2.8

太字は、困った点の30%以上を示す。

(4) 行政庁への要望について

次に、行政庁への要望について、本アンケートへの回答法人数1,557件の4.6%に当たる72件から記述回答を得た(表72)。比較的多かった回答は「支援姿勢等関連」および「法人自治等関連」であり、それぞれ24件および17件であった。「指導水準等関連」および「手続き関連」については、いずれも11件にとどまった。記述回答全文については、V.1.(19)を参照されたい。

表72 行政庁への要望について

項目	公益社団	公益財団	合計
指導水準等関連	4	7	11
支援姿勢等関連	13	11	24
法人自治等関連	3	14	17
担当官の人事異動関連	2	4	6
手続き関連	0	11	11
その他	0	3	3
回答法人数計	22	50	72

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(19)参照。

5. 基金制度と純資産規制による強制解散制度

(1) 基金制度について

基金制度は余剰金の分配をしない社団法人の性格を維持しつつ、安定した活動を行うために必要なものとなる。基金制度の活用状況について、回答があった社団 552 法人の 8.5%(47 件)が基金制度について定款に明記しており、実際に基金を募集しているのはわずか 1.4%(8 件)であった(表 73)。

表 73 基金制度の活用状況(社団のみ)(複数回答)

回答項目	回答数	割合
定款で基金制度について明記している	47	8.5%
実際に基金を募集している	8	1.4%
基金制度の内容を把握しているが募集するつもりはない	116	21.0%
基金制度は聞いたことあるが、内容は把握していない	214	38.8%
制度自体を聞いたことがない	167	30.3%
その他(記述回答)	5	0.9%
合計	557	-

%は、回答法人数 552 件に占める割合。

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(20)参照。

基金制度に関する意見・要望等については、半数以上(54.3%、146 件)の法人が「現行制度の浸透にむけて、もっと周知を図るべきである」と回答しており、「募集手続きの簡便化等で、募集しやすくすべきである」とする回答も 27.5%(74 件)みられた(表 74)。「現行制度は使いづらいため、制度改正すべきである」と回答した法人の割合は 11.9%(32 件)にとどまった。

表 74 基金制度について意見・要望等(社団のみ)(複数回答)

回答項目	回答数	割合
現行制度の浸透にむけて、もっと周知を図るべきである	146	54.3%
募集手続きの簡便化等で、募集しやすくすべきである	74	27.5%
現行制度は使いづらいため、制度改正すべきである	32	11.9%
社団法人以外でも、同様の基金制度があつてよい	19	7.1%
その他(記述回答)	19	7.1%
合計	290	-

%は、回答法人数 269 件に占める割合。

「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(21)参照。

(2) 純資産規制による強制解散制度について

財団の場合、純資産額(正味財産)が 2 期連続で 300 万円を下回った場合は強制解散となる。表 75 によると、回答があった財団 814 法人の殆どが「過去に正味財産で 300 万円を下回ったことはない」と回答している。ただ、0.5%(4 件)の法人が「300 万円を下回った」、0.4%(3 件)の法人が「下回ったことがある」と回答しており、その経緯が気になるところである。

5. 基金制度と純資産規制による強制解散制度

表 75 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)(複数回答)

回答項目	回答数	割合
過去に、正味財産で 300 万円を下回ったことはない	803	98.6%
過去に 2 年連続で、正味財産で 300 万円を下回った	4	0.5%
過去に 1 度、正味財産で 300 万円を下回ったことがある	3	0.4%
国からの給付金収入を得て、債務超過を回避できた	0	0.0%
寄附金収入を得て、債務超過を回避できた	2	0.2%
その他(記述回答)	4	0.5%
合 計	816	-

%は、回答法人数 814 件に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(22)参照。

純資産規制による強制解散制度についての意見・要望等については、86.1%(464 件)が「強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである」とする意見であり、「当該制度は、撤廃すべきである」とする意見も 13.9%(75 件)みられた(表 76)。

表 76 純資産規制による強制解散制度についての意見・要望等(財団のみ)(複数回答)

回答項目	回答数	割合
当該制度は、撤廃すべきである	75	13.9%
強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである	464	86.1%
その他(記述回答)	0	0.0%
合 計	598	-

%は、回答法人数 539 件に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V. 1.(23)参照。

6. 新型コロナウイルス感染拡大への対応等

(1) 事業活動への影響と損失状況

本アンケートを実施した 2023 年 1 月現在の事業損失状況について、「法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生」および「事業収入で大幅なマイナス影響が発生」と回答した法人の割合はそれぞれ 2.8%(43 件)および 29.4%(458 件)であった(表 77)。一方で、「支出費用が減少したため、逆に収支が余剰となる影響が発生」および「影響はない」とする回答割合はそれぞれ 30.6%(477 件)および 33.8%(526 件)であった。

表 77 コロナ禍による事業の損失状況

損失状況	公益社団	公益財団	合計
法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生	14 2.0%	29 3.4%	43 2.8%
事業収入で大幅なマイナス影響が発生	214 30.9%	244 28.2%	458 29.4%
寄附金や助成金等で大幅なマイナス影響が発生	13 1.9%	40 4.6%	53 3.4%
支出費用が減少したため、逆に、収支が余剰となる影響が発生	232 33.5%	245 28.3%	477 30.6%
特に大きな影響はない	219 31.6%	307 35.5%	526 33.8%
回答法人数計	692	865	1,557

上段は回答数。下段は回答法人数 1,557 件(社団 692 件、財団 865 件)に占める割合(%)。

事業損失状況を事業別にみると(表 78)、「法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生」の回答割合が最も高かった事業は「医療施設、病院等」8.3%であり、「国際協力」7.9%、「美術館・博物館・動物園等」7.0%が続く。「寄附・助成金等で大幅減」については、「災害・地域安全」25%、「国際協力」10.5%、「福祉関係の助成」8.7%であった。「事業収入で大幅なマイナス影響が発生」については、上位から「会館運営」81.8%、「美術館・博物館・動物園等」70.2%、「医療施設、病院等」66.7%という順であった。支出減で収支余剰が発生したとする回答の割合が高かった事業は、上位から「互助・共済、親睦団体」72.7%、「学会・学術団体」55.2%、「助成・表彰」47.1%であり、特に影響がなかったとする回答割合が高かった事業は、同じく上位から「福祉関係の助成」52.2%、「奨学」51.3%、「行政関連」50.0%であった。

表 78 主たる事業別の事業損失状況

(%)

主たる事業 (回答法人数)	法人存続等の 大問題発生	事業収入 で大幅減	寄附・助成金 等で大幅減	支出減で収 支余剰影響	大きな影響 なし
社会福祉関係(76)	3.9	40.8	3.9	19.7	31.6
福祉関係の助成(23)	0.0	13.0	8.7	26.1	52.2
健康維持・増進団体等(63)	3.2	33.3	1.6	34.9	27.0
医療施設、病院等(24)	8.3	66.7	0.0	16.7	8.3
教育関係(104)	5.8	33.7	1.9	21.2	37.5
学会・学術団体(67)	1.5	26.9	1.5	55.2	14.9
研究・分析機関(50)	0.0	24.0	6.0	22.0	48.0

6. 新型コロナウイルス感染拡大への対応等

主たる事業 (回答法人数)	法人存続等の 大問題発生	事業収入 で大幅減	寄附・助成金 等で大幅減	支出減で収 支余剰影響	大きな影響 なし
助成・表彰(138)	1.4	4.3	6.5	47.1	40.6
奨学(78)	3.8	6.4	5.1	33.3	51.3
児童・青少年の健全育成(36)	2.8	30.6	5.6	19.4	41.7
美術館・博物館・動物園等(57)	7.0	70.2	3.5	10.5	8.8
芸術・文化関係(106)	3.8	50.0	1.9	23.6	20.8
スポーツ関係(76)	5.3	43.4	3.9	36.8	10.5
地域社会貢献活動・団体(106)	1.9	34.0	1.9	34.9	27.4
環境保護(40)	0.0	15.0	5.0	40.0	40.0
災害・地域安全(16)	0.0	6.3	25.0	31.3	37.5
国際協力(38)	7.9	31.6	10.5	26.3	23.7
産業創造・企業経営、起業支援(23)	0.0	39.1	4.3	21.7	34.8
業界団体(55)	5.5	20.0	0.0	32.7	41.8
同一資格者団体(23)	4.3	17.4	0.0	39.1	39.1
互助・共済、親睦団体(11)	0.0	9.1	0.0	72.7	18.2
会館運営(11)	0.0	81.8	0.0	18.2	0.0
行政関連(70)	0.0	18.6	2.9	28.6	50.0
非営利活動支援団体(16)	0.0	31.3	0.0	31.3	37.5
10件未満事業群(35)	0.0	31.4	0.0	25.7	42.9
その他(215)	0.9	26.0	1.9	27.4	43.7
合計(1557)	2.8	29.4	3.4	30.6	33.8

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は50%以上。

(2) 法人組織として求めたい支援

組織として求めたい支援措置については(表 79)、「支援情報を含む各種情報の提供」が28.6%(445件)、「税制の優遇措置」が22.3%(347件)および「IT導入相談・経費補助」が19.7%(306件)であり、一定のニーズがみられた。一方で、「特段の支援は求めている」とする回答は33.7%(525件)みられた。

表 80 は、法人組織として求めたい支援について収入規模別にみたものである。同表によると、「休業・事業損失への補償金」、「税制の優遇措置」、「無利子・低利子融資」の支援を求める法人は収入規模が大きい法人が多いことがわかる。一方で、「特段の支援は求めている」とする回答割合は、収入規模が小さいほど高くなる傾向がある。

表 81 は、求めたい支援を事業別に示したものである。同表によると、「事業損失への補償金」の支援を望む事業は、上位から「会館運営」45.5%、「医療施設、病院等」41.7%、「美術館・博物館・動物園等」36.8%であり、「税制の優遇措置」については「会館運営」63.6%が6割を超え、「非営利活動支援団体」は43.8%、「美術館・博物館・動物園等」および「地域社会貢献活動・団体」はそれぞれ33.3%および33.0%であった。「支援情報・各種情報の提供」の支援を求めている法人の割合が高い事業は、「非営利活動支援団体」50.0%が半数を占め、「国際協力」は42.1%、「芸術・文化関係」は41.5%が続く。「特段の支援は求めている」については、「互助・共済、親睦団体」63.6%、「助成・表彰」52.2%、「奨学」51.3%が過半数を超えた。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 79 法人組織として求めたい支援（複数回答）

求めたい支援	公益社団	公益財団	合計
休業・事業損失への補償金	86 12.4%	122 14.1%	208 13.4%
税制の優遇措置	178 25.7%	169 19.5%	347 22.3%
無利子・低利子融資	36 5.2%	47 5.4%	83 5.3%
IT 導入相談・経費補助	132 19.1%	174 20.1%	306 19.7%
窓口・オンライン上の個別相談	110 15.9%	182 21.0%	292 18.8%
支援情報を含む各種情報の提供	180 26.0%	265 30.6%	445 28.6%
従業員の失業対策・雇用支援	55 7.9%	81 9.4%	136 8.7%
特段の支援は求めている	223 32.2%	302 34.9%	525 33.7%
その他(記述回答)	14 2.0%	10 1.2%	24 1.5%
回答法人数計	692	865	1,557

上段は回答数。下段は回答法人数 1,557 件(社団 692 件、財団 865 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)は、V.1.(24)参照。

表 80 収入規模別の法人組織として求めたい支援

回答項目	1 千万 円未満	1～5 千 万円	5 千万 ～1 億円	1～5 億 円	5～10 億円	10 億円 以上
休業・事業損失への補償金	13 7.1%	38 9.3%	35 14.1%	78 16.5%	12 10.7%	32 24.6%
税制の優遇措置	29 15.8%	67 16.3%	55 22.2%	133 28.1%	33 29.5%	30 23.1%
無利子・低利子融資	9 4.9%	15 3.7%	12 4.8%	29 6.1%	5 4.5%	13 10.0%
IT 導入相談・経費補助	25 13.7%	87 21.2%	52 21.0%	94 19.8%	29 25.9%	19 14.6%
窓口・オンライン上の個別相談	40 21.9%	74 18.0%	55 22.2%	83 17.5%	21 18.8%	19 14.6%
支援情報を含む各種情報の提供	40 21.9%	110 26.8%	82 33.1%	147 31.0%	31 27.7%	35 26.9%
従業員の失業対策・雇用支援	18 9.8%	36 8.8%	12 4.8%	51 10.8%	6 5.4%	13 10.0%
特段の支援は求めている。	82 44.8%	163 39.8%	81 32.7%	134 28.3%	27 24.1%	38 29.2%
その他(記述回答)	3 1.6%	5 1.2%	3 1.2%	7 1.5%	4 3.6%	2 1.5%
回答法人数	183	410	248	474	112	130

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合(%)。

表 81 主たる事業別の求めたい支援

(%)

主たる事業 (回答法人数)	事業損失への 補償金	税制の 優遇措 置	無利子 低利子 融資	IT導入 相談・ 経費補 助	窓口・ ネット での個 別相談	支援情 報・各 種情報 の提供	従業員 失業対 策・雇 用支援	特段の 支援は 求めて いない	その他
社会福祉関係(76)	13.2	23.7	3.9	11.8	6.6	26.3	3.9	31.6	2.6
福祉関係の助成(23)	8.7	26.1	0.0	26.1	34.8	17.4	8.7	26.1	0.0
健康維持・増進団体等(63)	15.9	17.5	6.3	6.3	14.3	30.2	9.5	38.1	0.0
医療施設、病院等(24)	41.7	29.2	20.8	16.7	29.2	33.3	16.7	12.5	0.0
教育関係(104)	14.4	26.9	6.7	22.1	25.0	25.0	6.7	26.9	2.9
学会・学術団体(67)	6.0	20.9	0.0	32.8	25.4	29.9	7.5	29.9	4.5
研究・分析機関(50)	2.0	14.0	10.0	22.0	20.0	30.0	14.0	40.0	0.0
助成・表彰(138)	1.4	5.8	2.9	13.8	26.1	29.0	5.1	52.2	0.7
奨学(78)	0.0	11.5	2.6	9.0	24.4	17.9	5.1	51.3	1.3
児童・青少年の健全育成(36)	22.2	22.2	13.9	13.9	13.9	16.7	13.9	36.1	2.8
美術館・博物館・動物園等(57)	36.8	33.3	8.8	26.3	7.0	29.8	17.5	28.1	3.5
芸術・文化関係(106)	34.9	21.7	12.3	26.4	20.8	41.5	14.2	22.6	0.9
スポーツ関係(76)	25.0	32.9	5.3	31.6	21.1	32.9	18.4	18.4	1.3
地域社会貢献活動・団体(106)	9.4	33.0	6.6	17.0	7.5	28.3	5.7	30.2	2.8
環境保護(40)	12.5	22.5	2.5	17.5	37.5	40.0	5.0	32.5	2.5
災害・地域安全(16)	6.3	25.0	0.0	18.8	12.5	18.8	6.3	43.8	6.3
国際協力(38)	18.4	7.9	2.6	28.9	36.8	42.1	5.3	15.8	2.6
産業創造・企業経営、起業支援(23)	8.7	17.4	4.3	26.1	8.7	34.8	4.3	34.8	0.0
業界団体(55)	14.5	14.5	5.5	25.5	20.0	21.8	3.6	34.5	0.0
同一資格者団体(23)	8.7	21.7	4.3	21.7	26.1	17.4	13.0	39.1	0.0
互助・共済、親睦団体(11)	9.1	9.1	0.0	9.1	0.0	18.2	9.1	63.6	0.0
会館運営(11)	45.5	63.6	0.0	18.2	18.2	9.1	18.2	9.1	0.0
行政関連(70)	7.1	24.3	1.4	20.0	11.4	21.4	10.0	41.4	0.0
非営利活動支援団体(16)	12.5	43.8	0.0	6.3	31.3	50.0	0.0	18.8	0.0
10件未満事業群(35)	8.6	25.7	0.0	20.0	14.3	40.0	5.7	31.4	0.0
その他(215)	8.4	25.6	5.1	18.6	14.0	27.0	8.4	35.3	1.4
全体(1,557)	13.4	22.3	5.3	19.7	18.8	28.6	8.7	33.7	1.5

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は40%以上。

(3) 法人組織として取り組みたい事項

法人組織として自ら取り組みたい事項について訊いたところ、過半数(50.7%、790件)が「法人運営の効率化」とする回答であった(表82)。また、人材教育並びに資金調達と回答した法人も、それぞれ38.9%(605件)および31.1%(484件)と比較的多くみられた。

表83に示すように収入規模別にみると、「人材教育」、「事業の拡大、成長」、「法人運営の効率化」とする回答割合は収入規模が大きいほど高くなる傾向にあり、取り組みたい事項は「特になし」とした回答は収入規模が小さいほど高くなる傾向にある。その他の回答については、いずれも特徴的な傾向はみられなかった。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 82 今後法人組織として取り組みたい事項(複数回答)

対外的な支援	公益社団	公益財団	合計
他の非営利組織との連携、協業	107 15.5%	141 16.3%	248 15.9%
人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)	279 40.3%	326 37.7%	605 38.9%
情報開示の推進	50 7.2%	48 5.5%	98 6.3%
事業の拡大、成長	201 29.0%	219 25.3%	420 27.0%
資金調達基盤の強化、安定化	195 28.2%	289 33.4%	484 31.1%
法人運営の効率化	361 52.2%	429 49.6%	790 50.7%
再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化	59 8.5%	63 7.3%	122 7.8%
特になし	117 16.9%	157 18.2%	274 17.6%
その他(記述回答)	6 0.9%	9 1.0%	15 1.0%
回答法人数計	692	865	1,557

上段は回答数。下段は回答法人数(社団 692 件、財団 865 件、計 1,557 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)は、V.1.(25)参照。

表 83 収入規模別の今後法人組織として取り組みたい事項

回答項目	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上
他の非営利組織との連携、協業	33 18.0%	57 13.9%	47 19.0%	78 16.5%	18 16.1%	15 11.5%
人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)	41 22.4%	113 27.6%	84 33.9%	233 49.2%	54 48.2%	80 61.5%
情報開示の推進	14 7.7%	15 3.7%	19 7.7%	34 7.2%	11 9.8%	5 3.8%
事業の拡大、成長	36 19.7%	83 20.2%	62 25.0%	162 34.2%	39 34.8%	38 29.2%
資金調達基盤の強化、安定化	55 30.1%	136 33.2%	73 29.4%	148 31.2%	36 32.1%	36 27.7%
法人運営の効率化	66 36.1%	192 46.8%	130 52.4%	253 53.4%	73 65.2%	76 58.5%
再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化	15 8.2%	35 8.5%	18 7.3%	39 8.2%	10 8.9%	5 3.8%
特になし	55 30.1%	91 22.2%	38 15.3%	66 13.9%	10 8.9%	14 10.8%
その他(記述回答)	1 0.5%	1 0.2%	5 2.0%	7 1.5%	0 0.0%	1 0.8%
回答法人数	183	410	248	474	112	130

上段は回答数。下段は各収入規模の回答法人数に占める割合(%)。

7. 公益法人協会に対する要望事項

公益法人協会に対する要望は、181 法人から寄せられ、このうち 16 件が提言活動に関する要望であり、その内容の多くは財務三基準に関するものであった（表 84）。相談、セミナー関係は 46 件、情報提供関係は 31 件みられた。具体的記述内容については、V. 1. (26)を参照されたい。

表 84 公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数

項 目	合 計
提言関係	16
相談、セミナー関係	46
情報提供関係	31
その他	88
回答法人数計	181

記述回答の全文は、V.1.(26)参照。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

1. 回答法人の基本的事項

本章では、一般法人を対象としたアンケートの結果を報告する。回答いただいた法人は750法であり、その内訳は社団529件(70.5%)、財団221件(29.5%)である(表85)。ちなみに、前回調査の回答法人数は791件であり、前年比でマイナス41件となった。

表85 回答法人の法人格

法人格	回答法人数	割合
一般社団法人	529	70.5%
一般財団法人	221	29.5%
合計	750	-

表86は、回答法人の設立経緯を示したものである。対象法人の半数は特例民法法人から移行した法人であり、その数は428件(57.1%)である。新制度施行からの新設法人は47件(6.3%)である。その他法人から転換した一般法人は132件(17.6%)であり、その割合は前回調査と比較し1.7ポイント上昇した。

表86 法人の形態

回答項目	一般社団		一般財団		合計		2021年 (%)
		%		%		%	
特例民法法人からの移行	276	52.2	152	68.8	428	57.1	67.6
新設(2008年12月以降に一般法人設立)	33	6.2	14	6.3	47	6.3	2.9
任意団体から一般法人に転換	95	18.0	8	3.6	103	13.7	10.2
特定非営利活動法人から一般法人に転換	27	5.1	13	5.9	40	5.3	3.2
営利法人(株式会社等)から一般法人に転換	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.1
その他法人から一般法人に転換	98	18.5	34	15.4	132	17.6	15.9
回答法人数計	529	-	221	-	750	-	-

%は回答法人数750件(一般社団529件、一般財団221件)に占める割合(%)。

表87は、回答法人を所在地別に示したものである。同表によると、東京都を拠点とする法人は全体の28.7%(215件)に上るが、これは公益法人と同様に、全国組織や国際系の団体などは、その事務所を都内に置く傾向にあるからと推察される。次に多かったのは北海道41件(5.5%)、大阪府26件(3.5%)、静岡県25件(3.3%)、岐阜県24件(3.2%)であった。

5件未満の回答数だった地域は、徳島県2件(0.3%)、青森県3件(0.4%)、福井県4件(0.5%)、高知県4件(0.5%)であった。

次に、回答法人が実施する事業の傾向を表88に示した。「業界団体」は全体の26.4%(198件)を占め、次に高かったのは、「その他」の12.4%(93件)、「学会・学術団体」の7.7%(58件)であった。一方で、「動物愛護」、「生活・権利保護支援」、「男女共同参画社会」、「祭祀・慰霊」からの回答はゼロであった。

表 87 所在地別回答数

所在地	該当数	%	所在地	該当数	%	所在地	該当数	%
北海道	41	5.5	石川県	12	1.6	岡山県	10	1.3
青森県	3	0.4	福井県	4	0.5	広島県	17	2.3
岩手県	11	1.5	山梨県	6	0.8	山口県	21	2.8
宮城県	15	2.0	長野県	22	2.9	徳島県	2	0.3
秋田県	15	2.0	岐阜県	24	3.2	香川県	5	0.7
山形県	6	0.8	静岡県	25	3.3	愛媛県	11	1.5
福島県	9	1.2	愛知県	15	2.0	高知県	4	0.5
茨城県	10	1.3	三重県	8	1.1	福岡県	17	2.3
栃木県	8	1.1	滋賀県	12	1.6	佐賀県	8	1.1
群馬県	12	1.6	京都府	12	1.6	長崎県	10	1.3
埼玉県	5	0.7	大阪府	26	3.5	熊本県	14	1.9
千葉県	9	1.2	兵庫県	11	1.5	大分県	8	1.1
東京都	215	28.7	奈良県	5	0.7	宮崎県	7	0.9
神奈川県	16	2.1	和歌山県	6	0.8	鹿児島県	8	1.1
新潟県	18	2.4	鳥取県	5	0.7	沖縄県	9	1.2
富山県	6	0.8	島根県	7	0.9	合計	750	—

%は回答法人数 750 件(社団 529 件、財団 221 件)に占める割合(%)。

表 88 回答法人の主たる事業の分野

主たる事業	社団	財団	合計	主たる事業	社団	財団	合計
社会福祉関係	12	11	23	生活・権利保護支援*	0	0	0
福祉関係の助成*	1	4	5	人権・平和*	3	0	3
健康維持・増進団体等	13	10	23	国際協力	3	2	5
医療施設、病院等	14	7	21	男女共同参画社会*	0	0	0
教育関係	17	11	28	情報化社会*	6	0	6
学会・学術団体	55	3	58	産業創造・企業経営、起 業支援*	2	1	3
研究・分析機関	13	24	37	業界団体	192	6	198
助成・表彰	3	14	17	同一資格者団体	18	0	18
奨学*	1	5	6	免許・資格付与・検査・検定	9	6	15
児童・青少年の健全育成*	3	4	7	互助・共済、親睦団体	9	20	29
美術館・博物館・動物園・ 水族館等	2	9	11	精神修養団体*	0	1	1
芸術・文化関係	15	8	23	祭祀・慰霊*	0	0	0
スポーツ関係	4	3	7	会館運営	3	11	14
趣味・愛好会・同好会*	3	0	3	新聞その他メディア*	1	1	2
地域社会貢献活動・団体	35	5	40	行政関連	20	12	32
環境保護*	5	2	7	非営利活動支援団体*	6	1	7
災害・地域安全*	5	3	8	その他	56	37	93
動物愛護*	0	0	0	合計	529	221	750

*本報告のクロス分析で「10 件未満事業群」として扱う回答母数が 10 件未満の主たる事業。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

本報告では、主たる事業および他の回答とのクロス分析を行うにあたり、公益法人と同様に母数が10件未満のカテゴリについては「10件未満事業群」に集約することとする。母数が9件を下回るカテゴリは、「福祉関係の助成」5件、「奨学」6件、「児童・青少年の健全育成」7件、「スポーツ関係」7件、「趣味・愛好会・同好会」3件、「環境保護」7件、「災害・地域安全」8件、「人権・平和」3件、「国際協力」5件、「情報化社会」6件、「産業創造・企業経営、起業支援」3件、「精神修養団体」1件、「新聞その他メディア」2件、「非営利活動支援団体」7件の事業分野であり、これらの合計は70件である。

回答法人の主な収益をみると、「会費収入」を主な収益とする法人の割合が最も高く、7割を超えた（表89）。特に社団法人においては、9割を超えている。

「収益事業の実施による収益」、「公益目的事業からの収益」においても比較的高く、それぞれ37.9%(284件)および16.7%(125件)であり、特に財団法人においては、5割近い法人が「収益事業からの収益」と回答している。「行政機関からの補助金」は20.0%(150件)、「委託費・指定管理料」は19.6%(147件)であった。「その他」の記述回答については、V.2.(1)を参照されたい。

表 89 2021 年度の主な収益（複数回答）

主な収益	一般社団		一般財団		合計	
		%		%		%
会費収入	481	90.9	78	35.3	559	74.5
個人による寄附金	12	2.3	20	9.0	32	4.3
親会社等による資金拠出	2	0.4	4	1.8	6	0.8
公益目的事業からの収益	94	17.8	31	14.0	125	16.7
収益事業の実施による収益	178	33.6	106	48.0	284	37.9
民間機関からの助成金	21	4.0	14	6.3	35	4.7
行政機関からの補助金	111	21.0	39	17.6	150	20.0
委託費・指定管理料	103	19.5	44	19.9	147	19.6
金融機関からの借り入れ	0	0.0	0	0.0	0	0.0
資金運用益	5	0.9	35	15.8	40	5.3
その他(記述回答)	19	3.6	16	7.2	35	4.7
回答法人数	529	—	221	—	750	—

%は各回答法人数750件（社団529件、財団221件）に占める割合(%)。

「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(1)参照。

表 90 は、回答法人の主な収益を、事業分野別に示したものである。先にみたように、「会費収入」および「収益事業」を主たる収益とする事業が多い。

個別にみていくと、「会費収入」に依存する法人が50%以上を占める事業は14事業が該当した。その中で、90%以上を占めるのは、「学会・学術団体」96.8%、「業界団体」98.0%、「同一資格者団体」94.4%、「互助・共済、親睦団体」93.1%であった。

また、「収益事業の実施による収益」で50%以上を占める事業は、「免許・資格付与・検査・検定」80.0%、「研究・分析機関」54.1%、「会館運営」64.3%であった。

「委託費・指定管理料」については、「健康維持・増進団体等」39.1%が最も高く、「美術館・博

1. 回答法人の基本的事項

博物館・動物園・水族館・公園・庭園」36.4%、「行政関連」34.4%が続く。「行政からの補助金」については、「行政関連」43.8%、「健康維持・増進団体等」39.1%という順である。

「個人による寄附金」をみると、「教育関係」および「10件未満事業群」がいずれも14.3%で最も高かった。

表 90 主たる事業別の主な収益の割合（複数回答）

(%)

主たる事業 (回答法人数)	会費 収入	個人 寄附	資金 拠出	公益 事業	収益 事業	民間 助成	行政 補助	委託 費等	借り 入れ	資金 運用	その 他
社会福祉関係(23)	65.2	8.7	4.3	17.4	34.8	13.0	21.7	30.4	0.0	0.0	8.7
健康維持・増進団体等(23)	82.6	8.7	0.0	13.0	34.8	8.7	39.1	39.1	0.0	4.3	4.3
医療施設、病院等(21)	57.1	0.0	0.0	28.6	47.6	0.0	23.8	28.6	0.0	0.0	0.0
教育関係(28)	71.4	14.3	0.0	25.0	35.7	3.6	7.1	0.0	0.0	3.6	3.6
学会・学術団体(58)	96.6	1.7	1.7	19.0	32.8	1.7	15.5	19.0	0.0	0.0	0.0
研究・分析機関(37)	56.8	10.8	2.7	13.5	54.1	8.1	8.1	16.2	0.0	24.3	2.7
助成・表彰(17)	17.6	0.0	5.9	0.0	35.3	5.9	5.9	5.9	0.0	35.3	23.5
美術館・博物館・動物園等(11)	0.0	0.0	0.0	36.4	45.5	0.0	0.0	36.4	0.0	18.2	9.1
芸術・文化関係(23)	65.2	13.0	0.0	34.8	34.8	8.7	21.7	8.7	0.0	4.3	4.3
地域社会貢献活動・団体(40)	82.5	7.5	0.0	7.5	35.0	7.5	32.5	32.5	0.0	0.0	5.0
業界団体(198)	98.0	0.0	1.0	14.6	30.8	2.5	12.1	12.6	0.0	0.0	2.5
同一資格者団体(18)	94.4	0.0	0.0	38.9	27.8	0.0	27.8	22.2	0.0	0.0	5.6
免許・資格付与・検査・検定(15)	46.7	0.0	0.0	26.7	80.0	6.7	6.7	33.3	0.0	6.7	0.0
互助・共済、親睦団体(29)	93.1	0.0	0.0	6.9	20.7	0.0	37.9	6.9	0.0	13.8	6.9
会館運営(14)	35.7	0.0	0.0	14.3	64.3	0.0	7.1	28.6	0.0	0.0	14.3
行政関連(32)	59.4	0.0	0.0	25.0	46.9	6.3	43.8	34.4	0.0	3.1	3.1
10件未満事業群(70)	64.3	14.3	0.0	12.9	41.4	10.0	17.1	21.4	0.0	14.3	4.3
その他(93)	54.8	3.2	0.0	14.0	41.9	4.3	32.3	23.7	0.0	4.3	8.6
合計(750)	74.5	4.3	0.8	16.7	37.9	4.7	20.0	19.6	0.0	5.3	4.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合 (%)。

太字は50%以上。

美術館・博物館・動物園等：美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園 会費収入：会費収入 個人寄附：個人による寄附金 資金拠出：親会社等による資金拠出 公益事業：公益目的事業からの収益 収益事業：収益事業の実施による収益 民間助成：民間機関からの助成金 行政補助：行政機関からの補助金 委託費等：委託費・指定管理料 借入れ：金融機関からの借入れ 資金運用：資金運用益 その他：記述回答の内容は、V.2.(1)参照。

回答法人の収入規模をみると、「1千万円～5千万円」の割合が最も高く35.4%(262件)であり、次に高かったのは「1億円～5億円」21.3%(158件)であった(表91)。法人格別にみると、1億円未満は社団の占める割合が高いが、1億円以上は財団の占める割合が高くなり、「10億円以上」に至っては財団が13.8%で、社団とのポイント差は10ポイントにもおよぶ。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

表 91 2021 年度の収入規模別法人数

収入規模	一般社団		一般財団		合 計	
		%		%		%
1 千万円未満	95	18.2	32	14.7	127	17.1
1 千万円以上 5 千万円未満	203	38.8	59	27.1	262	35.4
5 千万円以上 1 億円未満	82	15.7	28	12.8	110	14.8
1 億円以上 5 億円未満	99	18.9	59	27.1	158	21.3
5 億円以上 10 億円未満	24	4.6	10	4.6	34	4.6
10 億円以上	20	3.8	30	13.8	50	6.7
回答法人数計	523	—	218	—	741	—

%は各回答法人数 741 件（社団 523 件、財団 218 件）に占める割合(%)。無回答 9 件を除く。

回答法人の収入規模について事業分野別にみると、収入規模「1千万円未満」の法人が最も多く占める事業は「社会福祉関係」34.8%のみであり、「1～5千万円」は「芸術・文化関係」52.2%、「同一資格者団体」50.0%など12事業が、「5千万～1億円」は「美術館・博物館・動物園等」45.5%、「1～5億円」は「健康維持・増進団体等」34.8%、「行政関連」31.3%など3事業が該当した(表92)。「5～10億円」は該当がなく、「10億円以上」は「医療施設、病院等」47.6%および「研究・分析機関」27.0%が最も高い割合を示した。

表 92 主たる事業別の収入規模

(%)

主たる事業 (回答法人数)	1 千万円 未満	1～5 千万円	5 千万 ～1 億円	1～5 億円	5～10 億円	10 億円 以上
社会福祉関係(23)	34.8	26.1	17.4	17.4	4.3	0.0
健康維持・増進団体等(23)	8.7	34.8	13.0	34.8	0.0	8.7
医療施設、病院等(21)	9.5	14.3	9.5	9.5	9.5	47.6
教育関係(28)	21.4	46.4	10.7	14.3	3.6	3.6
学会・学術団体(57)	15.8	21.1	17.5	29.8	7.0	8.8
研究・分析機関(37)	21.6	5.4	10.8	24.3	10.8	27.0
助成・表彰(17)	29.4	41.2	0.0	23.5	0.0	5.9
美術館・博物館・動物園等(11)	9.1	18.2	45.5	18.2	0.0	9.1
芸術・文化関係(23)	8.7	52.2	17.4	13.0	4.3	4.3
地域社会貢献活動・団体(39)	28.2	38.5	12.8	20.5	0.0	0.0
業界団体(196)	18.4	41.8	13.8	19.9	3.6	2.6
同一資格者団体(18)	11.1	50.0	11.1	16.7	5.6	5.6
免許・資格付与・検査・検定(15)	6.7	33.3	26.7	20.0	0.0	13.3
互助・共済、親睦団体(27)	7.4	33.3	25.9	22.2	3.7	7.4
会館運営(14)	0.0	35.7	21.4	28.6	7.1	7.1
行政関連(32)	12.5	28.1	12.5	31.3	6.3	9.4
10 件未満事業群(70)	17.1	42.9	21.4	14.3	2.9	1.4
その他(90)	17.8	36.7	8.9	24.4	7.8	4.4
合 計(741)	17.1	35.4	14.8	21.3	4.6	6.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。

太字は各事業の回答割合の最高値。

2. 法人選択の動向

(1) 法人選択に関する意識

a) 一般法人になって良かった点

一般法人を選択して良かった理由で最も高い割合を示したのは、「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」34.8%(261件)であり、次に高かったのは「行政による監督がなく実施事業に専念できる」34.3%(257件)であった(表93)。法人類型別にみると、「収支相償の制限がない」および「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」は財団の方が高く、社団とのポイント差はそれぞれ14.5および11.6であった。「法人税は収益事業のみ課税」については社団の方が高く23.8%であり、財団とのポイント差は8.9であった。

表93 一般法人を選択して良かった理由(複数回答)

良かった点	一般社団	一般財団	合計	2021年	2020年
行政による監督がなく実施事業に専念できる	189 35.7%	68 30.8%	257 34.3%	36.2%	35.6%
収支相償の制限がない	79 14.9%	65 29.4%	144 19.2%	20.0%	18.5%
公益目的事業比率の制限がない	106 20.0%	60 27.1%	166 22.1%	24.5%	23.9%
遊休財産の規制がない	25 4.7%	20 9.0%	45 6.0%	5.4%	5.9%
毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単	166 31.4%	95 43.0%	261 34.8%	33.4%	33.9%
法人税は収益事業のみ課税*	126 23.8%	33 14.9%	159 21.2%	24.1%	25.5%
特になし	152 28.7%	61 27.6%	213 28.4%	28.3%	29.8%
その他(記述回答)	23 4.3%	6 2.7%	29 3.9%	2.1%	1.5%
回答法人数計	529	221	750	-	-

上段は回答数。下段は回答法人数750件(社団529件、財団221件)に占める割合(%)。

「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(2)参照。

*法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)

表94は、一般法人になって良かった点について事業分野別にみたものである。一般法人になってよかった点として、表93でも見たように、最も高い数値が示されているのは「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」であるが、この中で50%以上を示している事業は「同一資格者団体」55.6%、「美術館・博物館・動物園等」54.5%、「会館運営」50.0%であった。

「行政による監督がなく実施事業に専念できる」および「収支相償の制限がない」の回答割合が最も高かった事業は、それぞれ「学会・学術団体」46.6%および「美術館・博物館・動物園等」45.5%であった。「公益目的事業比率の制限がない」についても「美術館・博物館・動物園等」が最も高く54.5%に上った。「遊休財産の規制がない」および「法人税は収益事業のみ課税」の回答割合が最も高かった事業は、それぞれ「会館運営」14.3%および「美術館・博物館・動物園等」45.5%であり、「良かった点は時になし」とする回答は「会館運営」42.9%が最も高かった。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

表 94 主たる事業別の一般法人になって良かった点(複数回答)の割合

(%)

主たる事業 (回答法人数)	行政による監督が少	収支相償の制限が無	公益目的事業比率無	遊休財産の規制が無	定期提出書類が簡単	収益事業のみ課税	良かった点は特に無	その他
社会福祉関係(23)	26.1	4.3	13.0	4.3	34.8	4.3	39.1	4.3
健康維持・増進団体等(23)	39.1	17.4	21.7	8.7	21.7	8.7	30.4	4.3
医療施設、病院等(21)	19.0	28.6	19.0	9.5	19.0	33.3	33.3	4.8
教育関係(28)	46.4	25.0	17.9	3.6	32.1	32.1	14.3	10.7
学会・学術団体(58)	46.6	24.1	32.8	8.6	43.1	24.1	17.2	3.4
研究・分析機関(37)	40.5	27.0	24.3	10.8	43.2	16.2	21.6	0.0
助成・表彰(17)	35.3	23.5	11.8	0.0	47.1	11.8	29.4	5.9
美術館・博物館・動物園等(11)	36.4	45.5	54.5	0.0	54.5	45.5	9.1	0.0
芸術・文化関係(23)	43.5	34.8	26.1	13.0	34.8	30.4	13.0	8.7
地域社会貢献活動・団体(40)	30.0	7.5	35.0	2.5	35.0	12.5	30.0	2.5
業界団体(198)	34.8	11.6	17.7	3.0	29.3	22.2	31.3	4.0
同一資格者団体(18)	44.4	27.8	44.4	5.6	55.6	27.8	16.7	0.0
免許・資格付与・検査・検定(15)	40.0	40.0	33.3	6.7	26.7	20.0	26.7	0.0
互助・共済、親睦団体(29)	24.1	27.6	20.7	10.3	37.9	13.8	41.4	0.0
会館運営(14)	35.7	28.6	28.6	14.3	50.0	7.1	42.9	0.0
行政関連(32)	18.8	15.6	25.0	3.1	43.8	28.1	25.0	6.3
10件未満事業群(70)	44.3	18.6	20.0	12.9	47.1	22.9	21.4	1.4
その他(93)	20.4	19.4	14.0	3.2	22.6	20.4	39.8	6.5
合計(750)	34.3	19.2	22.1	6.0	34.8	21.2	28.4	3.9

%は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。太字は50%以上。

美術館・博物館・動物園等：美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園 行政の監督が少ない：行政による監督がなく実施事業に専念できる 収支相償の制限が無：収支相償の制限がない 公益目的事業比率無：公益目的事業比率の制限がない 遊休財産の規制無：遊休財産の規制がない 定期提出書類が簡単：毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単 収益事業のみ課税：法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象) その他：記述回答の内容は、V.2.(2)参照。

b) 一般法人になって苦労している点

一般法人になって苦労している点で最も高かった回答割合は「苦労している点、困っている点は特になし」43.9%(329件)であり、経年変化でみると2020年以降上昇傾向にある(表95)。これは一般法人で満足する法人が増えていることを意味する。

一方で、公益目的支出計画で苦労している法人は31.6%(237件)に上るが、2021年までは上昇していたものの、2021年以降は下降に転じている。次に回答割合が高かった苦労している点は「税金の負担」で12.1%(91件)であった。

法人類型別にみると、「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」は財団の方が高く44.3%(98件)であり、社団とのポイント差は18.0に上る。また、「苦労している点、困っている点は特になし」については社団の方が高く49.3%(261件)であり、財団とのポイント差は18.5であった。

表 95 一般法人になって苦勞している点（複数回答）

苦勞している点	一般社団	一般財団	合計	2021年	2020年
社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる	47 8.9%	24 10.9%	71 9.5%	8.6%	9.9%
公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く	139 26.3%	98 44.3%	237 31.6%	36.3%	35.1%
申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き	33 6.2%	34 15.4%	67 8.9%	11.3%	10.2%
適正な機関運営が難しい	38 7.2%	26 11.8%	64 8.5%	7.1%	6.5%
寄附者への寄附金控除の優遇措置がない	32 6.0%	24 10.9%	56 7.5%	8.2%	4.8%
税金の負担	50 9.5%	41 18.6%	91 12.1%	14.0%	14.3%
預金利子に対し源泉徴収課税がされる	8 1.5%	24 10.9%	32 4.3%	5.7%	6.5%
相談する先がない	47 8.9%	18 8.1%	65 8.7%	7.1%	8.3%
補助金・助成金・指定管理が受けにくい	28 5.3%	19 8.6%	47 6.3%	2.9%	6.2%
特になし	261 49.3%	68 30.8%	329 43.9%	43.7%	42.2%
その他(記述回答)	19 3.6%	5 2.3%	24 3.2%	2.7%	3.0%
回答法人数計	529	221	750	-	-

上段は回答数。下段は全回答法人数（社団 529 件、財団 221 件、合計 750 件）に占める割合(%)。

適正な機関運営が難しい：適正な機関運営（社員総会／評議員会・理事会など）が難しい 税金の負担：税金の負担（非営利徹底法人および共益法人の場合は収益事業がすべて課税となり、特定普通法人の場合は税法上の普通法人と同等の全所得課税となる） 特になし：苦勞している点、困っている点は特になし その他：記述回答の内容は、V.2.(3)参照。

一般法人を選択して苦勞している法人の割合を所在地別にみると、高い割合を示している地域は、上位から島根県 85.7%、和歌山県 83.3%、熊本県 78.6%、千葉県 77.8%、栃木県 75.0%であった(表 96)。苦勞している法人の割合が最も低かった地域は長崎県 10.0%であった。

表 97 は、一般法人が苦勞している内容について所在地別に示したものである。同表によると、「社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる」とする回答割合が最も高い地域は徳島県 50.0%、「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」は香川県 80.0%、「申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き」は香川県 40.0%、「相談する先がない」は青森県 66.7%、「補助金・助成金・指定管理が受けにくい」は福井県および徳島県 50.0%、「税金の負担」は秋田県、鳥取県、長崎県 40.0%、「預金利子に対し源泉徴収課税がされる」は大阪府 15.4%、「寄附者への寄附金控除の優遇措置がない」は埼玉県 60.0%、「適正な機関運営が難しい」は福島県 44.4%であり、「苦勞している点、困っている点は特になし」については島根県 85.7%であった。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

表 96 所在地別の一般法人を選択して苦勞している法人の割合

所在地	全回答 法人数	苦勞している法人		所在地	全回答 法人数	苦勞している法人	
			%				%
北海道	41	20	48.8	滋賀県	12	4	33.3
青森県	3	1	33.3	京都府	12	2	16.7
岩手県	11	6	54.5	大阪府	26	6	23.1
宮城県	15	7	46.7	兵庫県	11	2	18.2
秋田県	15	5	33.3	奈良県	5	1	20.0
山形県	6	4	66.7	和歌山県	6	5	83.3
福島県	9	3	33.3	鳥取県	5	2	40.0
茨城県	10	4	40.0	島根県	7	6	85.7
栃木県	8	6	75.0	岡山県	10	4	40.0
群馬県	12	6	50.0	広島県	17	7	41.2
埼玉県	5	1	20.0	山口県	21	4	19.0
千葉県	9	7	77.8	徳島県	2	1	50.0
東京都	215	108	50.2	香川県	5	1	20.0
神奈川県	16	5	31.3	愛媛県	11	7	63.6
新潟県	18	9	50.0	高知県	4	2	50.0
富山県	6	1	16.7	福岡県	17	5	29.4
石川県	12	7	58.3	佐賀県	8	1	12.5
福井県	4	1	25.0	長崎県	10	1	10.0
山梨県	6	3	50.0	熊本県	14	11	78.6
長野県	22	8	36.4	大分県	8	3	37.5
岐阜県	24	14	58.3	宮崎県	7	3	42.9
静岡県	25	8	32.0	鹿児島県	8	3	37.5
愛知県	15	6	40.0	沖縄県	9	5	55.6
三重県	8	3	37.5	合計	750	329	43.9

割合欄の太字は、70%以上を示す。

表 97 所在地別の一般法人を選択して苦勞している内容の割合

(%)

所在地 (回答法人数)	社会的な 信用	支出 計画	変更 認可 申請	相談 先	補助 金等	税金 負担	利子 の税 負担	寄附 金控 除	機関 運営	苦勞 点は なし	その 他
北海道(41)	2.4	31.7	7.3	4.9	9.8	7.3	2.4	0.0	7.3	48.8	2.4
青森県(3)	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
岩手県(11)	9.1	18.2	18.2	18.2	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	54.5	9.1
宮城県(15)	6.7	40.0	33.3	20.0	6.7	6.7	0.0	0.0	40.0	46.7	0.0
秋田県(15)	13.3	33.3	20.0	0.0	0.0	40.0	13.3	0.0	6.7	33.3	0.0
山形県(6)	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	16.7
福島県(9)	0.0	33.3	11.1	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	44.4	33.3	22.2
茨城県(10)	10.0	40.0	0.0	10.0	10.0	10.0	0.0	10.0	0.0	40.0	10.0
栃木県(8)	12.5	12.5	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0
群馬県(12)	8.3	41.7	33.3	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	0.0	50.0	0.0
埼玉県(5)	20.0	20.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	60.0	40.0	20.0	0.0

2. 法人選択の動向

所在地 (回答法人数)	社会的な 信用	支出 計画	変更 認可 申請	相談 先	補助 金等	税金 負担	利子 の税 負担	寄附 金控 除	機関 運営	苦労 点は なし	その 他
千葉県(9)	11.1	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.8	0.0
東京都(215)	9.8	23.7	5.1	9.8	6.0	9.8	4.2	13.0	7.0	50.2	3.7
神奈川県(16)	0.0	37.5	12.5	18.8	0.0	25.0	0.0	6.3	12.5	31.3	0.0
新潟県(18)	11.1	27.8	11.1	16.7	11.1	11.1	11.1	5.6	0.0	50.0	0.0
富山県(6)	16.7	50.0	16.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0
石川県(12)	8.3	25.0	8.3	0.0	8.3	8.3	0.0	0.0	8.3	58.3	0.0
福井県(4)	25.0	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0
山梨県(6)	16.7	50.0	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	16.7	50.0	0.0
長野県(22)	4.5	50.0	4.5	4.5	4.5	13.6	0.0	0.0	18.2	36.4	0.0
岐阜県(24)	4.2	20.8	8.3	8.3	8.3	8.3	4.2	4.2	8.3	58.3	0.0
静岡県(25)	12.0	52.0	16.0	0.0	4.0	0.0	4.0	8.0	4.0	32.0	0.0
愛知県(15)	20.0	40.0	6.7	0.0	0.0	13.3	13.3	0.0	0.0	40.0	6.7
三重県(8)	0.0	37.5	0.0	25.0	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5	37.5	0.0
滋賀県(12)	16.7	50.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	8.3	33.3	0.0
京都府(12)	25.0	41.7	0.0	8.3	25.0	33.3	8.3	8.3	8.3	16.7	16.7
大阪府(26)	26.9	34.6	3.8	11.5	7.7	19.2	15.4	23.1	15.4	23.1	3.8
兵庫県(11)	9.1	36.4	9.1	9.1	0.0	27.3	9.1	0.0	9.1	18.2	9.1
奈良県(5)	0.0	60.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0
和歌山県(6)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	83.3	0.0
鳥取県(5)	0.0	20.0	20.0	20.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	40.0	20.0
島根県(7)	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85.7	0.0
岡山県(10)	10.0	30.0	0.0	0.0	10.0	20.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0
広島県(17)	5.9	29.4	0.0	11.8	5.9	5.9	0.0	5.9	5.9	41.2	0.0
山口県(21)	0.0	61.9	19.0	0.0	0.0	23.8	9.5	4.8	9.5	19.0	0.0
徳島県(2)	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
香川県(5)	20.0	80.0	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0
愛媛県(11)	18.2	27.3	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	63.6	0.0
高知県(4)	0.0	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0
福岡県(17)	0.0	35.3	17.6	5.9	11.8	17.6	0.0	5.9	5.9	29.4	11.8
佐賀県(8)	37.5	62.5	0.0	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0
長崎県(10)	0.0	40.0	10.0	20.0	10.0	40.0	10.0	0.0	20.0	10.0	10.0
熊本県(14)	0.0	14.3	7.1	0.0	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	78.6	0.0
大分県(8)	25.0	25.0	12.5	0.0	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5	37.5	0.0
宮崎県(7)	0.0	57.1	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	42.9	14.3
鹿児島県(8)	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	37.5	12.5	12.5	0.0	37.5	0.0
沖縄県(9)	11.1	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	55.6	0.0
全 体(750)	9.5	31.6	8.9	8.7	6.3	12.1	4.3	7.5	8.5	43.9	3.2

数値は各所在地のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。太字は50%以上。

社会的な信用：社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる 支出計画：公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く 変更認可申請：申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き 相談先：相談する先がない 補助金等：補助金・助成金・指定管理が受けにくい 税金負担：税金の負担 利子の税負担：預金利子に対し源泉徴収課税がされる 寄附金控除：寄附者への寄附金控除の優遇措置がない 機関運営：適正な機関運営 その他：記述回答の内容は、V.2.(3)参照。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

一般法人を選択して苦勞している点について事業分野別にみている（表 98）。公益目的支出計画で苦勞している法人の割合が 50%を超えている事業は、「会館運営」57.1%、「互助・共済、親睦団体」55.2%、「美術館・博物館・動物園等」54.5%、「教育関係」50.0%であり、その他の事業分野においても比較的の高い数値が示されており、多くの法人が公益目的支出計画で苦勞している様子が伺える。

一方で、苦勞点は特にないと回答する法人の割合が 50%を超えている事業は、「同一資格者団体」61.1%、「業界団体」60.1%、「学会・学術団体」55.2%、「助成・表彰」52.9%の 4 事業であった。

表 98 主たる事業別の一般法人を選択して苦勞している点の割合 (%)

主たる事業 (回答法人数)	社会的な信用	支出計画	変更認可申請	相談先	補助金等	税金の負担	利子の税負担	寄附金控除無	機関運営	苦勞点は無し	その他
社会福祉関係(23)	17.4	30.4	17.4	8.7	4.3	21.7	0.0	17.4	26.1	30.4	4.3
健康維持・増進団体等(23)	8.7	34.8	8.7	8.7	17.4	30.4	0.0	0.0	13.0	43.5	4.3
医療施設、病院等(21)	9.5	33.3	9.5	4.8	9.5	9.5	0.0	9.5	9.5	42.9	0.0
教育関係(28)	10.7	50.0	7.1	14.3	7.1	10.7	3.6	17.9	10.7	28.6	3.6
学会・学術団体(58)	6.9	25.9	5.2	13.8	5.2	3.4	1.7	6.9	10.3	55.2	3.4
研究・分析機関(37)	10.8	48.6	18.9	10.8	8.1	8.1	18.9	8.1	5.4	37.8	2.7
助成・表彰(17)	17.6	17.6	5.9	0.0	5.9	11.8	11.8	17.6	5.9	52.9	0.0
美術館・博物館・動物園等(11)	9.1	54.5	0.0	9.1	18.2	36.4	18.2	9.1	9.1	18.2	9.1
芸術・文化関係(23)	17.4	26.1	4.3	0.0	4.3	17.4	13.0	26.1	8.7	39.1	0.0
地域社会貢献活動・団体(40)	17.5	27.5	7.5	15.0	10.0	15.0	0.0	10.0	5.0	35.0	5.0
業界団体(198)	4.5	22.2	7.1	5.1	2.5	6.6	1.0	2.0	4.5	60.1	1.5
同一資格者団体(18)	11.1	27.8	5.6	5.6	0.0	11.1	0.0	5.6	16.7	61.1	5.6
免許・資格付与・検査・検定(15)	13.3	40.0	20.0	20.0	6.7	0.0	0.0	0.0	6.7	20.0	13.3
互助・共済、親睦団体(29)	13.8	55.2	10.3	3.4	0.0	13.8	13.8	0.0	6.9	37.9	0.0
会館運営(14)	0.0	57.1	28.6	7.1	21.4	35.7	7.1	14.3	0.0	21.4	0.0
行政関連(32)	3.1	37.5	15.6	6.3	6.3	15.6	0.0	3.1	9.4	31.3	6.3
10 件未満事業群(70)	8.6	31.4	10.0	14.3	8.6	11.4	4.3	14.3	10.0	35.7	2.9
その他(93)	14.0	31.2	5.4	9.7	7.5	17.2	6.5	6.5	11.8	35.5	5.4
合計(750)	9.5	31.6	8.9	8.7	6.3	12.1	4.3	7.5	8.5	43.9	3.2

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合 (%)。太字は 50%以上。

社会的な信用：社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる 支出計画：公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く 変更認可申請：申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き 相談先：相談する先がない 補助金等：補助金・助成金・指定管理が受けにくい 税金負担：税金の負担 利子の税負担：預金利子に対し源泉徴収課税がされる 寄附金控除：寄附者への寄附金控除の優遇措置がない 機関運営：適正な機関運営 その他：記述回答の内容は、V.2.(3)参照。

c) 一般法人を選択して苦勞している点の具体的内容

運営上苦勞している点の具体的な内容については、133 法人から記述回答が寄せられている（表 99）。最も多かった記述回答は「移行法人関連」であり 41 件、次いで「公益法人との比較等」の 37 件が続く。記述回答の全文は、V.2.(4)を参照されたい。

表 99 運営上苦勞している点、困っている点

回答項目	一般社団	一般財団	合計
移行法人関連	29	12	41
公益法人との比較等	20	17	37
人材確保等	9	3	12
資金確保等	10	3	13
その他	22	8	30
回答法人数計	90	43	133

「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(4)参照。

(2) 法人種類の再選択

再度選択する場合に選択する法人格について訊いたところ、84.4%(633件)が一般法人を選択すると回答しており、公益法人への転換を望む法人は8.8%(66件)にとどまった(表100)。また、特定非営利活動法人や営利法人などその他法人格への転換を望む法人は6.8%(51件)であった。

法人類型別にみると、社団の方が一般法人に留まることを望む法人が多く、財団の場合は公益法人への転換を望む法人の割合が社団よりも若干高かった。

表100 再度選択する場合の法人類型

法人格	一般社団	一般財団	合計	2021年	2020年
やはり一般法人	459	174	633	86.3%	87.8%
	86.8%	78.7%	84.4%		
公益法人	43	23	66	8.2%	7.4%
	8.1%	10.4%	8.8%		
特定非営利活動法人	6	11	17	1.6%	1.5%
	1.1%	5.0%	2.3%		
認定特定非営利活動法人	0	0	0	0.0%	0.3%
	0.0%	0.0%	0.0%		
社会福祉法人	1	0	1	0.3%	0.1%
	0.2%	0.0%	0.1%		
営利法人(株式会社・合同会社など)	7	10	17	1.1%	2.5%
	1.3%	4.5%	2.3%		
その他の法人(記述回答)	13	3	16	2.4%	0.4%
	2.5%	1.4%	2.1%		
回答法人数	529	221	750	791	796

上段は回答法人数。下段は回答法人数750件(社団529件、財団221件)に占める割合(%)。

「その他の法人」の記述回答は、V.2.(5)参照。

表101は、再度選択できた場合の法人格について収入規模とクロスさせたものである。公益法人の場合、収入規模が小さいほど一般法人など他法人格への転換を望む法人の割合が高くなる傾向にあったが(表41)、一般法人の場合は特徴的な傾向はみられない。強いて言えば、15%を

III. アンケート結果〔一般法人編〕

超える他法人格への転換を希望する収入規模は、「1～5千万円」17.2%、「1～5億円」18.4%であった。一方、一般法人で満足している法人の割合が最も高いのは「5～10億円」94.1%（32件）であった。

表 101 収入規模別の再選択できたとしたときに選択する法人格

法人格	1千万円未満	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上	合計
やはり一般法人	109	217	95	129	32	43	625
	85.8%	82.8%	86.4%	81.6%	94.1%	86.0%	84.3%
公益法人	11	30	8	14	0	3	66
	8.7%	11.5%	7.3%	8.9%	0.0%	6.0%	8.9%
NPO 法人(含認定)	2	4	3	7	0	0	16
	1.6%	1.5%	2.7%	4.4%	0.0%	0.0%	2.2%
その他の法人	5	11	4	8	2	4	34
	3.9%	4.2%	3.6%	5.1%	5.9%	8.0%	4.6%
回答法人数計	127	262	110	158	34	50	741

上段は回答数。下段は各収入規模別の回答法人数計に占める割合(%)。 NPO法人:特定非営利活動法人
「その他の法人」は、社会福祉法人、営利法人(株式会社、合同会社等)ほか。

表102は、一般法人を選択する割合について所在地別に示したものである。ほとんどの都道府県で7割を超えているが、7割に達していないのは、埼玉県40.0%、茨城県60.0%、奈良県60.0%、岡山県60.0%、山形県66.7%、群馬県66.7%、山梨県66.7%、京都府66.7%、大阪府69.2%となっている。しかしながら、表95にみた「一般法人を選択して苦勞している法人の割合」の結果と比較してみると、苦勞している法人の割合が高いからといって、必ずしも一般法人を選択する割合が低くなるという対応にはなっていない。さらに分析を深める必要がある。

表 102 所在地別の一般法人を再度選択するとした法人の割合

所在地	全回答数	一般法人選択		所在地	全回答数	一般法人選択	
			%				%
北海道	41	38	92.7	滋賀県	12	11	91.7
青森県	3	3	100.0	京都府	12	8	66.7
岩手県	11	8	72.7	大阪府	26	18	69.2
宮城県	15	14	93.3	兵庫県	11	10	90.9
秋田県	15	12	80.0	奈良県	5	3	60.0
山形県	6	4	66.7	和歌山県	6	6	100.0
福島県	9	7	77.8	鳥取県	5	4	80.0
茨城県	10	6	60.0	島根県	7	5	71.4
栃木県	8	7	87.5	岡山県	10	6	60.0
群馬県	12	8	66.7	広島県	17	13	76.5
埼玉県	5	2	40.0	山口県	21	21	100.0
千葉県	9	9	100.0	徳島県	2	2	100.0
東京都	215	191	88.8	香川県	5	4	80.0
神奈川県	16	13	81.3	愛媛県	11	11	100.0
新潟県	18	14	77.8	高知県	4	4	100.0

2. 法人選択の動向

所在地	全回答数	一般法人選択		所在地	全回答数	一般法人選択	
			%				%
富山県	6	6	100.0	福岡県	17	13	76.5
石川県	12	11	91.7	佐賀県	8	7	87.5
福井県	4	4	100.0	長崎県	10	7	70.0
山梨県	6	4	66.7	熊本県	14	10	71.4
長野県	22	20	90.9	大分県	8	6	75.0
岐阜県	24	21	87.5	宮崎県	7	5	71.4
静岡県	25	22	88.0	鹿児島県	8	8	100.0
愛知県	15	12	80.0	沖縄県	9	7	77.8
三重県	8	8	100.0	合計	750	633	84.4

太字は70%未満。

次に、再度選択できた場合の法人格について事業別にみると、すべての事業において「やはり一般法人」の選択が最高位であり、公益認定の取得を望む法人の回答割合については、最も高かった「10件未満事業群」でも15.7%であった(表103)。特定非営利活動法人の選択について、5%を超えたのは「会館運営」7.1%および「互助・共済、親睦団体」6.9%のみであった。

表103 事業別の法人選択の割合

(%)

主たる事業 (回答法人数)	一般 法人	公益 法人	特活 法人	社福 法人	営利 法人	その他 法人	分から ない等
社会福祉関係(23)	78.3	13.0	0.0	0.0	0.0	4.3	4.3
健康維持・増進団体等(23)	69.6	13.0	4.3	0.0	8.7	0.0	4.3
医療施設、病院等(21)	85.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育関係(28)	75.0	10.7	3.6	0.0	0.0	10.7	0.0
学会・学術団体(58)	93.1	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
研究・分析機関(37)	91.9	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
助成・表彰(17)	94.1	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美術館・博物館・動物園等(11)	81.8	9.1	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
芸術・文化関係(23)	82.6	0.0	4.3	0.0	4.3	8.7	0.0
地域社会貢献活動・団体(40)	80.0	12.5	2.5	0.0	5.0	0.0	0.0
業界団体(198)	87.9	6.6	3.0	0.0	1.0	1.0	0.5
同一資格者団体(18)	94.4	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(15)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
互助・共済、親睦団体(29)	93.1	0.0	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0
会館運営(14)	64.3	14.3	7.1	0.0	14.3	0.0	0.0
行政関連(32)	84.4	0.0	3.1	0.0	6.3	3.1	3.1
10件未満事業群(70)	78.6	15.7	2.9	1.4	1.4	0.0	0.0
その他(93)	77.4	14.0	1.1	0.0	4.3	2.2	1.1
合計(750)	84.4	8.8	2.3	0.1	2.3	1.5	0.7

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。

太字は「やはり一般法人」選択で70%以上、「一般法人以外」選択で20%以上を示す。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

再度選択するとしたら、一般法人ではなく公益法人を選択するとした回答割合を地域別に示したものが表 104 である。公益認定を目指す法人の割合が高かった地域(20%以上)は、上位から埼玉県 60.0%、茨城県 40.0%、宮崎県 28.6%、岩手県 27.3%、大分県 25.0%、沖縄県 22.2%、熊本県 21.4%、愛知県、奈良県、岡山県および長崎県 20.0%であった。

一方、公益認定を目指す法人がゼロの都道府県は 19 県であり、地域別には東北 1 県、関東 2 県、中部 4 県、近畿 3 県、中国 3 県、四国 4 県、九州 2 県であった。

表 104 再度選択する場合は公益法人を選択するとした所在地別の法人数

所在地	全回答数	公益法人選択		所在地	全回答数	公益法人選択	
			%				%
北海道	41	1	2.4	滋賀県	12	0	0.0
青森県	3	0	0.0	京都府	12	2	16.7
岩手県	11	3	27.3	大阪府	26	5	19.2
宮城県	15	1	6.7	兵庫県	11	0	0.0
秋田県	15	2	13.3	奈良県	5	1	20.0
山形県	6	1	16.7	和歌山県	6	0	0.0
福島県	9	1	11.1	鳥取県	5	0	0.0
茨城県	10	4	40.0	島根県	7	0	0.0
栃木県	8	0	0.0	岡山県	10	2	20.0
群馬県	12	2	16.7	広島県	17	1	5.9
埼玉県	5	3	60.0	山口県	21	0	0.0
千葉県	9	0	0.0	徳島県	2	0	0.0
東京都	215	12	5.6	香川県	5	0	0.0
神奈川県	16	2	12.5	愛媛県	11	0	0.0
新潟県	18	1	5.6	高知県	4	0	0.0
富山県	6	0	0.0	福岡県	17	2	11.8
石川県	12	0	0.0	佐賀県	8	0	0.0
福井県	4	0	0.0	長崎県	10	2	20.0
山梨県	6	1	16.7	熊本県	14	3	21.4
長野県	22	2	9.1	大分県	8	2	25.0
岐阜県	24	1	4.2	宮崎県	7	2	28.6
静岡県	25	2	8.0	鹿児島県	8	0	0.0
愛知県	15	3	20.0	沖縄県	9	2	22.2
三重県	8	0	0.0	合計	750	66	8.8

太字は 20%以上

3. 寄附と税制について

(1) 寄附金に対する姿勢

法人の総収入に占める寄附金の割合についてみると、寄附金収入がないとする回答は81.5%(611件)であり、法人類型別では社団が84.5%(447件)、財団が74.2%(164件)であった(表105)。2020年以降の経年変化をみると若干の上昇傾向が認められる。公益法人の場合には、寄附金ゼロの法人割合は47.0%であったが(表46)、一般法人の場合は81.5%であるので、約34.5ポイントの差がある。これは、一般法人の場合は寄附税制の適用がないこと、そして主な収益において会費収入が大きな割合を占めている(表89)ことが原因しているものと考えられる。

表 105 寄附金の総収入に占める割合

寄付金の割合	一般社団	一般財団	合計	2021年	2020年
0%	447 84.5%	164 74.2%	611 81.5%	81.2%	80.0%
10%未満	69 13.0%	36 16.3%	105 14.0%	15.2%	15.1%
10%以上 20%未満	8 1.5%	4 1.8%	12 1.6%	1.3%	1.4%
20%以上 30%未満	2 0.4%	1 0.5%	3 0.4%	0.4%	0.5%
30%以上 50%未満	1 0.2%	2 0.9%	3 0.4%	0.5%	0.9%
50%以上	2 0.4%	14 6.3%	16 2.1%	1.5%	2.1%
回答法人数計	529	221	750	791	796

上段は回答数。下段は回答法人数(社団529件、財団221件、合計750件)に占める割合(%)。

表106に寄附金の総収入に占める割合を、事業分野別に示す。総収入の1割以上を寄附金が占める法人の割合が高い事業は、「教育関係」および「10件未満事業群」14.3%、「助成・表彰」11.8%、「研究・分析機関」10.8%である。一方で、寄附金ゼロが9割以上の事業は、「互助・共済・親睦団体」96.6%、「行政関連」93.8%、「業界団体」93.4%、「免許・資格付与・検査・検定」93.3%、「会館運営」92.9%であった。

表107は、寄附金を募集していない631法人にその理由を訊いた回答結果である。同表によると、6割(61.3%、387件)が事業収入や運用収入で間に合っているという回答であり、寄附募集のノウハウがないとする回答も37.2%(235件)と一定数みられた。「その他」の記述回答については、V.2.(6)を参照されたい。

寄附を募集していない理由の事業別の割合を表108に示す。寄附を募集していない、あるいは募集に積極的でない法人全体631件において、「事業収入や運用収入で間に合っているため」の回答割合は61.3%であるが、70%以上を示す事業は「医療施設、病院等」81.3%、「美術館・博物館・動物園等」80.0%、「学会・学術団体」76.7%、「免許・資格付与・検査・検定」71.4%が該当した。

「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」の回答割合は全体で37.2%であるが、最

III. アンケート結果〔一般法人編〕

も高い事業は「健康維持・増進団体等」、「免許・資格付与・検査・検定」、「行政関連」であり、いずれも50%を示す。「寄附金を募集した後の事務負担が大きい」および「報告や説明責任の義務を果たさなければならない」とする回答の最高値は、それぞれ「学会・学術団体」23.3%、同じく「学会・学術団体」18.6%であった。

表 106 主たる事業別の総収入に占める寄附金の割合 (%)

主たる事業 (回答法人数)	0%	10% 未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50% 以上
社会福祉関係(23)	56.5	34.8	4.3	0.0	4.3	0.0
健康維持・増進団体等(23)	87.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療施設、病院等(21)	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
教育関係(28)	78.6	7.1	3.6	0.0	0.0	10.7
学会・学術団体(58)	65.5	32.8	0.0	0.0	1.7	0.0
研究・分析機関(37)	75.7	13.5	0.0	2.7	0.0	8.1
助成・表彰(17)	82.4	5.9	5.9	0.0	0.0	5.9
美術館・博物館・動物園等(11)	72.7	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0
芸術・文化関係(23)	69.6	26.1	4.3	0.0	0.0	0.0
地域社会貢献活動・団体(40)	75.0	17.5	5.0	0.0	0.0	2.5
業界団体(198)	93.4	5.1	0.0	0.0	0.5	1.0
同一資格者団体(18)	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(15)	93.3	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0
互助・共済、親睦団体(29)	96.6	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0
会館運営(14)	92.9	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0
行政関連(32)	93.8	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0
10件未満事業群(70)	58.6	27.1	5.7	2.9	0.0	5.7
その他(93)	86.0	10.8	1.1	0.0	0.0	2.2
合計(750)	81.5	14.0	1.6	0.4	0.4	2.1

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。太字は各事業内での最高値。

表 107 寄附金を募集していない理由(複数回答)

寄附募集をしない理由	一般社団	一般財団	合計	2021年	2020年
事業収入や運用収入で間に合っているため	280 60.6%	107 63.3%	387 61.3%	65.2%	60.8%
寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない	179 38.7%	56 33.1%	235 37.2%	34.2%	35.8%
寄附金を募集した後の事務負担が大きい	51 11.0%	21 12.4%	72 11.4%	12.6%	11.4%
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない	39 8.4%	13 7.7%	52 8.2%	11.2%	9.7%
その他(記述回答)	34 7.4%	11 6.5%	45 7.1%	6.5%	9.2%
回答法人数計	462	169	631	642	-

上段は回答数。下段は回答法人数631件(社団462件、財団169件)に占める割合(%)。

「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(6)参照。

表 108 事業内容別の寄附募集をしない理由（複数回答） (%)

中心となる事業 (回答法人数)	間に合っ ているため	経験・ノウ ハウがない	後の事務負 担が大きい	報告・説明 責任が大変	その他
社会福祉関係(12)	66.7	33.3	8.3	16.7	0.0
健康維持・増進団体等(20)	60.0	50.0	10.0	0.0	0.0
医療施設、病院等(16)	81.3	25.0	12.5	6.3	0.0
教育関係(22)	59.1	36.4	9.1	4.5	9.1
学会・学術団体(43)	76.7	27.9	23.3	18.6	2.3
研究・分析機関(30)	56.7	30.0	10.0	13.3	13.3
助成・表彰(14)	64.3	35.7	7.1	7.1	7.1
美術館・博物館・動物園等(10)	80.0	40.0	10.0	0.0	10.0
芸術・文化関係(17)	35.3	41.2	17.6	11.8	5.9
地域社会貢献活動・団体(33)	45.5	45.5	15.2	9.1	6.1
業界団体(189)	64.6	33.9	6.9	7.9	6.9
同一資格者団体(18)	50.0	33.3	16.7	5.6	16.7
免許・資格付与・検査・検定(14)	71.4	50.0	14.3	14.3	7.1
互助・共済、親睦団体(29)	65.5	34.5	20.7	10.3	6.9
会館運営(12)	66.7	33.3	0.0	0.0	8.3
行政関連(30)	60.0	50.0	10.0	6.7	6.7
10件未満事業群(47)	61.7	34.0	19.1	6.4	10.6
その他(75)	50.7	46.7	8.0	5.3	8.0
合計 (631)	61.3	37.2	11.4	8.2	7.1

数値は事業別回答法人数カッコ内に占める割合(%)。太字は50%以上。

(2) 寄附の利用の促進について

寄附を募集している101法人に対し、寄附利用をさらに促進する上で期待することについて伺ったところ、最も多かった回答は「企業による寄附」であり半数(51.5%、52件)を超えた(表109)。また、「多数の個人による小口現金の寄附」および「寄附よりも、助成金等」とする回答割合も比較的に高く、それぞれ44.6%(45件)および29.7%(30件)であった。

表 109 寄附利用をさらに促進する上で期待する項目

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
		%		%		%
多数の個人による小口現金の寄附	22	39.3	23	51.1	45	44.6
資産家等の個人による大口の現金寄附	13	23.2	9	20.0	22	21.8
資産家等個人による大口の現物資産寄附	2	3.6	4	8.9	6	5.9
企業による寄附	28	50.0	24	53.3	52	51.5
寄附よりも、助成金等	18	32.1	12	26.7	30	29.7
その他(記述回答)	4	7.1	0	0.0	4	4.0
回答法人数	56	—	45	—	101	—

「その他」の記述回答は、V.2.(7)参照。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

(3) 税制に関する要望

税制に関し最も多かった要望は「法人税関連」23件であり、その他の回答はいずれも10件を下回った(表110)。

表110 税制に関する要望(記述回答)

項目	一般社団	一般財団	合計
法人税関連	10	13	23
寄附金関連	4	5	9
金融所得課税関連	4	5	9
消費税関連	8	1	9
地方税関連	5	3	8
その他	1	0	1
回答法人数計	32	27	59

記述回答の全文は、V.2.(8)参照。

4. 基金制度と純資産規制による強制解散制度

(1) 基金制度について

基金制度の活用状況について、回答があった社団 473 件の 6.3%(30 件)が基金制度について定款に明記しており、実際に基金を募集しているのはわずか 2.3%(11 件)であった(表 111)。「基金制度は聞いたことあるが、内容は把握していない」と「制度自体を聞いたことがない」とを合わせると 7 割近く(69.3%、328 件)になり、未だに同制度は認知されていないようである。「その他」の記述回答については、V.2.(9)を参照されたい。

表 111 基金制度の活用状況(社団のみ)(複数回答)

基金制度活用状況	回答数	割合
定款で基金制度について明記している	30	6.3%
実際に基金を募集している	11	2.3%
基金制度の内容を把握しているが募集するつもりはない	103	21.8%
基金制度は聞いたことあるが、内容は把握していない	166	35.1%
制度自体を聞いたことがない	162	34.2%
その他(記述回答)	17	3.6%
合計	473	—

%は、回答法人数 473 件に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(9)参照。

基金制度についての意見については、「現行制度の浸透にむけて、もっと周知を図るべきである」とする回答割合が最も高く、5 割(55.4%、144 件)を超えた(表 112)。「募集手続きの簡便化等で、募集しやすくすべきである」についても比較的高く 21.9%(57 件)であった。

表 112 基金制度について意見・要望等(社団のみ)(複数回答)

項目	回答数	割合
現行制度の浸透にむけて、もっと周知を図るべきである	144	55.4%
募集手続きの簡便化等で、募集しやすくすべきである	57	21.9%
現行制度は使いづらいので、制度改正すべきである	18	6.9%
社団法人以外でも、同様の基金制度があつてよい	25	9.6%
その他(記述回答)	47	18.1%
合計	291	—

%は、回答法人数 260 件に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(10)参照。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

(2) 純資産規制による強制解散制度の状況

純資産規制による財団法人の強制解散制度については、回答があった財団 205 法人の 98% (201 件) が「過去に、正味財産で 300 万円を下回ったことはない」とする回答であり、300 万円を下回ったことがあると回答した法人は 1% (2 件) にとどまった (表 113)。

表 113 純資産規制による財団法人の強制解散制度 (財団のみ) (複数回答)

回答項目	回答数	割合
過去に正味財産で 300 万円を下回ったことはない	201	98.0%
コロナの影響で 300 万円を下回る恐れがある	0	0.0%
現在 300 万円を下回っている	0	0.0%
過去に正味財産で 300 万円を下回ったことがある	2	1.0%
その他 (記述回答)	4	2.0%
合計	207	—

%は、回答法人数 205 件に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(11)参照。

強制解散制度についての意見は、「強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである」とする回答割合が最も高く 8 割近く (78.3%、119 件) を占め、強制解散制度の撤廃を望む声は全体の 2 割 (20.4%、31 件) であった (表 114)。

表 114 強制解散制度についてのご意見・ご要望 (財団のみ) (複数回答)

項目	回答数	割合
当該制度は、撤廃すべきである	31	20.4%
強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである	119	78.3%
その他 (記述回答)	8	5.3%
合計	158	—

%は、回答法人数 152 件に占める割合。「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(12)参照。

5. 新型コロナウイルス感染拡大への対応等

(1) 事業活動への影響と損失状況

コロナ禍における事業の損失状況については、「法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生」および「事業収入で大幅なマイナス影響が発生」と回答した法人の割合は、それぞれ3.2%(24件)および27.3%(205件)であった(表115)。一方で、大きな影響はないとする回答割合は46.0%(345件)であった。

表115 コロナ禍による事業の損失状況

損失状況	一般社団	一般財団	合計
法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生	12 2.3%	12 5.4%	24 3.2%
事業収入で大幅なマイナス影響が発生	121 22.9%	84 38.0%	205 27.3%
寄附金や助成金等で大幅なマイナス影響が発生	14 2.6%	7 3.2%	21 2.8%
支出費用が減少したため、逆に、収支が余剰となる影響が発生	112 21.2%	35 15.8%	147 19.6%
特に大きな影響はない	258 48.8%	87 39.4%	345 46.0%
その他(記述回答)	54 10.2%	22 10.0%	76 10.1%
回答法人数計	529	221	750

上段は回答件数。下段は回答法人数750件(社団529件、財団221件)に占める割合。

その他の記述回答は、V.2.(13)参照。

事業分野別に影響度をみると、表116のようになる。「法人存続等の大問題発生」と回答した割合が最も高い事業は「美術館・博物館・動物園等」18.2%であり、「事業収入で大幅減」の回答割合で5割を超えた事業は「美術館・博物館・動物園等」72.7%、「会館運営」64.3%、「医療施設、病院等」57.1%の3事業が該当した。支出減で収支余剰の影響が発生した法人の割合が高かった事業は「同一資格者団体」33.3%、「教育関係」32.1%、「業界団体」26.8%、「健康維持・増進団体等」26.1%などであった。

表116 主たる事業別の事業活動への影響

(%)

主たる事業 (回答法人数)	法人存続 等の大問 題発生	事業収入 で大幅減	寄附・助 成金等で 大幅減	支出減で 収支余剰 影響	大きな影 響なし	その他
社会福祉関係(23)	13.0	39.1	0.0	21.7	26.1	13.0
健康維持・増進団体等(23)	0.0	34.8	0.0	26.1	34.8	13.0
医療施設、病院等(21)	0.0	57.1	0.0	4.8	28.6	9.5
教育関係(28)	0.0	28.6	3.6	32.1	32.1	7.1
学会・学術団体(58)	0.0	15.5	0.0	24.1	51.7	15.5
研究・分析機関(37)	2.7	5.4	0.0	16.2	73.0	5.4
助成・表彰(17)	0.0	5.9	17.6	17.6	58.8	11.8
美術館・博物館・動物園等(11)	18.2	72.7	0.0	18.2	18.2	9.1

III. アンケート結果〔一般法人編〕

芸術・文化関係(23)	0.0	43.5	4.3	13.0	34.8	8.7
地域社会貢献活動・団体(40)	5.0	35.0	7.5	17.5	40.0	7.5
業界団体(198)	1.5	15.7	1.5	26.8	51.5	10.1
同一資格者団体(18)	0.0	22.2	0.0	33.3	44.4	11.1
免許・資格付与・検査・検定(15)	6.7	33.3	6.7	13.3	53.3	13.3
互助・共済、親睦団体(29)	3.4	27.6	0.0	20.7	55.2	10.3
会館運営(14)	14.3	64.3	0.0	0.0	35.7	0.0
行政関連(32)	0.0	31.3	3.1	21.9	31.3	15.6
10件未満事業群(70)	4.3	34.3	8.6	12.9	41.4	11.4
その他(93)	6.5	35.5	2.2	8.6	48.4	7.5
合計(750)	3.2	27.3	2.8	19.6	46.0	10.1

数値は各事業のカッコ内回答数を母数とする割合(%)。

(2) 法人組織として求めたい支援

組織として求めたい支援措置については、4割弱(39.1%、293件)の法人が「特段の支援は求めている」とし、「税制の優遇措置」、「支援情報を含む各種情報の提供」についてはそれぞれ27.2%(204件)および22.7%(170件)と一定数みられた(表117)。「その他」の記述回答については、V.2.(14)を参照されたい。

表117 法人組織として求めたい支援(複数回答)

求めたい支援	一般社団	一般財団	合計
休業・事業損失への補償金	49 9.3%	33 14.9%	82 10.9%
税制の優遇措置	114 21.6%	90 40.7%	204 27.2%
無利子・低利子融資	11 2.1%	14 6.3%	25 3.3%
IT導入相談・経費補助	103 19.5%	37 16.7%	140 18.7%
窓口・オンライン上の個別相談	59 11.2%	19 8.6%	78 10.4%
支援情報を含む各種情報の提供	118 22.3%	52 23.5%	170 22.7%
従業員の失業対策・雇用支援	52 9.8%	21 9.5%	73 9.7%
特段の支援は求めている	237 44.8%	56 25.3%	293 39.1%
その他(記述回答)	9 1.7%	4 1.8%	13 1.7%
回答法人数計	529	221	750

上段は回答数。下段は回答法人数750件(社団529件、財団221件)に占める割合(%)。「その他」(記述回答)の内容は、V.2.(14)参照。

5. 新型コロナウイルス感染拡大への対応等

求めたい支援の事業分野別については、表 118 に示す。3 割以上を占める支援については、太字で表している。

「休業・事業損失への補償金」への要望が最も高い事業分野は「会館運営」42.9%であり、「税制の優遇措置」については「美術館・博物館・動物園等」が最も高く63.6%に上り、「研究・分析機関」37.8%、「会館運営」35.7%、「その他」35.5%についても比較的が高かった。

「IT 導入相談・経費補助」については30%を超える事業はみられなかったものの全体として18.7%を示し、一定の支援ニーズがみられる。「支援情報を含む各種情報の提供」への要望が最も高かったのは「会館運営」42.9%であり、「特段の支援は求めない」は6事業分野でその回答割合が4割を超え、最高値は「同一資格者団体」の55.6%であった。

表 118 主たる事業別の求めたい支援

主たる事業 (回答法人数)	休業・事業損失への補償金	税制の優遇措置	融資 無利子・低利子	費補助 IT 導入相談・経	窓口・オンライン 上の個別相談	支援情報を含む 各種情報の提供	従業員 の失業対 策・雇用支援	特段の支援は求 めていない	その他
社会福祉関係(23)	17.4	34.8	0.0	26.1	21.7	34.8	21.7	26.1	0.0
健康維持・増進団体等(23)	17.4	21.7	4.3	17.4	8.7	8.7	8.7	39.1	4.3
医療施設、病院等(21)	28.6	28.6	0.0	28.6	9.5	19.0	9.5	33.3	0.0
教育関係(28)	25.0	25.0	3.6	17.9	17.9	25.0	0.0	25.0	7.1
学会・学術団体(58)	6.9	13.8	0.0	19.0	15.5	19.0	8.6	51.7	1.7
研究・分析機関(37)	5.4	37.8	2.7	24.3	13.5	13.5	10.8	24.3	0.0
助成・表彰(17)	0.0	23.5	5.9	5.9	17.6	11.8	5.9	52.9	0.0
美術館・博物館・動物園等(11)	18.2	63.6	0.0	9.1	0.0	36.4	27.3	18.2	18.2
芸術・文化関係(23)	21.7	34.8	0.0	26.1	0.0	21.7	4.3	21.7	0.0
地域社会貢献活動・団体(40)	25.0	20.0	7.5	7.5	5.0	17.5	15.0	42.5	0.0
業界団体(198)	3.0	21.2	1.5	18.7	11.1	24.7	7.6	48.5	1.0
同一資格者団体(18)	5.6	5.6	0.0	16.7	0.0	16.7	5.6	55.6	0.0
免許・資格付与・検査・検定(15)	0.0	26.7	0.0	20.0	13.3	20.0	0.0	53.3	0.0
互助・共済、親睦団体(29)	0.0	34.5	0.0	13.8	6.9	34.5	3.4	37.9	0.0
会館運営(14)	42.9	35.7	21.4	21.4	0.0	42.9	21.4	14.3	0.0
行政関連(32)	3.1	31.3	3.1	28.1	12.5	28.1	6.3	31.3	6.3
10 件未満事業群(70)	15.7	34.3	5.7	18.6	11.4	15.7	11.4	35.7	0.0
その他(93)	14.0	35.5	7.5	17.2	7.5	25.8	15.1	32.3	3.2
合 計 (750)	10.9	27.2	3.3	18.7	10.4	22.7	9.7	39.1	1.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は30%以上。「その他」(記述回答)は、V.2.(14)参照。

法人組織として自ら取り組みたい事項について最も多かった回答は、公益法人と同様に「法人運営の効率化」51.3%(385件)であり、続いて「人材教育」38.5%(289件)、「事業の拡大と成長」24.7%(185件)という順であった(表 119)。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

表 119 今後法人組織として取り組みたい事項(複数回答)

回答項目	一般社団	一般財団	合計
他の非営利組織との連携、協業	102 19.3%	37 16.7%	139 18.5%
人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)	198 37.4%	91 41.2%	289 38.5%
情報開示の推進	37 7.0%	14 6.3%	51 6.8%
事業の拡大、成長	112 21.2%	73 33.0%	185 24.7%
資金調達基盤の強化、安定化	93 17.6%	54 24.4%	147 19.6%
法人運営の効率化	269 50.9%	116 52.5%	385 51.3%
再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化	36 6.8%	13 5.9%	49 6.5%
特になし	13 2.5%	5 2.3%	18 2.4%
特記事項無し、ありません、無い等	9 1.7%	0 0.0%	9 1.2%
その他(記述回答)	9 1.7%	7 3.2%	16 2.1%
回答法人数	529	221	750

%は、回答法人数 750 件(社団 529 件、財団 221 件)に占める割合。

その他の記述回答は、V.2.(15)参照。

6. 公益法人協会に対する要望事項

公益法人協会に対する意見・要望は 111 法人から寄せられた(表 120)。今後の当協会の活動に役立たせていただく所存です。なお、具体的な記述回答の内容は、V.2.(16)を参照願いたい。

表 120 公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数

項目	一般社団	一般財団	合計
提言関係	1	1	2
相談、セミナー関係	12	9	21
情報提供関係	9	5	14
その他	50	24	74
回答法人数計	72	39	111

記述回答全文は、V.2.(16)参照。

IV. まとめ

2022年度に実施したアンケートで注目される点は以下のとおりである。

- (1) 公益法人が苦勞している点について、半数以上が収支相償および定期報告等に係る事務負担と回答しており、その回答割合は上昇傾向にある(表 19)。一般法人の場合は、「苦勞している点はない」とする回答割合が最も高く 43.9%であり、多くが一般法人で満足している様子が伺える(表 95)。ただし「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務および行政庁の監督が続く」が 31.6%あることも留意が必要である。
- (2) 再度選択する場合の法人類型について、公益法人の場合は2割が公益法人以外と回答しており、特に一般法人への転換を望む公益法人は 14.1%に上った(表 40)。一方で公益法人への移行を望む一般法人は 8.8%であり(表 100)、公益認定を取得することを躊躇する動きが依然として続いている。
- (3) 寄附金収入がない公益法人は 47%、一般法人は 81.5%で、10%未満を含めるとそれぞれ 77.4%および 95.5%に上り(表 46、表 105)、寄附金を調達できている法人は少ない。公益法人の税額控除証明の取得割合は 24.4%にとどまり(表 52)、多くの法人は PST 要件を満たすことができず取得困難という状況があるようだ(表 57)。
- (4) 行政庁の対応について、立入検査に関して「特になし」とする回答が半数(52.5%)を超えたが、一方で「指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘してほしい」および「担当官によって趣旨一貫していない面がある」とする意見はそれぞれ 4分の1みられた(表 64、複数回答)。変更認定申請に関しては「特になし」とする回答が半数弱(49.4%)を占めているものの、「記載事項が多く、事務手続きにかなりの負荷を伴う」とする意見が 33.2%を占めた(表 67、複数回答)。行政庁による指導に関しては「問題ない」とする回答が 74.8%であるが、一方で「やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし」という回答 16.7%(表 70、複数回答)あった。
- (5) 新型コロナウイルス感染症による影響については、2.8%が組織の存続にかかわる大きな問題を抱えており、「事業収入で大幅なマイナス影響が発生」および「寄附金や助成金等で大幅なマイナス影響が発生」を合わせると 35.6%に上る(表 77)。また、「支出費用が減少したため、逆に収支が余剰となる影響が発生」が 30.6%あった。一般法人においても公益法人と同様 33.3%が未だにマイナス影響を受けており(表 115)、コロナに係る支援ニーズは今なお存在している状況である。

最後に、ご多忙中にも関わらず本アンケートにご協力下さった法人の方々には、この誌面を借りて厚くお礼申し上げます。

V. 付属資料

1. 記述回答[公益法人編]

(1) 「表 12 2021 年度の主な収益」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 26 件)

〈寄付関連 6 件〉

- ・個人・企業・団体等からの寄付金
- ・団体・企業からの寄付 (2 件)
- ・企業等からの寄附金
- ・企業からの寄附金、協賛金
- ・賛助企業からの寄附金

〈助成金、補助金、給付金関連 12 件〉

- ・公益財団法人等からの助成金及び補助金
- ・上部団体からの助成金 (2 件)
- ・上位連合会からの助成金
- ・親法人からの助成金
- ・県連、全法連からの助成金
- ・(公財) 全国法人会総連合からの助成金 (2 件)
- ・本部からの補助金
- ・鹿児島県・鹿児島市からの負担金
- ・会員からの負担金
- ・民間機関からの事業協賛金

〈収益事業関連 4 件〉

- ・複利厚生サービスとしてのチケット等の販売収入
- ・企業との共同研究、受委託研究収入
- ・観覧料
- ・家賃収入

〈配当・利息関連 2 件〉

- ・株式配当金
- ・出捐会社株の配当金

〈その他 1 件〉

- ・金融機関からの借入金

◆ 公益財団法人

(回答数 71 件)

〈寄付関連 29 件〉

- ・団体からの寄附金 (3 件)
- ・支援団体からの寄附
- ・法人からの寄付金 (7 件)
- ・企業・団体からの寄附金
- ・企業等の寄附金
- ・企業からの寄付金 (7 件)
- ・会員企業等からの寄付金
- ・事業会社等からの寄付金や負担金

- ・各教宗派からの寄附
- ・民間寄付金
- ・個人以外からの寄付金
- ・個人による募金
- ・その他寄附金
- ・設立母体会社からの寄付金
- ・日本自動車工業会からの寄付金

〈助成金、補助金、給付金関連 7 件〉

- ・助成金
- ・助成事業資金取り崩し
- ・県費補助
- ・構成団体からの事業負担金
- ・業界団体からの負担金
- ・任意団体からの負担金
- ・いくつかの企業からの協賛金

〈収益事業関連 9 件〉

- ・会館使用料
- ・入館料、施設使用料
- ・施設利用者等負担金他
- ・施設共同利用に係る負担金
- ・寮費
- ・技術収入
- ・一般管理料
- ・広告料
- ・広告封入費、各種斡旋手数料

〈配当・利息関連 23 件〉

- ・株式配当（11 件）
- ・所有株式（基本財産）の配当金（6 件）
- ・基本財産運用収入
- ・基本財産運用益
- ・資産運用益
- ・信託配当
- ・配当収入
- ・雑収入（預金利息・有価証券利息）

〈その他 2 件〉

- ・長期前受金、受取補償金
- ・基金の取崩し

(2) 「表 16 公益法人を選択して良かった点」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 7 件)

- ・利子配当への非課税措置がある
- ・事務所の地方自治体所有の建物への入居家賃が免除、県・市の法人税の免除
- ・事業実施に対する信頼とブランドの構築

V. 付属資料

- ・運営が透明化しやすい
- ・法律目的達成のため組織されていることから良い点については不明
- ・わかりません

◆ 公益財団法人 (回答数 10 件)

- ・運用益が非課税
- ・法人税の他、固定資産税も一部で免除を受けている
- ・公益目的が明確になった点
- ・ガバナンスがより確立できた
- ・公益法人になって良かった点を意識したことはない
- ・公益移行前に特定公益増進法人となっており、変わらない
- ・特に変わらない
- ・良かった、悪かったはありません
- ・移行時を経験している担当者はおらず不明
- ・認知度が低いため、行政職員でも一般営利法人と区別無し

(3) 「表 19 公益法人になって苦労している点」のその他回答

◆ 公益社団法人 (回答数 13 件)

- ・公益認定上、新規事業等、事業展開が制約される
- ・公益事業の範囲に制限があること
- ・認定以外の事業が実施できない
- ・コロナの影響による公益事業活動の実施困難⇒収支相償等の要件を充たすための代替事業の実施に苦慮
- ・コロナ禍で予定の事業が中止となり、遊休財産が超過することがある
- ・公益会計(区分会計)が特殊且つ複雑で手間を要す
- ・立入検査で担当者の変更により指導内容が異なる点
- ・監督機関が必要以上に指導する
- ・一定の基準の定めがあるのはよいが、それ以上に後付けで細かい資料を求めるのは、やめてほしい
- ・内閣府の指導が必要以上にある
- ・インボイス制度で消費税の負担が増えること
- ・公益法人としての知識を持つ常駐役員が不在である、また、年毎に変わるため、知識を持った人員育成も必要である

◆ 公益財団法人 (回答数 20 件)

- ・社会情勢に対応した新規事業が展開しにくい
- ・変更認定申請のハードルが高く、事業の新陳代謝が難しい
- ・事業の変更が困難
- ・事業計画に沿ってない委託事業が受けにくい
- ・法人会計の収入確保 (3 件)
- ・収支相償をクリアすべく、赤字決算にする事が、指定管理者として運営を任せている行政からすると健全経営ができていないといった評価をされる
- ・収支相償での繰越剰余金解消
- ・収益事業収入の半分を公益目的事業に繰入れなければならない

- ・資産運用
- ・法務局へ登記する回数が多い（役員が高齢で辞任・死亡が多いため）
- ・逐一、理事会等を開かないといけないため、理事、評議員の負担が大きい
- ・難しい事務は公認会計士や税理士等にもご協力いただいている
- ・困ったときに軽く相談できる方がいない
- ・コロナ禍での役員会、評議員会開催(リモート、書面による省略等)
- ・新型コロナによる国際会議の開催、海外渡航等の状況変化への対応に苦勞した
- ・運営上の苦勞はあるが、公益法人だからということはない
- ・2022年11月公益認定のため、まだ具体的な事例がない移行時を経験している担当者はおらず不明

(4) 「表 23 収支相償原則に関する具体的な要望や意見」のその他回答

◆公益社団法人

(回答数 22 件)

- ・決算を行った後、収支相償原則により余剰金と判定された場合は翌年度以降計画的に解消すれば良しとされているが、数年続けて連続で余剰金を発生させた場合に、行政庁はその発生させた理由を問うなど、余剰金自体を発生させてはいけない運営を求めてきているように感じる。正味財産が残り少ない当法人は出来る限り正味財産を減らさない運営を行っている。減った正味財産を回復させるような制度設定を求めたい
- ・コロナ禍で公益目的事業会計の支出ができず収支相償に苦勞している
- ・公益法人法はコロナの影響等を想定していないので、管理監督官庁による弾力的な対応が必要と思われる
- ・コロナで対面イベントが実施できない平時とは違う状況の中で、以前と同様に収支相償の関係で遊休財産の件で指摘をするのは勘弁してほしい
- ・パンデミックや天変地異発生時の対応を柔軟に願いたい
- ・収支相償の誤認は極めて迷惑であった。法人の存続に係る資金まで利益と見做していた問題は看過できない。組織維持のための資金は計上できるように科目の抜本の見直しを望む
- ・事業規模の小さい団体では赤字続きの連続決算では破綻してしまう
- ・第一段階（公益目的事業の収支相償）をなくしてほしい
- ・寄附金や会費は収支相償から外してほしい
- ・前年度でマイナスの事業は減算してほしい
- ・収支相償の完全撤廃をお願いしたい公益目的事業の発展の妨げとなっている
- ・収支相償原則から法人税免除となっていると聞くので、原則があるのは仕方ないと思われるが、計算方法が難解である
- ・事業規模に応じ剰余金を流動資産に繰り入れたい
- ・申請書にある公益事業の範囲を幅広く読める記載ぶりで受理していただきたい
- ・県により考え方が異なるように思われる
- ・特になし (5 件)

◆公益財団法人

(回答数 23 件)

- ・事業収支のマイナス部分を考慮（積立持越有効と）して欲しい
- ・赤字額の次年度繰越ができるようにしてほしい
- ・収支のプラスは次年度に繰り越すのにマイナスを繰り越さないのはおかしい
- ・黒字の繰り越しと同様に赤字の繰り越しも認められてほしい
- ・次年度にクリアしないとエラーになるのは厳しいのでは？
- ・特に別表 A/経常収益計(2 欄)は、当期経常収益に前年剰余を加算したり、当期公益目的財産

V. 付属資料

取得額を控除したり、入力フォームから確認できない裏計算があり判りにくい。毎年、計算根拠の説明を求められるので、入力フォームで確認ができる形とすればよいのではないかと。計算漏れも防げると思う

- ・ 寄付を主な収入としている場合には違う基準が必要
- ・ 不測の事態に備えるための特定費用準備資金を認めた欲しい
- ・ パンデミック・災害などの発生時には、対応を柔軟にお願いしたい
- ・ コロナ禍で事業費が予算通り費消するのに苦勞する
- ・ 建物等の維持管理費や固定資産税が多いため、収支相償の原則や公益目的事業比率の制限により、老朽化した建物、設備の改善に支障（公益事業の原資を建物の賃貸業で得ているが、バリアフリー、情報化対応等の面で環境整備が追い付かない）
- ・ 現行制度では、借入金があって毎年返済が生じるが、支出として認められていない借入金の元金返済を支出として認めてほしい
- ・ 継続して事業を実施する為の資金が確保できない
- ・ 現行では資産が減少してゆかざるをえない
- ・ 収支相償は、弱小の団体をつぶすためとしか思えません。複数年で対応すれば良い、ということは何の解決策にもならないと思います
- ・ 収支相償を撤廃してほしい
- ・ ここ数年マイナスが続いており、収支相償を懸念する状況がない
- ・ 特になし（6件）

(5) 「表 28 遊休財産額規制に関する具体的な要望・意見」のその他回答

◆公益社団法人

(回答数 18 件)

- ・ 収益事業等会計から 1/2 以上繰り入れた結果、法人会計が黒字決算になる場合について、遊休財産保有限度額を超えてもいらないにもかかわらず、活動を規制しようとする。不測の事態に対応するための資金確保ができない。一定の基準の定めがあるのはよいが、それ以上に後付けで細かい資料を求めるのは、やめてほしい。
- ・ 会費で運営している法人は将来の会員減を見据えた財産の保有を可としてほしい
- ・ 定期提出書類で自動計算されるが、定義・計算方法は難解である。
- ・ 提出書類のエクセルの様式が煩雑なうえに、詳しい記載もなく分かりづらく困っている。
- ・ 遊休財産がない（4件）
- ・ 特にありません。（10件）

◆公益財団法人

(回答数 24 件)

- ・ 現行の遊休財産額保有上限（事業費の1年分）を2~5年程度に緩和してほしい。
- ・ 総資産や予算規模の小さい公益法人、例えば総資産5億円、総収入3億円程度の公益法人の遊休財産の上限をもう少し増やせないか。収入減少の時などに使用する準備金などに充てられるととても助かります。
- ・ 蓄えなしで以後の継続が不安
- ・ 基本財産を取り崩したところ、別表Cが不適合になってしまった。取崩しについては不適合にならないような項目をつくってほしい。
- ・ コロナ禍で事業費が予算通り費消するのに苦勞する
- ・ 運用益を基本財産に繰り入れやすくしてほしい。
- ・ 遊休財産という名称の変更
- ・ 定期提出書類の簡略化（計算書類・事業報告等財団作成資料のみ）
- ・ 遊休財産はありません。（2件）

- ・特にありません。(15件)

(6) 「表 33 認定等手続きに関する具体的要望・意見」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 9 件)

- ・公益目的に当たる事業の軽微な内容でも変更を求められてきた。この煩雑な手続きが阻害要因である。(形式的に要求する考え方が時代錯誤では?)
- ・公益法人の解散手続きの簡素化
- ・担当の要請により、オンライン提出に加え書類 2 枚の郵送を求められているのをやめてほしい。1 つの提出資料で済ませたい
- ・重箱のすみをつつくような細かい指摘はやめてほしい。間違った指摘や指導をされたこともある。
- ・特になし (4 件)

◆ 公益財団法人

(回答数 14 件)

- ・事業内容が認定内容に縛られるため、時代のニーズに合わせ事業を柔軟に変更できない。
- ・公益法人 infomation のシステムを使いやすいよう改善してほしい。
- ・公益認定等委員会での判例集みたいなモノが欲しい。(提出書類の種類や質・量も含めて)
- ・優遇が少しでもあるならば厳しくあるべき
- ・特になし (10 件)

(7) 「表 37 定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂への対応」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 30 件)

- ・補正事項通知にて修正提出した
- ・従来通りに作成、提出したものを後日修正した。
- ・従来通りに作成したところ、行政庁より補正指示があったため従った。
- ・県より指導があり修正した。
- ・訂正するように監督官庁から指導された。
- ・従来通り記載したが、行政庁の指摘により修正した
- ・行政の指導により、改定どおりに修正し再提出した。
- ・従来通りで作成し、提出後に修正依頼があり修正した
- ・内閣府から修正指示メールがあり、指示通りに対応
- ・従来通り作成し、修正依頼に基づき、修正した。
- ・H表に対する考え方が統一されておらず、立入検査で修正が入ることが多い。定期的に書類を提出し、チェックを行っていることから、年度の貸借対照表から公益目的取得財産残額を算定するなど簡易な方法にしてほしい。
- ・計算式が複雑で理解できない。
- ・改定の周知が十分ではない
- ・不明点があり行政庁に問い合わせたら、従来通りで良いと言われた
- ・従来通りの記載で支障ないと判断した。
- ・時価法を適用する金融資産を有しない。
- ・改訂を知らないまま作成した。
- ・別表 H は作成していない。
- ・提出していない。
- ・まだ作成したことが無い
- ・これから作成予定

V. 付属資料

- ・2022年度決算から作成予定
- ・会計事務所が代理作成
- ・行政書士に委託している
- ・顧問税理士に任せており細部不明
- ・どのように対応したか、担当不在のため現時点では、不明。
- ・どちらなのかわかりません。
- ・知らないです。
- ・すみません、覚えておりません。
- ・不明

◆公益財団法人

(回答数 44 件)

- ・手引きどおり作成（改訂内容は当財団に影響なし）
- ・手引きの改訂のFのイ・ウには該当しないため、結果的に従来通りに別表Hを作成した。
- ・行政庁の指導に基づき、手引きの改定どおり別表Hを作成した
- ・貴協会の相談会で相談した
- ・行政庁からの指摘で修正した
- ・従来通りに作成したところ、補正が求められ、手引きの改訂どおりに作成し直した。
- ・従来どおり作成したが、補正の指示を受け、現在再提出中。ただしまだ回答がなく、改定の趣旨に則しているか不明。
- ・従来通り作成したが、指摘があり修正した
- ・従来通り作成したが手引き通り修正した
- ・従来通り作成したが、補正通知により手引きの改定どおりに変更した
- ・従来とおりに作成したが、行政の指摘により、改定に合わせた
- ・従来通りに作成したが、当年度に立入検査があり適切に作成する様指導を受け、結果改訂通りの表となった。
- ・別表Hの改訂については、非常に難解であるし、腑に落ちないが受け入れざるを得ない。従来通りで作成したが、金融資産について期末評価損益に基づき補正を求められた。
- ・内閣府の担当者から電話で照会をうけたが、以前の担当から指導された内容と相違していたため、再確認をお願いしたところ問題なしとなった。別表Hは移行時点より積み重ねで作成される表のため、過去うけた指導の記録を残しておくことが大切だと思った。
- ・作成方法が分かりづらかった
- ・この春に別表Hの手引きが変更になると内閣府担当官に聞いています。もっと簡略化して欲しいと思います。難しすぎます。
- ・設立当初(2009年度)から再計算することとなった。過去に遡って再計算することには疑義あり。手引き通り作成したが、正解の作成方法がよく理解できなかった
- ・手引きでは公益目的増減差額がマイナスになる場合には機械的に0になるまで数値を足すように書いてあるが、実際には時価評価する資産を保有している場合には取得時の価額と現在価額の差額を加減することになっている。それが手引きに書かれていないため、担当官もそういった理解をしていなかった。そもそも別表Hが何を計算しているのかがわかりづらく、無理が生じている。また、時価評価する資産の価額についても、正確には「取得時の価額（公益認定時の時価）」との差額を加減することになったが、これまでそういった記載がなかったため、「取得時の価額」ですべて計算してきた。これまでの経緯を考えずに急に変更されても非常に困る。
- ・手続きの改訂を余り理解しておらず、定期提出書類報告の際に、行政庁から指摘があった。
- ・入力フォームに従って作成したが、改訂箇所気付かなかった。
- ・手引きを見ても作成方法が難しく再提出になった

- ・手続きの改定があったことを知らない。別表Hは、いつも理解できない。
- ・改定についてよく理解していない。
- ・改訂について認識していらず、例年通り提出して、監督官庁からも指摘を受けていない。
- ・改訂を知らなかったが計算結果に影響はない。
- ・あまり意識していなかった
- ・税理士事務所へ任せている
- ・税理士に委託している為詳細は不明
- ・税理士法人に依頼
- ・税理士に委託
- ・顧問税理士が対応している
- ・顧問税理士が作成している
- ・委託してるのでわからない
- ・会計士に任せています
- ・会計法人に依頼
- ・会計士に確認が取れていません。わかりません。
- ・公益目的取得財産がないことから作成していない。
- ・該当なし
- ・認定後1年未満のため未対応
- ・これから作成予定
- ・特にありません。
- ・よくわからない
- ・不明

(8) 「表 39 運営上苦勞している点、困っている点に関する記述回答の件数」の記述回答

◆公益社団法人

(回答数 34 件)

〈財務3基準関連 11 件〉

- ・毎年度収支相償をクリアするため、神経を使わなくてはならず、無駄な財産取得等により貴重な資金が使われている。もっと法人の役に立つ資金として使いたいのだが。
- ・収支相償制度により将来へのキャッシュフローの心配が付きまといます。
- ・数万のプラスが出る年度と数百万のマイナスが出る年度もある。何年か通して収支相償ならば納得できるが、毎年度ではマイナスばかりが続くと経営が続かない。
- ・什器備品等のリースのために使用できる資金。今後少しづつ積立予定。
- ・剰余金は必ず執行するのではなく、一定額事業規模に応じてそのまま保有したい
- ・基本財産の積立の準備をしているが、寄附金のみによる積立は限界を感じている。
- ・遊休財産は法人にとっては不測の事態に備えるために必要であり、遊休しているとは言えない性質がある。最初から分かっている必要経費ならば特定準備資金で予め積み立てるのが、それができない場合も考えられるので、遊休財産の適合範囲に幅を持たせてほしい。
- ・コロナ禍で公益目的事業が中止となり予算が執行されず、遊休財産が超過する恐れが高く、その対応に追われる。コロナ禍では遊休財産保有制限の緩和策を示してほしい。
- ・コロナ禍における活動の制限に伴い、従来の原則に倣うことができなくなっていることについての対応
- ・認定NPOと同様に、収益事業課税でいいので財務三基準の完全撤廃を望む。
- ・条件の簡略化を望む

V. 付属資料

〈変更認定等手続き関連 12 件〉

- ・ 事業の見直しをしたくても変更に関する申請や届け出のハードルが高い
- ・ 認定内容を限定的としないで、方向性や例示列挙による弾力性を持たせてほしい
- ・ 市からの公的業務の委託事業が主であり、現実として公益のメリットがなく、公益維持のための運営経費が負担となっており、市で直接事業への変更を検討しているが、公益の場合一般に変更しない限り、解散要件に合致しないため、手続きが輻輳化する。
- ・ オンライン入力による届出等が多いが、システムの使用方法が難しく、簡素化してほしい。
- ・ 数々ある事務負担の軽減してほしい
- ・ 特に決算関係の報告を簡略化してほしい
- ・ ご提出している資料（正味財産増減内訳表等）の数字をもって、運営が適正かの判断を自動でしていただき、数値の入力などは最低限にさせていただくと大変助かります。大きな団体ではなく事務局職員の人数も少なく、兼任で業務を行っており、大きな負担になっており、少しでも改善されると大変ありがたいです。
- ・ 三会計への区分判断等に熟練を要し、的確性を継続するのは非常に困難。
- ・ 定期提出書類の作成事務を簡素化して頂きたい。
- ・ 提出書類の簡略化。エクセル様式の提出の廃止と web 化による自動計算。提出様式とダウンロード後の金額が変わることはやめ web の全自動化。アナログと web が混在していて使いづらい。
- ・ 税理士や会計士など専門家に依存しなくてはならないため、経済的な負担が大きい。
- ・ 年度末が提出期限や 6 月末が提出期限となっているが一番多忙な時期ゆとりのある期限設定が必要。

〈行政庁対応関連 10 件〉

- ・ 検査担当者で見解が違ふ、面倒。税金面だけなら、税務調整で出た税金は払って良い、一般法人へ戻したい。（あくまで事務レベル）
- ・ 一律な判断ではなく公益活動の実情に応じた裁量ができる監督官庁の資質に乏しい
- ・ 内閣府の立入検査で、「役員旅費のうち日当（旅費規程で 4 千円）について、役員報酬にし事業報告の役員報酬に記載するように」との指示を受けた。顧問税理士の判断は、「税務上は必要経費との理解が一般的である。」。
- ・ 担当官の受持ちする団体の数を調整するべきではないか（人員の確保等）
- ・ 国の考え方が地方自治体の指導に反映されていない。
- ・ 県の担当者が変わると事業申請などの判断基準が変わるため、現場が混乱しています。
- ・ 担当者が人事異動で変わる度に説明を求められたり、解釈が変わったりしてきた。法人所管課でも経緯の情報が残るようなシステムにできないのか。
- ・ 事業報告等をご提出してから半年以上たつて問い合わせや修正依頼が入ることがあり、記憶も曖昧になっており、ご指摘内容を理解せずに数字だけ修正することになりますし、担当者が退職していることもあります。また、事務負担が大変大きく、入力内容も難解で、毎年試行錯誤しています。これほど難解だとパズルのようで、内部でマニュアルなどで引き継ぐことも難しいです。
- ・ 一定額、一定期間の遊休財産の保有を認めてほしい。誤った指摘はやめてほしい。大勢に影響のない重箱のすみをつつくような指摘もやめてほしい。6 月に提出してからの指摘や回答がくるのが数か月先で年末年始前に指摘を行うなどやめてほしい。
- ・ 法人自治の原則を重視し、不要な指導はやめて欲しい

〈その他 1 件〉

- ・ 法人規模別の情報サイトが更にあるとありがたい。

◆ 公益財団法人

(回答数 48 件)

〈財務 3 基準関連 15 件〉

- ・ 収支相償の根本的見直し。できれば、規模の小さい団体、あるいは、事業予算に比して、正味財産が一定割合の団体については、廃止していただきたいです。
- ・ 財政規模の小さい財団は認定基準を緩和する
- ・ いただいた寄附金は有効に使いたいので、収支相償の対象から外していただきたいです。
- ・ 収益事業を行っていない法人については、収支相償、公益事業費率、有休財産規制は撤廃していただきたい。正味財産増減計算書の内訳表の必要性も見直していただきたい。
- ・ 当財団の場合収支相償基準を満たし続けると、将来的に基本財産の取崩しが必要になる。公益財団として sustainable である為には、収支相償基準の抜本的見直し（廃止）、資産運用収益確保の積上げを内閣府として推進していくべきではないか。
- ・ 収支相償により純資産が無くなる
- ・ 収支相償の判定を毎年度行うことにより、赤字決算の繰越等ができないことから、変動を見込んだ複数年の予算が組めない。
- ・ 収支相償を満たすため、将来の運営費増（又は収入源）に備えた積立を行いたいが、現行の特定費用準備資金制度では困難。
- ・ 出捐企業の株式配当金で運営しているため、減配や無配に備えた積み立てをしておきたい。もちろん支出目的は公益目的事業に限定するが、特定費用準備資金までの目的限定はせず良い積み立てをしたい。
- ・ 財源の年度間不均衡を平準化するための調整基金の造成を認めて頂きたい。
- ・ 収支相償の縛りで黒字が予想されると適正化すべく年度末に対策に追われる。また、積立金制度がないことで、将来の人件費（退職金を除く給与、賞与等）増大への備えが不十分で運営を圧迫する懸念がある。
- ・ 県からの単年度収支の要求が厳しい
- ・ 収支相償に関連して、赤字が出た翌年以に黒字が出た場合、相殺して収支相償の計算ができるようにしてほしい。
- ・ 単年度で一過性の収益計上が有った際に、積み立ての指摘があった。それ以降は、赤字決算で困っている。
- ・ 不足の事態に備えて遊休財産の保有限度額に近い額を維持しているが、ギリギリを維持するために調整が必要になるのは不経済。社会貢献をするためには、資金が必要である。収入を確保したいが、収益事業を新たに認定してもらおうと何度かチャレンジしようと試みたが諦めた。

〈変更認定等手続き関連 16 件〉

- ・ あらかじめ認定をされている公益目的事業しか実施できないという縛りによって、社会情勢に対応した新規事業が展開しにくい。事業展開の妥当性を探るための実験的な事業の試行も出来ないため、法人としては、時代や環境とズレた保守的なあり方に留まらざるを得ない。公益認定という制度の根幹に係ることなので、簡単な解決策があるわけではないが、認定委員会が柔軟な判断を望みたい。
- ・ 公益認定を受けている事業の見直しや新規事業の実施について、変更認定や届出が必要となり、その手間が負担となっている
- ・ 地域に貢献するつもりで、生涯学習講座等で講演依頼に応じたが、設立目的に書かれていない事なので、事業報告などに記載できないと指導された。
- ・ 認定に縛られるので、収支相償を改善するための新事業が出来ない。
- ・ 変更認定申請に係る提出書類が多く、できるだけ簡略にして頂きたい。
- ・ 届出等が承認されるまでにかかなり時間を要するため、事業を変更する等のタイミングとスケ

V. 付属資料

ジューリングがわからない

- 公益認定時の事業に縛られて、柔軟な事業実施ができない。
- 当法人は自治体の外郭団体に位置付けられており、自治体の政策方針や所管部局との役割分担により、事業内容を柔軟に変化させる必要があるため、これに対応できるような迅速かつ簡易な変更手続きを望む。
- 上部組織から突発的な委託事業を請け負うことが多く、事業開始前に認定を受けることが困難である。
- 数字に強い会計担当（公益法人）が不在のため、負担が大きい。その上立入検査では専門的な質問や指摘が多く、理解に悩む。
- 小規模な事業者内部で報告書類作成などを全て担うのは難しく、会計士や司法書士に委託する必要が出てくるのですが、委託料の負担も軽くはないと思います。何か補助等受けられる制度を望みます。
- 顧問税理士に相談しています。
- 4月から引き継いだばかりで、申請全般のマニュアルの文言やオフライン様式ファイルが、とにかく複雑で分かりにくいです。使わないシートもエクセル様式に入っていたり、別表〇〇とか別紙等の文書があったり。エクセル様式の各シート内容の題名と、シートのタブ名と一致させてほしいです。アルファベット（例：A-1とか）だと直感で分かりません。オフライン様式のファイルやマニュアルがもっと分かりやすく余分なものが無ければ、毎年使うものですし、お問い合わせも減って、双方スムーズで良いと思うのですが。例えばフローチャートに答えていけば、あなたの法人に必要なダウンロードファイルはこれこれと選択できるような。
- システム登録においてコピーができないシートがあるなど使い勝手が非常に悪い
- 事務処理のための時間と手間が掛かりすぎる
- 別表が多く、記入する数字の意味合いに関する説明が少ない。

〈機関運営 6件〉

- 理事会や評議員会の運営条件が厳しすぎて開催に苦労している
- 理事会の開催頻度が増える。
- 理事会や評議員会等、オンラインやハイブリッドで行う事が定常化していますが、議事録に必要者の押印を得るのに、郵送での一筆書きの様に回すやり取りになり時間がかかります。登記や定期提出書類は締め切り時期があり対応が非常に大変です。頻度が低い為に高額な電子印鑑システムの導入はできません。改善策としては、同一内容の書類を署名必要な人に同時並行に送って署名してもらい、それらの紙を集約する事により従来一枚の紙に署名する代用にする、又はメールベースで承認の返事を署名代わりにする等のオンライン化に合った方法を行える様にする事を望みます。
- 理事会から2週間以上あけてから評議員会を開催しないといけないが、日程調整で苦労する。また、評議員会后、すぐに議事録を作成して提出しないといけないが評議員会の日程次第ではかなり厳しい。
- 現行の所轄庁への定期提出書類を廃止し、法人としての事業報告と決算書類のみの提出としてほしい
- 法務局への登記内容を変更してほしい。例えば代表理事のみの登記など

〈行政庁対応関連 9件〉

- 担当官による対応のばらつきが大きい。
- コンプライアンスの意味合いが誤解しているのでは？高齢者が多く、安全の意味で都内ホテルを使用しているが、単価についての制限や、あるいはタクシーの使用などプロモーション（営業活動）と異なる理由で活用しているので、許容して欲しい。

- ・事業計画書/報告書、予算/決算書の承認が1年後であったこと。
- ・認定、届出や定期提出書類で資料提出を何度も五月雨式に求められ、通常業務に支障をきたすので、やめていただきたい。規程作成を根拠もなく強制するのは、やめていただきたい。
- ・担当者による説明や解釈の違い、一部の恣意的な指導など
- ・検査官の態度が威圧的であった
- ・内閣府の担当者によって解釈が異なり、振り回されないよう望む。認定要件にあまり差しさわりのない点は鳥瞰的視野からの指導を。
- ・行政庁における過去の指導判断が担当者変更により覆る場合がある。
- ・公益認定等委員会の事務局自体が、関連法令の内容を知らなかったり、システムの使い方について理解していなかったりするのとは何とかしてほしい。

〈その他 2件〉

- ・公益法人の運営に関わる統計が欲しいです。例えば、理事・評議員の謝金・報酬額、人件費、グループ企業からの寄付金額やサポート体制など、あまり網羅されて公開されていません。法人の規模や出自によることもあるかと思いますが、定点観測および他団体の動向など、知りたいです。
- ・後継者の育成

(9) 「表 40 法人格を再度選択できた場合の選択する法人類型」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 22 件)

- ・公益法人を基本とするが、当学会の活動目的にふさわしい法人格
- ・返上。市の財政が厳しい中、事務的経費の節減
- ・一概に言えません。(とは言え)公益法人の制約や立ち入り検査の負担を考えると(やはり公益法人)とは言い難い。
- ・どちらが有利なのかまだ検証できていないためわからない。
- ・公益法人か一般法人か、どちらとも言えない
- ・公益法人か一般法人メリット、デメリットがあり検討が必要である。
- ・何とも判断しがたい
- ・現時点では不明です。
- ・現時点で結論は出ない
- ・公益法人化のメリットを含め、役員等で一度総括はしたい。
- ・理事の方々が決めることなので、回答ができない
- ・社会情勢や公益性のメリットを踏まえ、役員が検討する。
- ・理事間で見解が分かれる。
- ・個人的な回答は出来ません
- ・悩んでいる
- ・わからない (3 件)
- ・未検討です
- ・検討していない

◆ 公益財団法人

(回答数 19 件)

- ・選択肢が公益財団法人しかない
- ・公益法人または特定非営利活動法人
- ・行政からの補助金が一般法人でも現状と同じようにできるのであれば一般法人。
- ・非営利の一般財団法人

V. 付属資料

- ・ 合同会社
- ・ 公益法人と一般法人のメリット・デメリットを改めて精査したい。
- ・ その時々の方々の事業のウエイト等によるので、一概にどれがよいとは言えない。
- ・ 検討を要する
- ・ 要検討、即答は難しい
- ・ どちらとも言えない
- ・ 公益法人でなくても良いとも思うが、現段階では決め兼ねる。
- ・ 理事及び評議員の意見・判断による。
- ・ この件について組織内で議論していないので回答するのが難しい
- ・ この状況を、想定したことはありません。
- ・ わからない。公益法人が厳しいわりにメリットが少ない。
- ・ わからない。(3件)
- ・ 何とも言えない

(10) 「表 45 現状の法人形態と異なる法人格を選択した理由」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 10 件)

- ・ 収支相償に縛られない。
- ・ 遊休財産保有制限があると将来の財源確保のための蓄えができない。
- ・ より幅広い公益事業を臨機に対応できる
- ・ 充実した支援事業を展開できる。
- ・ 行政機関の中に事務所を設置しているため、公益法人を選択したが、全くメリットを感じていない。
- ・ 経費の削減
- ・ どちらが有利かわからない。
- ・ 現時点では各論についても結論のようなものではありません。
- ・ 未検討です
- ・ 特になし

◆ 公益財団法人

(回答数 4 件)

- ・ 会計 3 基準にしばられない財務
- ・ 公益法人ではなかなか多様なニーズに対応できず、公益活動の拡大も難しい。一般法人はその問題はないものの、税制優遇の面で制限される。欧米の制度環境がうらやましいです。
- ・ 厳しい制限がある割に、一般法人に比べてさほど大きなメリットがあるように思えないため。
- ・ 信頼性が高い

(11) 「表 49 寄附金を募集していない理由」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 17 件)

- ・ 会費、助成金、補助金で間に合っている
- ・ 会費収入や全国連合会からの助成金で間に合っている。
- ・ 会費収入と上部団体からの補助金で運営している。
- ・ 会員企業から会費を頂戴しているので、それ以上の負担を強いることができない。また、対外的に寄付を募れるような事業がない。
- ・ 設立当初から寄附の必要がなく規程等の定めがない
- ・ 寄付を必要とする事業運営がない

- ・ 寄附金に値する事業活動を行っていないため
- ・ 寄附に値する事業実施を行っていないと判断する
- ・ 寄附金の募集は想定していない
- ・ そのような組織ではない。
- ・ 財務三基準により寄附金の有効活用ができない。
- ・ 理事会の検討課題となっていない。
- ・ 募集しております。
- ・ 次年度より寄付金募集をしていく予定。
- ・ 具体的な目的があるときに実施している
- ・ 事務的煩雑さで取りかかれていないが、寄附募集はする予定。
- ・ 特になし

◆ 公益財団法人

(回答数 20 件)

- ・ 事業規模からして運用収入と親会社からの資金調達で間に合う
- ・ 現在の基本財産（株式）の配当収入で間に合っている
- ・ 会費収入と補助金・助成金でほぼ事業が実施できる。
- ・ 運用収入で運営すると考えています
- ・ 募集する必要がない
- ・ 特定の関係会社からの寄付金で賄っている
- ・ 主に会費収入で健全な運営が出来ているため。
- ・ 募集しなくても寄附をしてくれる方がいる
- ・ 当財団の基本方針として、運用益で賄っている。
- ・ 当協会の目的・趣旨と異なるため
- ・ 寄付金を募集するような事業でない
- ・ 公益事業の内容が指定管理業務であり、寄付金はなじまない
- ・ 地方自治体の関係団体であるため
- ・ 税制優遇措置についてよく分からない。
- ・ コロナのため、イベント等ができず見送った
- ・ 寄付金見合の県補助金が減額となる
- ・ 寮の大規模改修の時は募集
- ・ 過去集めた実績あり。（特別に必要な時）
- ・ 現状母体からの寄付のみ。今後募集を検討。
- ・ 令和5年度から寄附金募集を行う予定

(12) 「表 57 税額控除証明を取得していない理由」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 9 件)

- ・ 該当がない
- ・ 今のところ必要性がない
- ・ 新宿区のふるさと納税経由の支援金なので不要
- ・ 制度を知らない
- ・ 制度自体が不明、よって回答できない
- ・ 会計や納税等について税理士法人に任せているため今のところ必要性がない
- ・ 現在検討中
- ・ 今後対応します。

V. 付属資料

◆ 公益財団法人 (回答数 17 件)

- ・ 寄附がないため
- ・ 街頭募金がメイン
- ・ 現時点では、寄附金募集を予定していないため。
- ・ 寄付の申出があれば考える
- ・ 申請したが却下された。
- ・ 税額控除法人を目指して、3年前より一般寄付の募集開始
- ・ 今までは個人寄附がなかったため。今後、取得予定。
- ・ 今後取得検討
- ・ 今後寄付者及び寄付額が増加した場合、取得することを検討予定
- ・ 将来税額控除証明を取れるように検討中
- ・ 過去に1回取得済み
- ・ 特になし (2件)
- ・ 検討自体していない
- ・ 制度自体を知らず、現状不便もない

(13) 「表 59 寄附の利用をさらに促進する上で期待すること」のその他回答

◆ 公益社団法人 (回答数 4 件)

- ・ 賛助会員を募集し、賛助会費の6割を寄付として受領し、4割を賛助会員事業に充当
- ・ 遺贈
- ・ 寄付金は少ない
- ・ とくになし

◆ 公益財団法人 (回答数 23 件)

- ・ ふるさと納税並みの寄付控除にしてもらいたい。
- ・ ふるさと納税類似の裾野の広い簡便な寄付制度導入
- ・ 遺贈
- ・ 運営費に対する寄附
- ・ 基金などによる継続的な寄付・助成
- ・ 関係団体からの継続的な寄付
- ・ 今年度から企業の寄附金は見直し、会費制に移行した。
- ・ 寄付金は募集しているが、実態として寄付は集まっていないが、特に困ってはいない
- ・ 特に募集はしていない。卒業奨学生が任意で寄附をする場合がある。
- ・ 今後寄附募集を予定していない
- ・ 親企業の定期的な寄付で賄っており問題なし。
- ・ 現状のままで良い
- ・ 特になし (11 件)

(14) 「表 62 公益法人をめぐる税制で希望する事項」の記述回答

◆ 公益社団法人 (回答数 71 件)

〈消費税関連 インボイス制度に関するもの ほか 51 件〉

- ・ インボイス制度の適用除外 (2 件)
- ・ 元々からインボイス制度の適用除外にしていただけると幸いです。

- ・インボイス制度の適用除外または特例措置による消費税の減免
- ・消費税におけるシルバー人材センター会員のインボイス制度の適用除外。
- ・インボイス制度に係るシルバー人材センターの現行の税額控除対象者を維持、緩和を希望
- ・インボイス制度が施行された場合、シルバー人材センターの運営に大きな影響が生じる。
- ・インボイス制度の施行に伴う財政負担が大きな課題となっています。仕入税額控除の特例措置の無期限延長など、制度の見直しを図ってほしい。
- ・インボイス制度 免税事業者との取引の仕入税額控除の要件緩和
- ・インボイス制度導入に係る仕入れ税額控除対象の特例措置を望む
- ・インボイス制度の特例措置の拡大
- ・インボイス制度の特例
- ・インボイスの緩和
- ・消費税の減免（特にインボイス制度）
- ・インボイス制度を導入しても消費税が非課税になる制度の創設
- ・インボイスの導入による消費税の控除
- ・消費税（インボイス制度 3件）
- ・消費税の適格請求書保存方式の運用廃止
- ・消費税（適格請求書等保存方式の見直し）
- ・税制については中小企業庁から指摘を受けました個人事業主に対しての謝金に対する消費税転嫁、10月からスタートするインボイス制度への対応について意見があります。多くのボランティアスタッフが協会事業の運営に単発的に従事し謝金を受け取っていますが、これらのスタッフの中には個人事業主として仕事を受けているという認識がない方も多く、また個人事業主であっても課税売上1,000万円以下の小規模事業者も多い中で、消費税転嫁とインボイス制度への対応をしていくことは困難であり、結果、協会の消費税負担が多くなり財政面で協会運営が厳しくなることが予想される。
- ・インボイス制度の開始に伴って適格請求書発行事業者の登録をするべきかどうかの判断を悩んでいます。
- ・インボイス制度の導入は理解しているが、非課税の公益目的事業が全体の95%を超えている。会社組織と公益法人とでは取扱いが異なると認識しているが、公益法人に特化した説明資料やセミナーなど情報が不十分に感じている。
- ・消費税（3件）
- ・消費税の負担が大変重く、公益事業への影響が大きい。
- ・消費税を緩和していただきたい
- ・消費税の軽減
- ・消費税の非課税措置（4件）
- ・消費税の非課税措置の拡大(2件)
- ・何より消費税です。あとは印紙税。大きく言えば行政同様の税制にすべきと考えます。
- ・消費税については、特定収入割合が発動し納税が多額にならない措置、又インボイス制度による非課税事業者との取引に関わる仕入控除不可の撤廃。印紙税については、契約書を行う際などに必要となる印紙税を免除されたい。
- ・消費税・印紙税の非課税措置の拡大
- ・消費税、印紙税の非課税措置
- ・固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大
- ・会員(免税事業者)に対する消費税制度の見直し
- ・公益法人に対する消費税の特例の簡素化
- ・会員配分金の消費税仕入れ控除を認めて欲しい
- ・消費税に対する優遇税制

V. 付属資料

- ・消費税課税対象となる収益額の引き上げ
- ・公益法人の特定収入(会費等)に対する仕入れ控除の緩和
- ・事業に係る税制の軽減(消費税等)を希望
- ・消費税を非課税にしてほしい
- ・消費税の特例措置
- ・公益法人の消費税の軽減の拡大

〈印紙税関連 9 件〉

- ・印紙税の非課税措置の拡大 (2 件)
- ・印紙税の扱いが複雑
- ・事業活動に係る印紙税の非課税措置
- ・何より消費税です。あとは印紙税。大きく言えば行政同様の税制にすべきと考えます。(再掲)
- ・消費税については、特定収入割合が発動し納税が多額にならない措置、又インボイス制度による非課税事業者との取引に関わる仕入控除不可の撤廃。印紙税については、契約書を行う際などに必要となる印紙税を免除されたい。(再掲)
- ・消費税・印紙税の非課税措置の拡大(再掲)
- ・消費税、印紙税の非課税措置(再掲)
- ・固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大(再掲)

〈固定資産税関連 8 件〉

- ・公益目的に資する不動産の固定資産税の減免
- ・固定資産税の非課税措置 (2 件)
- ・固定資産税を非課税又は軽減してほしい。
- ・固定資産税
- ・償却資産税の免税
- ・償却資産の税金を減免して欲しい
- ・固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大(再掲)

〈その他税 3 件〉

- ・法人県民税均等割りの免除
- ・その他の事業として相互扶助事業を実施しているが、40 万ほどに対し法人税はかかる。
- ・公益認定と同時に税額控除を適用してほしい。

◆ 公益財団法人

(回答数 87 件)

〈消費税関連 29 件〉

- ・インボイス制度に伴う免税事業者(登録会員)への税制優遇
- ・消費税の免税事業者の少額取引インボイス制度免除対象期間の延長
- ・消費税をなくしてほしい。宗教法人なみにしてほしい
- ・あっせん手数料としての収益に対する消費税の廃止
- ・公益事業への消費税の免税措置
- ・法人税の公益事業の免税が認められているなら、消費税も収益事業以外は免税としてほしい
- ・公益事業に税金がかかるのはおかしいので、消費税を非課税としてほしい。
- ・消費税は負担感が大きい。固定資産税も公益目的の保有財産なら非課税でもよいと思う。
- ・事業収入に対する消費税の免除
- ・消費税の非課税措置 (3 件)
- ・消費税の非課税措置の拡大

- ・消費税の負担が大きいので、減税してほしい
- ・消費税の減税
- ・消費税廃止
- ・消費税（2件）
- ・特定収入割合などの複雑な項目の簡素化
- ・手続きの簡略化
- ・消費税に関する区分がわかりにくいです。
- ・固定資産税、消費税（3件）
- ・固定資産税、消費税の減免の拡大
- ・固定資産税（償却資産税）、消費税の減免措置の導入等
- ・固定資産税（既に一部で非課税）、消費税
- ・公益目的保有財産に対する固定資産税の減免制度、補助金の消費税部分返納の適用除外
- ・固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大のような税優遇制度の拡大（2件）
- ・消費税、第2号文書等に係る印紙税の非課税措置

〈固定資産税関連 34件〉

- ・公益事業に供する固定資産についての非課税措置を設ける。
- ・活動拠点としての所有ビルの土地、建物に対する固定資産税、償却資産税、の非課税化
- ・公益事業の指定管理業務に必要な資産取得は当該期間中に係るもので、事業用資産ではなく固定資産税（償却資産）の課税対象としないことを明確にされたい
- ・固定資産税等を学校法人並みの優遇にしてほしい。
- ・固定資産税の減免の対象を研究助成事業まで拡充してほしい。
- ・産廃最終処分場であるが、施設の性質上、固定資産税の負担が大きいことから減免の拡大または非課税措置を希望
- ・固定資産税の非課税措置・免除（6件）
- ・固定資産税の非課税措置の拡大（5件）
- ・固定資産税の優遇（2件）
- ・固定資産税の減免（2件）
- ・固定資産税（2件）
- ・固定資産も少なく、特にありません。
- ・消費税は負担感が大きい。固定資産税も公益目的保有財産なら非課税でもよいと思う（再掲）
- ・固定資産税、消費税（3件）（再掲）
- ・固定資産税、消費税の減免の拡大（再掲）
- ・固定資産税（償却資産税）、消費税の減免措置の導入等（再掲）
- ・固定資産税（既に一部で非課税）、消費税（再掲）
- ・公益目的保有財産に対する固定資産税の減免制度、補助金の消費税部分返納の適用除外（再掲）
- ・固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大のような税優遇制度の拡大（2件）（再掲）

〈印紙税関連 13件〉

- ・印紙税の非課税処置（6件）
- ・奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置
- ・奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置の拡大（2件）
- ・印紙税が非課税だとありがたいと思う。
- ・固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大のような税優遇制

V. 付属資料

度の拡大（2件）（再掲）

- ・消費税、第2号文書等に係る印紙税の非課税措置（再掲）

〈その他税 11件〉

- ・美術品寄附等に対する優遇制度
- ・寄付の税額控除の割合を挙げて欲しい。
- ・寄附金全額を損金処理できるようにしてほしい
- ・給与所得者が確定申告でなく年末調整で寄付控除が受けられるように
- ・寄付をしやすくしてほしい。
- ・PST要件を満たさなくても税額控除できるようにしてほしい。
- ・土地、建物など譲渡所得に係る所得税について非課税とする制度（租税特別措置法第40条）の簡略化
- ・公益認定を取得した法人には税額控除を適用いただきたい。
- ・法人税計算（収益事業課税・全所得課税のいずれか少ない方で納付にしてほしい）
- ・税制の優遇措置
- ・納税証明書（延滞がないことの証明）を取得させ、提出させる事務が繁雑であり、行政機関間で情報共有して頂ければと思います。

(15)「表 63 現在の会計制度(平成 20 年度公益法人会計基準)についての意見」の記述回答

◆ 公益社団法人

(回答数 27 件)

〈財務 3 基準関連 7 件〉

- ・収支相償の緩和
- ・収支相償を具体的に
- ・収支相償が分かりづらい。
- ・特定費用準備金に対する取扱いが、分かりづらい。
- ・3原則の収支相償、遊休財産保有制限は根本的に見直してほしい。収益事業を持たない小さい規模である本会などは将来的に会を持続できるか、常に心配である。
- ・遊休財産の保有制限のハードルを緩和してほしい。
- ・財務 3 基準を見直して欲しい。

〈区分経理関連 5 件〉

- ・事業活動支出を事業費と管理費に仕分け、事業費を公益目的事業会計と収益事業等会計に、収益事業等会計をさらに施設の貸与事業と福利厚生等に関する事業に費用配賦しているが、細かすぎて日常の支出事務が煩雑すぎる。会計基準そのものではないが、運用基準等で簡素化を進めていただきたい。
- ・公益内の区分経理（公1～公3など）があることで、経理処理が複雑である。小規模法人のため、引継ぎが難しい。
- ・公1と法人会計の配賦処理の廃止。
- ・収益事業がない法人については、区分経理が不要となるよう見直して欲しい
- ・計算書類の内容について、単年度での収益・費用・正味財産増減について、年度により事業実施内容が異なることで、前年度との対比が明確化できないことがある。

〈企業会計との対比関連 3 件〉

- ・公益法人の会計は特殊すぎるので、もっと一般的な内容に改められないか。毎回とても苦労しています。
- ・とくにありませんが、呼称を民間会計基準と統一してもいいのかなとは思っています。

- ・新リース会計基準と公益法人会計基準の資産計上に大きな差異があるので整合性を取ってほしい

〈旧基準との対比関連 2件〉

- ・平成16年基準の財務諸表体系は維持されながらも財産目録は法人法では計算書類に含まれないとの事で財務諸表から外れたが、公益社団法人の場合は、公益目的保有財産を表す重要な役割を果たすとして引き続き様式の提出を求められている点。
- ・以前の会計制度で使用していた、事業項目に由来する勘定科目（例：〇〇対策費）を、復活させることはできないか

〈複雑性等 10件〉

- ・内閣府への提出書類について簡略化してほしい。
- ・手間がかかり過ぎる
- ・分かりにくく、複雑だと思う。
- ・管理が面倒 分かりにくい 説明しにくい
- ・簡潔でわかりやすくしてほしい
- ・分かりにくい。
- ・全体的に簡易にして欲しい。
- ・特にない 簡素化できればうれしいが
- ・相変わらず複雑で説明がたいへんであるが、現状、これで良いと思う。
- ・公益法人としては、この程度の会計基準は当然と考える。

◆ 公益財団法人

(回答数 36件)

〈財務3基準関連 5件〉

- ・財務三基準には、疑問を感じる。（特に、収支相償、有休財産の保有制限についての緩和が必要だと思う）
- ・収支相償でのプラス分は翌年度解消とするのであれば、マイナスになった場合は翌年度その額を考慮してほしい。
- ・法人を安定運営するために日々努力している側からすると、収支相償は厳格すぎる。行政庁も、もっと柔軟な運用をしてくれればいいが、基準通りの運用しかしない。専門家会議での検討結果も、経営リスクの視点が不十分で失望している。
- ・収益事業を行うとその収益で公益目的事業の管理費を賄わなければいけないということですが、公益事業管理費の何割かに充当できる程度の収益事業は可にしてほしい。
- ・公益法人に対する指導等の緩和をお願いしたい。

〈区分経理関連 7件〉

- ・費用配賦作業に手間が掛かっている。（特に、従事割合は人事異動等があるごとに見直しが必要）
- ・費用配賦について見直しをしてほしい
- ・複雑すぎる公益事業会計と収益事業会計の損益通算をしてもらいたい
- ・法人会計を設定する必要性を感じない。収益から公益への繰入金計算時に法人会計費用を両会計に按分して計算しているが、それなら共通費用についても総事業費按分などで配賦することとし法人会計をなくすことも可能ではないか。
- ・公益事業、法人会計の区分会計の見直し（廃止）
- ・その都度、公益目的事業と法人に配賦しなければならないため、もっと簡略化してほしい。
- ・法人会計の財源が少ないケースを想定していないのでは？

V. 付属資料

〈企業会計との対比関連 10 件〉

- ・一般の企業会計にもっと近づけるべき。役員・評議員が会計内容を理解できない。
- ・制度・様式の簡素化、公益法人会計を理解するものが少なく、総会等の説明にも苦慮する。公益法人の運営やその実態を反映した会計制度としてほしい。
- ・企業会計から学ぶ人が多いと思うので、公益法人独自のものはできる限り避け、企業会計に近づけた形の方が望ましいと思う。
- ・公益事業1つのみで収益事業を行っていないが、会計を公益目的事業会計と法人会計のふたつに分けなければならないことが煩雑である。また、投資有価証券の利息は収益なのに、売却益が収益にならないため齟齬が生じている。「評価損益等」という科目が公益法人特有で、事業会社の理事等に説明しづらい。
- ・公益法人会計による財務諸表、特に正味財産増減計算書について、一般事業法人の企業会計原則による損益計算書の様式にした場合どのような問題があるか
- ・普通の会計の財務諸表に近いものに改正されたい。
- ・所詮マイナーな業界規格なので会計ソフト等が割高である。企業会計の読み替えでいいのでは。
- ・企業会計と比べてもわかりにくい
- ・公益法人会計は特殊すぎて対応できる人材がいらない。
- ・企業会計に近づいた様と思う

〈旧基準との対比等関連 4 件〉

- ・旧会計制度の方が分かり易かった部分がある
- ・現行制度については、実務指針の拡充をお願いしたい。一方、現在検討されている新会計の方向性には、疑問を感じる。
- ・漸く慣れてきたところなので、頻繁な変更等はやめてほしい。
- ・基準が変わる場合、何度でも結構なので研修を開催して欲しい。

〈複雑性等 7 件〉

- ・会計関係書類の作成に係る負担が大きい。
- ・全般的に難解な制度だと思う。
- ・システムが複雑で理解しづらい。
- ・難解で専門的な知識がないと対応できないことが多々ある。
- ・全体的に簡略化してほしい
- ・手続きの簡略化
- ・初心者でもわかりやすくして欲しい

〈その他 3 件〉

- ・基本財産の有価証券の取り扱いについて、満期保有、その他有価証券など、会計方法がよくわからない
- ・特定資産の取崩で、一般正味財産を取崩した場合は、貸借対照表ではわかるが、正味財産増減計算書には表記できないため、当期経常増減額がマイナスになってしまう。
- ・法人の資金調達及び設備投資の見込みについて記載基準があいまいである。例えば事業規模等に照らした基準があっても良いと思う。

(16) 「表 64 立入検査等の状況」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 20 件)

- ・各都道府県で行政庁の現在の3年おきを、優良組織であれば、4年とか5年に1度にしてほしい。

- ・立入検査日程の打診は繁忙期（予算・決算）を考慮してほしい
- ・環境に配慮し書類はデジタル保存を原則としているが、立入検査の時は全てペーパーで出力する必要があり、資源保護の観点からどうかと思う。
- ・内閣府の指導により、検査毎に指摘事項が追加となる
- ・公益認定基準・公益会計基準を基本とした立入検査を！
- ・全国団体であることによるガバナンスに対する措置への適合
- ・認定責任としての裁量権が全くない
- ・担当が交代すると過去と同じ事を聞かれることがある
- ・公益認定等委員会へ相談した時の回答と、立入検査時の回答が異なることがある
- ・法人自治という原則を忘れて、指導するのが仕事と思っている
- ・ひどいのは提出していない書類の指摘をされたことがある。指摘の半分が先方の間違いとかあった。指摘するならばよく調べて指摘してほしい。少人数で対応しているのではない書類とか誤った指摘の為にどれだけ時間を割かなければならず勘弁してほしい。
- ・一度、非常に横柄な態度で、威圧的な検査を受けた。
- ・県が委託して同席する公認会計士が高圧的で検査とは言えない
- ・質問内容に、確認して後日連絡しますと言われても、連絡が来たことがない。
- ・何が必要で何をしてはいけないのかについて、お聞きできる良い機会ではあるが、規模の小さな団体では対応しきれない場合もある
- ・まだ1回しか検査を受けていないのでわからない。
- ・私が受け継いでからまだ経験していないため言及できず申し訳ございません。
- ・立入検査の経験がないので不明。
- ・未だない

◆ 公益財団法人

(回答数 30 件)

- ・指摘事項が少ない法人は立ち入り検査のインターバルを長くしてほしい。
- ・同じ状況でも、指摘される団体と、されない団体があるので、良くわからない。インターバルが一貫していないようで、いつ立入検査があるかわからずで、不安がある。
- ・コロナ禍の影響の為に、いつ立入検査が来るかわからない。
- ・設立時に県から基本財産の出捐を受けているため、2年に1度出資法人等の条例監査がある。公益法人の立ち入り検査と重なる年もあり、負担が大きい。
- ・各種情報のデジタル化を進めている中で、立入検査では出来るだけ紙でチェックする事を要望される。
- ・時間がかかりすぎる
- ・検査結果の書面化
- ・資料提供・作成等の負担が大きい
- ・立入検査後、指摘事項に対する対処報告義務を簡略化してほしい。また、小さなことでも法令違反と取られるのがやりきれない。
- ・年度の報告事項に対する補正の指摘が遅い。
- ・公開されていない基準に基づいて、検査を行っている。また、その基準はどこを探しても見つかからないので、検査の意味が分からない。
- ・経験はないですが、前任者に確認するとタクシーの使用やホテルの食事代についてかなり詳細に言われたとのことでした。
- ・プロパー職員の採用等について制限されている。
- ・認定時から約 10 年継続してきた会計処理について変更指導があったが、一方的に正すよう言われるだけで、その根拠・理由について明確な回答がいただけなかった。変更する場合の

V. 付属資料

役員等への説明には根拠・理由は当然必要なのに。単に立入検査で担当に指導を受けたからでは話にならない。こちらの立場も考えてほしい。

- ・過去の協議事項や指導に基づき実行されたものについては遡及しての訂正は、求めないでほしい。
- ・法律の改正時などでも施行日以降の適用となるのが通例ではないか。
- ・担当官の間違った認識で危うく文書指摘を受けそうになったことがある。正しい知識と理解のもとに立入検査を行ってほしい。
- ・監督する側の知識が乏しい
- ・収支相償に関して国の見解と違う。その点について、事前説明等もない。
- ・人事異動により協会内で検査対応のノウハウが引き継げない
- ・良い点としては、不明の点について直接相談できる。
- ・親切に指導いただいた。
- ・勉強にありがたい
- ・しばらく立入検査がない、しかも前は厳しい指摘なく終了した。
- ・経験が1回のみなのでコメント困難。
- ・今年予定されており、未だ未経験です。
- ・未経験のためわからない
- ・今のところ経験してないので回答できません
- ・立入検査を経験していないので分かりません。
- ・立入検査を受けたことがない
- ・私自身がまだ経験していないので解らない。

(17) 「表 67 変更認定申請・変更届出で困っている点」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 19 件)

- ・変更認定、変更届出の区分の仕方がよくわからない
- ・手引きを参考にしても、変更認定か届出なのか、分かりにくいことがある。
- ・変更認定と変更届の区別がしにくく都度の提出ができていないか不安
- ・廃止の事業でも詳細な資料が必要なのか
- ・例えば、講習会なら講習会一本に整理できないか。受講対象者までの具体性が本当に必要なのか。対象者や名称が変わる程度で変更は疑問に感じる。
- ・専用書式への入力が面倒 少しの変更するために多大な労力をさかなければならぬ。申請や届出に加えて各会議の承認やらあってアクティブに動けない。
- ・本質的に変わらない事項は、届け出もなくしてほしい。
- ・提出書類が多いと聞いているので変更について議論ができない
- ・実施を予定している事業と事業区分がうまく合致しない。
- ・届出から認定されるまで大変時間がかかっている。
- ・事業の拡大縮小の検討が滞る
- ・その時のニーズに合った支援事業を展開したいが、変更認定の手続きが大変で躊躇してしまう。
- ・認定申請・届出については、その都度確認しながら
- ・会計事務所に依頼している
- ・これから提出する予定
- ・変更をしていない。
- ・変更申請・変更届出の経験がない
- ・事例なし

◆ 公益財団法人

(回答数 23 件)

- ・何を用意して提出しなければならないのか、事前に不明。理事会の開催頻度（年2～3回程度）から機関決定されていない資料を事務局の責任で提出せざるを得ない。
- ・協会理事会開催時期と手続き時期が整合しない。
- ・委員会の開催日が限られているため、審査の時間がかかってしまう
- ・あまり重要でないちょっとした事業内容の変更（「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」の「ケース5」のような場合）であっても届出を行わなければならない、負担感があると同時に、届出の意義が感じられない。
- ・事業内容に変更がない場合でも、事業名称の変更時に事前連絡が必要というのが不可解。また、申請時の事業実施方法が1つでも変われば変更認定申請となる。目的を果たすことができれば認定申請ではなく、届で良いのではないか。
- ・WEB上での手続きが土日祝でもできると助かります
- ・細かく指摘（改善点等も指摘をいただき）を受けられ、感謝（勉強になる）
- ・顧問税理士が実施している
- ・手続きは税理士事務所に任せている
- ・未経験だが、大変そうなので出来るだけ避ける考えとなる。
- ・まだ実施したことはないが、事務負担も含めハードルが高い。
- ・事務負担等が大きいと仄聞するが、申請等実績はないので不明。
- ・変更認定申請をしたことがなくわからない。変更届出については特に困っていることはなし。
- ・変更申請していない（5件）
- ・現在、変更認定申請はしてない。近い将来考えてる。
- ・重大な変更認定申請をやったことがないので分からない。
- ・現在準備中の事業があり、これからです。
- ・今のところ変更申請の予定なし。

(18) 「表 70 行政庁の指導について」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 14 件)

- ・立入検査の時、細かい事を指摘されたが、旧制度では特に指摘は無かった。
- ・主管課及び法人監査担当課の監査のほかに、包括外部監査等や資料提出が増えた。
- ・公益法人 infomation の一点張り
- ・新・旧の違いがよく理解していないので、対応の違いが判別できません。
- ・新制度しか知らないなので、問題の有無についてはわからない。（4件）
- ・特に感じない
- ・くわしくないなので、どうも思わないです
- ・よくわからない（2件）
- ・特にありません。
- ・未だない

◆ 公益財団法人

(回答数 30 件)

- ・経営を促すなら、収支相償をなくして欲しいです。
- ・法人自治の尊重・自己責任経営を促すと言っているが、収支相償の判定・指導が毎年度行われていては、過去の損失補填などの自主的経営ができない状態である。
- ・収支相償等の公益法人の継続性をおびやかすような規制は改良してほしい。
- ・将来の事業実施の為に資金の確保が認められていない
- ・コロナ禍の様なやむを得ない事態に見舞われた際の事業運営についても、収支相償の基本的

V. 付属資料

考え方で判断され各々の法人の運営環境を把握されているか疑問である。

- ・法人自治を感じられない。立ち入り検査での指摘が細かすぎる。
- ・画一的な指導形態との印象を受ける。
- ・地域での柔軟な活動に理解ある指導をするべきだ
- ・行政の関与の必要性を再検討してほしい。
- ・旧主務官庁時代と同じく管理主義的ではあるが、介入までではないように思う。
- ・旧制度時代を知らないなので、旧制度との比較はできませんが、やや細かい指摘があるとは感じます。
- ・表立って困ったことは今のところないが、細かく介入される不安はある
- ・担当官による。（当法人の担当官は概ねこの理念に即して監督していると思うが、行政庁全体から示される方針等はやや細かい印象がある。）
- ・制度を当初の理念や設計通りに、行政庁は主にマンパワーの側面から実施できていないのではないのでしょうか。
- ・旧制度の利点も生かせる方法を模索して欲しい。
- ・主に顕彰事業なので旧制度の方がよかった。
- ・公益法人とは別に県から外郭団体の指定を受け、公益法人の担当課以外から指導を受けることがある。法人自治や自己責任経営とは名ばかりだと感じる。
- ・指定管理者として受託しているため行政からの容喙の程度は実質同じである。
- ・財源は行政に依存しており、当然厳しい縛りがある
- ・旧制度で、特に困ったことがあるように申し送りされていないので、比較はできない。
- ・旧制度の状態が分からず回答不可（3件）
- ・経験が少ないため、意見はありません。
- ・現時点でコメントできず
- ・特になし（3件）
- ・制度自体の理解ができていないので、よくわからない。
- ・わからない（2件）

(19) 「表 72 行政庁への要望について」の記述回答

◆ 公益社団法人

(回答数 22 件)

〈指導水準等関連 4 件〉

- ・担当官により逆の見解（口頭、メモ）を示されるので、指導等は全て内閣府の公文書にしてほしい。
- ・根拠法令、根拠規程を明示してほしい。
- ・担当者は指導内容を理解されてますか
- ・「行政指導」については、県条例等を理解した上で行っていただきたい。

〈支援姿勢等関連 13 件〉

- ・もっと、短時間で、法人がより良い方向となる指導としてほしい。後ろ向きの指導はしないでほしい。
- ・地方行政に対する公益法人への助成金、補助金の促進の指導
- ・認定権限があるのですから法定受託事務ではなく自治事務かと。監督官庁として主体性をもった助言・指導が必要かと。
- ・事業報告の会計資料に不備や誤記があった場合、具体的にわかりやすく間違いを指摘してほしい。
- ・現場の実態をご理解いただいた上での指導をお願いしたい。

- ・もっと開かれた窓口にしてほしい
- ・もっと気軽に相談できる機会が欲しい
- ・横柄な態度が気になります。謙虚さが欲しいところです。
- ・より良い事業を実施するためにどうあるべきかといった視点から制度設計をお願いしたい。また、公益目的事業の幅は本来多様であり、現状の枠組みに入りきらないためそこをどうするか今後の課題といえる。
- ・バカでもわかる説明をして欲しい
- ・広島県の公益法人担当は極めて適切に助言・相談に応じてくれ感謝している。
- ・意味合いが異なることは当然なのですが、指導に入るタイミングは下から上に意見をやる重要な機会でもあるので、例えば「ヒアリングの時間」を設けて、末端組織からの要望を持ち帰っていただくことができればいいなと思います。
- ・一定の理解をいただいているものと考えている。指導があれば真摯に対応することが必要だと考える。

〈法人自治等関連 3件〉

- ・法人自治の原則を順守して欲しい
- ・あまり細かい指摘はやめてほしい。
- ・メリハリのある感覚で木ではなく森を見た指導をしてほしい。

〈担当官の人事異動関連 2件〉

- ・数年で配置異動があるのか、担当者が公益法人制度について知識不足（複数人）で、話が通じるまで時間が掛かることが多いので改善してほしい。
- ・異動の際、新旧担当官は担当する法人にメール連絡ぐらいはするべきです。社会常識だと思うのですが。相談のためにメールしたら返答がなく、電話して担当官が変わったと聞くというパターンが多いです。自分達はお伺いを立てられる身分だという意識を変えて頂きたい。そもそも公益事業を世に広げるために民間の法人をサポートするための法改正だったはずです。一生懸命真面目に運営している法人に「指導」という言葉も違和感を感じます。

◆ 公益財団法人

(回答数 50 件)

〈指導水準等関連 7件〉

- ・会計監査人設置法人は、法人法 127 条に基づき「定時評議員会の承認を得ることを要せず、報告に留めることができる」こととなっているが、担当官より「会計監査人設置法人においても、定時評議員会の承認が必要である」旨の指摘を受けた。その後複数回のやり取りをした後で、報告事項で問題なしとして決着。一貫性のある指導を行政庁にお願いしたい。
- ・収支相償に係る指導を受けましたが、明らかにその指導内容は間違っていると思い、貴法人に確認・相談したことがあります。指導される方がそれでは困ります。
- ・公益法人会計や税務の基本を分かっていない場合がある。
- ・収支相償の考え方を理解していただきたい。
- ・担当職員が制度をしっかりと学んでほしい。こちらが説明しなければいけないことが多すぎる。
- ・担当官の資質の向上をお願いしたい。
- ・公益法人制度や実態について精通してほしい。

〈支援姿勢等関連 11件〉

- ・指摘をするのではなく一緒に課題解決を考えてもらいたいです。
- ・伴走支援をお願いしたい
- ・新規事業を申請しても、担当課長が審議会に説明が十分できないということで何度も申請を

V. 付属資料

取り下げさせられた。公益にかなう事業であれば法人側の立場で審議会を通すことに協力してほしい。

- ・質問に対応してもらえないことが多い。具体的にどうしたらいいかを問い合わせても、「法人自身で考えてほしい」という対応。
- ・直接法人と接する部署はもっと実情に即した指導をしてほしい。
- ・各財団の専門的な事業を理解することは難しいと思うが、その事業がどのように社会に貢献しているか、きちんと理解したうえで指導してほしい。
- ・丁寧に対応していただいていると感じる
- ・内閣府は丁寧に指導してくれるので、助かる。（感謝）
- ・適切な指導を受けている
- ・誠実に対応していただけるため心強い
- ・研修会等を毎年行ってもらいたい。

〈法人自治等関連 14 件〉

- ・法人自治の観点から柔軟性をもった対応をすべき。
- ・法人自治の尊重。
- ・ある程度は、法人自治の範囲を許容してもらえるとありがたい。
- ・自治の尊重・自己責任と言いながら、一部に非常に高圧的な人物がいたりするで、今一度、自分たちのスタンスを確認してほしい。
- ・公益財団法人は独立した法人であることを再認識していただきたい。
- ・ISO 規格の認定のように、もう少し民間の機関を活用して公益認定等の業務を拡充されたら、と思います。ここまでガチガチだと新たに公益法人に手を上げる組織や人が少ないままでは、と考えます。
- ・当法人は公金の助成等は一切受けていないが、細部にわたり行政官庁と同様の運営方（特に経費処理）を行うよう指導されるのは、心外な場合もある。
- ・些末な指標・数字よりその指標が必要な本来の趣旨に基づいた指導をお願いしたい。
- ・立入検査の目的を明確にした上で実施し、本質と異なる細かい指摘事項を行うのではなく、よりよい新公益法人制度の確立に向けた課題などを現場から吸い上げ改善につなげほしい。
- ・大局的な指導監督を望む。
- ・細かすぎる
- ・規程作成の根拠ない強制をやめていただきたい。
- ・人事に口を挟まないでほしい
- ・大企業ではできることも小規模の法人では無理なことがあるので、柔軟に対応してほしい。

〈担当官の人事異動関連 4 件〉

- ・担当者によって指導内容が変わる点は困るので、統一した指導内容を確立してほしい。担当者が立入検査等で指導する内容に対して、内閣府として責任を持つ気で臨んでほしい。安易な指摘に振り回されると、とまどいます。
- ・引継がされていないようで、担当官により指摘内容に一貫性が無い。
- ・立ち入り検査のたびに担当者が変わり、一貫性がない
- ・基本的に親切で、親身に相談にのってもらえるのでありがたいが、担当官が数年に1回交代するので、関係構築が大変。

〈手続き関連 11 件〉

- ・立入検査にあたっての事務負担が大きいので、書類の確認等、負担が小さくなるようお願いしたい。
- ・立入検査の連絡方法を明確にして欲しい。

- ・手続きの簡略化
- ・事務の簡略化をもとめてもわかってくれない
- ・提出書類の早期審査。あまりにも時間がかかっている。
- ・事業報告(電子報告)について提出から承認まで時間がかかることが多く、早めの承認をお願いしたい。
- ・事業報告書の審査期間が長すぎる、申請後8か月かかっている。
- ・6月に提出した定期提出書類の修正指示等が、年度末の3月に指示があったりする。年度内のもう少し早い時期に修正指示をもらえないかとは思う。
- ・主管課が早くチェックしてほしい。
- ・提出期限についてはとても厳しいが、その案件に対する返答(訂正指導や完了の報告)がとても遅いように思われる。
- ・公益法人改革により、より行政の仕事が増えている気がする。そのためか、手続きに時間がかかっているのもっと迅速におこなってほしい

〈その他 3件〉

- ・内閣府所管の公益法人で収支相償を満たしていない法人が散見されるが、経常的な黒字が容認される理由を伺いたい。
- ・経験が少ないため、意見はありません。
- ・現時点ではない。

(20) 「表 73 基金制度の活用状況」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 5 件)

- ・補助金で運営しているのでいまのところ必要ない
- ・定款で基金制度について明記していないので活用していない
- ・検討中
- ・今後検討したい
- ・制度自体を聞いたことがないが募集するつもりはない。

(21) 「表 74 基金制度について意見・要望等」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 19 件)

- ・基金制度を活用する予定がない。
- ・募集予定がないので、現状では制度に関しての意見はない。
- ・基金を創設することは、それに対して、新たに社会的責務が発生すると考えている。
- ・聞いたことがない。直感的に面倒で使い辛らそうな印象である。
- ・初めて聞いたので、特にありません。
- ・日頃より気にしていない。
- ・今後調査します。
- ・特になし (10 件)
- ・分からない (2 件)

(22) 「表 75 純資産規制による財団法人の強制解散制度」のその他回答

◆ 公益財団法人

(回答数 4 件)

- ・心配ない財政状況にある
- ・下回ったことがない

V. 付属資料

- ・基本財産により回避できてる現状。収支相償により300万円を下回るのは時間の問題。収益事業はやっていない。
- ・現下の社会経済情勢にあっては、いつでもその可能性がある

(23) 「表 76 純資産規制による強制解散制度についての意見・要望等」のその他回答

◆ 公益財団法人

(回答数 0 件)

(24) 「表 79 法人組織として求めたい支援」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 14 件)

- ・コロナのような事態下での収支相償・遊休財産制限の緩和
- ・国債を買う費用を積立で認めてほしい
- ・インボイス制度の特例(全額仕入税額控除)
- ・インボイス制度における消費税免除
- ・事業費補助及び、県法人税の免除
- ・恒常的な金銭的支援
- ・助成金補助制度
- ・コロナ禍前を想定しての事業浮揚のための公的支援
- ・行政からの運営補助
- ・中央競技団体向けホーテラス
- ・社団法人の経営についての意見交換
- ・定年延長に伴い、組織構成員の会員の入会年齢が高齢化していることに対する支援
- ・電話相談は専門家に直接聞けるので、大変助かります。
- ・なし

◆ 公益財団法人

(回答数 10 件)

- ・収支相償、遊休財産の寛大な処置
- ・収支相償の基準緩和
- ・法改正による規程の変更などの支援
- ・収益事業収入への課税について、これも結局は公益事業で利用するのだから、非課税にすべきと思う。
- ・公益法人経営・運営のコンサルティング業務
- ・コンプライアンス、セーフガーディング、内部統制にかかわる各種ガイドラインの作成支援、多言語化支援、経費支援。
- ・特に新卒採用などにおいて、優れた人材を確保しにくい状況があるため、公益法人を集めたリクルートイベントなどがあればと思います。
- ・オンラインセミナーを安価にして欲しい
- ・科学的・医学的・統計的に根拠のある情報提供
- ・誰(国?、県?、協会?)に求めたい支援なのかが不明瞭なため、回答なし とします。

(25) 「表 82 今後法人組織として取り組みたい事項」のその他回答

◆ 公益社団法人

(回答数 6 件)

- ・組織運営の世代交代
- ・ICTの活用による事務事業の改善、新たな事業への取り組み
- ・組織構成員の会員拡大(会員の増大化)。

- ・職員の退職勧奨
- ・DXの視点に配慮した事業運営
- ・事務所の更新

◆ 公益財団法人

(回答数 9 件)

- ・公益事業の拡大を図りたいが、制度の壁があり難しい。
- ・役員の高齢化に伴うスムーズな役員交代
- ・後継者探し
- ・人材雇用、雇用年齢層の平準化
- ・業務引継の円滑化（特に経理関係）
- ・若手人材の確保
- ・時代環境に則した新規事業の展開
- ・奨学育英会卒業生の結束を図るための人材交流に関する事業
- ・地域社会貢献活動の継続

(26) 「表 84 公益法人協会に対する要望事項」の記述回答

(回答数 181 件)

(提言関係 16 件)

- ・収支相償、遊休財産の制度改善を主導していただきたい。
- ・会計3基準の緩和を目指して活動してほしい
- ・内閣府と『収支相償の緩和』の交渉
- ・公益事業の主な支出が奨学金給付であり、一方、主な収入が株の配当金で毎年不安定ゆえ、配当に余裕がある会計年度には遊休財産額の限度を公益事業費用の2倍まで認めて頂けるよう交渉をお願いしたい。
- ・アンケートの機会を設けていただきありがとうございました。収支相償について内閣府は赤字を求めるものではないと、懸命に説明しているようですが、現場レベルでの行政庁は、剰余金は悪との認識であり、運営する側としては辟易しています。
- ・平素は大変お世話になっております。相談などもさせて頂き、感謝を申し上げます。本アンケートにもありました、収支相償は組織運営をする中で壁になっていることは間違いなく、そのことで割く労傾も少なくはありません。我々公益法人が誰も取り残さない社会を実現するために、自由度を上げて頂く事はダイナミズムを生む条件のように思いますので、制度改革について益々力を合わせて進めればと思います。宜しく願いいたします。
- ・複数年度における収支改善を含め収支相償についての意見を求めていただきたい。
- ・事業内容、組織の規模に応じた、柔軟な運営方法の改善
- ・今後も公益法人に係る制度改正等の情報提供をお願いしますとともに、政府に対してもより良い公益法人制度になるよう働きかけをお願いします。(例:インボイスの特例等)
- ・インボイス制度の情報はなるべく小さな事でも早く流して欲しい。
- ・引続き政府の動向に関する情報提供、政府折衝など、どうぞ宜しくお願い致します。
- ・今後とも公益法人の立場での政策提言や法人自らが時代の要請に沿って活動できるようにリード、サポートをお願いします。
- ・国の制度改革に向け強い団体になってほしい。
- ・いつもお世話になっております。公益法人が運営しやすくなるように、行政庁への働き掛けを引き続きお願いしたいと思います。
- ・行政職員の制度についての理解を進めていただけるようお願いいたします。

V. 付属資料

- ・制度面、規制面でいつも我々サイドに立って提言していただきありがとうございます。応援しています。

〈相談、セミナー関係 46 件〉

- ・いつも相談に乗ってくださり、感謝しています。引き続き、よろしくお願いいたします。
 - ・電話での相談に応じていただきありがとうございます。
 - ・電話相談が大変ありがとうございます。
 - ・電話相談は大変助かるので、ぜひ継続して欲しい。
 - ・いつも電話相談等、適切な指導を頂き感謝しています。
 - ・相談窓口の先生方に感謝申し上げます。
 - ・特にありません。個別相談ではいろいろ丁寧に対応していただいております、いつも大変感謝しております。この場を借りて御礼申し上げます。
 - ・貴協会諸先生の御指導・御講演、相談室の御教示等、弊財団にとって重要な問題や業務上の懸案への対応に当たり何かと御支援いただいております。また、貴協会刊行の各教科書、「公益法人」のQ&A等は平素の必読勉強材料です。今後ともよろしくお願いいたします。
 - ・相談室には大変お世話になっています。これからもよろしくお願いいたします。
 - ・公益法人協会が公益法人にとって行政を巡る諸問題等について身近な相談機関となることを希望します。
 - ・日頃より、ご相談なども対応いただき有難く思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。
 - ・これからもご指導よろしくお願いいたします。
 - ・いつも丁寧にご指導いただきありがとうございます。
 - ・今後ともご指導ください
 - ・ご指導をありがとうございます。
 - ・今後ともご指導をお願いします
 - ・法人運営、事業活動の相談や助言
 - ・引き続き、相談会や勉強会を開催していただき、ご支援をお願いしたいです。よろしくお願いいたします。
 - ・行政庁への問い合わせに対してお返事を頂けないことが多いので、貴協会での相談会でのご助言が非常に助かっております。引き続きよろしくお願いいたします。
 - ・オンライン相談会は、大変助かりました。継続して頂けますと大変ありがたく存じます。
 - ・先日オンライン相談会に参加させていただいて、独自に調べたり、県に聞いたりしてもはっきりしなかった問題について、会計士の先生に詳しく教えていただき、大変助かりました。今後も続けていただきたいです。
 - ・オンラインの相談（特に法務専門家・弁護士による対応）の拡充
 - ・相談事業と各種セミナーの充実
 - ・相談会の、相談員の充実
 - ・設問（25）は選択肢がなく「事業収益が増大したため剰余金が膨張した」が正答。先日の相談会では、このようなレアな団体からの相談に「監督官庁の判断で」が回答でした。
 - ・メール等による個別相談の新設についてご検討いただきたく存じます。
 - ・会員法人の情報（収支予算・決算や事業報告・計画、定款など）を毎年度把握し、個々の法人に応じた必要なアドバイスを積極的に提供するとともに、相談時には顧客情報をもとに対応してほしい。
- 相談しても行政と同じような回答内容なら必要ない。もっと法人の立場に立ったフレキシ

ブルな対応を助言されたい。

相談員によっては、頭ごなしや高飛車に回答する等の態度も改善願いたい。

- ・当財団は小さな財団であり、専門のスタッフを雇用することは難しいので貴会で行う無料相談などを利用して財団運営上の諸問題に対処しているが、もう少し簡単に相談などできると嬉しいです。財団としては少ない収入を公益事業に振り向けるため管理費に回せる予算が少なく、貴会に会員として参加も難しいので。
- ・会員サービスについては、概ね満足している。
- ・非会員向けのサポートについても可能な範囲で積極拡充いただけると幸いです。
- ・公益財団法人といっても、財政基盤や人員等で大きな差があり、できることにも違いがある。一括りではなく、対象を分類して、それぞれの状況に適した支援等を行うのが望ましいと考える。
- ・引き続き公益財団法人運営に関する情報提供及び人材育成のための研修の充実を期待。
- ・タイムリーな講習会の開催 よろしく願いいたします。
- ・タイムリーなセミナーを続けていただければ幸いです。
- ・引き続き、セミナー等の開催をよろしくお願い致します
- ・開催されている会計セミナーをオンラインでも参加できるようにしてほしい。
- ・公益法人関係の法制度や会計に関するセミナー等のほか、法人の具体的な運営に関わる個別法の改正（就業規則の変更を要する育児介護休業法の改正など）などについても、セミナーや情報提供があるとありがたいです。
- ・協会からは制度改正等に伴うセミナー等の情報提供をいただくが、いずれも受講費用等が伴うものである。費用が伴わないセミナー等についても実施していただきたい。
- ・セミナーの参加費が高すぎる
- ・大阪府でのセミナーや相談会の回数を増やしてほしい。セミナーの受講料を会員については廉価に設定してほしい。
- ・セミナーへの受講料を考慮してほしい
- ・全会員無料の講習会を増やして欲しい。
- ・無料のセミナーを開催していただけるとありがたいです。
- ・無料で参加できるオンラインセミナーを増やしてほしい。
- ・定例講習会は、視聴回数制限を設けるなどして、準会員でも録画版を受講できるようにしてほしい。
- ・リモートや動画での法人運営や法律や規則が変わった際の無料の講習会、研修会を開催してほしい。

〈情報提供関係 31 件〉

- ・いつもありがとうございます。海外調査を含む調査報告書は大変参考になります。引き続き情報提供をお願い致します。
- ・海外の状況について情報共有をお願いしたいです。
- ・引き続き全国の状況について、情報提供お願いします。
- ・いつも有益な情報を頂き、ありがとうございます。
- ・情報提供に感謝しております。
- ・公益法人制度の変更等についての情報発信を引き続きお願いします。
- ・今後も新しい情報を解り易く各拠点に届けて欲しい。
- ・今後も適時情報の提供をお願いします。
- ・定期的にメール等で情報提供をいただき感謝申し上げます。とても分かりやすい解説で有難いです。
- ・いつも情報を提供くださりありがとうございます。大変助かっております。

V. 付属資料

- ・今後も情報提供等よろしくお願ひいたします。
- ・平素より貴重な情報をご提供いただきまして、ありがとうございます。また、協会様理事長先生もご出席された、過日の「有識者会議による中間報告」は今後の私共の団体への指針と検討になる内容が含まれているものと拝察しました。
- ・これからも情報のご提供をお願いいたします。
- ・これからも有益な情報をご提供ください。
- ・法人運営に関して適宜情報提供をお願いしたい。
- ・いつもお世話になっております。今後とも情報共有方、よろしくお願ひいたします。
- ・法人の規程改定に際し、貴法人の情報公開資料を参考にさせていただいております。規程についての書籍が絶版となっているようですが、改訂版が出版されるとよいと思っています。
- ・公益法人の経営・運営に関わる統計情報の公開（有料可）を望みます。
- ・公益法人の給与水準や給与改定の動向などの情報があれば参考にしたい。
- ・公益財団法人での事業の事例集などが欲しい
- ・HP上で「実務に関するQ&A」を載せてほしい
- ・いつも大変お世話になっております。他の団体様と情報交換できる機会や場を提供していただけるとありがたいです。
- ・いつもお世話になっております。類似事業を行っている公益法人の紹介、情報共有をお願いしたいです。
- ・現在もされていますが、公益法人を運営する上で必要となる情報の提供と場の提供をお願いいたします。
- ・今後も有益な情報の提供等よろしくお願ひします。
- ・引き続き有用な情報提供をよろしくお願ひいたします。
- ・いつも情報を伝達いただいているので感謝しています。
- ・HPで詳細な情報公開がされているため、さまざま項目を参考にでき、心強い。
- ・今後も有益な情報の提供をお願いしたい。
- ・いつも情報提供をありがとうございます。
- ・質問掲示板の再開をお願いいたします

〈その他 88件〉

- ・公益財団法人は、厳しい審査をうけ、定期的な調査・指導にも応えています。昨今の宗教法人格がおこした問題をみれば、公益財団法人はもっと優遇されるべきと思います。公益法人になっているものは、将来、この国にとって大切なものがたくさんあります。皆様の働きに期待しております。
- ・いつも大変お世話になり、ありがとうございます。今後とも公益法人のサポートをよろしくお願ひ申し上げます。
- ・今後とも、公益法人活動の充実のためによろしくお願ひいたします。
- ・公益活動の活性化のためご尽力いただきありがとうございます。
- ・いつもご尽力をいただき感謝しております。
- ・日頃のご尽力に感謝しております。
- ・いつもありがとうございます。（5件）
- ・いつも助けていただきありがとうございます。
- ・いつもありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。
- ・いつもお世話になっております。（4件）この場でもお礼を申し上げたい。
- ・いつもご支援いただき感謝しております。引き続きよろしくお願ひ致します。
- ・公益法人側の意見に沿った活動がされており、感謝しています。

- 引き続きよろしく願いいたします。(2件)
- 公益法人としての、認知度を上げてほしい
- 公益法人協会の活動に大いに期待しています。今後とも我々の先頭に立って頑張ってください。
- 特になし(57件)
- 質問内容を絞り込んではどうでしょうか?回答者にとって負担になります。
- 今後アンケートは、***に送信してください。
- アンケート項目が多い、過去に対応していない者には答えられない
- google フォーム以外にアンケートの質問一覧を1ページのPDFなどで見られるようにしてほしい。
- このGoogle フォームでの回答について、先頭ページに設問数等や所要時間等の表示があると良いと思いました(想定よりボリュームがあったため)。
- このアンケートの回答内容を保存出来るようにしてほしい。
- アンケートの報告書を参考にさせていただきます。
- このアンケート結果が少しでも実態に反映されることを願います。

V. 附属資料

2. 記述回答 [一般法人編]

(1) 「表 89 2021 年度の主な収益」のその他回答

◆ 一般社団法人

(回答数 19 件)

〈助成金、補助金、給付金関連 5 件〉

- ・ 全法連からの助成金・県連からの補助金
- ・ 全法連からの助成金
- ・ 中央団体からの補助金
- ・ 愛媛県運輸事業振興助成交付金
- ・ 行政分担金

〈収益事業関連 13 件〉

- ・ 佐賀県職員録販売収益
- ・ 調剤報酬収入
- ・ 技術講習会の開催・運営
- ・ 研修受講料
- ・ 検査器具販売、検査器具校正
- ・ 入場料
- ・ 受託調査研究
- ・ 受託事業からの収入
- ・ 行政機関からの業務受託
- ・ ワクチン集団接種事業
- ・ 事務所賃貸
- ・ 看護学校入学金、授業料
- ・ 雑誌への広告費

〈配当・利息関連 1 件〉

- ・ 株式(優先株)配当金

◆ 一般財団法人

(回答数 16 件)

〈助成金、補助金、給付金関連 1 件〉

- ・ 加盟団体負担金、自動販売機業者からの協賛金

〈収益事業関連 8 件〉

- ・ 印税収入
- ・ 売上収入
- ・ 県からの指定管理料
- ・ 港湾福利分担金
- ・ 利用料収入
- ・ 登録料
- ・ 建物の賃貸収入
- ・ 施設貸し出し時の使用料

〈配当・利息関連 3 件〉

- ・ 寄附された株式の配当金
- ・ 株式配当金
- ・ 預金利息のみ

〈その他 3 件〉

- ・雑収益（基本財産取り崩し）
- ・新規会員の出資金
- ・借金

(2) 「表 93 一般法人を選択して良かった理由」のその他回答

◆ 一般社団法人

(回答数 23 件)

〈社会的信用 10 件〉

- ・社会的な信用・各種手続き、契約を法人として行えること
- ・法人名義での各契約が可能
- ・社会的なステータスの向上
- ・社会的信頼度が向上
- ・社会的信用
- ・団体の信頼性が向上したと思う
- ・行政との信頼関係構築
- ・国庫補助金支給の対象法人となった
- ・組織としての安定、信頼の構築
- ・互助モデルを自らが構築して行ける事。支援的な事も事業目標に副って実施できる事

〈移行法人関係 3 件〉

- ・新公益法人改革法にもとづき移行法人として法律を順守した。
- ・現在移行中なので利点は特にない
- ・今年度で公益目的事業支出が終了するので、まだわからない。

〈その他 10 件〉

- ・自分が入ったときには既に一般社団法人に変更してから長く経っているので、分からない。
- ・既になっていたもので、分からない。
- ・以前のことが分からないので比較のしようがない。
- ・以前との比較不能
- ・特に良いとか悪いとかありません
- ・良いか悪いか判断できない（判断していない）
- ・わからない
- ・不明
- ・特に無し
- ・当てはまる回答がない

◆ 一般財団法人

(回答数 6 件)

〈社会的信用 2 件〉

- ・社会的信頼度の向上
- ・社会的信頼が得られる

〈移行法人関係 2 件〉

- ・公益目的支出計画終了後までは特になし
- ・現在、公益目的支出計画実施期間中のため大きな変化はない

V. 付属資料

〈その他 2 件〉

- ・ガバナンスの維持・強化
- ・公益移行を目指しています。

(3) 「表 95 一般法人になって苦勞している点」のその他回答

◆ 一般社団法人

(回答数 19 件)

〈移行法人関係 5 件〉

- ・毎年、赤字であること
- ・本業での収益確保
- ・収入が限定されているため、財政状況が厳しい。
- ・今年度で公益目的事業支出が終了するので、まだわからない。
- ・令和 2 年末に報告義務が終了し、すっきりしている。

〈その他 14 件〉

- ・社会的な信用が公益法人より低いと感じている会員がいる。
- ・公益化をはかると社員が五月蠅い。
- ・未だに任意団体の感覚が抜けていない会員が一部に存在している
- ・行政からの要望
- ・バーチャルオンリー総会について、公益法人を所管する内閣府と一般法人を所管する法務省とで考え方が異なる。
- ・役員の変更登記がたいへん
- ・少人数で運営しているため、常に忙しい。
- ・人材の確保、役員の後任の確保
- ・採用で人が集まらない
- ・継承者を確保したり他社とのコラボレーション、金融面で待遇を受けにくい
- ・無し（4 件）

◆ 一般財団法人

(回答数 5 件)

〈移行法人関係 3 件〉

- ・公益目的事業を増やさないといけないが遂行するのが昨今の状況上難しい
- ・公益目的の資産については不動産なので支出が困難
- ・費用の事業毎の従事時間按分など会計間振替が面倒

〈その他 2 件〉

- ・固定資産課税
- ・無報酬での理事長を探し引き受けてもらう事

(4) 「表 99 運営上苦勞している点、困っている点」の記述回答

◆ 一般社団法人

(回答数 90 件)

〈移行法人関連 29 件〉

- ・コロナにより、公益目的支出計画が計画通りすすまない。
- ・コロナ等で事業ができない状態であっても公益目的支出計画を計画どおり、遂行するのが大変であった
- ・コロナで計画通りに進まない。

- ・コロナ禍及び県事業の変更等に伴い、進捗状況が遅延ぎみである。
- ・公益目的支出計画が予定通り進んでいない
- ・公益目的支出計画が計画通りに完了しない見込みであること
- ・公益目的財産額算出時の収入と現在の収入の変化
- ・公益目的支出計画の見直し（期間延長）
- ・公益目的支出計画完了までの年数が長い
- ・当初設定した公益目的支出計画通りの遂行が難しい。税金の負担が重く、資金を活用できない。
- ・土地資産額が、半分以上占めるため、永遠に続く。最後は土地を売るしかないのか。
- ・現在、公益目的支出計画を会計事務所に支援してもらっている。後もう少し。早く終わりたい。
- ・決算時期の公益目的事業報告が重なり手間が増えた。
- ・公益目的支出計画の実施に伴い、事務及び経理処理が煩雑化している。
- ・公益目的支出額を償還するまでは黒字にすることができないため、経済的な運営が難しい。
- ・公益目的支出計画に沿った事業運営を求められるため、新規事業や事業の拡大縮小に制限がある
- ・公益目的支出計画報告書の提出が 2028 年まで続けなければならない。非営利法人で、会費のみで活動しているので、毎年さほど変化が無いので終わらせて欲しい。
- ・変更が生じた都度、行政への手続きが負担
- ・事業活動の変更申請と届出手続きが面倒と感じており新しい事業を取り入れていない事。
- ・変更手続きが難しい
- ・内閣府の担当官によって対応が異なる。
- ・内閣府において相談窓口があると良いと思います。
- ・報告書の指摘箇所についての的確な見本もなく手引きも内容量が多いわりにわかりにくい
- ・届出資料等の簡略化。
- ・公益目的支出計画が複雑で分かりづらい
- ・会計報告の際に「公益目的支出」の主旨を理解してもらえない
- ・書類作成が面倒です
- ・毎年度の報告が煩雑
- ・2021 年度にて公益目的支出計画は完了しました

〈公益法人との比較等 20 件〉

- ・公益目的事業に使った金が損金とならず法人税が高い点
- ・手形交換事業を行っていたため、収益事業とみなされ会費収入に課税された点(昨年 11 月、手形交換は廃止されたため、今後は非課税)
- ・法人税等及び消費税の納税負担が大きい
- ・寄附金控除を適応してほしい
- ・2022 年度に「寄附金制度」を制定しましたが、寄附金控除の優遇措置が適用になりませんので、寄附金の集まりが懸念されます。
- ・ご寄付いただく方の厚情ありがたく、寄付金控除の対象であればと切に思います。
- ・今後寄付金による活動の支援を期待したいので寄付金控除を望む
- ・寄付の相談はあったものの公益でないため話が中断した。
- ・収入が株式配当金しかないのでは源泉徴収課税されるのが堪える。
- ・市民税、府民税の負担がある。
- ・税金の負担が増えた。
- ・たまに、公益社団法人を優先して委託発注をするという自治体がある。

V. 付属資料

- ・専門職団体は純粋な公益事業も行うが、会員である国家資格者の学術・技能の維持・向上のための共益的な事業を行うことが社会的責務。公益法人制度改革以前より、これこそが専門職団体としての公益事業だと考えてきたが、現行制度ではこれは公益ではなく間接公益と見なされるようだ。これがおかしいと思う。また、現状では一般法人のままで何ら問題もなく不足もないが、「公益」に対して「一般」という名称が使われるため、何か公益より劣っているかのような印象を人に（会員に）与えてしまうところがあり、きわめて不本意である。別の命名は考えられないのか。
- ・公益事業しか行っていませんが、規模が小さいため一般社団に移行しました。公益事業のみ行っていると認定されたら公益社団として活動したく思います。
- ・設立 50 年を超える、日本を代表とする「デザイン団体」は、おおむね公益法人であるが当協会は移行時の税理士などの指導により、一般社団法人を選んだが、一部役員からは、今後も公益法人を目指したい、という意見も出ている。
- ・各都道府県公営財団法人連合体であるにもかかわらず、が、一般社団法人であること
- ・事務局としては、公益になると様々な縛りが出、提出書類など事務的作業も増える為マンパワー不足の懸念がある。また役員の中には、一般社団であるため、営利目的の事業展開が可能なので、事業内容が充実出来るという考え方の役員もいる。”
- ・公益法人を目指したいですが、柔軟に公益事業を実施できないことを考えると、なかなか認定申請に踏み切れない。
- ・公益化後の維持経費と大してないメリットの説明に苦労する。
- ・県、市等に相談窓口がなく、簡単な相談事でも司法書士等に聞いている。

〈人材確保等 9 件〉

- ・下部組織の代表が理事のため一般社団法人の運営上の専門性に欠けている。
- ・法律に基づいた会の運営の中で、素人では判断しかねる事象が出てくること。
- ・会員企業の中から役員（理事）を選任するが、各企業内での人事異動も多く、法人運営に精通する役員の減少、および役員の人選が難しい。また、小規模の法人では多種業務が 1 人に集中するため、経験のある後任人材の確保に苦心。会員企業での雇用延長が進み、給与面からも人材の確保がむずかしくなっている。
- ・役員、理事の高齢化、体調不良などによる会議困難。
- ・事業継承の相談の対象に成らない
- ・規程等の整備 経理求人の際、公益法人会計のわかる人がいない
- ・人材不足
- ・各種要望が多々あるが、人材・財源の確保が困難
- ・人的リソースが少ない

〈資金確保等 10 件〉

- ・行政の財政難もあり、助成金が一早く打ち切られた。
- ・コロナ禍でも 普通法人は可でも 一般社団法人は不可の補助金等が多くあった
- ・収入が少ないこと
- ・収益をあげるのが困難
- ・会員企業に大企業があり、当協会の規模や財務内容に関わらず補助金を受ける要件から外れてしまう。
- ・事業資金の捻出
- ・会費収入だけで運営できることが望ましいが、現状は厳しい状況である。
- ・会費の減少
- ・運営費の確保
- ・収入が限定されているため、財政状況が厳しい。

〈その他 22 件〉

- ・社員が多いので総会等の開催に労力がかかりすぎる
- ・会員の高齢化及び新規加入会員が少ない。
- ・業界団体としての加入継続意思の低減による脱会者の増加
- ・都道府県・政令指定都市における団体が会員のため、会員の合意形成が難しいこと。また、収入源が限定される中、経費のかかる新規事業や運営に取り組みないこと。
- ・会員メリットが近年乏しくなってきたため、会員の無関心
- ・社員総会の運営
- ・総会議事録や役員改選の届け出等様式の簡素化
- ・時間を費やす
- ・実務上の相談窓口があると助かります
- ・なかなか業種認定が取れない
- ・一般社団法人の会計処理の特徴についてなかなか理解してもらえない
- ・消費税
- ・問題が生じても解決のヒントとしてネット情報しかない。個々の問題についての相談先がない。
- ・特に無し（8件）

◆ 一般財団法人

(回答数 43 件)

〈移行法人関連 12 件〉

- ・建築資金返済のための収益事業であり、課税されながらの公益事業の実施が厳しい。コロナで厳しい経営となり、助成金や補助金を利用しようとした際、ものにより、受ける資格すらなかった。
- ・公益目的出計画と税負担のバランス
- ・公益目的支出計画の遂行が困難な状況になりつつある
- ・完了見込みが長い。
- ・特になし、計画完了まで実施する。
- ・公益目的支出計画の変更認可を行う場合、監督する行政庁の審査、委員会における審議と時間がかかる点。
- ・配当金が上がった為資金運用益が多くなり、その活用について継続事業でと指定がありますが、新たな継続事業を増やそうにも人員確保や昨今の感染症による状況などもあり遂行が難しい。
- ・まだ発生していないが、公益目的事業の変更が発生した場合の変更の手続き
- ・公益目的支出計画終了後、非営利型法人のままとするか普通法人に移行するかの判断
- ・報告、その他の手続等に時間を要する。
- ・費用の事業毎の従事時間按分など会計間振替が面倒
- ・移行法人であるためか、補助金、助成金の助成対象から外れているケースが多々ある。

〈公益法人との比較等 17 件〉

- ・社債配当金への源泉所得税の課税が大きい。
- ・非営利徹底法人にも関わらず、一律の金融所得課税の不合理性
- ・収入の9割を利金配当収入に依存している為、税金の源泉による収入の減額が運営費確保の障害となっている。
- ・運用収入（国債運用利子など）に対する源泉徴収税（税率 15.315%）負担が重い。
- ・税負担の増加

V. 付属資料

- ・指定管理で指名指定をいただいているが、下請け業者みたいなもので予算要求が通りにくい。地方自治体へ還元すべき収益余剰金が法人税によって国へ帰属されること。上記2点は、所轄庁の審査や手続きが手間がかかり煩雑。
- ・収益事業そのものが課税対象になっている点。
- ・法人全体の事業の内、収益事業の割合が高いため税金の負担が多い。
- ・選択肢のとおり税負担が大きくなり、最終利益の減少に苦勞している。
- ・法人全体の収支を加味した課税を行うべき。
- ・将来の財源確保のため、収益をあげようとしても課税されること。
- ・自治体からの固定資産税等にかかる減免措置が厳しくなっている
- ・事業内容は変わらないのに固定資産税が大きくなった
- ・寄附金に対する税制優遇を認めてもらいたい。
- ・寄付文化の醸成を目指すのであれば、米国のように、PST 要件を満たしていれば一般法人や NPO 法人も寄付金控除の優遇措置を適用するとしたらいかがか。
- ・公益法人に比べて行政機関との協力関係が弱い
- ・競争契約等において、営利法人と同様の扱いとなる。

〈人材確保等 3 件〉

- ・周囲に一般財団法人の運営経験、また自団体のように規模の小さな財団法人の運営経験がある人が少なく、些細な疑問を日常的に確認することが出来ない。特にガバナンス関係の疑問が多い。貴法人には様々な質問が寄せられていると思うが、それを FAQ のような形でウェブサイトに掲載いただけるとありがたい。
- ・県内の知的障害者の親の会ですが、若い人の加入がなく、財政的に脆弱
- ・運営実務者が 1 人、後任者探しが難しい。

〈資金確保等 3 件〉

- ・中小企業として認められず補助事業対象外になるものが多すぎる
- ・中小企業の枠から外れるため、補助金・助成金の対象になりにくい
- ・新型コロナやウクライナ危機による光熱水費の増加等に対する国及び県の支援の対象となりにくいことがある。

〈その他 8 件〉

- ・役員選出や総会運営等
- ・法人に支部もなく、相談窓口がない。
- ・会計の内訳が分かりにくい
- ・兼任役員の取り扱い 予算管理
- ・公益法人会計の明細が複雑
- ・特になし（3 件）

(5) 「表 100 再度選択する場合の法人類型」のその他回答

◆ 一般社団法人

(回答数 13 件)

- ・公益・一般、それぞれ長所と短所があるため現在検討中。
- ・現状では決めかねるが、公益か一般のいずれか
- ・これら選択肢の各法人のメリット/デメリットを把握して比較検討できるわけではないので、わかりません。そのような背景もあり、再選択するなら、現状と同じく一般法人になると思います。
- ・学校法人
- ・事業協同組合

- ・任意団体
- ・未確定（決めていない）
- ・考えていない
- ・検討したことが無い（2件）
- ・不明
- ・わからない（2件）

◆ 一般財団法人

(回答数 3 件)

- ・未定(事業等の状況により調整)
- ・検討の実績なし
- ・分からない

(6) 「表 107 寄附金を募集していない理由」のその他回答

◆ 一般社団法人

(回答数 34 件)

- ・会費収入で運営をしているため
- ・会費制での運営のため
- ・会費内での事業展開のみとしている
- ・会費収入で間に合っているため
- ・会費収入の為
- ・目的を共有する会員企業からの会費収入に依存。
- ・会費収入主体のため
- ・会費が主たる収入のため。
- ・会費と補助金で行っている
- ・業界団体であり、基本は会費で充当しており、寄付を集める動機がないため
- ・寄附税制の優遇がないため。
- ・寄附金に対する優遇税制がないので、寄附金が集まらない。
- ・寄付はたかりと思っている企業が多い。この国には寄付文化がない。
- ・寄附金を募集しない訳ではなく、申し出者がない。
- ・寄付を受けるための理由がない
- ・寄付は当法人の業務にそぐわない。
- ・寄附金を寄せていただく金額には限界があること。
- ・寄附金を募集しても容易には得られない状況であるため
- ・寄付を申し出る者はいないものと想定
- ・寄附を受ける理由もなく、募り先もない
- ・寄附金を募集する考えがない
- ・募集しても集まる目途がないため
- ・募集作業の事務量に対し、寄附金が集まる期待度が低い
- ・相応の応募額が期待できないため
- ・寄附金を広く受けることが困難な状況
- ・併設団体（公益財団法人）で寄附金を募集しているため
- ・寄附金の必要がない為
- ・運営費に不足は生じていない
- ・一定の役割を終了しており先のことはのぞめない。
- ・人それぞれで 全てに対応が出来ないので 難儀の種を持たない為
- ・人員不足

V. 付属資料

- ・ 不明
- ・ 理由なし
- ・ 全く想定していません。

◆ 一般財団法人 (回答数 11 件)

- ・ 公益目的財産を使っていくこととして、認可を受けているため。
- ・ 毎年、安定的な会費収入があり、事業執行に支障がない
- ・ 不足分は市の補助金で賄われているから
- ・ ほぼ行政からの補助・委託事業であるため。
- ・ 必要ない。
- ・ 設立時は寄付で法人ができているが、運営は事業収入で行っていく
- ・ 寄付を募集する事業を運営していない。
- ・ 法人のミッションや事業内容から考えるに、寄付の対象となるような事業ではないため。
- ・ 今後必要に応じて募集する可能性あり。
- ・ 寄附者への寄附金控除の優遇措置がない。
- ・ 寄附金募集していたが、寄附の申し出を装った不審な人物からの絡みがあり、対外的には一旦停止中です。

(7) 「表 109 寄附利用をさらに促進する上で期待する項目」のその他回答

◆ 一般社団法人 (回答数 4 件)

- ・ 国際学会開催時に募集しただけで、寄附促進は考えていない。
- ・ 学術集会時のみ
- ・ 特になし (2 件)

◆ 一般財団法人

—該当なし—

(8) 「表 110 税制に関する要望」の記述回答

◆ 一般社団法人 (回答数 32 件)

〈法人税関連 10 件〉

- ・ 公益事業（非課税事業）の赤字分を、収益事業（課税事業）で賄っている場合、税引き前損益でほぼ収支均衡になっていても、法人税の納税により税引き後の損益が赤字になる。いっそのこと、全課税にしてもらえる方が納税額を抑えることが可能となるのと思うが、本会の根幹となる事業は公益事業であり営利を目的としていないので、悩むところである。
- ・ 収益事業に対する法人税の非課税
- ・ 公益事業にも注力しており、税率を大幅に下げて欲しい。
- ・ 課税割合の減額
- ・ 税率を下げてほしい
- ・ 一般法人でも非営利徹底法人の場合は、公益目的の収益事業（行政からの福祉関連の委託事業等）に対する非課税あるいは税の減免措置があってもいいのではないかと。
- ・ 資産・運営状況、納税状況等を公的機関が適切に判断し、「優良法人」として認定できる格付制度を創設、更なる税制優遇の措置があれば良いと思う
- ・ 優遇措置の拡充

- ・当会は、国・県の事業執行団体であり、公益性は高く、税負担は重いと感じるが、制度上やむを得ないものと考えている。
- ・（一社）非営利徹底法人で収支の変動が激しく、管理費の確保が困難な法人に対する組織維持経費の基礎控除

〈寄付金関連 4 件〉

- ・寄付金控除
- ・寄附金に対する優遇税制がないので、寄附金が集まらない。
- ・寄附税制の優遇措置を求めたいです。
- ・寄付金控除優遇措置

〈金融所得課税関連 4 件〉

- ・利息収益に対する非課税化、収益事業の非課税化
- ・一般社団法人でも非営利団体は以前の様に非課税にしてもらいたい
- ・叶うなら無税にして欲しい
- ・節税というと露骨ですが、所得税を減らす配賦の方法がわかるセミナーの開催

〈消費税関連 8 件〉

- ・インボイス制度の見直し
- ・インボイスに伴う税額の積み立てができるようにしてほしい
- ・公益社団法人は消費税の積み立てが出るが、一般社団法人には認められない
- ・インボイス制度への対応に苦慮している。
- ・特になし（一般社団法人とは無関係に、インボイス制度で購入先が登録されていない場合に消費税を多く支払わなければならないケースを懸念しています。）
- ・消費税の非対象にして欲しい
- ・消費税の軽減措置
- ・電子帳簿保存法の要件のさらなる緩和

〈地方税関連 5 件〉

- ・大阪府の事業税は免除ですが、大阪市には納めています。会費や寄付が税金になるのは腑に落ちない気がします。
- ・法人住民税（県民税）の減免措置
- ・減免申請時に県民税と市民税を一旦納付した後、決定後に返金される仕組みになっているが、無駄な行政作業と考えられる。行政効率化の一環として、減免が認められない場合に限り納付する仕組みにするよう希望する。
- ・市民税の免除
- ・法人道府県民税均等割りの減免

〈その他 1 件〉

- ・工業会の将来について理事会で審議中（解散はせず、固定資産売却で延命）。

◆ 一般財団法人

(回答数 27 件)

〈法人税関連 13 件〉

- ・公益目的支出計画の事業に係る法人税の負担の基準をもう少し明確にしていきたい。
- ・（公益目的支出計画の）実施事業の支出にも課税される点を変更願いたい
- ・非営利特化の一般法人への税制上の優遇がもう少し柔軟であっても良いかと思えます。
- ・指定管理料による収入は非課税となればいい。
- ・美術館事業、収益事業等 4 事業で構成されますが、合算すれば赤字です。しかし収益事業が

V. 付属資料

黒字のため、法人所得税は課税されます。法人税は合算所得で算定して欲しいです。

- ・ 特例民法法人に近い税率
- ・ 法人税免税措置
- ・ 法人の状況によっては免除もあってはいいのではないか。
- ・ コロナの影響による対策として減税
- ・ 特になしだが、小規模財団であるゆえ税の減免を希望する。また、公益法人になると事務負担が多すぎる。
- ・ 税金の免除
- ・ 市 100%の出資団体であり、特定の公共施設の管理運営を行うために設置された団体なので税金の優遇があっても良い
- ・ 納税負担は当然

〈寄付金関連 5 件〉

- ・ みなし寄付金制度の適用
- ・ 一般社団（財団）法人のうち「非営利型法人」について、他の法人区分と均衡のとれた課税を確保するため、現行制度では「公益社団（財団）法人」のみに認められている、「みなし寄附金の損金算入」を適用してもらいたい。
- ・ 寄付者への優遇税制
- ・ 寄附金に対する税制優遇を認めてもらいたい。
- ・ 寄附金控除の優遇措置。

〈金融所得課税関連 5 件〉

- ・ 非営利徹底法人に対する金融所得課税の免除
- ・ 非営利徹底一般法人には利子所得税を公益法人と同等にしてほしい。
- ・ 運用収入（国債運用利子など）に対する源泉徴収税の免除。
- ・ 昨今の世情が前とは変わってしまい、事業を増やそうにも人員確保や人を集める事そのものが難しく、それでも運用益が上がると継続事業を増やさないと困るので、変化した世情に対応した税制、資金の公益目的事業への活用法について検討していただければ助かります。
- ・ （利子所得）源泉徴収率 15.315% は高率であり、軽減してほしい。

〈消費税関連 1 件〉

- ・ （消費税）簡易課税方式に

〈地方税関連 3 件〉

- ・ 非営利型法人にも地方税の非課税扱い
- ・ 固定資産税の軽減を求めたい。収入の増減にかかわらず課税されるのは苦しいため。
- ・ 固定資産税の軽減

(9) 「表 111 基金制度の活用状況」のその他回答

◆ 一般社団法人

(回答数 17 件)

- ・ 基金規程を設けている
- ・ 規程で基金制度について明記している。
- ・ 一般社団法人への移行とともに基金制度を廃した
- ・ 基金制度は使い勝手が悪いと聞き、あえて設けなかった
- ・ 導入は現実的ではない
- ・ 基金を設ける考えがない
- ・ 募集するつもりはない

- ・基金の必要性がない
- ・利用の考えはない
- ・会員からの会費と事業収入で運営することが基本になっている
- ・現在のところ、基金制度の活用は特に必要ありません。
- ・特に必要性を感じていない。
- ・基金制度は定款に明記していない
- ・募集するつもりはない。
- ・規模は小さくアンケートには該当しない。
- ・解散予定であるため募集しない（学校法人へ移行）
- ・無し

(10) 「表 112 基金制度について意見・要望等」のその他回答

◆ 一般社団法人

(回答数 47 件)

- ・不要
- ・当法人では必要ない
- ・この先も募集しない、現行のままの予定
- ・現状、基金制度の使用は考えていない。
- ・本会では導入予定なし
- ・基金は当法人の業務にそぐわない。
- ・非常に中途半端な制度であると感じている
- ・返済義務があるのでしたら、必要性を感じておりません
- ・基金と寄付を同様に考えている企業がいかに多いことか。
- ・非営利徹底法人の基金積立
- ・制度を知らないため該当項目がない。
- ・良くわからない（6 件）
- ・興味がない（2 件）
- ・特になし（29 件）

(11) 「表 113 純資産規制による財団法人の強制解散制度」のその他回答

◆ 一般財団法人

(回答数 4 件)

- ・寄附金収入を得て、債務超過を回避できた。
- ・今年度、土地の評価替えを行い、回避する予定。
- ・支出超過が続いており間もなく正味財産が 300 万円を下回る見込み
- ・特になし

(12) 「表 114 強制解散制度について意見・要望等」のその他回答

◆ 一般財団法人

(回答数 8 件)

- ・現実に法人運営を継続できなければやむを得ない
- ・よくわからない（2 件）
- ・特になし（5 件）

(13) 「表 115 コロナ禍による事業の損失状況」のその他回答

◆ 一般社団法人

(回答数 54 件)

〈事業面の影響 26 件〉

- ・看護学校を経営しており、生徒の実習先の確保が困難であった
- ・人が集まらないための結束力の低下、無関心化
- ・通常の事業活動を縮小した。
- ・対面による事業の縮小
- ・事業の中止及び縮小が生じた
- ・活動の規模縮小
- ・例会や事業構築に悪影響があった
- ・制限され活動計画を進められなかった。
- ・全国会議、研修が開けなかった。
- ・会議、講演会、講習会等の事業の開催に影響があった
- ・射撃大会及び講習会等の実施に支障が出た
- ・研究会の運営にオンライン開催など準備と実施に苦勞した。
- ・学術集会開催において、現地開催、WEB 開催などの検討が生じた。
- ・セミナー運営などでオンライン化を実施
- ・対面で実施してきた技術講習会をオンラインに完全移行。地方からの参加者が増えた。
- ・対面での会議減少に伴う会員との接点の希薄化
- ・コロナによる営業収益の悪化による廃業や合併による会員減
- ・一部マイナス影響が発生
- ・構成員の減少があった
- ・主催する会議等の取りやめや延期の発生
- ・催物の開催が激減し、活発な交流が図れなくなった。
- ・毎日の手形交換事業を休むことなく実施すること(人的対応、場所対応)について苦勞した。
- ・収支の問題よりもコロナ禍下の会の開催などの運営が大変だった。
- ・予定していた研修会会費等が中止になった
- ・コロナ関連事業の受託等により一時的に業務が拡大した
- ・シンポジウム等への会議開催費助成公募事業において申請件数の落ち込みが見られた。助成事業全般において助成期間の延期を認めたため、大きな混乱はなかった。

〈収支面の影響 16 件〉

- ・今のところ影響は少ないが、これから会費収入に影響が出ると思われる。
- ・会費を貰わなかったのでマイナス影響が出た
- ・会費の徴収を1年中止した
- ・会費収入でマイナス影響が発生
- ・大幅ではないが、事業収入でマイナスの影響はあり。
- ・食堂事業売上げの減少、会員の来館数の減少等
- ・一部の支出費用が減少している
- ・支出費用が減少したため会費を減額した
- ・支出も減少したが、収入も減少
- ・事業の中止や縮小により支出費用は減少したが、それに伴う参加料収入も減少した。
- ・出張等の経費が抑えられた反面、コロナ対策費用がかさんだため費用抑制とはならなかった
- ・対コロナ体制整備に伴い経費が増えた
- ・コロナウイルス対策の経費と休みの増

- ・支出費用は減少。DX 推進のきっかけとなった。
- ・ワクチン集団接種事業による大幅なプラス影響が発生
- ・事業収入が拡大した。

〈組織運営面の影響 11 件〉

- ・陽性者、濃厚接触者に該当し、業務継続に支障の恐れがあった
- ・スタッフが少ないため、コロナ感染で高熱であっても（自宅で）就業させざるを得ない状況があった。
- ・感染防止のための業務量及び経費の増加
- ・観光業のコロナ対策のため事務量が膨大に増えた。
- ・行動制限により働き方改革の一部が実施できた。
- ・会議や行事の書面決議化、リモート化の実施
- ・理事会など Web 運営が浸透した
- ・会議等、ネット会議が増えた。設備整備が必要であった。
- ・会議（理事会及び総会）、事業の全国大会及び地区大会の開催方法の変更を余儀なくされた。
- ・在宅勤務が普及した
- ・会館老朽化による営繕費が増加、電気料の高騰等

◆ 一般財団法人

(回答数 22 件)

〈事業面の影響 12 件〉

- ・会議や事業を中止せざるを得ないことがあった
- ・セミナー事業や講演会などを行えず参加者を募集できなかった。
- ・リアルの会合開催ができないことによる会員サービスへの影響
- ・奨学金授与式後の奨学生との親睦会を開催出来なかった。
- ・少人数のため代替え要員を当てるのに苦労した。
- ・事業が対面主のため、事業額のあり方ややり方を変える必要が生じた。
- ・陽性者が出て業務が回らなくなりそうになった
- ・一部の事業が中止となった
- ・事業の実施制限
- ・事業内容について変更
- ・実施事業の見直し
- ・職員募集が滞った

〈収支面の影響 8 件〉

- ・事業の中止・縮小により補助金が減額となった
- ・一次的に会費（登録料）収入が激減したが、現在は回復基調
- ・助成先の事業がコロナで中止になり、助成金の支出が減り、逆に財産が減らなかった
- ・事業が行えないため、会費収入を数パーセント減額した。
- ・支出が減少したため法人存続見込期間が延長した。
- ・各事業での支出減、経費の増となったことによる影響はあった
- ・コロナ対策費の支出が増えた
- ・美術館という施設において来館者が激減、人を集めて行う公益目的事業ができず収支に余剰が発生、運用益や収支のバランスが取れなくなった。

(14) 「表 117 法人組織として求めたい支援」のその他回答

◆ 一般社団法人

(回答数 9 件)

- ・ 会員の収益向上のサポート
- ・ 小規模法人であり、また事務局職員が少ないため、法人運営の初歩的なノウハウの相談に気軽に乗ってくださる窓口があると大変ありがたい。
- ・ 収入の減少に対する対応
- ・ 研究への助成
- ・ 職員の雇用対策
- ・ 一般社団法人法の理解者
- ・ 法務の関係で相談などの支援があればうれしいです。
- ・ 国の補助の復活
- ・ 特に思いつきません

◆ 一般財団法人

(回答数 4 件)

- ・ 感染症や世情の変化で公益目的事業が難しくなり、収支バランスが取れなくなった場合の救済措置
- ・ 利用可能な補助金情報
- ・ 公益目的支出計画が終了した後の法人運営に関する情報提供・相談
- ・ 移行直後の個別相談やQ & Aの利用により疑問点など解決できた。

(15) 「表 119 今後法人組織として取り組みたい事項」のその他回答

◆ 一般社団法人

(回答数 9 件)

- ・ 会員メリットのある事業の構築
- ・ 従業員雇用延長
- ・ 役員世代交代
- ・ 管理の向上
- ・ 新たな人材（正規職員）の確保（現在は非正規職員が大半）
会員増、IT活用
- ・ DX化推進。
- ・ 特になし。工業会の将来について審議中（延命の方向）。
- ・ 検討の余地なし
- ・ 特記事項なし

◆ 一般財団法人

(回答数 7 件)

- ・ 既存の事業および会員に有益な事業の拡充
- ・ 財団の目的に合致した団体等への助成事業
- ・ 医師になった奨学生同士の情報交換の機会を設けたい
- ・ 定年延長に伴う制度改革
- ・ 女性役員の登用、
- ・ 専門知識・技術を有した人材の確保
- ・ 解散に向けての事務の進め方

(16) 「表 120 公益法人協会に対する要望事項」の記述回答

◆ 一般社団法人

(回答数 72 件)

〈提言関係 1 件〉

- ・在り方有識者会議などを通じて、公益法人が抱える課題の発信、情報共有、制度改正の働きかけ等のお力添えをお願いします。

〈相談、セミナー関係 12 件〉

- ・当会は貴協会の相談窓口を何度も利用させていただき、そのつど有益なアドバイスをいただき、とても感謝している。当方の法人制度及び運営の理解が十分ではないため、引き続き丁寧にご教示いただけると大変ありがたい。
- ・理事会や総会の運営等でご相談にのっていただき、大変助かっております。他に相談するところがないので。
- ・いつもご相談に乗っていただき深く感謝しております。引き続きよろしくをお願いします。
- ・困った時に頼りになります。何度か相談させていただきました。ありがとうございます。
- ・困った事象が発生した折にいつでもご相談できる環境を得ることができて良かったと思っています。
- ・今後とも 各種相談・ご支援を よろしく お願いいたします。
- ・今後ともご指導賜りますようお願いいたします。
- ・相談窓口となってもらえればありがたいです。
- ・法律、会計の相談、IT導入相談
- ・コンプライアンス意識を浸透させるための助言
- ・一度相談したことがあるが、正当論だけをいうのではなく、法人側の身になり実質的な相談に乗ってほしいと思いました。
- ・相談だけの会員制度（お安く）があってもよいかも・・・

〈情報提供関係 9 件〉

- ・貴重な情報提供をありがとうございます。
- ・いつも有益な情報をありがとうございます。
- ・さまざまな情報をいただき助かっています。
- ・理事の質の向上のため『法人運営のビデオ』を開放していただきたいと思います。
- ・HPのQ&Aを復活してほしい。
- ・Q&Aの復活
- ・法令の理解
- ・今後も共同サイトでお世話になります。
- ・非営利徹底法人の運営情報

〈その他 50 件〉

- ・いつもありがとうございます。
- ・メールを減らして欲しい
- ・一般法人の報告書の簡素化を希望
- ・個々事業の発展にご尽力賜りますようお願いいたします。
- ・特になし（45 件）
- ・特になし（縮小する製造業に関連して業界団体も曲がり角にあり）

◆ 一般財団法人

(回答数 39 件)

〈提言関係 1 件〉

- ・公益財団法人化を目指しています。収支相償の撤廃を行政へ働きかけて下さい。このままではやがて一般財団法人は破綻して解散になります。

〈相談、セミナー関係 9 件〉

- ・いつも大変お世話になっております。協会の先生方のご指導のおかげで、公益移行について内閣府から期待して頂ける状況にもっていき事ができ、まもなく本申請の予定です。良いご報告ができるよう、努めて参ります。
- ・いつもこちらの質問に対してご丁寧なご回答、誠にありがとうございます。小さな法人ですので、公益法人協会様のご提供して下さる相談事業に大変助けられております。今後もこの事業はぜひ継続をお願いできますと幸いです。
- ・今後も役に立つ講座の実施をお願いします。
- ・いつも研修会等のご案内をいただきありがとうございます。今後とも協会のご支援をお願いいたします。
- ・日頃よりのご指導、深謝申し上げます
- ・いつも相談にのっていただき感謝しております。
- ・困ったことへの的確な対応を迅速にお願い出来れば助かります
- ・質問等があればお伺いしてよろしいのでしょうか
- ・オンラインでの相談では無理がある。直接面談が望ましい。(できれば出張をお願いして)

〈情報提供関係 5 件〉

- ・アンケートの報告書は参考になります。
- ・大変お世話になっております。引き続き情報をお願い致します。
- ・いつも有益な情報提供をしていただき、感謝申しあげます。今後ともよろしくお願い申しあげます。
- ・いつも貴重な情報をご提供いただき深謝でございます。要望などはございません。
- ・議事録や質疑・回答を財団運営に参考にしておりますので、今後とも情報公開を進めていただきたいと思ひます。出来れば議案(規則等の改正分だけでも)も公開していただければ、大変参考になると思ひますので、宜しくお願ひ致します。

〈その他 24 件〉

- ・いつもありがとうございます。
- ・今後ともよろしくお願ひします。
- ・引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。
- ・ご奮闘を祈ります!
- ・本題ではありませんが、このアンケートを送信する前に、いったん保存・印刷などして決裁を取れるようにしていただければと思ひます。
- ・特にありません。最も困っている人手不足の問題はどうしようもありませんので。
- ・特になし (18 件)

VI. アンケート質問全文

1. 公益法人

*回答必須項目

I 法人基本情報

i. 回答者のメールアドレス*

(不明箇所の確認を目的としたお問合せ、重複回答を防ぐためにご協力ください)

メールアドレス ()

ii. 法人の別*

- ・公益社団法人
- ・公益財団法人

iii. 法人の形態*

- ・特例民法法人からの移行
- ・特例民法法人から一般法人に移行後公益法人へ
- ・新設 (2008年12月以降に一般法人設立後公益法人へ)
- ・任意団体から一般法人に転換後公益法人へ
- ・特定非営利活動法人から一般法人に転換後公益法人へ
- ・営利法人 (株式会社・合同会社など) から一般法人に転換後公益法人へ
- ・その他法人から一般法人に転換後公益法人へ

iv. 行政庁の別*

- ・内閣府
- ・都道府県 ()

v. 貴法人の中心的事業を次の区分より一つだけお答えください*

コード 下表「事業コード表」をご参照 ()

事業コード表

1 社会福祉関係	19 生活・権利保護支援
2 福祉関係の助成	20 人権・平和
3 健康維持・増進団体等	21 国際協力
4 医療施設、病院等	22 男女共同参画社会
5 教育関係	23 情報化社会
6 学会・学術団体	24 産業創造・企業経営、起業支援
7 研究・分析機関	25 業界団体
8 助成・表彰	26 同一資格者団体
9 奨学	27 免許・資格付与・検査・検定
10 児童・青少年の健全育成	28 互助・共済、親睦団体
11 美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	
12 芸術・文化関係	29 精神修養団体
13 スポーツ関係	30 祭祀・慰霊
14 趣味・愛好会・同好会	31 会館運営
15 地域社会貢献活動・団体	32 新聞その他メディア
16 環境保護	33 行政関連

VI. アンケート質問全文

17 災害・地域安全
18 動物愛護

34 非営利活動支援団体
35 その他

vi. 収益事業の有無*（複数回答可）

- ・収益事業として、会計区分の上、実施している
- ・法人税法上の収益事業 34 業種に該当するが、公益目的事業として認定され実施している
- ・実施していない

vii. 収益事業を実施している場合のその事業の内容を教えてください。

- | | |
|---------------|-------------|
| ①物品販売業 | ⑱代理業 |
| ②不動産販売業 | ⑲仲立業 |
| ③金銭貸付業 | ⑳問屋業 |
| ④物品貸付業 | ㉑鉱業 |
| ⑤不動産貸付業 | ㉒土石採取業 |
| ⑥製造業 | ㉓浴場業 |
| ⑦通信業 | ㉔理容業 |
| ⑧運送業 | ㉕美容業 |
| ⑨倉庫業 | ㉖興行業 |
| ⑩請負業 | ㉗遊技所業 |
| ⑪印刷業 | ㉘遊覧所業 |
| ⑫出版業 | ㉙医療保健業 |
| ⑬写真業 | ㉚技芸教授業 |
| ⑭席貸業 | ㉛駐車場業 |
| ⑮旅館業 | ㉜信用保証業 |
| ⑯料理店業その他の飲食店業 | ㉝無体財産権の提供等業 |
| ⑰周旋業 | ㉞労働者派遣業 |

viii. 2021 年度の収入のうち主なもの*（複数回答可）

- ・会費収入
- ・個人による寄附金
- ・親会社等による資金拠出
- ・公益目的事業からの収益
- ・収益事業の実施による収益
- ・民間機関からの助成金
- ・行政機関からの補助金
- ・委託費・指定管理料
- ・資金運用益
- ・その他（記入欄： ）

ix. 2021 年度の収入の規模 *

- ・ 1 千万円未満
- ・ 1 千万円以上 5 千万円未満
- ・ 5 千万円以上 1 億円未満
- ・ 1 億円以上 5 億円未満
- ・ 5 億円以上 1 0 億円未満
- ・ 1 0 億円以上

II 法人格について

(1) 公益法人になって良かった点を教えてください。* (複数回答可)

- ・社会的な信用が一般法人よりも高い。
- ・補助金・助成金・指定管理が受けやすい。
- ・公益目的事業が非課税
- ・公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している。
- ・寄附金控除の優遇措置
- ・公益法人になって良かった点は特になし。
- ・その他 (記入欄:)

(2) 公益法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。* (複数回答可)

- ・収支相償により、事業活動が制限される。
- ・公益目的事業比率の制限により事業活動が制限される。
- ・遊休財産額規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができない。
- ・立入検査など行政庁による指導監督の負担がある。
- ・毎年の事業報告、計算書類等の作成負担が大きい。
- ・変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい。
- ・毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい
- ・適正とされる機関運営 (社員総会・評議員会・理事会など) が難しい
- ・苦労している点、困っている点は特になし
- ・その他 (記入欄:)

(3) 上記設問(2)で、収支相償原則について具体的な要望やご意見等があれば教えてください。(複数回答可)

- ・収支相償の定義や計算方法をわかりやすくしてほしい。
- ・収支相償原則は、根本から見直してほしい。
- ・収支相償の判定を毎年度行うことを見直してほしい。
- ・資産取得資金および特定費用準備資金の積立の要件を緩和してほしい。
- ・一定規模以下の法人に対し、現行の定期提出書類別表 A の提出を簡略化してほしい。
- ・その他

(4) 上記設問(2)で、遊休財産額規制について具体的な要望やご意見等があれば教えてください。(複数回答可)

- ・遊休財産額と控除対象財産の定義・計算方法をわかりやすくしてほしい。
- ・現行の遊休財産額保有上限 (事業費の 1 年分) を大幅に緩和してほしい。
- ・法人が一定程度自由に使用できる積立金制度の創設を望む。
- ・資産取得資金および特定費用準備資金を使いやすくしてほしい。
- ・一定規模以下の法人に対して、現行の定期提出書類別表 C の提出を簡略化して欲しい。
- ・その他 (記入欄:)

(5) 上記設問(2)で、認定等手続きについて具体的な要望やご意見等があれば教えてください。(複数回答可)

- ・重要な変更以外は、届出で済む制度にしてほしい。
- ・認定と届出の基準を、解釈の相違がないよう、明確にしてほしい。
- ・認定と届出に係る事務負担を軽減してほしい。

VI. アンケート質問全文

- ・手続きに要する時間を短縮し、迅速に対応してほしい。
 - ・その他（記入欄： ）
- (6) 上記設問(2)で、その他に困っている点の内容について具体的に教えてください。（改善策等のご意見があれば併せてお願い致します）。
- (7) 毎年の定期提出書類のうちの別表Hについて伺います。貴法人では、「定期提出書類の手引き（公益法人編）の改訂について（別表Hに関する記載方法）」に対して、どのような対応をとられましたか。また、ご意見等があれば、その他にご記入ください。（複数回答可）
- ・手引きの改定どおり、別表Hを作成した。
 - ・手引きの改定とは異なり、従来通りに、別表Hを作成した。
 - ・その他（記入欄： ）
- (8) 法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。*
- ・やはり公益法人
 - ・一般法人
 - ・特定非営利活動法人
 - ・認定特定非営利活動法人
 - ・社会福祉法人
 - ・営利法人（株式会社・合同会社など）
 - ・労働者協同組合、特定労働者協同組合
 - ・その他（記入欄： ）
- (9) 上記設問(8)で現状の法人形態と異なる場合を選択した場合は、その理由についてお聞かせください。また現行の法人形態について、改善要望があれば、その他記入欄にご記入ください。
- ・法人運営での自由度が高い。
 - ・行政による監督がなく、実施事業に専念できる。
 - ・より地域に根ざした活動がしやすい。
 - ・資金調達が容易である。
 - ・その他（記入欄： ）

III 寄附と税制等について

- (10) 寄附金の総収入（経常収益）に占める割合を教えてください。*
- ・0%
 - ・10%未満
 - ・10%以上 20%未満
 - ・20%以上 30%未満
 - ・30%以上 50%未満
 - ・50%以上
- (11) 寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。（複数回答可）
- ・事業収入や運用収入で間に合っている。
 - ・寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない。
 - ・寄附金を募集した後の事務負担が大きい。

- ・募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない。
- ・寄附金を募集しても集まらない。
- ・その他（記入欄： ）

(12) 税額控除証明はすでに取得していますか。*

- ・取得済み。（申請書提出済み・準備中を含む）
- ・制度は知っているが、取得していない。
- ・制度自体を知らない。

※税額控除証明とは、PST(Public Support Test)要件を満たしている公益法人等に対して行政庁や所轄庁から交付される証明書。

※PST 要件とは、法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標であり、公益法人が税額控除対象法人となるための要件。

(13) 税額控除制度を知っているものの、税額控除証明を取得していない法人に質問です。税額控除証明を取得していない理由を教えてください。

- ・PST 要件を満たすことが困難である。
- ・当法人にとってはあまりメリットがない。
- ・手続きが複雑で面倒である。
- ・個人からの寄附は考えていない。
- ・所得控除だけで十分である。
- ・その他（記入欄： ）

(14) 寄附金を募集している法人に質問です。寄附の利用をさらに促進する上で期待する項目はありますか。

- ・多数の個人による小口現金の寄附
- ・資産家等の個人による大口の現金寄附
- ・資産家等の個人による大口の現物資産の寄附（みなし譲渡所得税非課税の承認特例※）
- ・企業による寄附
- ・寄附よりも、助成金等
- ・その他（記入欄： ）

※個人が、土地、建物などの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この譲渡所得に係る所得税について非課税とする制度(租税特別措置法第 40 条)のことをいう。

(15) 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。（例：固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大、など）

（記入欄： ）

(16) 現在の会計制度（平成 20 年公益法人会計基準）についてご意見があればご記入下さい。

（記入欄： ）

IV 行政庁の対応

(17) 立入検査など行政庁による監督で困っている点を教えてください。*（複数回答可）

- ・指摘事項が非常に細かい。重要で本質的なことを指摘して欲しい。
- ・担当官によって趣旨一貫していない面がある。

VI. アンケート質問全文

- ・立入検査のインターバルが短い。
- ・その他(記入欄：)

(18) 変更認定申請・変更届出で困っている点を教えてください。* (複数回答可)

- ・事業拡大のための変更認定申請等で、時間がかかる。
- ・担当官によって、届出および変更認定の見解が異なる。
- ・記載事項が多く、事務手続きにかなりの負荷を伴う。
- ・書類で細かなチェックが多い。
- ・特になし
- ・その他(記入欄)

(19) 新公益法人制度の基本は法人自治の尊重・自己責任経営を促すものです。この基本に照らして行政庁の指導や対応全般について、どのように思いますか。 ※復活

- ・おおむねこの理念にそくして監督しているので問題はない。
- ・やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし。
- ・旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い。
- ・その他(記入欄：)

※「その他」には、内部自治への介入の内容などを含めご記入ください。

(20) 行政庁の指導等に関して、要望があればご記入ください。

(記入欄：)

V 【基金制度の活用(社団法人のみ)】

(21) 基金制度の活用状況について教えてください。(複数回答可)

- ・定款で基金制度について明記している。
- ・実際に基金を募集している。
- ・基金制度の内容を把握しているが募集するつもりはない。
- ・基金制度は聞いたことがあるが、内容は把握していない。
- ・制度自体を聞いたことがない。
- ・その他(記入欄：)

※公益社団法人、一般社団法人では、活動の原資となる資金調達的手段として、「基金制度」が設けられている。基金とは、社員や社員以外の人(法人)から法人の責任財産となる財産の拠出を受け、法人の「基礎財産」になるものである。基金は一定の要件や合意の元に、返還義務を負うので、財産の拠出を受けたからといって、完全に法人の財産となるわけではない。

(22) 社団法人の基金制度についてご意見、ご要望等あればご記入ください。

- ・現行制度の浸透にむけて、もっと周知を図るべきである。
- ・募集手続きの簡便化等で、募集しやすくすべきである。
- ・現行制度は使いづらいので、制度改正すべきである。
- ・社団法人以外でも、同様の基金制度があつてよい。
- ・その他(記入欄：)

VI 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団法人のみ)

(23) 財団法人は純資産額(正味財産)が2期連続で300万円を下回った時は強制解散となります。貴法人の状況について教えてください。

- ・過去に、正味財産で 300 万円を下回ったことはない。
- ・過去に 2 年連続で、正味財産で 300 万円を下回った。
- ・過去に 1 度、正味財産で 300 万円を下回ったことがある。
- ・国からの給付金収入を得て、債務超過を回避できた。
- ・寄附金収入を得て、債務超過を回避できた。
- ・その他(記入欄：)

(24) 純資産規制による財団法人の強制解散制度についてご意見、ご要望等あればご記入ください。

- ・当該制度は、撤廃すべきである。
- ・強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである。
- ・その他(記入欄：)

VII コロナウイルスへの対応等

(25) 貴法人では、コロナ禍でどのような影響がありましたか。* (複数回答可)

- ・法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生
- ・事業収入で大幅なマイナス影響が発生
- ・寄附金や助成金等で大幅なマイナス影響が発生
- ・支出費用が減少したため、逆に、収支が余剰となる影響が発生
- ・特に大きな影響はない。
- ・その他(記入欄：)

(26) 今後、法人組織として求めたい支援について教えてください。* (複数回答可)

- ・休業・事業損失への補償金
- ・税制の優遇措置
- ・無利子・低利子融資
- ・IT 導入相談・経費補助
- ・窓口・オンライン上の個別相談
- ・支援情報を含む各種情報の提供
- ・従業員の失業対策・雇用支援
- ・特段の支援は求めている。
- ・その他(記入欄：)

(27) 今後、法人組織として自ら取り組みたい項目があれば、教えてください。* (複数回答可)

- ・他の非営利組織との連携、協業
- ・人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)
- ・情報開示の推進
- ・事業の拡大、成長
- ・資金調達基盤の強化、安定化
- ・法人運営の効率化
- ・再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化
- ・特になし
- ・その他(記入欄：)

VIII 公益法人協会への要望

(28) 公益法人協会への要望があればご記入ください。

(記入欄：)

VI. アンケート質問全文

2. 一般法人

*回答必須項目

I 法人基本情報

i. 回答者のメールアドレス*

(不明箇所の確認を目的としたお問合せ、重複回答を防ぐためにご協力ください)

メールアドレス ()

ii. 法人の別*

- ・一般社団法人
- ・一般財団法人

iii. 法人の形態*

- ・特例民法法人からの移行
- ・新設 (2008年12月以降に一般法人設立)
- ・任意団体から一般法人に転換
- ・特定非営利活動法人から一般法人に転換
- ・営利法人 (株式会社・合同会社など) から一般法人に転換後公益法人へ
- ・その他法人から一般法人に転換

iv. 所在地*

都道府県 ()

v. 税法区分*

- ・非営利徹底法人
- ・共益法人
- ・特定普通法人

vi. 貴法人の中心的事業を次の区分より一つだけお答えください*

コード 下表「事業コード表」をご参照 ()

事業コード表

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1 社会福祉関係 | 19 生活・権利保護支援 |
| 2 福祉関係の助成 | 20 人権・平和 |
| 3 健康維持・増進団体等 | 21 国際協力 |
| 4 医療施設、病院等 | 22 男女共同参画社会 |
| 5 教育関係 | 23 情報化社会 |
| 6 学会・学術団体 | 24 産業創造・企業経営、起業支援 |
| 7 研究・分析機関 | 25 業界団体 |
| 8 助成・表彰 | 26 同一資格者団体 |
| 9 奨学 | 27 免許・資格付与・検査・検定 |
| 10 児童・青少年の健全育成 | 28 互助・共済、親睦団体 |
| 11 美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園 | |
| 12 芸術・文化関係 | 29 精神修養団体 |
| 13 スポーツ関係 | 30 祭祀・慰霊 |
| 14 趣味・愛好会・同好会 | 31 会館運営 |
| 15 地域社会貢献活動・団体 | 32 新聞その他メディア |

16 環境保護	33 行政関連
17 災害・地域安全	34 非営利活動支援団体
18 動物愛護	35 その他

vii. 2021年度の収入のうち主なもの*（複数回答可）

- ・会費収入
- ・個人による寄附金
- ・親会社等による資金拠出
- ・公益目的事業からの収益
- ・収益事業の実施による収益
- ・民間機関からの助成金
- ・行政機関からの補助金
- ・委託費・指定管理料
- ・金融機関からの借り入れ
- ・資金運用益
- ・その他（記入欄： ）

viii. 2021年度の収入の規模

- ・ 1千万円未満
- ・ 1千万円以上5千万円未満
- ・ 5千万円以上1億円未満
- ・ 1億円以上5億円未満
- ・ 5億円以上10億円未満
- ・ 10億円以上

II 法人格について

(1)一般法人になって良かった点を教えてください。*（複数回答可）

- ・行政による監督がなく実施事業に専念できる。
- ・収支相償の制限がない。
- ・公益目的事業比率の制限がない。
- ・遊休財産の規制がない。
- ・毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単
- ・法人税は収益事業のみ課税（但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象）
- ・一般法人になって良かった点は特になし。
- ・その他（記入欄： ）

(2)一般法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。*（複数回答可）

- ・社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる。
- ・公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く。（公益目的支出計画を実施の法人様）
- ・申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き（公益目的支出計画を実施の法人様）
- ・相談する先がない。
- ・補助金・助成金・指定管理が受けにくい。
- ・税金の負担（非営利徹底法人および共益法人の場合は収益事業がすべて課税となり、特定普通法人の場合は税法上の普通法人と同等の全所得課税となる）
- ・預金利子に対し源泉徴収課税がされる。

VI. アンケート質問全文

- ・寄附者への寄附金控除の優遇措置がない。
- ・適正な機関運営（社員総会／評議員会・理事会など）が難しい。
- ・苦勞している点、困っている点は特になし
- ・その他（記入欄： ）

(3) (2)で回答した苦勞している点、困っている点の内容について具体的に教えてください。（さらに改善策等のご意見があれば併せてお願い致します）

（記入欄： ）

(4)法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。*

- ・やはり一般法人
- ・公益法人
- ・特定非営利活動法人
- ・認定特定非営利活動法人
- ・社会福祉法人
- ・営利法人（株式会社・合同会社など）
- ・労働者協同組合、特定労働者協同組合
- ・新たな法人形態(新しい資本主義の「社会的企業」等)
- ・その他（記入欄： ）

III 寄附と税制等について

(5)寄附金の総収入（経常収益）に占める割合を教えてください。*

- ・0%
- ・10%未満
- ・10%以上 20%未満
- ・20%以上 30%未満
- ・30%以上 50%未満
- ・50%以上

(6) 寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。（複数回答可）

- ・事業収入や運用収入で間に合っているため。
- ・寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない。
- ・寄附金を募集した後の事務負担が大きい。
- ・募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない。
- ・その他（記入欄： ）

(7) 寄附金を募集している法人に質問です。寄附の利用をさらに促進する上で期待する項目はありますか。

- ・多数の個人による小口現金の寄附
- ・資産家等の個人による大口の現金寄附
- ・資産家等の個人による大口の現物資産の寄附（みなし譲渡所得税非課税の承認特例※）
- ・企業による寄附
- ・寄附よりも、助成金等
- ・その他（記入欄： ）

※個人が、土地、建物などの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が公益の増

進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この譲渡所得に係る所得税について非課税とする制度(租税特別措置法第40条)のことをいう。

- (8)一般法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。
(記入欄：)

IV 基金制度の活用(社団法人のみ)

- (9)基金制度の活用状況について教えてください。(複数回答可)

- ・定款で基金制度について明記している。
- ・実際に基金を募集している。
- ・基金制度の内容を把握しているが募集するつもりはない。
- ・基金制度は聞いたことがあるが、内容は把握していない。
- ・制度自体を聞いたことがない。
- ・その他(記述欄：)

※一般社団法人では、活動の原資となる資金調達的手段として、「基金制度」が設けられている。基金とは、社員や社員以外の人(法人)から法人の責任財産となる財産の拠出を受け、法人の「基礎財産」になるものである。基金は一定の要件や合意の元に、返還義務を負うので、財産の拠出を受けたからといって、完全に法人の財産となるわけではない。

- (10)社団法人の基金制度についてご意見、ご要望等あればご記入ください。

- ・現行制度の浸透にむけて、もっと周知を図るべきである。
- ・募集手続きの簡便化等で、募集しやすくすべきである。
- ・現行制度は使いづらいので、制度改正すべきである。
- ・社団法人以外でも、同様の基金制度があってもよい。
- ・その他 (記入欄：)

V 【純資産規制による強制解散制度(財団法人のみ)】

- (11)財団法人は純資産額(正味財産)が2期連続で300万円を下回った時は強制解散となります。貴法人の状況について教えてください。

- ・過去に、正味財産で300万円を下回ったことはない。
- ・過去に2年連続で、正味財産で300万円を下回った。
- ・過去に1度、正味財産で300万円を下回ったことがある。
- ・国からの給付金収入を得て、債務超過を回避できた。
- ・寄附金収入を得て、債務超過を回避できた。
- ・その他(記入欄：)

- (12)純資産規制による財団法人の強制解散制度についてご意見、ご要望等あればご記入ください。

- ・当該制度は、撤廃すべきである。
- ・強制解散の前に、指導や支援措置をとるべきである。
- ・その他 (記入欄：)

VI コロナウイルスへの対応等

- (13)貴法人では、コロナ禍でどのような影響がありましたか。*(複数回答可)

- ・法人存続等、将来にかかわる大きな問題が発生
- ・事業収入で大幅なマイナス影響が発生

VI. アンケート質問全文

- ・ 寄附金や助成金等で大幅なマイナス影響が発生
- ・ 支出費用が減少したため、逆に、収支が余剰となる影響が発生
- ・ 特に大きな影響はない。
- ・ その他（記入欄： ）

(14) 今後、法人組織として求めたい支援について教えてください。*（複数回答可）

- ・ 休業・事業損失への補償金
- ・ 税制の優遇措置
- ・ 無利子・低利子融資
- ・ IT 導入相談・経費補助
- ・ 窓口・オンライン上の個別相談
- ・ 支援情報を含む各種情報の提供
- ・ 従業員の失業対策・雇用支援
- ・ 特段の支援は求めている。
- ・ その他(記述欄：)

(15) 今後、法人組織として自ら取り組みたい項目があれば、教えてください。*(複数回答可)

- ・ 他の非営利組織との連携、協業
- ・ 人材教育（専門知識・スキルの向上を含む）
- ・ 情報開示の推進
- ・ 事業の拡大、成長
- ・ 資金調達基盤の強化、安定化
- ・ 法人運営の効率化
- ・ 再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化
- ・ その他(記入欄：)

VIII 公益法人協会への要望

(16) 公益法人協会への要望があればご記入ください。

(記入欄：)

公益法人・一般法人の運営等に関する アンケート結果報告書

2023年7月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>

©2023

印刷 株式会社美巧社
